

令和6年9月定例会

総務委員会

予算決算委員会（総務分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(9月9日〔委員間討議〕)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、欠席者	2
4、審査事件	3
5、付託事件	3
6、経過	
集中審査日程決定	4

(警察本部)

分科会

警務部長予算議案説明	4
予算議案に対する質疑	4
予算議案に対する討論	6

委員会

警務部長所管事項説明	6
決議に基づく提出資料の説明	7
議案外所管事項に対する質問	7
意見書審査	23

(出納局・各種委員会事務局)

委員会

監査事務局長議案説明	25
会計管理者所管事項説明	25
人事委員会事務局長所管事項説明	25
議案に対する質疑	26
議案に対する討論	26
決議に基づく提出資料の説明	26
議案外所管事項に対する質問	27

集中審査参考人招致決定	30
-------------------	----

(第2日目)

1、開催日時・場所	31
2、出席者	31

3、経 過	
(企画部)	
分科会	
企画部長予算議案説明	3 1
政策企画課企画監補足説明	3 1
予算議案に対する質疑	3 2
予算議案に対する討論	4 0
委員会	
企画部長所管事項説明	4 0
決議に基づく提出資料の説明	4 2
陳情審査	4 3
議案外所管事項に対する質問	4 5

(第3日目)

1、開催日時・場所	6 6
2、出席者	6 6
3、経 過	

(秘書・広報戦略部、総務部、危機管理部)

分科会	
秘書・広報戦略部長予算議案説明	6 7
総務部長予算議案説明	6 7
予算議案に対する質疑	6 7
予算議案に対する討論	6 7
委員会	
総務部長総括説明	6 8
秘書・広報戦略部長所管事項説明	6 9
危機管理部長所管事項説明	6 9
議案に対する質疑	7 1
議案に対する討論	7 1
決議に基づく提出資料の説明	7 1
防災企画課長補足説明	7 3
陳情審査	7 7
議案外所管事項に対する質問	7 7

(第4日目)

1、開催日時・場所	1 2 6
2、出席者	1 2 6
3、経 過	

(地域振興部)

分科会	
地域振興部長予算議案説明	1 2 6
地域振興部次長兼交通政策課長補足説明	1 2 6
予算議案に対する質疑	1 2 8
予算議案に対する討論	1 4 4

(地域振興部)

委員会

地域振興部長所管事項説明	1 4 4
決議に基づく提出資料の説明	1 4 6
新幹線対策課長補足説明	1 4 7
陳情審査	1 5 1
議案外所管事項に対する質問	1 5 1

(第5日目〔集中審査〕)

1、開催日時・場所	1 7 7
2、出席者	1 7 7
3、経過	
委員会	
参考人(元監査人)への意見聴取	1 7 8
大石知事への意見聴取	2 1 3
参考人(元監査人)への意見聴取	2 4 2

(10月2日〔委員間討議〕)

1、開催日時・場所	2 5 1
2、出席者	2 5 1
3、経過	
委員会	
閉会中の委員会活動について	2 5 1
集中審査日程・参考人招致決定	2 5 1
・審査結果報告書	2 5 3

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料

9月9日
(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年9月9日

自 午前10時47分
至 午前10時51分
於 委員会室1

2、出席委員の氏名

委員	長	石本 政弘 君
副委員	長	富岡 孝介 君
委員		小林 克敏 君
		浅田ますみ 君
		松本 洋介 君
		吉村 洋 君
		坂本 浩 君
		大場 博文 君
		宮本 法広 君
		まきやま大和 君
		湊 亮太 君

3、委員外出席議員の氏名

なし

4、審査の経過次のとおり

午前10時47分 開会

【石本委員長】ただいまから、総務委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、小林委員、松本委員の、ご二人にお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和6年9月定例会におけ

る本委員会の審査内容等を決定するための委員
間討議であります。

それでは、審査方法等について、お諮りいた
します。

審査の方法については、委員会を協議会に切
り替えて行いたいと思いますが、ご異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進める
ことにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に
切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時51分 再開

【石本委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審
査内容については、原案のとおり決定されまし
たので、理事者へ正式に通知することといたし
ます。

ほかに、ご意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにご意見等がないようですので、これを
もちまして、本日の総務委員会を終了いたしま
す。お疲れさまでした。

午前10時51分 散会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年 9月24日

自 午前10時45分
至 午後 3時 4分
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 石本 政弘 君
副委員長(副会長) 富岡 孝介 君
委 員 小林 克敏 君
" 浅田ますみ 君
" 松本 洋介 君
" 坂本 浩 君
" 大場 博文 君
" 宮本 法広 君
" まきやま 大和 君
" 湊 亮太 君

3、欠席委員の氏名

吉村 洋 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

警 務 部 長 中川 正則 君
首 席 監 察 官 尾塚 政一 君
警 務 課 長 山田 恭市 君
総 務 課 長 古賀 新一 君
広 報 相 談 課 長 金子龍太郎 君
会 計 課 長 曾我 将男 君
装 備 施 設 課 長 岡山 英紀 君

監 察 課 長 古川 豊久 君
厚 生 課 長 浅海 洋 君
留 置 管 理 課 長 吉住 秀寿 君
生 活 安 全 部 長 山崎 博之 君
人 身 安 全 ・ 少 年 課 長 門脇 隆仁 君
生 活 安 全 企 画 課 長 西尾 洋 君
生 活 安 全 捜 査 課 長 濱田 次則 君
サイバー犯罪対策課長 堀 耕基 君
地 域 部 長 杉本 正彦 君
地 域 課 長 緒方良一郎 君
刑 事 部 長 平井 隆史 君
刑 事 総 務 課 長 船津 博之 君
捜 査 第 一 課 長 岡田 和重 君
捜 査 第 二 課 長 田川 誠一 君
組 織 犯 罪 対 策 課 長 岩木 浩 君
交 通 部 長 田川 佳幸 君
交 通 企 画 課 長 永尾 俊之 君
交 通 指 導 課 長 橋元 庄司 君
交 通 規 制 課 長 山口 秀和 君
運 転 免 許 管 理 課 長 俵屋 義雄 君
警 備 部 長 川本 浩二 君
警 備 課 長 村山 隆信 君
公 安 課 長 林田 智治 君
外 事 課 長 山口 秀寿 君
警 衛 対 策 課 長 細川 誠 君

会 計 管 理 者 井手美都子 君
会 計 課 長 山道 繁 君
物 品 管 理 室 長 元村真粧美 君

監 査 事 務 局 長 桑宮 直彦 君
監 査 課 長 重井 健次 君

人事委員会事務局長 田中紀久美 君

職員課長 田邑 聡子 君

労働委員会事務局長(併任) 田中紀久美 君

調整審査課長 西平 能成 君

議会事務局長 中尾美恵子 君

次長兼総務課長 濱口 孝 君

議事課長 佐藤 隆幸 君

政務調査課長 大宮 巖浩 君

・令和7年度国政・県政に対する要望書

・令和6年度長崎県の施策に関する要望・提案書（南島原市）

・令和6年度長崎県の施策に関する要望・提案書（雲仙市）

・諫早市政策要望

・対外的情報省を設立し、食料危機に対応することを求める意見書の提出に関する陳情書

・要望書（島原市）

・身体障害者福祉の充実に関する要望書

・政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書

・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書

6、審査事件の件名

予算決算委員会（総務分科会）

第82号議案

令和6年度長崎県一般会計補正予算（第2号）（関係分）

8、審査の経過次のとおり

午前10時45分 開会

7、付託事件の件名

総務委員会

（1）議案

・第83号議案

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例

・第84号議案

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

・第86号議案

権利の放棄について

・第87号議案

権利の放棄について

（2）請願

なし

（3）陳情

・要望書（平戸市）

・令和7年度離島振興の推進に関する要望書

【石本委員長】ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

欠席については、本日、吉村委員から欠席する旨の届出が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第83号議案「知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例(関係分)」の外3件であります。そのほか陳情11件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を総務分科会において審査することとなっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第82号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第2号）（関係分）」であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに掲載しております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

また、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間を理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り再度の質問ができることといたしますので、よろしくお願いをいたします。

なお、先の委員間討議を踏まえ、9月30日、午前10時から大石知事の政治資金等について、大石知事に出席要請を行い、集中審査を行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】それでは、そのように決定をいたします。

なお、参考人につきましては、後ほど協議をいたしますので、よろしくお願いをいたします。本日の委員会終了後を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

これより警察本部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員及び8月の人事異動による新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【中川警務部長】本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

本日、出席しております警察本部の幹部職員の中で、6月定例会総務委員会を欠席しておりました幹部職員をご紹介します。

〔幹部職員紹介〕

以上、幹部職員の紹介でございました。どうぞよろしくお願いをいたします。

【石本委員長】それでは、これより審査に入ります。

【石本分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

警務部長より予算議案の説明を求めます。

【中川警務部長】それでは、警察本部関係の議案につきましてご説明をさせていただきます。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 警察本部」の2ページ目でございます。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、「第82号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち繰越明許費についてございまして、事業についてご説明いたします。

今回の事業でございますが、令和6年度当初予算で計上しておりました長崎警察署長崎駅前交番新築事業の入札が不調となったため、年度内に事業が完了することが困難となったことから、警察施設費1億4,609万7,000円につきまして繰越明許費を設定しようとするものでございます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

【石本委員長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【松本委員】先ほど説明がありました長崎駅前交番新築事業について質問いたします。

今回、入札が不調となったため、年度内に事業を完了することが困難であるという説明でございました。

まず、入札不調の理由についてお尋ねいたし

ます。

【岡山装備施設課長】繰越明許でお願いしております長崎駅前交番の新築工事の件でございます。

理由につきましては、業界全体の技術者の不足というのが背景にございまして、そのほか他部局の発注工事など、入札時期が重複したため、当初、本件工事の入札を表明していた業者が数社ございましたが、相次いで他の工事を落札したため、技術者の配置が困難となり、本件工事の入札を見送られ、結果、不調となったものでございます。

【松本委員】入札時期が重なったということと、配置技術者の不足ということですが、現状として人手不足で技術者が足りないということもわかっておりますし、入札時期もどちらもあらかじめわかっていたものであると思います。

これが重なると、今後、いろんな影響が出てくると思いますので、これを踏まえて今後どのように対策を取るのか、お尋ねいたします。

【岡山装備施設課長】対策といたしましては、入札参加対象業者を県内全域に拡大いたします。併せまして、技術者の確保の見通しがつけやすい時期における発注を検討するほか、受注業者が余裕を持って建設資材及び人員の確保ができるよう、余裕のある準備期間を確保してより多くの業者が入札参加しやすい条件をもって発注することと考えております。

【松本委員】もともとは制限を長崎地域ということ、そちらに制限したものを全域に広げること、工期も余裕をみるということで、もとはよりは範囲は広がっていくと思いますので、その対応に対しては了といたします。

しかしながら、年度内の完成ができないということでございますから、今後、スケジュール

も変更になってくると思います。年度内の工事完了が困難ということで、今後、想定されるスケジュールについてお尋ねいたします。

【岡山装備施設課長】今後のスケジュールにつきましては、今年度内に発注を予定しております。具体的には令和7年1月に公告、2月に入札契約、4月、余裕を持って工事開始ということで検討しているところでございます。

【松本委員】もう一つ気になるのが、長崎警察署の長崎駅前交番ということで、長崎駅前は、今、都市計画が進められております。このことによります長崎駅周辺土地地区画整理事業への影響について懸念しておりますが、どのようにお考えでしょうか。

【岡山装備施設課長】ただいまお尋ねがございました長崎駅周辺土地地区画整理事業でございますけれども、これに関連する工事の一つとし本件工事も挙がっているところでございます。本件工事の完了後、周辺の整備計画も控えていると承知しております。

同事業のスケジュールに影響を及ぼさないよう、速やかに工事が完遂できるよう努めてまいりたいと考えております。

【石本委員長】ほかにご質問ございませんか。

【小林委員】重ねてご質問いたします。

率直に言わせていただくと、駅前交番などというのは、県民の皆様方の安心・安全の要の場所だと思うんです。これがいろいろ事情をおっしゃいましたが、重なって要するに不調になったということで、いわゆる入札に参加するところがないと、こういうようなことが警察本部の、こういう仕事の中で過去においてこれまであったらと思うんですけど、その点についてはいかがですか。

【岡山装備施設課長】近年、繰越明許等でお願

いした案件としましては、交番ではございませんが、昨年度であれば対馬北職員公舎の入・開札において繰越明許のお願いをしているところでございます。

安心・安全を守る施設、今、代替施設において十分な機能を発揮しているところですが、今、委員ご指摘のとおり、地域の皆様に安心が届けられるよう、速やかに事業を完了できるように努めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

【小林委員】今、松本委員の質問に答弁されましたが、入札の機会とか参加者の数を広げる等、いろんな対策の中で予定どおりのことができなかったけれども、来年度、きちんとやりたいということで、それを期待いたしておりますが、私としては、やっぱりそういう駅前交番のこういう工事が不落不調に終わったというような形は、ちょっと私は県民の皆様方に申し訳ないと思うんです。

今後、こういうことがないように対策を、この駅前交番に端を発して必ずそんなことがないように当局はしっかり頑張っていただくことをお願いしたいと思います。

ただ、今回のいわゆる繰越明許費の1億4,600万円ぐらいの予算ですが、これは、これから資材が高騰するとか、人件費が高騰するとか、こういうようなことで今から遅れていきますと、こういう問題もまた検討せざるを得ないと、こういう社会情勢でございますが、この点についてはいかがでございますか。

【岡山装備施設課長】今、委員からご指摘があったとおり、資材の高騰、人件費の高騰等の情勢があると思います。今後、新たに設計を行い、適正な工事費の算出に努め、不落とならないように努めてまいりたいと考えております。

【小林委員】 終わります。

【石本分科会長】ほかにご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第82号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第82号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決すべきものと決定をされました。

【石本委員長】次に、委員会による審査を行います。

警察本部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

警務部長より所管事項説明を求めます。

【中川警務部長】引き続きまして、私から横長の「総務委員会説明資料 警察本部」に沿いまして、所管事務等につきましてご説明をさせていただきます。

3ページ目をお開きいただければと思います。

まず、公用車による交通事故のうち和解が成立しました5件の合計59万9,793円の支払いのために、8月30日付で専決処分をさせていただ

いたものでございます。これは損害賠償金は、全額、保険から支払われることとなっております。

公用車による交通事故防止のために、引き続きではございますが、各警察署におきまして指定する安全運転指導員や警察署幹部による所属職員に対する具体的な事故防止の教養・訓練、運転技能が未熟な若手職員に対する重点的な事故防止の教養・訓練を繰り返し行っているところでございます。

事故を起こした職員に対しましては、公用免許の再検定といたしまして運転適性検査や技能試験を実施するなど、職員の運転技能向上のための取組も行っているところでございます。

そのほかでございますが、全職員に対する事故発生時の情報配信、公用車事故防止に関する教養資料の発出も行っているところでございまして、引き続き、職員の安全運転意識の向上に努めていきたいと考えております。

引き続き、公用車交通事故の絶無に向けまして、運転技能と安全運転意識の両面を向上させる取組を推進いたしまして、気を引き締めて業務を推進してまいり所存でございます。

このほかでございますが、犯罪の一般概況につきまして、人身安全関連事案の取組状況について、二セ電話詐欺、特殊詐欺の被害防止対策について、暴力団対策について、薬物対策について、少年非行の概況について、生活経済事犯の取締り状況について、サイバー犯罪取締り及び被害防止対策状況について、交通死亡事故抑止対策につきましては、縦長の「総務委員会関係説明資料 警察本部」に記載のとおりでございます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく

お願い申し上げます。

【石本委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【中川警務部長】引き続きまして、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく資料についてご説明をいたします。

横長の「総務委員会提出資料 警察本部」の2ページ目でございます。

1,000万円以上の契約状況につきましては、令和6年6月から8月までの実績は、資料に記載のとおり12件となっております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

【石本委員長】次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問ございませんか。

【宮本委員】連日の任務、大変にお疲れさまでございます。

議案外について幾つかの質問をさせていただきます。

まず、説明資料の中の薬物対策についてお尋ねしたいんですけども、大麻事案の検挙人数につきましてはであります。

新聞報道などでも大麻所持で検挙したという報道をよく目にすることがあります。ここにも書いてあるとおり、平成26年以降、増加傾向であるということ、高止まりの状態であるという

こと。資料も別添でつけていただいておりますけれども、まず、若い方々が多いんじゃないかなという気もするんですが、年代で申しますと、どのような年代層が多いのかという確認をまずさせてください。

【岩木組織犯罪対策課長】本県における薬物情勢を含めた若者の、特に大麻事犯の検挙状況等についてご回答させていただきます。

まず、令和5年中における県内の薬物事犯全般の検挙状況につきましては、44人、前年比でプラス5人でありまして、ここ5年間では、ご指摘のとおり、約40人から約50人の間で推移し、高止まりの状況であります。

その中で大麻事案の検挙人員につきましては、全体で19人、前年比マイナス6人であり、薬物事犯全体の約4割を占めておりまして、そのうち若年者については、20歳未満の少年が3人、うち1名が県外の大学生。また、20歳から30歳未満が10人の計13人でありますので、大麻全体の7割を占める状況であります。

そして、本年6月末現在での薬物事犯の検挙状況につきましては、全体で24人、前年比プラス1人でありまして、その中で大麻事犯の検挙人員は全体で17人、前年比プラス5人であり、薬物事犯全体の約7割を占め、全国同様に覚醒剤事犯の検挙を上回っており、そのうち若年者につきましては、20歳未満の少年は1人、20歳から30歳未満が8人の計9人でありますので、大麻全体の5割をやや超える状況となっております。

全国的には、特に大麻事犯が、昨年、覚醒剤事犯の検挙を上回るなど、ここ数年間、増加傾向が見られまして、特に30歳未満の若年者が7割以上を占め、若年層における大麻の乱用が拡大している状況であります。

本県の大麻事犯に係る30歳未満の若年者の

検挙状況の推移につきましては、毎年15人前後で推移しておりまして、顕著な増加傾向は認められませんが、毎年、一定程度の若年者の検挙があり、潜在的な乱用者の存在や全国情勢の波及等も勘案すれば、引き続き、危機感を持って乱用防止対策を実施し、若年層での大麻汚染が広がらないようにする必要があると考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。福祉保健部の方でも過去にいろいろ確認をしたことがあるんですけど、やはり若年層が多いという状況を確認させていただきました。

対策は、恐らく「薬物乱用防止教室」とか、「ダメ。ゼッタイ。」キャンペーンとか、アーケードでのティッシュ配り啓発活動をされていると思うんですけど、なかなかこれで止まるのかという疑問があります。「ダメ。ゼッタイ。」だけでは駄目なんですね、絶対、ということもありますから、何か新しい対策をとらないと非常に厳しいんじゃないかと考えております。

福祉保健部とも連携して「薬物乱用防止教室」とかはされていらっしゃるんですけど、この対策、今やっていること、そして新しい取組についても考えていく必要があると思うんですが、これについてのお考えをお聞かせください。

【岩木組織犯罪対策課長】委員ご指摘のように、新しい対策につきましては、今後、関係部署等と検討する必要があるかと思いますが、とりあえず現状実施している対策につきまして説明をさせていただきます。

特に若年者への蔓延防止対策としましては、現行の大麻取締法及び本年12月12日から一部を除いて施行となります大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律を積極的かつ適正に運用して取締りを強化するととも

に、警察内部の各部門との連携はもとより、県、学校、税関等の関係機関・団体と連携して薬物乱用、特に大麻の危険性、有害性に関する正しい知識を普及させる薬物乱用防止教室の実施などの教育活動、そして街頭キャンペーンの開催や、ポスター等の掲示、インターネットを活用しての広報・啓発活動を通じた県民全体の規範意識の向上に引き続き努めてまいりたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。新しい対策は、どうか関係部局とも連携して取り組んでいただきたいと思います。

確かに、法律が一部改正されて、今後これは注目すべきところであります。しかしながら、どこに潜んでいるかというのは、わからない状況になっていると私は考えておりますから、効果的な、若者に対してインパクトのあるような、前回の委員会でもお伝えしたかと思うんですけど、そういったものを積極的に取り入れて実行していただくことを要望させていただきます。よろしく願いいたします。

あと、マイナ免許証についてお尋ねいたします。

いよいよ警察庁が来年3月24日からマイナ免許証を施行するという方針を明らかにしたという報道がありました。1回目の委員会で、たしか佐世保警察署が新しくなる時に、そこでも免許証交付ができるような取組をしていただきたいという質問をした時に、今、国ではマイナ免許証を考えていると、これによって検討しますという答弁もあったかと思えます。

まず、マイナ免許証について、全体的なメリットとデメリットをまず確認させてください。

【俵屋運転免許管理課長】まず、マイナ免許証について若干ご説明をさせていただきます。

これにつきましては令和4年に公布された改正道路交通法に基づき実施されるものでありまして、先ほど委員からご説明がありましたとおり、来年の3月24日に改正法が施行される予定となっております。それ以降、本県を含む全都道府県で運用が開始されるというものでございます。

これによりまして免許情報が記録された、いわゆるマイナ免許証のみを保有すること、それと従来どおり、現在持っている運転免許証のみを保有すること、それと新しくできるマイナ免許証と従来どおりの運転免許証の両方を保有することの3種類から本人が希望するものを自由に選択できるようになるというものが新しい制度でございます。

これによりまして、通常、車を運転する際には運転免許証を携帯しなければならないという義務がございますけれども、この場合においては、マイナ免許証が運転免許証とみなされるということが一つ、それと、交通違反や交通事故を起こした場合に、警察官から求められた場合には運転免許証を提示しなければならないという義務がございますけれども、この場合もマイナ免許証が運転免許証にみなされるというふうになりますので、運転する際にはマイナ免許証を携帯していれば十分であるというメリットがございます。

そのほかにも、現在、氏名や住所等が変更になった場合、市町村の窓口及び警察の窓口それぞれで住所変更等の手続が必要でございましたけれども、来年の3月24日以降は、これがワンストップ化されますので、市町村の窓口で変更手続をすれば改めて警察の窓口での変更の手続は必要がなくなるというところがメリットになってまいります。

加えまして、運転免許の更新の際の講習につきまして、優良運転者と一般運転者に限られませんが、講習時に警察施設で受けておりました更新時講習につきまして、オンラインで時間と場所に限られることなくスマートフォンやパソコンで受講ができるようになるといったところが大きなメリットとなってまいります。

【宮本委員】ありがとうございました。様々メリットはありますね。これは県警の対応ですが、初歩的な質問で申し訳ありませんが、マイナ免許証に実際になった時には、今、マイナンバーカードを持ってます、それをマイナ免許証に置き換える場合は、どこの警察署でも書き換えが可能なのかということとか、市役所とか役場とかでもそれが作れるのか、わざわざ大村に行つて作らなければならないというわけではなくて、更新も非常にしやすくなるという理解でいいのか、そこも教えてください。

【俵屋運転免許管理課長】マイナ免許証の手続につきましては、運転免許証の手続を警察の窓口でできるようになります。具体的に申しますと、大村の運転免許試験場、それとそちらにあります長崎の運転免許センター、それと一部除くこととなりますけれども、各警察署の運転免許の窓口でマイナンバーカードをお持ちいただければ、そちらに免許の情報を記録するという手続になってまいります。市町村の窓口は手続ができませんので、現在、免許の手続を行っている警察の窓口で記録する手続は行えることになっております。

【宮本委員】ありがとうございます。そのことで免許証発行がかなり楽になるという理解をいたしました。

ただ、写真が古かったりする問題というのはあるんじゃないかと。例えば、違反して「免

許証を見せてください」と言われた時にマイナンバーカードの写真というのは、こういった言い方は失礼かもしれませんが、どんなものでも使っていいということがあって、いいということはないですけど、きちんと適合できるのかというのは危惧するところかと思うんですが、本人とマイナ免許証の照合についてきちんとできるのかということについても教えてください。

【俵屋運転免許管理課長】マイナ免許証の顔写真につきましては、法令上、マイナンバーカードとは別にご提出をいただくこととなります。といいますのも、マイナンバーカードにつきましては有効期間が10年、免許証につきましては3年ないし5年ということで有効期間が異なっておりまして、法令上、それぞれ個別に顔写真のデータを記録させていただくということになります。

今、委員からご指摘がありましたとおり、違反等がございました際には、マイナンバーカードの券面上の写真ではなく、データ上に保管された免許上の顔写真で本人確認を行うという手続になってまいります。

【宮本委員】ありがとうございました。カードは1枚でいいんだけど、カードの中に新しい顔のデータが入っているという理解ですね。わかりました。それに伴う端末というのも必要となってくるかと思うので、今後は、その確認する端末を取り締まる警察の方は持ってスキャンなどをやって確認されるんでしょうけれども、そういったものが今後出てくるという理解をさせていただきました。ともあれ、更新の時はオンラインでだったりとか非常にしやすくなるということを理解させていただきました。

これは離島においてはいかがでしょうか。今、

離島では免許証を作る際に本土と一部違うところがあるかと思うんですが、離島でももちろん同じような対応でいくという理解でいいのか、これも併せて教えてください。

【依屋運転免許管理課長】離島におきましても、離島の警察署の窓口にご来場いただければ、このマイナ免許証を作成する手続きを受けることができます。

【宮本委員】ありがとうございました。3種類の方法があるということもお聞きいたしましたので、マイナンバーカードがなくても、もちろん更新ができて、今までどおり使えるということ。それとマイナ免許証を持っていれば利便性が非常に向上するということを確認させていただきました。

引き続き、こういったことで利便性の向上につながって、恐らくこれもDXというものの一つになるかと思しますので、県警としてもスムーズな移行ができるように体制を整えていただきたいということを要望させていただきます。

以上です。

【石本委員長】ほかにご質問はありませんか。

【坂本委員】おはようございます。2点質問させていただきます。

まず1点目は、犯罪の資料が出されておりますけれども、SNS型の投資口マンズ詐欺、これは前6月定例会でもいろいろ議論になったと思います。上半期の1月から6月までの数字が出されておりまして、件数で88件、被害額が5億3,000万円ちょっとと報告されております。

それで、報道では、この上半期の分と、7月の1か月間の分も出されておりました。この7月の1か月間で17件、1億7,000万円ということで、合計すると100件をもう超えている状況のようであります。

問題は、これが結構幅広い世代で、特に働いている方の世代に多いということで、今後、いろんな対策を打っていかねばならないんじゃないかなと感じます。

6月定例会で議論とありますが、やり取りがありまして、その中で手口について周知するというのと、それから金融機関での水際対策とか、そういったことをされているようでありますけれども、そういった対策で、少なくとも報道の7月分を見る限りは、ほとんど効果がないんじゃないかなという気がしておりまして、今年の上半期の状況、それから7月の状況も踏まえて今後どういった対策をしていくか、そこら辺の考えについて認識を含めて教えていただければと思います。

【西尾生活安全企画課長】この被害の現状では、今、言われた委員のご指摘のとおり、これまでの対策の効果を問われるというのはもちろんでございます。極めて憂慮すべき状況だと考えております。

これまで県警察では、この種の詐欺の被害者がSNSを日常的に利用するという、それと投資や結婚に関心がある方であるということ踏まえまして、SNSなどのインターネット媒体を多く活用して広報啓発等を行ってまいりました。そのほかにも金融機関や県の婚活サポートセンター等と連携した広報や注意喚起を実施してまいりました。併せまして、委員のご指摘のとおり、被害者層というのが若者から高齢者まで幅広くございますので、報道各社に働きかけをしまして、多くの県民が目にするテレビニュースや新聞記事の特集で取り上げてもらったということもございました。このようなあらゆる広報手段やツールをフルに活用して広報してまいりましたが、被害に歯止めがかかっていない

というのが現状でございます。

ただ一方で、被害者の方に聞き取りをしたところ、比較的新しい手口のこの種の詐欺について、被害者の約半分以上、数値的には57%ほどがあらかじめ警察の広報などで知っていたという調査結果も出ておりますので、広報の効果は多少上がっているのではないかと考えております。

今後、この詐欺を知っている方でも被害に遭うということ、そういう現状を踏まえまして、さらなる被害防止対策を推進してまいりたいと考えております。

【坂本委員】なかなか悩ましいんじゃないかなと思います。これ、SNS型ということですから、被害に遭っている方は、ほとんどSNSを日頃から駆使している方じゃないかなと思うんですね。

今、いろんな対策を言われまして、包括センターとか、それからマスコミ対策等々あります。包括の方は高齢者の皆さんが多いと思います。それから、SNSを日頃駆使されている方って、いわゆる通常あるマスコミ、新聞とかテレビからは情報をあまり得ない人も多いんじゃないかなと思いますので、そういう意味でいくと、広報に関しては、もう少し、これは詐欺ですよというようにSNSの方にもそういう広報といいますか、広告みたいなものを出していった方がいいんじゃないかなと感じていますので、ぜひそこら辺は対策を強めていただきたいと思います。

50%以上が知っていて引っかかるということで、そういう意味でいけば非常に悩ましいんじゃないかなと思いますけれども、今後、少し対策を強化していただきたいと思いますということを最後に要望として申し上げます。

それから、2つ目の質問です。これは総務委員会の中でも、先ほど冒頭ありましたように、30日に集中審査をするということで確認されました。

それでちょっと関連するんですけども、確認したいんですけども、いわゆる刑事告発、刑事告訴というのが数件あってるんじゃないかなと思います、この件に関してですね、大石知事の政治資金等に関わってますね。

それで、私なんか新聞を見て、この方が何件告発したんだというふうなことしか知るすべがなく、30日にそういう集中審査がありますし、今後も継続して何回かあるだろうと思います。その前提として、事実関係として、件数といいますか、こういったものが上がってますよという、例えば検察に幾ら、警察に幾らとか、刑事告訴になるのか、告発になるのか、そこら辺の事実関係について把握できていれば教えていただきたいと思っているんですけども、いかがでしょうか。

【田川捜査第二課長】お答えいたします。

一般的に個別の案件に対する警察の対応ということにつきましては、捜査をする、あるいはしているか否かについても、捜査への支障、あるいは関係者のプライバシー等々の関係から問題が生じる可能性がありますので、従前からお答えはしていないというところになります。

一方で、一般論として申し上げます、警察では告訴あるいは告発を受理すれば、所要の捜査をして検察官に送致あるいは送付することになります。となれば、告発等の受理、不受理については、捜査中であるかということに非常に直結する話ということになりますので、その存否、件数も含めて明らかにできずということで、お答えとしては差し控えさせていただくというこ

とになります。

以上です。

【坂本委員】 今度の一般質問でも、そういった答弁じゃなかったかなというふうに思います。もちろん捜査に関することですから内容等とか、あるいはプライバシーの問題がありますから、誰がしたんですかというところまでは聞けないんじゃないかなとは思うんですけども、少なくとも受理、不受理も言えないということで、受理、不受理したかどうかは別として、何件告発がってますとか、そんなのもやっぱり捜査の問題だとかプライバシーの問題に関わって言えないということなんですかね。そこら辺がちょっとやっぱり、なかなか理解できないというか、納得できないといえますか、そういうところがあるんですけど、受理、不受理は別にして、何件、そういう刑事告発、告訴がってますということも言えないということなんですか。

【田川捜査第二課長】 重ねてのお答えにはなるんですけども、先ほど言ったとおりですが、案件について、知事案件ということで関係者自体、知事というのは周知の事実であって、みんなご存じじゃないかということで思われるかもしれませんが、告発一件一件について、それぞれ知事あるいはそれに関係する人々、関係者がそれぞれおりますので、その方たちについての権利、プライバシーという関係で、件数、幾つということと、受理、不受理、している、していないということについては、重ねてお答えを差し控えているというところでございます。

【石本委員長】 ほかにご質問ありませんか。

【浅田委員】 先ほど坂本委員からも、SNSを使っているいろんな詐欺の話等々がございました。

先日、若い女性が県外の方とネットで知り合って被害に遭ったという事件等がありました。

ネットリテラシーとかの問題も含めて、教育委員会とか大学とか、いろんなところとの連携というものがどのようになっているか、まず教えていただいていいでしょうか。

【堀サイバー犯罪対策課長】 ネットリテラシーについてお答えいたします。

ネットリテラシー、一般にはインターネット上の情報や事象について正しく理解して、それらを判断、運用できる能力とされております。

委員ご指摘のとおり、ネットリテラシーが低いゆえに犯罪の被害に遭うというような事象がっておりますので、警察といたしましては、犯罪の被害に遭わないように、教育委員会、大学と連携してネットリテラシー向上に向けた取組を推進しているところでございます。

具体的に申し上げますと、例えば、地域の会合に警察職員が赴きましてネットリテラシー向上に関する講話、サイバー犯罪、被害に遭わないような留意点等をお話ししたり、また、高校生にサイバーセキュリティーボランティアを委嘱しておりますので、そういった高校生が地域の小中学校を訪問し情報モラルの教育をすることが、そのような活動を行っているところでございます。

このほか、ネットリテラシー向上のために、インターネットを活用してネットリテラシー向上に向けた資料のご提供であったりとか、SNSを活用して広報啓発を行っているところでございます。

【浅田委員】 高校生同士、若い世代が若い子たちに指導したり等もやられているということは、前から事業としてもお伺いしておりました。

そんな中でも、わざわざ県外から来てネットで出会った子同士が付き合い出して、そこで被害に遭う事例ですとか、前々から質問している

デートDVに関しても、学校だけではなくて警察と、お互いの連携なくしては、どんどん増えていくばかりじゃないかなと思うんですね。そのあたりの現状を踏まえながらしっかりまたやっていただければなと思っております。

今までやっていた授業プラスアルファをもっとやらないと、イタチごっこになっているような気がしますし、どんどん、どんどん子どもたちの方がそういうところをうまく活用しながらやっていっているというような状況でもあります。

これは先ほどお話にもありました薬物にもつながったりとか、やっぱりネットを活用したいような被害というのが増えているかと思imasuので、長崎で女子大生が狙われるような痛ましい事件というのは、決してあってはならないなと思imasuし、昨日も大学生と話していても、気づくと知らない間にデートDVみたいになっていて学校を追われているというような子たちがいるということも聞きます。

そういう状況を、部長しっかりと、長崎では決してないというような形でやっていただくよう、ここは要望をさせていただきたいと思imasuます。

若手の状況の中で、最近、本当に真面目な警察官が辞めざるを得なかったという事案があったと思imasuます。酒気帯びでという、非常に優秀な警察官だったと聞いております。

ただでさえ、警察官へのなり手が不足している状況の中で、若者だけではなくて、それを指導する中間管理職の方、同席する方たちも含めて、もっともっと全体として取り組んでいただく必要性が、新人教育だけではなくて、あるのではないかとと思imasuますが、いかがでしょうか。答える方がいなければ部長でも構いませ

ん。

【古川監察課長】 委員ご指摘のとおり、今回、酒気帯び運転で若手の職員が処分を受けたということ。また、その席には幹部も同席していたというようなことがございました。

若手職員に対する対策といたしまして、不祥事案の防止を進めているところでございますけれども、人事管理面、業務管理面及び指導教養面については、各種対策を講じているところでございます。しかしながら、若手職員の不祥事案は依然として発生しているところも散見されるところでございます。

その要因として考えられるのは、警察官としての規範意識とか倫理観の欠如、また、組織の一員であるという帰属意識の希薄化等もございます。また、一方で若手職員を指導する幹部職員が、それぞれの特性を理解することが不足していた、悩み、不安等を感じとれていないというような部分もございます。

これらの要因に対します対策としまして、高い規律と士気を高めるための職務倫理教養の実施、あるいは上司、同僚などとの絆を醸成するための取組等、これを進めておるところでございます。また、計画監察の際には、首席監察官が若手職員との意見交換会などを実施しているところでございます。

今後も、これらの取組を推進しまして若手職員の不祥事案防止だけでなく、若手職員が生き生きと業務を推進できるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

【浅田委員】 今回も本当に優秀な方だったと聞いておりましたし、なり手が少なくなっている状況の中で、やっとなった子が先輩たちとの席でこういう状況になったということは、若手職員の方だけではなくて、上にいらっしゃる方々、

全体的な問題として、そこは部長はしっかりとやっていただく必要があるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

【古川監察課長】委員ご指摘のとおり、若手職員を指導する立場の幹部職員に対する指導等も適切に実施していく必要がございます。

監察課におきましては、全職員を対象に適切な飲酒の在り方というような教養、指導もいたしまして、幹部職員が部下職員に対して、どう対応していくか、具体的な内容を示して教養しているところでございます。その他、非違事案防止対策の強化というような通知文も出しまして、不祥事案、不適切事案の防止等にも努めているところでございます。

今後も、あらゆる機会を通じて各種指導等を進めて再発防止に努めていくこととしております。

【浅田委員】全体的な統括的なご意思、覚悟を持って、今、部長にお伺いしたつもりだったんですが、お答えいただけなかったのは非常に残念だなと思います。今後、しっかりとやっていただけるよう、ここは要望いたします。

そして、この間も一般質問の中で駅周辺の交通対策について質問をさせていただきました。警察も協議会には入っているということだったんですが、いよいよ10月14日に迫っているわけですが、見るとところに駅があって、その後ろに出島メッセがあって、スタジアムシティがあってという形で、本当に駅周辺がにぎわってくるかと思えます。この連休の時も、やはりアミュプラザ周辺とか混雑をされていてというような状況があったり、駐車場等もないような状況の中で、大きなイベントが重なった時に、パーク・アンド・ライドも実のところ3つほどしかできてないというような状況でした。

警察としては、その連携の中で、どのような状況で取り組んでいるのか、いま一度お聞かせいただければと思います。

【山口交通規制課長】現状のスタジアムシティにおける交通対策、警察の対応状況ということでご説明させていただきたいと思います。

長崎の地域振興につながる、雇用も生み出す非常に重要な事業であるという認識を持っております。一方、まちづくりとして渋滞が発生するのではないかと、そういう認識の下、同施設が計画される数年前から警察は協議を行っております。

内容としましては、駐車場の出入口の位置とか、周辺の道路構造も踏まえて、交通管理者として意見を述べさせていただいております。

併せまして、イベント開催時においてソフト対策が重要というところがあります。こういった経路で来ていただくか、駐車場の利用も含めて事前の広報を徹底していただきたいということ。駐車場の混雑がないよう、事前予約制を取ってほしいということ。歩行者の動線、そこに対する必要な警備員の配置、公共交通機関の利用促進、公共交通機関への協力依頼ということについて、事業者側に直接申入れを行っております。現状につきましては、先ほど申し上げましたソフト対策をより効果的にしていくように、事業者側と今協議を進めている段階です。

警察としましても、交通情報板等を使って渋滞を解消、また、抑制する広報を行うこと、信号機の運用を変更したり、併せまして周辺における駐車対策、歩行者の安全、渋滞を回避するために必要な交通規制、こういうことをやっていきたいと思っております。現状については、事業者、関係機関、市とも一緒に協議を進めている段階です。

【浅田委員】やはり様々な方が来てくださった時に、渋滞状況とか、そういったところで県の状況を見られてしまうということもあります。今、海外の方も増えております。規制とかがあると、警察の方が、その表で接することとか、問い合わせを受けることとかがあるかと思うんですね。

この間も、私、とあるイベントの時に規制にかかったので、「いつ解除ですか」と警察の方に聞いたら、「それは市がやっているイベントなので、こっちはわかりません。頼まれて規制をやってるだけです」と言われて、ネットで情報を見てくださいと言われたので、携帯を出した瞬間に、「運転しながら携帯を使わないでください」と。えっ、今止まっているし、どうすればいいのって思ったんです。

配備されている警察の方も炎天下、本当に頑張っていたらと思うんですけども、問い合わせとか聞かれる場合というのも想定をさせていただいて、しかるべき情報の在り方、そして情報の発信、ネットだけではなく、いかなる情報を発信していくか。長崎県全体が今後いろんな形で見られていくということにもつながっていきますので、ぜひとも警察の方にも、そういうソフト面でもしっかりと協力をいただけるとありがたいなと思って質問させていただきました。

以上です。よろしくお願いします。

【石本委員長】ほかに。

【小林委員】先ほど、宮本委員から大麻のことで質問がありましたが、それに関連して質問いたしたいと思います。座ったままの質問でお許しをいただきたいと思います。

今、大麻の汚染が拡大していると。しかも、特に若者に対するの深刻化ということが今話題

となって、問題となっています。

大麻について、一体なぜこんなに広がっているのかと。例えば、昨年1年間の統計を見ると、過去の統計の中から大体6,500名ぐらいで過去において一番多かったと、こういうような統計、データが出ておるわけです。

それで、汚染が拡大する若者にとということなんですが、その要因は一体何なのかということについて質問したいと思います。

【岩木組織犯罪対策課長】若年者への大麻の乱用、汚染が拡大している要因につきましてお答えをさせていただきます。

まず、スマートフォンが普及しておりまして、インターネットや知人などを介して大麻が合法的な国もあり、有害性や危険性はないであるとか、リラックスできる、カッコいいなどといった誤った認識が広がっていることや、ファッション感覚やたばこの延長として安易に手を出す者が多いこと。また、SNSを利用して売買されており、容易に入手できること。さらには、栽培が割合容易であり、入手先が豊富であることなどが、こういった乱用者が増加する要因になっていると認められる状況でございます。

【小林委員】よくわかりました。わかりやすい答弁をいただきましたが、基本的に今おっしゃったように、スマートフォンが普及して、それで結局、合法であるとか、あるいは有害ではないとか、そういうようなことがスマートフォンで飛び交っていると。これに対するの対策を打たなければ、今おっしゃるような、カッコがいいとか、今はやりの流行を追ってるかのような、そういう流れになってしまうわけであって、やっぱり有害であるということをもっとアピールしていかなければいけないのではないかと。これは有害なんだと。薬物依存症のまず最初の

段階は、こういうところから大変な、人生が狂うようなことになってしまうんだというようなことを、もっともっとアピールしていかなければいけないのではないかと考えておりますけれども、その点についての対策は、どのようにお考えですか。

【岩木組織犯罪対策課長】対策につきましては、宮本委員への回答とちょっと重なる部分もございますが、引き続き、警察内部の各部門との連携はもとより、県の福祉保健部であるとか、各学校、税関等、関係機関・団体と連携しまして、この薬物乱用、特に大麻の危険性、有害性に関する正しい知識を普及させる薬物乱用防止教室の実施などの教育活動であるとか、街頭キャンペーンの開催とかポスター等の掲示、また、インターネットを活用した広報啓発活動につきまして、それぞれの心に響くような、新しい取組も含めて検討し、引き続き広報啓発活動を行い、若者に対する規範意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

【小林委員】最近ですかね、大麻取締法が改正された。この中で大麻の罰則については、どういう位置づけになっておりますか、お尋ねします。

【岩木組織犯罪対策課長】大麻関係の罰則に関しましては、今、委員からもありましたとおり、昨年12月13日に大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案が公布されておりまして、本年12月12日付で一部を除き施行となる予定となっておりますので、取締りに関係する主な改正内容と併せて回答させていただきます。

現在、大麻取締法で規制されております大麻草や大麻製品、また、大麻の有害成分でありますTHC、テトラヒドロカンナビノールは、今回

の改正によりまして麻薬と位置づけられまして、既存の麻薬及び向精神薬取締法により規制されることとなります。

これによりまして、今まで大麻取締法では規制されていなかった大麻の施用、一般的な表現では使用が取締りの対象として加わり、輸入、輸出、製造、譲渡し、譲受け、所持、使用が麻薬及び向精神薬取締法での取締りの対象となり、全てが厳罰化されます。

また、大麻草の栽培についても、大麻取締法ではなく、大麻草の栽培の規制に関する法律という新しい法律で規制されることとなります。

法定刑につきましては、これまで大麻取締法では、譲受けとか譲渡し、所持について5年以下の懲役、また、使用罪については罰則なしでありましたところ、今回の改正によりまして、譲渡し、譲受け、所持については7年以下の懲役、施用罪については1年以上10年以下の懲役となりまして、全て厳罰化されます。

また、大麻草の栽培については、大麻取締法では7年以下の懲役と定められておりましたが、今回の改正により、大麻草の栽培の規制に関する法律によって1年以上10年以下の懲役となり、厳罰化されることとなっておりますので、現行の大麻取締法及び改正法を積極的かつ適正に運用しまして取締りを強化して、薬物乱用、汚染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

【小林委員】丁寧な答弁をいただき、ありがとうございました。

そうしますと、国民が広く知っているのは、日大のアメリカンフットボール、学生たちが大麻で、あれだけのすばらしい優秀な選手が、まさに人生を駄目にしたような形になったのではないかと、そういう感じで受け止めております。

やっぱり大麻の乱用は、おっしゃるように重大であるというアピールをもっともっとやっぱり広めて、この汚染の拡大を、特に若い人の人生をむしばんでいるものを何とか阻止しなければいけないと、こう考えますので、今も一生懸命取り組んでいただいていると思いますが、これからもひとつぜひともそういう法律も改正されて、やっぱり重罪であるというようなイメージが高まり、国民の皆さん方が大麻に対する依存の危険性をもっともっと知るように、取締り対策をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、サイバーですが、サイバーの全国大会において、長崎県のサイバー関係の方が、そのコンテストにおいて初優勝されたというようなことを聞き及んで、こんな快挙をもっともっとお祝ひしなくちゃいかんとか、もっともっとアピールせんといかんとか、そう思っているんですが、その点についてわかる方、これは全国大会で、どういう大会になっているのか、教えていただきたいと思ひます。

【堀サイバー犯罪対策課長】 お答えいたします。

令和6年2月8日に開催されました警察庁主催のサイバーコンテスト、サイバー捜査部門の決勝におきまして、本県のチームが優勝しております。

このサイバーコンテストは、実際の事案を想定したシナリオを使用いたしまして、サイバー空間における脅威への対処に関する知識、技能を競うものでございます。

具体的にサイバー捜査部門の問題は、どういう内容かと申し上げますと、被害状況の特定であったりとか、犯人によるネットワークの侵入経路の特定、また、被疑者の特定といった問題でございます。

この優勝により、警察庁長官賞を受けたことから、優勝に貢献いたしましたサイバー特別捜査官には本部長賞が授与されております。

本件につきまして報道発表をしたところ、多くの報道機関に報道していただきました。

【小林委員】 今、ご説明がありましたように、全国大会が毎年行われている中において、長崎県が今回これだけの優勝という快挙を我々は評価をさせていただきたいと、こう思っているわけです。サイバーというだけで専門的な技術、なかなか高度なものが求められると。こういう中において長崎県のサイバーの関係部門で優勝を果たしたということは、さっきも言ったように、もっともっとアピールしてもらわないといけないと。なぜならば、当然のことながら、サイバー事件が後を絶たないと、高止まりで推移していると、こうなっていくと、長崎県のサイバー対策の皆さん方は、実に専門家で、実すばらしい、全国大会で優勝してくるんだからと、警察庁長官賞をもらってきたと。

こういうことでちょっとお尋ねしますが、あなた方は給料でも高くなりましたか、何かいいことがございましたか、何か報償がありましたでしょうか。

【堀サイバー犯罪対策課長】 優勝に貢献した捜査員のボーナスや給料が上がったということはございませんが、本部長からじきじきに本部長賞をいただくというような荣誉に博しており、本人に対する一定の賞揚はできたものと考えております。

【小林委員】 もう一回同じことを言いますが、やっぱり大したもんですよ。これは本当に久々のヒット商品というか、本当にすばらしい快挙。こういうことでサイバーの対策はプラス方向でいってもらいたいと。私が警察庁長官だったら、

あなた方を1週間くらいハワイでも行ってもらって、そのご苦勞を評価したいくらい、やっぱり大したものだと思うんです。給料も当然上げます。

そういうような形の中で、これからサイバー犯罪の被害は、これもまた高止まりでなかなか大変でございますが、昨年よりも検挙者は減ってきているということであるけれども、完璧にはなくなってはいないわけですね。世界的な規模でサイバーの問題は、大変な大きな問題になっておるわけです。

ですから、もっと遠慮せずに、こういう優勝は、どのようなアピールをされているかわかりませんが、もっともっと警察当局で、県警でアピールしてもらいたいと、こういうことを重ねてお願いして、終わりたいと思います。お疲れさまでした。おめでとうございます。

【石本委員長】 休憩します。

午前 11時59分 休憩

午後 零時 零分 再開

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

午前中の会議はこれにてとどめ、午後は1時半から引き続き警察本部関係の審査をいたします。

しばらく休憩いたします。

午後 零時 1分 休憩

午後 1時32分 再開

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、警察本部関係の審査を行います。

議案外所管事務一般に対する質問はありませんか。

【松本委員】 午前中にも坂本委員から質問があ

りましたSNS型投資・ロマンス詐欺関係防止に向けた取組について、私も質問をさせていただきます。

と申しますのが、前回、6月の総務委員会において同じような説明がなされておりました。3月末の情勢が、その時点では被害が43件、被害額が約3億円という状況でございました。その時の質疑でも具体的な対策をお願いをして、ほかの方からも質問がありましたが、その後また3か月後の、今回、6月末現在の被害額が、先ほどからありましたとおり、88件、被害総額約5億3,059万円ということで、3か月で約2倍に増えているという状況なんですね。額も3億円から5億円になっているということですから、このペースでいくと、1年間の累計の被害を推計すると、認知件数が150件、被害総額が10億円以上になるおそれがあるというようなペースでございます。

先ほどの答弁を聞いておりましたら、どういふことをされているんですかと聞いた時に、啓発をしているということは了とするんですが、その啓発が功を奏して被害者の57%が知っていたということで、逆に言えば知っていたのに被害に遭っているということが、それでは本当に啓発の効果があっているんだろうか。知っているのに被害に遭うというわけだから、もうちょっと踏み込んだ具体的な被害防止対策。

そして、やはり警察だけでは限界があると思うんですね。前回の委員会でも申し上げましたが、関係機関と連携した、県全体で被害防止に取り組んでいかなければ、10億円もの被害を出す前に、年度内に何とか未然に防ぐような対策を取っていただきたいと思うんですが、ご見解をお尋ねいたします。

【西尾生活安全企画課長】 先ほども申し上げま

したように、この詐欺を知っている方でも被害に遭っているというのが現状でございます。

被害者の方々に、なぜ被害に遭ったのかという質問をするのですが、一様に返ってくる答えが、「自分が被害に遭うとは思ってなかった」「人ごとだと思っていた」と、ほとんどの被害者がそういう回答をされました。

ここで我々も反省するところが、県民の心に残るような、県民の心に響くような広報ができていなかったなということを今考えているところでございます。

この詐欺の被害者というのは、先ほど、坂本委員からご指摘がありましたように、SNSを自由に使いこなすなどインターネットに非常に精通された方々が多いということでございます。

今もポイントを押さえた広報をやっているんですけども、引き続き、より具体的な内容を示した広報を地道に続けて浸透を図りたいと思っております。詐欺の抵抗力を高めてしっかりと冷静な判断を促すことができれば、被害を踏みとどまらせる確率が上がるんじゃないかなと思っております。

さらに、県警察のネットワークで約5,600か所に情報を発信するシステムがございまして、このシステムを利用して、現在、関係機関とか団体に、このSNS型投資・ロマンス詐欺について、ほとんど毎日のように発信をしているところでございます。そこで、関係機関、団体もそれぞれの防護策を取っていただこうと思って今取り組んでいるところでございます。

被害に遭わない環境づくりを今後ますます取り組んでいきたいと考えております。

【松本委員】今、5,600か所も関係機関があるということは、非常に大きな組織だと思いますし、そこから発信していくことも大事だと思

ます。

今、企業、団体に具体的な防護策を促すと答弁がありましたけど、防護策、具体的にもしあるとしたらどういうものがあるのか。また、金融機関との連携とかもやっぱり重要になってくると思うんですが、そちら、証券会社も含めて投資ですから、そういったものに対しても何か具体的なものを考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

【西尾生活安全企画課長】今年の8月からは、県内全ての携帯電話の販売店、これが100か所ございまして、その事業者の方々に携帯電話の新規契約の場合と機種変更の際、それとスマホ教室の受講者の皆さんに対しまして、被害防止の広報をしていただくよう、協力を要請しております。

説明する内容は、県警察の方で説明シートを作りまして、この内容で広報していただきたいという要請をしているところでございます。

金融機関の方は、これは結果的に「前向きに検討します」と回答を得ているんですが、今、犯人側にお金を送金する手段が、だんだんネットバンキングに変わってきております。今、ざっと言って6割ぐらいがネットバンキングを利用しているということですので、それぞれのネットバンキングのインターネット画面上に何らかの注意喚起のポップアップ表示もしていただけたらと思ひまして、要請しております。これも前向きに検討していただくということで、今、金融機関の方も検討されていると思ひます。

【松本委員】今の答弁を聞いて、踏み込んでいくということではといたします。ぜひとも、大変急増しているということは、多くの県民の方が日々被害に遭っている状況を目の当たりにしているわけでございますから、何としても、

大変難しい課題ではあると思いますが、対策を取っていただきたいと思います。

続きまして、交通事故防止に対しての質疑をさせていただきます。

今、秋の交通安全週間になっております。そういった中で本部長の着任の記者会見のニュースを見た時に、本部長のコメントの中で横断歩道上の事故割合が本県は高いということを懸念しているというコメントがございます。実際にどのような状況になっているのか、昨年及び本年の横断歩道上での歩行者の事故の割合についてお尋ねいたします。

【永尾交通企画課長】横断歩道上での歩行者事故の割合につきましては、昨年の令和5年は、全事故、いわゆるけがのある人身事故に占める横断歩道上での事故の割合ということで、2,639件中180件が横断歩道上で発生している。割合では6.8%。これは全国平均が4.4%ということで、2.4ポイント上回っている状況です。

今年は、7月末統計になりますけれども、1,353件中85件が横断歩道上、割合では6.3%、全国平均が4.6%ということで、本年につきましても全国平均を上回っているという状況でございます。

【松本委員】今ご答弁いただいた状況からも、やはり痛ましい交通事故を減少させるには横断歩道上の事故防止が必要だと感じております。

横断歩道上での歩行者事故が全国平均よりも高いということですが、その要因についてお尋ねいたします。

【永尾交通企画課長】横断歩道上での歩行者の事故につきましては、そのほとんどが運転者の安全確認が大きな原因であります。ただ、そのような中で本県の場合は都市部と比べて車が生活の一部になっているという状況もあります。

その上で車両での移動の機会が多いということもあって、歩行者より車両優先という意識の方が若干強いのかなと分析しております。

その上で今やっているのが、歩行者優先だというソフト面の意識づけが必要だということで取り組んでいるところでございます。

【松本委員】歩行者が渡るための横断歩道なので、車両が優先にはならないわけであって、そこは運転者の意識というソフト面の対策も必要だと思っております。

そういったことも含めて、もちろん、横断歩道じゃないところでの事故もあると思うんですが、やはりこういったことも含めて横断歩道を新しく設置してほしいという地域住民からの要望もどんどん増えていっていると思いますが、昨年中の横断歩道の要望数と設置数、そして、横断歩道を標示するための予算についてお尋ねいたします。

【山口交通規制課長】昨年度の横断歩道の設置要望の関係ですけれども、昨年、令和5年中における横断歩道の設置要望につきましては、各警察署において受理したものが76か所でございます。これにつきましては警察署において一時的な必要性を判断いたしまして、警察本部の方へ上申ということで上がってきたのが23か所になります。その後、本部、警察署ともに詳細な現場調査を行い、新設に至ったのが21か所となっております。

また、横断歩道や一時停止等の標示の予算につきましては、昨年度、令和5年度は、約1億3,000万円の予算となっております。

なお、要望があった場所に対しましては、警察の方で全て現場調査を行うということになっております。見通しがしっかりきくのか、また、横断を待機する人が安全に待機できる場所があ

るか、安全性を踏まえて、また、横断の需要がどのくらいあるかということで、県下統一的な基準を踏まえながら、各要望に対して個別詳細に現場調査、判断を行っているところでございます。

【松本委員】今の答弁で令和5年中に76か所要望があった中で実際に設置されたのは21か所ということですから、残りの55か所は設置されないまま先送りになったということでございます。予算も1億3,000万円ということで、この金額が少ないのかどうかは別としても、やはり予算以上の要望が来ているということは、県民のニーズがそれだけ大きいということでもあります。

特に、私がPTA会長をしている時に通学路の横断歩道の設置の要望をPTAから市にたくさん上げて、そして、市から県警に行くという流れなんですけども、その時に説明を聞いたのも、やっぱり全部が全部できるわけじゃないんですよ、順番になってますので限られてますという話も聞きました。ほかに、横断歩道の標示が薄くなって危ないから、しっかりと塗ってくださいという要望を地元で受けることもたくさんございます。

そういった、特に通学路となれば毎日のことでもありますし、PTAで見守り、地域の方もしていらっしゃいますが、ここを強化していくことが事故を生まないための具体的な対策になると思います。

ぜひともそういったところに関しても、本部長が横断歩道上での事故の割合を懸念しているということでございますから、しっかりと対策をとってもらいたいと思うんですが、警務部長、ご見解がございましたら今後のことも含めてご答弁をいただければと思います。

【中川警務部長】ただいま松本委員がご指摘の点でございますけれども、通学路ですとか歩行者の状況を踏まえまして、しっかりと安全を守っていくということは重要なことだと認識しております。

その一方で限られた予算、限られた人員、その中でどのように活用していくのかということもしっかり考えていかなければならないということの中でバランスを取りながらうまくやっていく問題であると認識しております。

そういった中で、我々といたしましては、現地のニーズをしっかりと把握しまして、必要性等も加味して、現場の気持ちに少しでも寄り添ってお応えできるように取組を進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きご指導よろしくお願いいたします。

【松本委員】以上です。

【石本委員長】ほかにご意見ございませんか。

【まきやま委員】私からは、今後稼働されると言われると言われておりますBSL-4施設についてお聞きいたします。

新型コロナウイルスにつきましては、当初、中国の武漢の研究所から漏れたとか、コウモリからうつったとか、そういった話が出てましたが、現在、ウイルス学者の間では、ほぼ人工的なものということが間違いないというところまでわかってきております。

ウイルスやワクチンにおいて人間が作り出すことが可能な時代になってきておまして、BSL-4については、エボラウイルスのような危険なウイルスを扱って、様々な機能獲得実験が行われることとなっています。

このような環境の中で、今後、BSL-4が稼働するということですので、これに関してバイオハザードもしくはバイオテロ等の対応について

お聞きいたします。

【村山警備課長】委員ご質問のウイルスがテロ等で漏れた場合の対応ということでございますが、長崎大学でBSL-4施設が出来上がって、今、厚労省の審査中で、これが実際に稼働するのは数年後の見込みというふうに聞いております。この施設からウイルスが流出した場合の対応について、まずご説明したいと思います。

万一、この施設からウイルスが流出するような事故が発生した場合には、警察では、これらウイルスの流出などのテロに対応するNBCテロ対策部隊を設置しております。Nは核の英単語でありますnuclear、Bは生物の英単語でありますbiological、Cは化学を意味するchemical、この頭文字を取ったNBCというテロの対応部隊を設置しております、これを速やかに現地に派遣して、消防や保健・医療関係機関とも連携をいたして、立入禁止区域の設定や住民の避難誘導等を実施して被害の拡大防止に当たるということを考えております。

続いて、ウイルスのテロが発生した場合ですけれども、対応については、ほぼ一緒でございます。ただ、ウイルスを使ったテロの場合は、どのようなウイルスが散布されたのかということも検知しないとイケませんので、先ほどの対応の中に、そういったウイルスの検知でございますとか、そういった加害物品ですか、そういったものを運搬するような措置も入ってくるものと思います。

【まきやま委員】長崎の場合では、住宅街がすぐそばにありますので、タイムスケジュールをしっかりと作って対応をお願いいたします。

以上です。

【石本委員長】ほかにご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ほかに質問がないようですので、次に進みたいと思います。

次に、改革21会派より、「米兵の性的暴行に嚴重抗議し、日米政府に対策を強く求める意見書（案）」提出の提案がっておりますので、事務局より文案の配付をお願いします。

また、関係理事者入室のため、しばらく休憩いたします。

午後 1時52分 休憩

午後 1時53分 再開

【石本委員長】委員会を再開いたします。

それでは、まきやま委員より意見書提出の提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【まきやま委員】 それでは、説明いたします。

昨年12月、沖縄嘉手納基地所属の米空軍兵が16歳未満の少女を車で誘拐し、性的暴行を加えたとして那覇地検が、わいせつ目的及び不同意性交等犯罪で3月に起訴していたことが6月25日の報道で明らかになりました。

また、5月にも不同意性交渉の疑いで県警に逮捕され、その後、起訴されていたことが6月28日、捜査関係者への取材で判明しています。

さらに、今年1月から5月にも3件、米兵による不同意性行為容疑での逮捕があったことも判明しました。

昨年の誘拐暴行事件を隠蔽せず、速やかに県に報告、公表していれば、以後の事件は防ぐことができたと思います。

終戦日の1945年8月19日から1972年5月15日（昭和47年）の沖縄返還まで、沖縄は27年間、戦後の日本国憲法から守られることなく、沖縄に行けば無法地帯だと言われていた悲しい歴史があります。

沖縄が返還されたにもかかわらず、沖縄で繰

り返される米兵、軍属らによる犯罪は、沖縄の日本復帰から2022年までの50年間で6,163件あり、年間で計算すると123件、毎月10件もの米兵、軍属らによる犯罪が起こっている計算となります。

自分の子どもが、孫が、愛する人が、同じことをされても、された側が悪いと言えるのでしょうか。年間約123回発生しているこの性犯罪の数は、明るみになっているものだけであり、中には言いたくない人もいたでしょう。たとえ、その数が1回だとしても、傷ついているのは本人であって、犯罪を肯定すること、ましてや隠蔽など、断じて許されるものではありません。

日本政府は、7月5日に情報共有体制の見直しを発表しましたが、引き続き検証の上、事件が発生した自治体に対する必要な措置を講じるべきです。

長崎県内では、佐世保市に米軍基地があることから、県民にとって他人ごとではない問題です。私たち議員は、市民、国民の代表者として、常に当事者意識を持ち、率先して人権を守っていくことが責務です。

日本は、戦後79年が経ち、実際に戦争を経験した人が少なくなっている中、さらなる平和を築いていくために、本来、日米地位協定の在り方について話し合わなければならない問題を、党派を超えて賛成しやすいよう、今回は情報共有の在り方や女性の権利侵害についてのみ意見するものとします。

委員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

【石本委員長】ただいま説明がありました「米兵の性的暴行に厳重抗議し、日米政府に対策を強く求める意見書（案）」について、ご意見等

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ご質問等もないようですので、意見書の提出について採決を行います。

しばらく休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 1時54分 再開

【石本委員長】委員会を再開いたします。

「米兵の性的暴行に厳重抗議し、日米政府に対策を強く求める意見書（案）」を提出することにご異議ございませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ご異議なしと認めます。

よって、「米兵の性的暴行に厳重抗議し、日米政府に対策を強く求める意見書（案）」については、提出することに決定をされました。

なお、体裁の修正等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】それでは、正副委員長にご一任願います。

以上で委員会の審査が終了いたしましたので、警察本部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 1時58分 休憩

午後 1時58分 再開

【石本委員長】委員会を再開いたします。

これもちまして、警察本部関係の審査を終了いたします。

引き続き、出納局、各種委員会事務局関係の審査を行います。

しばらく休憩し、2時10分より再開いたしま

す。

午後 1時58分 休憩

午後 2時 9分 再開

【石本委員長】 委員会を再開します。

これより、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

監査事務局長より総括説明を求めます。

【桑宮監査事務局長】 監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

「総務委員会関係議案説明資料」の3ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第84号議案「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分であります。

これは、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、長崎県監査委員条例において引用している地方自治法の条文の条ずれが生じたことから、所要の改正をしようとするものであります。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本委員長】 次に、会計管理者より所管事項説明を求めます。

【井手会計管理者】 出納局関係の所管事項についてご説明をいたします。

同じく「総務委員会関係議案説明資料」の2ページをご覧ください。

証紙制度の廃止に向けた取組状況についてでございます。

令和6年2月定例会において「長崎県証紙条例

の廃止」について議決をいただき、現在、証紙制度の廃止に向けて準備を進めております。

証紙の販売は、令和6年12月末で終了いたしますので、証紙に代わる多様な納付手段を提供するため、オンライン手続や収納の窓口におきますクレジットカード等によるキャッシュレス納付に加えまして、納付書等による現金納付の準備を関係各課とともに進めております。

県民の皆様の利便性向上と行政のデジタル化推進の双方の観点から、オンラインでの納付が多くの手続で利用可能となるよう、約600件の手続のうち、約3分の2の手続において準備を行っているところであり、今後も順次拡大に向け取組を進めてまいります。

また、振興局等の収納窓口での納付に必要となりますキャッシュレス決済端末については、現在、24台設置済みで、今年度の導入分と合わせまして12月末までに34台となる予定となっております。

なお、証紙制度の廃止及び納付手段の移行に係ります県民の皆様への周知につきましては、県の全世帯広報誌やホームページ等への掲載で広く周知する方法に加えまして、チラシの窓口掲示や関係団体へのお知らせなど、手続ごとに想定される申請者に向けた周知も行っているところでございます。

長年続けてまいりました証紙制度から新たな納付手段への移行が円滑に行われるよう、引き続き関係各課とともに取組を進めてまいります。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

【石本委員長】 次に、人事委員会事務局長より所管事項説明を求めます。

【田中人事委員会事務局長】 人事委員会事務局

関係の所管事項についてご説明いたします。

同じ資料の「総務委員会関係議案説明資料」の4ページをお開きください。

令和6年度県職員採用試験についてでありませんが、大学卒業程度の「行政A」など14職種に係る試験、民間企業等職務経験者の「行政」など5職種に係る選考試験を実施し、8月26日に最終合格者を発表いたしました。

続きまして、「総務委員会関係説明資料（追加1）」の2ページをお開きください。

警察官 類（男性・女性）A試験を実施し、9月17日に最終合格者を発表いたしました。受験者数、合格者数及び競争倍率につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

元の資料に戻っていただきまして、「総務委員会関係議案説明資料」の4ページをお開きください。

短大卒業程度試験、高校卒業程度試験及び警察官 類（男性・女性）試験並びに障害者及び就職氷河期世代を対象とした選考試験の実施につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

【石本委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第84号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第84号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、「提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【山道会計課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました出納局・各種委員会事務局の資料についてご説明をいたします。

資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約について、令和6年6月から8月までの実績は、記載のとおり2件となっております。

また、入札結果につきましては、3ページから4ページの記載のとおりでございます。

次に、5ページをお開きください。

附属機関等会議結果報告について、令和6年6月から8月の実績は、長崎県政府調達苦情検討委員会の1件であり、その内容につきましては、6ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

【石本委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に関する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問ありませんか。

【坂本委員】 人事委員会にお尋ねいたします。

令和6年度の県職員の採用試験の状況についてであります。

先ほど、所管事項の説明でもありましたけれども、大卒程度の各職種ですね、256名で126名ということで2倍ということです。これは14職種ありまして、そのうち10職種、例えば農業土木ですとか土木、あるいは畜産、林業、そういったものについては、いわゆる採用予定者数に対して採用数に至っていないというふうなことで、受験者数に対して倍率は1倍以上ということになっているんですけれども、予定数に対しては予定数に達していないというふうな職種が10職種あります。

これは私は6月定例会でも同じように、その時は大卒程度の、いわゆるB試験でしたけれども、今回、A試験でも同様のことになっております。特に農業土木Aについては、採用予定数4名に対して、そもそも申込数がゼロという状況になっているというふうなことです。

6月定例会の時に、これ、どうするんですかと。ただでさえ、今、定数が少ない、4月1日時点で82名足りてないというふうになってますよということをお尋ねをいたしましたけれども、状況的には変わっていないというふうなことです。

これ、どうするのかということなんですよね。ちょっとお聞かせいただけますか。

【田邑職員課長】 委員ご指摘のとおり、A試験におきまして採用予定数を最終合格者が下回っている職種が10職種ということで結果が出て

おります。

今後、高校卒業程度の試験、短大卒業程度の試験はございますけれども、今時点で予測できないということでありまして。6月定例会の時に、もご説明いたしましたけれども、今後、昨年であればC試験ということで追加の試験を実施いたしましたので、そういった試験について任命権者と引き続き検討、協議を進めていくことになるかと思っております。

【坂本委員】 わかりました。任命権者と今後検討していくというふうな状況です。去年はC試験で追加ですね。それでもたしか足りてないんじゃないかなというふうに思いますので、少なくとも最大限、採用予定数のところに、最近では予定数は立てていても、中途退職の方が多くて追いついていないというふうな状況があるようでありまして、そのところはぜひ任命権者とも相談いただいた上で早急な対策をお願いしたいと思います。

これは大卒、それから高卒、短大卒程度、短大・高卒程度は今からですが、民間等の経験者のところも5職種あって、そのうち2つが足りてないというふうな状況になっておりますので、重ねてその対策を申し上げまして、終わります。

【石本委員長】 ほかに。

【小林委員】 人事委員会事務局長に職員採用について関連してお尋ねをします。

これは兵庫県の話だけれども、まさに今話題の兵庫県です。新聞報道によると、兵庫県の職員採用試験で、今年4月から募集が始まったと。総合事務職の採用試験に639名が応募したそうですが、6月に行われた筆記試験を受験したのは、なんと377名、639名応募が来たのに受験したのは377名、全体の41%に当たる262名が筆記

試験を辞退したと、こういう事態が発生いたしております。筆記試験の辞退は、毎年幾らかあると思いますけれども、兵庫県を見れば、過去4年間のデータを調べたら、試験の辞退率は毎年31%から36%ぐらいはあるかなというようなことであるけれども、今の41%という状態は、通常の5ポイントから10ポイントぐらい上回っていると、辞退率は高くなっていると、こういう報道がなされているわけです。

結局は何でこうなったのかという要因、こういうところを関係者の皆さん方に聞くと、やっぱり兵庫県においては、パウハラ疑惑というのが生じて、この状況の中で兵庫県のイメージが悪くなっていると、こういうようなことも今回の辞退者が多いところの要因があるのではないかと、このような話がまことしやかにあるわけです。

それで、長崎県は果たして今年の状況はどうだったのか。今、本県の知事に対する疑惑がいろいろと取り沙汰されて、今から本格的にいろいろ議論が始まるのではないかと思いますけれども、長崎県の状況はどういうふうになっているか、どれくらいの方が応募して、どれくらいの方が総合事務職の筆記試験を受けて、辞退したのがどのくらいかと、こういうようなことを教えてもらいたいと思います。

【田中人事委員会事務局長】 令和6年度の大学卒業程度の試験ということでお答えさせていただきます。

現在、申込者が751名ございまして、受験いただいた方が647名ということで、大体86%ぐらいの方が受験いただいていると、辞退なさった方が14%程度となっております。

ここ、令和元年度から5年度までの過去5年間の一次試験を受験なさらなかった方が大体

14%から25%ぐらいの間で推移しておりまして、そういった意味では、今年、特別増えているというふうなことではございませんでした。

【小林委員】 人事委員会事務局については、優秀な職員を採用するべく、日頃非常に頑張っているというふうに思っています。今回の兵庫県の問題は、今申し上げたように41%と、それに比べて長崎県は14%ぐらいと。こういうようなことから、今、大勢に大きな影響があるということは言えないというようなことで安心をしましたが、令和7年度、令和8年度、これからますます、さらに厳しさが増してくるという状況の中で、一体どういうような推移になっていくのか、これは非常に興味を持って、この職員採用の問題と。

やっぱりいい職員をそれなりに雇用して長崎県のために働いていただきたいと、かねてから念願している者の一人としては、やっぱり黙って見ておくわけにはいかないと。決して兵庫県のことを対岸の火事だと思ってないということでございます。

それで、現時点においては、特別大きな問題があっているわけではありません。それは断言できると思います。安心しましたが、これからどういうふうになっていくのかということは、やっぱり人事委員会の方でもそれは静かに見つめていただきながら、いい職員たち、優秀な人材が長崎県を離れていくようなことがないように、これは新しく入る人も、あるいは途中で辞退する人も困るわけだ。今言うように、職員の方々がやる気をなくすということが一番あってはならないこと。このことを声を大にして申し上げておきたいと思うわけでありまして。

この辞退の流れ、これからの新しい流れ、採用の取組について、これからどういうふうに対

応していこうとされているのか。そういう点について難しい。今どきの方々は、自分の考え方を第一に考えて、自分の人生というようなことの中で、率直に言って割り切っていられちゃうから難しいと思うけれども、そこを何とか乗り越えないと、先ほども坂本委員からお話があったようなゼロというようなことがあっては絶対ならないと。県庁の最大の雇用の場に人が集まらないということは異例のことだということで、時の流れのせいだけにするわけにはいかないと。対応について局長あたりは、また、皆さん方はご苦労していただいていると思うけれども、その辺のところはしっかり取り組んでいただきたいと思います。この辺のところについてのご意見を賜ればありがたいと。

【田中人事委員会事務局長】今、小林委員からもお話をいただきましたように、優秀な人材の確保ということは、県にとりましても非常に重要なことですので、今後、受験生の方の受験の状況といったものはしっかり数字として押さえながら、こういった対策が必要なのかということ等を常に考えながら実施してまいりたいと思っております。

【小林委員】局長ね、毎回同じようなことをおっしゃっているんだよ。毎回のことを、あなたが判断をしたこと言いよる。戦略があるのかと。民間なんかは人を確保するために、あの手この手のいろんな戦略をやっているわけだよ。だから、さっき言ったように2つ、新しい方々が受験にやってくるような対策、それから、中途の退職がないような戦略、そういうようなことでいい人材を集める戦略をしっかりとやっていただかなければいけないと。

だから、次の機会には、そういう戦略をあなたから聞ければ大変ありがたいと、こう思って

おりますので、いろいろ職種がありますけれども、それなりに皆さんと議論していただき、そして対応、対策、他県に先駆けて長崎県に人が集まると。こういうような形でやっていただくことを特にお願い申し上げておきたいと思いません。

以上です。

【石本委員長】ほかにご質問ございませんか。

【坂本委員】すみません、さっき1つ漏らしていました。

8月に国の人事院勧告が出されました。多分10月中旬ぐらいに県の人事委員会の勧告を出されるというふうに思います。

詳細は言いませんけれども、地域手当が今回大きくりになったとか、いろいろあります。地域手当は、もちろん職員の賃金に反映する。県の人事委員会の勧告は県の職員だけじゃなくて、それが市町の職員賃金等々にも反映されるんですけれども、その職員の地域手当だけではなくて、対象となっている地域の中の、例えば保育料の公定賃金に反映されたりとか、そういったいろんな経済的な影響もあるんじゃないかなというふうに指摘をされているところですけども、そこら辺についての人事委員会の認識をお聞かせいただけますか。

【田中人事委員会事務局長】今、委員からお話がありました地域手当につきましては、国の勧告におきまして、今年度、見直しが行われたということでございます。

当人事委員会におきましては、地域手当の取扱いをどうするかということも含めまして検討しているところでございますので、現状といたしましては、まだ検討中ということでございます。

【坂本委員】今検討中というのはわかっている

んです。内容については、別に答弁を求めてないんですけれども、人事委員会としての認識として、この地域手当が単に職員の地域手当ということだけじゃなくて、例えば保育所の保育料の部分に反映したりとか、そういうことがあるということ認識されてますかというお尋ねなんですけど。

【田中人事委員会事務局長】人事委員会といたしましては、地域手当が、どういった目的を持って行われているものかということを中心に据えまして検討を行っているところでございます。

【坂本委員】わかりました。そういった地域的な問題にもつながってくる一つの例ですけど、保育料の算定基準にも反映してくるとか、そして、それは県の職員だけでなく各市町の職員の部分ということは、そこでの消費に、地域の経済にも関わる、消費にも関わってくるというふうな認識をぜひ持っていただいた上で、人事委員会の委員の皆さん方にも、そこら辺をきちんと把握して議論していただきたいということを申し上げます。

以上です。

【石本委員長】ほかにご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ほかに質問がないようですので、出納局及び各種委員会事務局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時36分 休憩

午後 2時36分 再開

【石本委員長】委員会を再開します。

これをもちまして、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を終了いたします。

ここでしばらく休憩いたします。

午後 2時36分 休憩

午後 3時 3分 再開

【石本委員長】委員会を再開いたします。

9月30日集中審査の参考人については、大石知事の選挙コンサルタント、大石けんご後援会元監査人の2名を招致したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ご異議ないようですので、そのように決定いたします。

なお、審査の進め方につきましては、参考人等の招致状況等を踏まえ、正副委員長にご一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】それでは、そのように進めさせていただきます。

なお、参考人につきましては、実名の公表を控えることが出席の条件となる場合がありますので、各委員におかれましてもご配慮をお願いいたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、企画部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時 4分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

デジタル戦略課長 高橋 圭 君

令和6年 9月25日

自 午前 9時58分
至 午後 2時 3分
於 委員会室 1

6、審査の経過次のとおり

午前 9時58分 開議

【石本委員長】総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を再開いたします。

なお、本日、吉村委員から欠席する旨の届けが出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより企画部関係の審査を行います。

【石本分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

企画部長より、予算議案の説明を求めます。

【早稲田企画部長】企画部関係の議案について、ご説明をいたします。予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第82号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、歳出予算で2,199万円の増となっております。これは、総合計画及び総合戦略策定に係る基礎資料とするため、県民の意識や施策のニーズなどを把握する県民アンケート調査に要する経費であります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

【石本分科会長】次に、政策企画課企画監より補足説明を求めます。

【小柳政策企画課企画監】私から、総合計画策定事業費に係る総合計画・総合戦略のアンケート調査についてご説明いたします。予算決算委

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	石本 政弘 君
副委員長(副会長)	富岡 孝介 君
委 員	小林 克敏 君
"	浅田ますみ 君
"	松本 洋介 君
"	坂本 浩 君
"	大場 博文 君
"	宮本 法広 君
"	まきやま大和 君
"	湊 亮太 君

3、欠席委員の氏名

吉村 洋 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

企 画 部 長	早稲田智仁 君
企 画 部 次 長	川端 博子 君
政 策 調 整 課 長	山下 公誉 君
政 策 企 画 課 長	内田 正樹 君
政策企画課企画監 (総合計画・総合戦略担当)	小柳 正典 君
政策企画課企画監 (地域連携担当)	寺井 芳隆 君
I R 室 長	湯川 亮一 君

員会総務分科会補足説明資料をお開き願います。

今回のアンケート調査の目的につきましては、現在の総合計画・総合戦略が令和7年度をもって終期を迎えることから、今年度から次期総合計画等の策定作業に着手しておりますが、その基礎資料とするため、結婚、出産、子育てなどの県民意識、施策のニーズ、県民の希望出生率等について把握をし、施策の充実強化を図ろうとするものでございます。

補正の理由につきましては、コロナ禍の影響も含めた社会・経済情勢の変化により、婚姻数や出生数の減少など県民の意識にも変化が生じていることに加え、地方創生の取組が始まってから10年が経過し、本年6月に国において取組の検証が公表されたことなどから、次期総合計画の策定を進めるに当たり、結婚、出産、子育て等に関する県民意識を把握するためのアンケート調査を前倒しで実施し、関連施策の検討を進めることが必要だと判断をし、今回補正予算を計上させていただくことといたしました。

アンケートにつきましては、県内全市町協力のもと、無作為抽出をした県内在住の18歳から49歳までの男女を対象に、市町ごとに1,000人程度調査票を送付することしております。

調査内容につきましては、主に結婚、出産、子育て、そして男女共同参画とか働き方改革も含めたところで、庁内関係部局、委託業者とも調整のうえ、30項目程度予定をしているところでございます。

予算額につきましては1,199万円で、地域少子化対策重点推進交付金を活用することとしております。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【石本分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】先ほど説明がありました長崎県総合計画策定事業費について質問させていただきます。

補足説明に、このアンケートの目的は、「人口ビジョン、総合計画・総合戦略策定の基礎資料とするため、結婚、出産、子育てに関する県民意識や希望出生率等を把握し、今後の施策の検討に活用する」とされています。

こども施策を県政の基軸と掲げ、各種施策を推進している長崎県においては、今回のアンケート調査は、県民の生の声をお聞きできる絶好の機会ではないかと思えます。

ただ、そのアンケートを取ることが目的になって、取って終わりになってしまったら、県民のためになるのかということになる。その結果を詳細に分析して、政策決定のエビデンスになるように、いかに施策に反映させるかということが重要になってくると思えます。予算可決後に、次のステップのところまで見据えてですね。

そこで、今回のアンケートの結果について、施策検討にどのように活用するのか、お尋ねをいたします。

【小柳政策企画課企画監】今回のアンケート調査でございますが、令和8年度を始期とします次期総合計画につきましては、施策の整合性等を図りながら、現在の長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略とを包含する形で一体的に策定することとしておりまして、今回のアンケート調査の結果につきましては、総合計画・総合戦略、そして人口ビジョンの策定の基礎資料とさせていただきたいと考えております。

そして、アンケート調査から把握しました結婚、出産、子育てに関する県民認識、施策のニーズにつきましては、企画部のみならず庁内各部局とも連携をしながら、共有をしながら、新たな施策、足らざる施策というものを検討していく材料にしたいと考えております。

【松本委員】 それでは実際の事業内容ですが、18歳から49歳以下の男女を対象に各市町1,000人程度に対しということですが、これは幾つの市町で1,000人になるのか、お尋ねいたします。

【小柳政策企画課企画監】 今回のアンケート調査は、各市町1,000人ずつということで、約2万1,000人弱という形で調査をさせていただこうと考えております。

【松本委員】 21市町それぞれで1,000人ずつと、それで合計2万1,000人ということで理解いたしました。

特に結婚、出産、子育てというのは、実施主体が市町になってくると思います。県でも取り組むことではありますけれども、市町でそれぞれに施策に差はあります。その地域の特性もあります。そういったものを含めて県がデータを持ったとしても、市町まで連携ができないと、それを活かすことは、県だけでやることでもないと思うんですが、実際、そのデータを取った後の市町との連携はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

【小柳政策企画課企画監】 今回のアンケート調査は、若者や子育て世代を対象とした施策を構築するに当たりましては、委員お話のとおり、各市町との連携も大事になってくるかと思えます。そのような中では、各市町の住民の声を把握していくことは重要な視点だと考えております。そのため今回、市町ごとに施策のニーズをきめ細かに把握をし、総合計画・総合戦略の策

定につなげていきたいと考えております。

そして、調査内容や分析結果につきましては当然市町とも共有しながら、市町が取り組む施策、県・市町が連携しながら取り組む施策の構築にもつなげていきたいと考えております。

【松本委員】 県全体のこともちろんなんですけれども、市町にとってみましたら、自分たちのまちの状況を把握することも当然でございますが、県内の成果が上がっている自治体の状況を把握することによって、自分たちの町にその施策を取り入れることも可能になるわけです。要するに、市の場合は市のことだけをやるものですから、どうしても限定される。県全体のデータがあることによって、市町の施策決定にプラスの要素をもたらすことができる。

そして、その中で県が何をすべきかというところは、やはり全体の取りまとめ、そして市町との連携は今後重要になってくると思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それともう一つ、総合計画で今回、結婚、出産、子育てということで、人口減少対策の中でも自然減の方に特化しているということでございます。

人口減少がかなりの率で進んでいく中で、社会減というのも非常に重要だと思います。本県は、出生率は低いわけではありませんが、都心に比べれば安定した数字ですが、流出をどう止めるかが今後の総合計画の中で重要になってくると思いますが、今回あえて結婚、出産、子育てに特化したことについて、県の見解をお尋ねします。

【小柳政策企画課企画監】 委員からお話がありましたとおり、本県の最重要課題であります人口減少対策につきましては、現在、子ども施策

を県政の基軸と考え、子育て世代をターゲットにした移住促進など、自然減、社会減の両面から施策に取り組んでいるところでございます。

今回アンケート調査を18歳から49歳の男女の方に絞ったことで、比較的若い世代の方々からご回答をいただけることとなりますので、若者、特に女性の方々が県内に残っていただくか、子育て世代の方々に県内に入ってきていただくといったものを考える施策の検討をするうえで重要なアンケートになってくるのではないかと考えております。その中で、若年層の県外流出の要因の把握ができるような形の設問も織り込んでいきたいと考えております。

人口減少の要因は複合的でありますので、自然減のみならず、社会減につきましても要因の把握、分析を行いながら、関連施策の検討をしていきたいと考えております。

【松本委員】もちろん子育て環境が厳しいから流出することもないとは言えないと思います。一番大きいのは就職、進学でございまして、その部分もおろそかにならないように、もちろんUターン、Iターンの移住も成果が上がっておりますし。

ただ、出産できない、結婚できない、そういった状況の背景をしっかりと把握することは非常に大きな人口減少対策になると思いますので、しっかりと取り組んでいただくことを要望して質問を終わります。

【浅田委員】ほぼ松本委員から聞かれた感じはあるんですけども、私も細かく聞かせていただきたいんですが、2万人ちょっとの方々にアンケート調査をすると、それは無作為抽出で、各市町でやるということですけど、地域によって設問の中身が違うのか、全く同じなのか。

いろんな違いがあるかなと感じることがアン

ケート調査ではよくあるんですけども、そのあたりをどのように捉えていますでしょうか。

それと、無作為ということはわかったんですが、どういうアンケートの実施の仕方が、そこをもう少し詳しく教えていただけますか。

【小柳政策企画課企画監】無作為抽出のアンケートの方法でございしますが、今回、各市町にお願いをいたしまして、住民基本台帳から完全に無作為抽出で、各市町で1,000人のサンプルを取っていただくと。小値賀町については、もともとの人口数が少ないので、恐らく総数になるうかと思っておりますけれども、その対象の方にお送りをする形でアンケート調査をさせていただきたいと考えております。

設問の内容につきましては、恐らく固定になってしまうと思っておりますけれども、市町ごとにサンプルを回収しますので、市町ごとの傾向が、この市町ではこういう課題があるとか、足らざると思っているらっしゃるとか、そういったニーズは把握できるのではないかと考えております。

そういったところを、我々だけじゃなく市町にも情報提供をして、松本委員からもありましたけど、横展開もしながら、施策の検討に役立てばということで今回の調査をさせていただこうと考えております。

【浅田委員】いろんな地域の施策に生かしていただくことは、私も非常にいいことだと思っております。

気になったのはアンケートの取り方で、基本台帳に基づいて市町が選んで、紙ベースでお送りして答えていただくということで間違いはないですか。

【小柳政策企画課企画監】アンケートの発送につきましては、なかなかメール等で送るのが難

しいところもありますので、住所地に発送することを考えております。

ただ、回収につきましてはWeb回収、QRコードを入れてスマートフォンでも回答できるような形を考えております。

【浅田委員】最近はQRコードで回答をするのが多いと思うんですが、今の若い人たちは、届いた郵便物を見るのかなというの、実は私は気になったところなんです。

私も、大学生、インターン生が年に2回ほど来ますので、そのたびにアンケート調査をさせていただいています。それ自体はSNSで送って、じゃないと回収率がないんですよ。

紙で送ってQRコードでと、そこが果たしてどうなのかなと、返ってくる年齢に差異はないかなと気になっているんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

【小柳政策企画課企画監】回収率の向上は、おっしゃるとおり大きな課題であると考えております。私たちも、どうしても住民基本台帳から抽出をする、無作為というやり方の中で、発送するという部分はやむを得ない部分があるかなとっております。

ただ、できるだけ回答していただけるように、調査があっていることを知っていただけるような形で広報等充実をしていきたいと考えております。

【浅田委員】そうなんです、開けてもらえるかというところがあって。今、いろんな郵便物とか広報物とかが多い中で、それを開けてもらって、そこからQRコードで入るのも、意外にハードルが高いんじゃないかなと思うんです。

3分の2をせっかく国から予算をいただく中で、ここはもう少しひねりどころな気がしていて。どこまで回収するのか。

逆に言うと、これをするのを広報宣伝とかをかなり強化して、「お手元に届いたらアンケートにご協力ください」と言うものなのかどうか、そのあたりしっかり考えないと、せっかく予算がある、2万人規模に送る、それが活かせるかというところは、どうでしょう、女性の目線で次長、女性の声とかを聞きたいというのがすごく多いと思うんですけども、自分が、送ってきた郵便物を見て、「アンケートにご協力をお願いします」と言われて、どうなんだろう、そこに何か特典でもあれば別ですけど、それもなかった場合に、回収率はどれぐらいを目標に、どういうふうにそれを施策に生かすかというのは非常に詰めどころだと思っているんですけど、女性の感覚でもお聞かせいただけたらと思います。

【川端企画部次長】先ほど企画監から説明がありましたとおり、アンケートを実施するうえでは、回収率を高めるとするのは非常に大事だと思っております。特に今回は若い方へのアンケートを実施するに当たって、2万人からいかに回収できるかということが重要だというふうに思っております。

特に今回は若い方を対象として、県外転出等の施策にも役立てたい思いもありますので、私どもも、今回予算を計上するに当たっては、回収率をどうするかというところは議論がございました。

ただ、先ほど企画監から説明がありましたとおり、どうしても住民基本台帳から抽出する方法しか現在においてはあり得ず、郵送という形になってしまうんですけども、こういう理由で、こういうことに役立てたくてアンケートを実施しているんだということを広く、広報の方でも相談させていただいて実施するとか、先ほ

ど委員から特典というところもありましたが、そういった議論もあっているところがございますので、いかに皆さんに興味を持っていただいて、これは自分たちの将来にとっても役に立つアンケートだということを理解していただけるように努めてまいりたいと思っております。

【浅田委員】 こういう設問の時、本来、女性ならではのというのも、だんだん聞きづらいところはあるんですけども、結婚、出産という中で、そのハードルのところが非常に重要な部分かなと思うんです。

郵送の方が予算もかかって、最近の若い子たちって、グーグルアンケートみたいなものがすごく答えやすいというコメントもあります。この間、うちも1週間で260くらい、これは男女いたんですけど、その中でもかぶるような今後の将来性について話を伺ったところ、みんな結婚もしたいと、でも仕事も続けたいと、育児は男性に手伝ってほしいみたいな。

49歳までの世代と10代、今の大学生って、全然違いがあるのかなと思いきや、不安材料は多分10年前、20年前と一緒に、出産した後に、果たして本当に職場復帰ができるのかとか、職場での不安がすごく大きいなど、そのアンケートで思ったんです。母数は260くらいだったけれども、大学生にはほぼ絞った状況だったので、見えてくること、これは活かせるなと思うこと、私自身、アンケートを取って今の世代の考えはわかるんですけど。

30問というのも、またこれはハードルが高くてですね、いかに設問を少なくするか、答えやすく導くか。途中で終わってしまう場合もあるし、そうすると全体像が見えづらくなる中で、その30問をどのような状況で問うていくのかというのは私たちも気になるところです。

今回は予算ですけれども、その後もぜひともしっかりとご報告をいただいて、回収率も含めて、形になるようにしていただければと思います。予算を今後の施策に生かすというアンケートですからですね。

部長、このあたりはいかがでしょうか。

【早稲田企画部長】 今回のアンケート調査項目は、先ほどご答弁を企画監、次長からしましたが、結婚に対する考え方とか、仕事に関することとか、出産、子育てに関するいろいろな今後の行政的なものを含めた支援などについてもお伺いしたいと考えております。そのうえで、市町ごとのニーズを把握するのは非常に大切な視点ですので、今回、市町にも協力を仰ぎながら、きめ細かに対応するような形で考えております。

回収率につきましても、今回予算をお認めいただきましたら、どのような方法で回収率のアップとか、設問の答え方がやりやすくなるかといったところも、専門の事業者と相談しながら対応したいと考えております。

進捗についても、回収率がどのような結果になって、どう施策に活かしていくのかということについても、ご報告を差し上げるように努めてまいりたいと考えております。

【浅田委員】 専門の方々が入るということで、もちろんアンケート調査に慣れていらっしゃる方々だとは思いますが、ただ、若い人たちはなかなか難しいなと実感するところでありまして、そのあたりをしっかりと受け止めていただけて。

そして、私の行ったアンケートは260人だったんですが、70%が、行政からの広報がほぼほぼ耳に入らないような結果でした。そのあたりからも工夫をしていただくこと、これは今回の

アンケートだけに限らずですね。今回のアンケートをやることによって、ほかのアンケート調査をする時にもどうなのかというような広がり、ぜひとも考えていただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

【石本分科会長】ほかにご質問はありませんか。

【小林委員】そのアンケートについて、30問の内容はまだできていないのか、いつごろできるのか。

【小柳政策企画課企画監】今回のアンケート調査の設問項目につきましては、現在、いろいろ庁内でも検討しているところでございます。

今後、この予算をお認めいただいた後、専門の業者に発注する形、委託をする形で考えております。そこともよく調整をしながら、浅田委員からもありましたけど、答えやすいような設問であるとか、そういったところも含めて、できる限り回収率を上げるよう検討していきたいと考えております。

年内には、恐らく調査項目が固まるかなと考えております。

【小林委員】私は、このアンケートについて、2人から非常に大事ないろいろな質問があっておりまして、大体内容がよくわかってきましたけれども、さっき部長からの説明で、市町の協力を得ながらと。ここをもっとみんなが協力を市町に求めていかなければ、回収率とか指摘された問題点は、市町に頑張っていただかなければいけないと、つくづくそう感じるわけです。

地方創生が10年経過して、その目的であったところの人口減少、あるいは東京一極集中、こういう問題を解消すべく目的を掲げたけれども、残念ながら、人口減少問題、東京一極集中というものが全く解消していないと。

そういう点から考えていくと、大事なアンケートなんです。これは非常にみんなが期待をしていると思うんです。1,200万円ぐらいで、2万1,000人を対象として、その効果がどうかと。

浅田委員は回収率を挙げられました。2万1,000の中で回収率がどのくらいあれば、アンケートの目的を達したということになりますか。どのくらいを考えていますか。

【小柳政策企画課企画監】今回のアンケート調査は、私どもは回収率50%を目指していきたいと考えております。その中で私たちだけで考えられることもありますけれども、専門の業者からも回収率向上の取組というものをご提案いただきながら頑張っていきたいと考えております。

アンケート調査の結果を最終的な分析に活用するというのであれば、3分の1ぐらい回収できれば十分、統計としてのエビデンスは得られるとお聞きしておりますが、できる限り施策のニーズというものを反映していくために50%回収を目指していきたいと考えております。

【小林委員】なかなか50%というのは難しいんだよね。言うはやすく、簡単なことではないと、これを実現させるためには市町の協力が絶対に不可欠。

市町の首長たちのサミットとか、そういうことを県が主催をして、県の行政等々を伝え、同時に市町からの要望をいろいろ聞くと、まさに双方向で、お互いの考え方とか意見を出し合うという意味で、非常に私は大事なところだと思っている。こういうのはもっともっと活用して。

市町の首長たちのサミットで、今回のこのアンケートの話は言っているのか。

【小柳政策企画課企画監】今回のアンケート調査だけではありませんが、総合計画全体の流れ

といいますか、策定に向けて、こういうふうな考え方で県として総合計画をつくり出すということにつきましては、先日開催されました県・市町連携会議、首長レベルが集まる会議の中で県からご報告をさせていただいたところでございます。

【小林委員】総合計画は令和7年度から新たな展開ということは、そういう枕詞等々の中で出てくるけれども、具体的にこういうアンケートをね。

地方創生、10年経過したと。そこで、特に若い方々のご意見をアンケート方式で聞いていただくと、これはとても大事なことだと思ってるんです。これは1,200万円ぐらいかけてということだけでも、1,200万円に代えられないような成果を期待する。せっかくのアンケート、特に若い方。

それから、30問の質問の設定、アンケートを求めると、若い方々の県外流出、特に女性の県外流出、これが人口減少の大きな要因になっているとあえて言わせていただく。それが本県の活力を低下せしめていることにもつながっているわけだよ。この考え方、なんで流出をするのかと。

地方の空気が嫌だとか、いろいろ構い過ぎるとか、最近の若い方が最も忌み嫌うようなことが長崎県に充満していると、生活あるいは家庭生活の中においても、いろいろとそういうものが取りざたされて県外流出と、こうなっていると。県外流出が、人口減少対策とこれからの長崎県の活力にとって大事なポイントであるがゆえに、こういう設問の仕方については十分検討されて。

県のいろんなことにはコンサルが入るから、コンサルに任せっきりにして、忙しいものだが

ら、そういうところにあまり我々の声が届かぬような、おざなりのアンケートだったら私は間違いと思うんだよ。

まだ予算が通っていないし、どんなことを質問しようとしているのか、どんなことを尋ねようとしているのか、そういうところから狙いは何かと。さっき、将来に役立つアンケートなんですよと、そういうことを言いよったけれども、ここのところをわかってもらえるように、市町の首長たちにもよくよくその目的を話して、回収率とか、内容の決定も一緒になってやらうと。市町の協力は不可欠。

それから、女性の県外流出はなぜ生じているのか、これを食い止める施策は何が必要なのかというようなことも、よくよく考えてのアンケートになれば大変ありがたいと。だから、回収率はとても大事であるがゆえに、もっともっとその辺は重点を置いて、いろいろ検討を加えていただくことをお願いして終わります。

【石本分科会長】ほかにご質問はありませんか。

【富岡副会長】先ほどから回収率の話がありました。回収率のことで思い出すのは、国勢調査であるとか事業所企業統計調査、うちの事務所にもきて、忘れていたということで、ぱっと見たら、「これは法定上の義務です」となっていて、見てみたら、違反というか出さなかったら罰則まであると書かれていて、そこは統計法などで定められているんですけど。

確認したいのが、ほかの県の条例で、そういう罰則まで設けられているのか、設けることができるのかわかりませんが、東京都や神奈川県、京都府などでは、そういった条例があると見ました。

そういった統計調査などに関する条例が、長

崎県にあるのかどうかをお聞かせいただけたらと思います。

【小柳政策企画課企画監】今、副会長からお話がありましたとおり、統計法に基づく調査、国勢調査であるとか企業の調査とか、そういったものについては法律の定めの中であるということで、当然罰則といえますか、回答義務があるのかと思います。

今回の調査につきましては、あくまでも任意の調査でございますので、この回答がなかったから何かあるということではないと考えております。

【富岡副会長】そういった規定も義務もない今回の調査ということですが、EBPMの観点からは、しっかりとそういった統計データの正確なものを取っていかないといけない。そこを県民の皆様にもご協力いただかないといけないという観点から、そういった条例をつくることはできないかということをお感じしていますので、今後ご検討いただけたらと思います。

全国に先駆けてになるのかどうなのかわかりませんが、義務づけをどこまでできるのか、あるいは義務づけして罰則まで設けるのかとか、そこら辺、できたら長崎県において全国に先立って、しっかりと統計データを取得したうえで政策に反映させることができると思いますので、そこをご要望させていただけたらと思います。

【石本分科会長】ほかにご質問はありませんか。

【坂本委員】私も、回収率は、どれだけ精度を高めるかが施策につながるというふうに思いますので。

それで、前回の総合戦略策定の時にもアンケ

ートをされたんですか。私は把握していないんですけれども。

今回、回収率の目標が50%ということで、各市町でアンバランスが出てくるんじゃないかと思えますけれども。

前回行ったのかどうかということと、その時の回収率を把握したうえで、今回どうしようと考えているか、そこら辺についてお尋ねします。

【小柳政策企画課企画監】アンケート調査は、総合戦略を策定する時、10年前にさせていただきました。前回は、人口ビジョンの改定等も行わなかった関係で、アンケート調査は行っていない状況でございます。

1回目のアンケート調査の回収率は32.8%でございました。今回50%と若干高めめのアンケート調査の回収率を目標にしておりますが、そこについては、できるだけ我々もいろいろ知恵を出しながら、専門の業者の方の知恵もいただきながら取り組んでいきたいと考えております。

【坂本委員】わかりました。10年前で32.8%ということですね。

多分、10年前に比べても、特に若い方を含めて、こうした調査に協力、積極的にやろうというふうな意識は、私は個人的にですけれども、意識はちょっと下がっているんじゃないかと思えます。このアンケートそのものは大事ですから異議はないんですけど、方法について、もう少し練ってもらいたいと思っています。

私の手元に、平成元年に、県の総合計画を策定するに当たってアンケートをした資料を、政策企画課から当時、委員会が何かで配付されたんじゃないかと思えますが、たまたま見つけました。

これは5年前の調査なんです。8月の約1か月間行っています。もちろん項目の内容とか、設

定の仕方だとか、数は違います。この時のアンケート調査が、県内21市町で3,000人を対象に行いまして、設問は15項目ぐらい、アンケートの対象は15歳以上ということで、かなり高齢の方もいらっしゃるわけです。この時の回収率が1,325人で44.2%ということなんです。項目も少なく、比較的回答に応じるような高齢の方も含めての回収率で、それも頭に置く必要があるだろうと思います。

この回答者の基本属性のところ、年代もあるわけです。1,325人のうち、50代以上が約6割を占めているということです。もちろんこれは把握されていると思います。

今回、18歳から49歳ということでありまして。1,325人のうち470人ぐらいしかいない。構成比でいうと35.7%ですから、この時の回収率の44.2%を、その世代で区切るとさらに下がってですね。10年前の数字に近いんじゃないかなと考えていますから、当然そこら辺は頭に置いて、今後施策を練るだろうと、広報については工夫をしていかなばいかなとじゃないかなと思います。

そういったものを頭に入れて今後やる意思があるかどうか、そこら辺の認識についてお聞かせください。

【小柳政策企画課企画監】今回のアンケート調査を実のあるものにするためには、回収率の向上、きっちりデータをいただき、それを調査、分析をして施策に活かすことは大前提になると思います。

私どもも、当時30%台とか、ほかのアンケート調査も40%台、50%台といろいろあります。そういった中でいい取組を活かしながら、そして新たな取組も活かしながら、当然Webも活用しながら、できる限り回収率を向上できるように

に私たちも頑張っていきたいと考えております。

【石本分科会長】ほかにご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了します。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第82号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第82号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

【石本委員長】次に、委員会による審査を行います。

企画部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査及び議案外所管事務一般についての質問を行うこととします。

企画部長より所管事項説明を求めます。

【早稲田企画部長】企画部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。お手元の総務委員会関係説明資料をお開き願います。

次期総合計画の策定について。

令和8年度以降における県政運営の指針や考え方を県民の皆様にはわかりやすくお示しするための次期総合計画については、去る7月18日に

開催された長崎県・市町連携会議において、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含する形で施策の整合等を図りながら一体的に策定するとともに、各地域の特性や課題を踏まえた取組等を記載することなど、その方向性や構成に係る検討状況を報告いたしました。

また、5月から7月にかけて市町職員との意見交換を実施し、地域の課題や県との連携等についてのご意見をお伺いしたところであります。

次年度の計画策定に向けては、県民の方々から幅広くご意見をお聞きしながら作業を進めることが重要であると考えており、特に高校生や大学生など次代を担う若者の視点については積極的に取り入れながら、検討を行ってまいりたいと考えております。

九州MaaSについて。

九州の官民が一体となって、住民や観光客等の移動円滑化及び異分野との連携を通じた移動需要の創出に取り組む九州MaaSについては、九州各県や交通事業者等で構成される「一般社団法人九州MaaS協議会」が運営主体となり、去る8月1日にサービスが開始されたところであります。

九州MaaSにおいては、サービスを提供するプラットフォームとして、スマートフォンアプリ「my route」を使用したうえで、目的地までの交通ルートの検索・予約・決済や観光地等の情報発信、周遊チケットの購入など、利用者にとって利便性の高いサービスが提供されております。

また、それに伴い、令和4年度から本県でサービスを提供していた長崎県MaaSについては、九州MaaSに包含される形で運営されることとなり、今後は、九州一体でのスケールメリットを活かしながら、観光施設や宿泊施設等とも連

携していくことで、国内外からの移動需要の創出や交流人口の拡大が図られるものと考えております。

本県としても、九州MaaSの利用拡大及び普及促進に向けて、九州域内の官民関係者等と連携・協力しながら、積極的なPRやサービスの充実、参画事業者のさらなる拡大に取り組んでまいります。

県北地域の振興について。

佐世保市を中心とした県北地域の振興については、IR誘致により得られた知見を活かしつつ、IRで目指してきた広域的な周遊観光や多様な雇用の創出等を意識しながら、地域の活性化につなげていく必要があると認識しております。

また、県、関係市町及び経済団体等が、その目的や目標を共有し、一体となって各種施策の構築を図り、持続可能な取組とすることが重要であると考えております。

そのため、県では、県北地域の振興策の検討において、例えば、民間活力による集客・周遊観光の拠点整備や、基地を活かしたまちづくりによる経済の活性化、再生可能エネルギー等のカーボンニュートラル施策の推進など、佐世保市をはじめ、関係市町及び民間の方々のご意見をお聞きしながら、プロジェクトの検討を行っているところであります。

今後とも、地元関係者の皆様や県議会等のご意見を踏まえながら、佐世保市を中心とした県北地域の振興と県全体の発展を目指し、具体的な施策の検討を進めてまいりたいと考えております。

国家戦略特区における区域方針について。

本県においては、国に対して、ドローン活用に関する規制緩和の提案を行い、本年6月、地理

的に離れた複数の自治体が連携して共通の課題解決に取り組む「新技術実装連連携“絆”特区」として、福島県とともに国家戦略特区の指定を受けたところであります。

その後、国家戦略特区の目標や事業の方向性等を定めた区域方針案については、8月に開催された国家戦略特別区域諮問会議に諮られ、両県の国家戦略特区の政策課題及び事業に関する基本的事項として、離島・半島、中山間地域等における物流・配送をはじめとした生活関連サービスの維持・向上や、ドローンのレベル4飛行等による市街地でのオンデマンド配送サービスの実装・拡充などが盛り込まれたところであります。

今後においては、国や福島県とも密接に連携を図りながら、区域方針に沿って具体的な事業等を定めた区域計画の作成を進め、ドローンサービスの早期実装をはじめとした地域課題の解決に向けて、力を注いでまいりたいと考えております。

デジタル化・DXの推進について。

今年度から取り組んでいる「空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト」においては、ドローンの活用による地域課題への対応、遠隔化・生産性向上、イノベーション創出を促進するため、去る7月に、ドローン需給のマッチングサイト「長崎県ドローンプラットフォーム」を開設いたしました。

本サイトは、県内のドローンサービス事業者やそのサービスの用途を紹介し、利用に向けたマッチングを促進することで、様々な産業での活用フィールドの拡大を目的としており、8月末までに、橋梁などのインフラ点検、農薬や肥料散布及びプログラミング教育サービスを提供する事業者など、土木、農業、教育等の各分野

から、47事業者が登録されたところであります。

今後とも、県内におけるドローンの利活用を促進するため、本サイトの周知を図るとともに、ドローンサービスを提供する人材の育成など、需要と供給の両面からの支援に取り組んでまいります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本委員長】次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【山下政策調整課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出しております企画部関係の資料についてご説明申し上げます。資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件につきましては、令和6年6月から令和6年8月までの実績は、記載のとおり1件となっております。

続きまして、資料3ページをご覧ください。陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、令和6年6月から令和6年8月までの間に県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、3団体から計5件となっております。

その内訳といたしましては、大村市が3ページ、長崎県町村会が4ページから10ページまで、島原市が11ページから12ページまでとなっております。それぞれに対する県の取扱いにつきましては記載のとおりでございます。

説明につきましては以上でございます。どう

ぞよろしくお願ひいたします。

【石本委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧を願ひます。審査対象の陳情番号は、15、16、33となっております。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【まきやま委員】 陳情書の16番、7ページで、小値賀町における情報通信の環境整備についてとありますが、この整備について、現行の光ファイバー整備と無線や衛星通信を活用した通信環境整備、2つあると思うんですけども、どちらの方がコストがかかりますか。

【高橋デジタル戦略課長】 こちらについては、恐らく光ファイバーの方が、コストがかかってくるのではないかと認識しています。

【まきやま委員】 どのくらい違いがあるか、わかりますか。

【高橋デジタル戦略課長】 金額については、こちらで試算をしているものはございません。現在は承知していません。

【まきやま委員】 続きまして8ページ、県の対応の2番、「小値賀町における二次離島の情報通信の環境整備については、現行の光ファイバー整備に係る支援制度を維持することを要望しております」ということですが、コストを考えると、衛星通信を活用したもののほうが効果的だと思うんですけども、いかがでしょうか。

【高橋デジタル戦略課長】 衛星通信につきましては、県内でもスターリンクを活用した衛星通信による学校教育を行う取組が展開されているところですが、まだ通信に不安定な部分がございます。やはり安定的な通信環境の確保という点で見ますと、光ファイバーの整備

が市町からの要望としては多いものと認識をしています。

【まきやま委員】 続いて9ページの1番、佐世保市宇久町でのメガソーラー整備に係る本土への送電線に通信基盤を配置することを検討されているとありますけれども、その詳細について教えてください。

【高橋デジタル戦略課長】 宇久島でのメガソーラー整備の検討が進められておりますが、その際に、通信網を活用して光ファイバーとしても活用することができないかということで検討が進められているものと認識をしています。

【まきやま委員】 現在、漁協の反対があると思いますが、こういった計画を立てられているか教えてください。

【高橋デジタル戦略課長】 現在、その詳細な検討の状況、地元の状況については、我々としては認識をしていません。担当部局が別部局になるかと思ひまして、我々としては、検討状況を注視しているところでございます。

【まきやま委員】 ありがとうございます。

【石本委員長】 ほかにご質問はございませんか。

【宮本委員】 私からも、まきやま委員からありました、陳情番号16番についてお尋ねをいたします。

「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく資料の7ページに県の対応とあるんですけど、初歩的な質問をさせていただきます。

災害発生時のための冗長化ということは、既に小値賀町には光ファイバーは通っていて、スペアでもう1本通っていないところが、県内では小値賀町のみという認識でいいのか。

数年前に確認した時に、海底まで来ていて、

あとは小値賀町と通信業者との話し合いで、小値賀町全体に光ファイバーがくるかどうかと、そんな整理になっていたと思うんですけど、もう既に光ファイバーは通っていて、もう1本、冗長化ということで災害対応時のスペアを要望しているという認識でいいのか、それをまずは確認させてください。

【高橋デジタル戦略課長】ご認識のとおりでございます。光ファイバーは通っているんですけども、災害等があって光ファイバー網が断絶されてしまった時のスペアが現在は整備されていないということでございます。

【宮本委員】 確認させていただきました。

もう一つ、これも初歩的な質問で申し訳ないんですけど、7ページの県の対応、項目5-3関係の2つ目の丸に「通信業者が主体となり、地元市町と連携しながら実施される」とあって、ここに対する支援は、先ほどもあった国の制度を活用すると。ここには県の支援はなくて、あくまでも通信業者と地元小値賀町と国の支援でしてくださいという認識でいいのか、それも確認をさせてください。

【高橋デジタル戦略課長】ご認識のとおりでございます。こちらは多額のコストがかかるということで、国においても、光ファイバーの整備に関しては補助率の高い形で補助のメニューを用意していますので、そのメニューを活用して、民間事業者と連携をしながら、市町としても負担をすることによって整備をする、これが基本的な考え方となっています。

【宮本委員】 端的にいうならば、県は財政的な支援はないという認識ですね。よって県としては、これを国に要望していきますと、小値賀町と一緒に国に要望していくと認識をいたしました。一本通っているということで、災害

時に対応するためにもう1本、冗長化ということです。

先ほどとダブって申し訳ないんですけども、同じく9ページで、宇久島でメガソーラーができた時に、言い方は悪いかもしれませんが、一緒にそれにつないでいくことを検討されていると。それができない場合は、小値賀から本土、あるいは小値賀から平島ということも考えているという県の対応の認識でいいのかも確認をさせてください。

【高橋デジタル戦略課長】ご認識のとおりでございます。メガソーラー整備に伴って、その際に送電網が整備をされますから、光ファイバー単独で整備をするよりも、併せて整備することが選択肢として考えられるということでございます。

県としては、そういった状況を注視しながら、この冗長化に向けて必要な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

【宮本委員】 いろいろありがとうございました。確認をさせていただきました。

ちなみに、先ほどもちょっとありましたけど、小値賀町と通信業者と国の支援で、もう1本ケーブルを引くとなれば、小値賀町の手出しはどれくらいになるのか。3者で折半になるんですか。恐らく国の配分が大きいであろうとは認識しているんですけど、町の手出しはどれくらいになるのかがわかれば、わからなければ後ほど結構なので教えてください。

【高橋デジタル戦略課長】詳細な金額については現在、把握をしていませんので、後ほど報告を差し上げたいと思っております。

国の補助については、補助率全体としては5分の4の補助でございまして、残りの部分について、自治体や民間事業者が負担をするという

スキームになっています。

【まきやま委員】 すみません、一つ抜けていました。災害等により海底ケーブルが被害を受ける状況は、どういったことが想定されますか。

【高橋デジタル戦略課長】 海底ケーブルや陸上の送電網が、例えば地震等の災害によって断絶されることが可能性としてはあり得るかと思っております。

【まきやま委員】 地震によるものであれば、2つ整備したとしても、同じようにダメージを受けることが想定されますので、今、防災関係でも既に衛星の通信網を使う方向性にいっていますので、不安定さを考えることも大事かもしれませんが、コストはかなり海底ケーブルの方が高いことが予想されますので、ここは柔軟に先のことを見越して考えるべきだと思います。以上です。

【石本委員長】 ほかにご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 質問がないようですので、次に議案外所管事務一般について、ご質問はありますか。

【宮本委員】 議案外について質問させていただきます。部長説明資料の3ページ、県北地域の振興についてお尋ねをいたします。

県北地域の振興ということで説明がございました。まず、1点目がIRです。IR誘致ということで、ここにちょっと書いてあります。

私も、IRについては総務委員会、全員協議会などでいろいろ質問させていただいて、再挑戦すべきと、長年先代の皆様方が培ったノウハウを活かす、灯を消してはいけないという思いの中、質問させていただきました。

地元ではIR誘致に期待する声はまだあります。ツール・ド・九州やそのほかで代用とは余りにも失礼だとか、経済界からは「どがんかならんとか」というお声が実際に訪問する中であるんです。

県においては、このような声は今でもあるということ、地元の声を認識されているのかどうか、まずはこれをお聞かせください。

【湯川IR室長】 改めて申すまでもございませんが、IRは、民間が主体となって行う民間投資の大規模なプロジェクトでございまして、審査結果等のご報告、ご説明で、県北地域の関係の皆様をご訪問等させていただいておりまして、現在でもIRに対する期待感の声があることはお聞きをしております。

【宮本委員】 地元では、これが不認定となったことによる喪失感とともに、佐世保の皆様方の気質というのか、「まだまだやらんば」という声もいただいているところです。そういった声を認識されているということで、引き続き、その声を聞いていただきたいと思います。

大阪はもう決まったわけですが、新たに国の意向等もあるかと思えます。県としても、新たにIR誘致に向けての歩みを進めるべきと私は考えているんですけれども、それについて県の見解をお聞かせください。

【湯川IR室長】 九州・長崎IRプロジェクトにつ

きましては、6月の報告書の公表をもって一旦、事業としての区切りがついたものというところでございますが、報告書に記載しましたように、国における再募集の有無とか、その時期が未定でございますので、現状、県としましては、区域整備計画の再申請の対応について何ら判断できる状況にはございません。

しかしながら、再申請への対応には多大なコスト、労力、それから時間が必要になるとともに、審査における国の審査委員会等の裁量が大きく、審査期間を含め予見することが困難と思われることから、現行制度では、一般に地方におけるIRの実施にチャレンジするのは、相当程度ハードルが高いのではないかというふうに考えています。

県としましては、IRに関する情報収集を継続するとともに、大阪IRの進捗状況とか他の都道府県の動向を注視しながら、また、世界各国の事例等につきましても研究をしてまいりたいと考えております。

【宮本委員】 そういった答弁になりますよね。チャレンジするとは言えないんでしょうけど、あくまでも灯を消してはいけませんよと、改めてお願いを申し上げます。

今ありましたとおり、大阪のIRがいよいよ着工されていきますので、その情報収集はもちろんですけど、地元の声とか経済界の声も十分に聞いていただいて、IR再誘致の可能性についても、どうか検討していただきたいと考えております。

国の動向もちろんありますので、タイミングは非常に大事かと考えておりますので、いついかなる時でもできるような心構えというか、姿勢は持っていただきたいと思います。その意味からも情報収集に努めていただきたいと考え

ておりますので、よろしく願いいたします。

この件につきまして、部長から何か一言あれば非常にありがたいんですけども、なかなか言いにくい面はあろうかと思いますが、何かありましたらお願いいたします。

【早稲田企画部長】 IRにつきましては、現在、室長から答弁いたしましたけれども、九州・長崎IRの区域整備計画は一旦失効いたしまして、民間における新たな構想がないので、準備というのはなかなか難しい状況であると考えております。

一方で、IRに関する情報収集は継続して取り組みまして、大阪IRの進捗状況、あるいは他の世界各国の動き、こういったものも注視しながら研究は続けてまいりたいと考えております。

また、県内の関係団体、自治体、九州の経済界などにおいては、今後も協力体制を継続して取り組んでまいりたいと考えております。

【宮本委員】 情報収集を引き続き行っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

もう1点です。県北地域の振興について、私、今回一般質問の中でも触れさせていただきました。ちょうど同じ文言がありましたので質問いたします。3ページ中段の再生可能エネルギー等のカーボンニュートラルにつきまして質問いたします。

水素県長崎を目指してということで数回にわたり質問いたしました。カーボンニュートラルの切り札となっているのが、クリーンな次世代エネルギー、水素エネルギーということを踏まえて、数回にわたり質問いたしました。

県北地域の振興で、これに関連した再生可能エネルギー等のカーボンニュートラル施策の推進と出てきたので、県北地域における水素エネ

ルギーを含めた取組について、県の姿勢をお聞かせいただければと思います。

【寺井政策企画課企画監】県北地域の振興に関する水素関連のお尋ねについて回答させていただきます。

再生可能エネルギー等のカーボンニュートラル施策につきましては、産業労働部で水素関連事業を大手企業と連携協定を結びまして、今後、取組を強化しようとしております。

もともとIRの区域整備計画の中でも、再生可能エネルギーの実証フィールドとするといった記載もございましたので、IRで目指していたものを意識しながら、具体的な取組は水素事業研究会等で検討しておりますので、その中で具体的な取組を検討して、県北地域の振興につなげてまいりたいというふうに考えております。

【宮本委員】ここでもIRというワードが出てきて、水素エネルギーは非常に期待されていたところであるんです。ノウハウは持っているのだから、ここにおいてももっともっと拡大できるように、県としても、産業労働部と連携を取って、いろんな取組を展開していただければと思います。

また、基地を活かしたまちづくりも佐世保市はやっております。造船業についても質問いたしましたので、この分野につきましても産業労働部連携を取っていただいて、県北地域の発展、活性化に向けて、基幹産業ですので、取組を推進していただきたいと考えております。以上です。

【石本委員長】ほかにご質問はありますか。

【湊委員】先ほど、宮本委員からIRについての質問があったと思いますが、私も、ちょっとかぶるところがあるかもしれませんが、IRについて質問させていただきます。

6月に公表したIR誘致に伴う審査結果についての報告書を、関係者の皆様とか県内の皆様にお伝えしたと思うんですが、それについての具体的な反応を教えてください。

【湯川IR室長】報告書につきましては6月4日に公表いたしまして、県議会においてもご審議をいただいておりますが、6月定例会後に、佐世保市をはじめ県内、福岡、東京の70を超える関係皆様を直接ご訪問いたしまして、今回の審査結果について、報告書に基づいてご報告、ご説明をさせていただきました。

皆様からは、今回の審査について、県の考え等につきましてもご理解をいただいたというふうに認識しております。

【湊委員】先ほど宮本委員もおっしゃっていましたが、私の周りでも、IR誘致を再挑戦してほしいという声があるので、理解をいただいたということはちょっと腑に落ちないんです。そういう声があることをしっかり認識して、これからも取り組んでいってほしいと思っております。

続いて、県北地域の振興対策について、民間活力を活かしながら取り組んでいきたいと書いてありましたけれども、具体的にどういったものがあるのか教えてください。

【寺井政策企画課企画監】県北地域の振興対策で、民間活力を活かした取組についてご回答させていただきます。

佐世保市をはじめとした県北地域は、特徴ある地域資源や、九十九島をはじめとする豊かな自然環境、あるいは国内外から多くの観光客が訪れるハウステンボス等がございます。

国におきまして、国立公園の魅力アップを検討されております。県におきましては、県立の都市公園、例えば西海橋公園等におきまして、

都市公園におけるPark-PFIという形で、民間の知恵やノウハウを取り入れながら、都市公園の魅力アップを検討しているところでございます。こうしたリニューアルによりまして、広域的な周遊観光につながる取組ができないかと検討しているところでございます。

今後、地元佐世保市等とも意見交換を重ねながら、具体的にどういった施策が有効か、検討を深めてまいりたいと考えております。

【湊委員】民間の知恵やノウハウを取り入れながら県北振興を目指すということですね。IRを目指す時に培ったノウハウや経験を活かしながら、県北振興を目指して行ってほしいと思います。

次は、質問じゃないんです。先ほど宮本委員もおっしゃっていましたが、私も、IRに再挑戦してほしいと個人的には思っていて、私の地元でも、IR再挑戦を期待している声はたくさん聞いております。

再挑戦に対するハードルはすごく高いと私も理解しているんですけども、IRは、佐世保経済界が中心となって、ハウステンボスに誘致して取り組んでいた事業であり、民間活力を活かした大変大きな取組だったと思います。これに代わる取組はなかなか難しいと理解していて、そして職員の皆さんも、すごく熱い思いを持って取り組んでいたものだと思っております。

引き続き民間活力を活かすうえで、やっぱりIR再挑戦はしてほしいと思っておりますので、県には、民間の動きを注視しながらしっかりバックアップをして、チャンスがあればつかんでいけるよう、体制をこれからも整えてほしいと思っております。これを強く要望して、私の質問とさせていただきます。

【石本委員長】ほかにご質問はございません

か。

【小林委員】先ほどから所管事項の説明の中で県北の振興を部長が声高に叫んで、長崎県の事業は県北だけかと、県北の議員もいらっしゃるか、何か非常にその辺のところ、確かにIRが今回だめになったという形で、県北に意識的に気をつかわなければいかんということはわかるけれども、何かちょっと偏った重点的では困るわけだよ。長崎県は、佐世保も大事だけれども長崎も大事、県央地区も大事というようなことで、全部バランスがとれた発展をしていくのが県の使命なんだ。県北の振興、振興と、非常に何か傾いたような形で、県北振興局長には全く経験の少ない職員を配置しているけれども、果たしてそこでどういうふうな結果になっていくのか。

企画部の予算の中で県北振興について、令和7年度の新しい予算で重点的にそこに配分をしようというような考え方をもちて予防線を張っているような感じがするけれども、ここは部長、どうなのか。はっきりしておくぞ。

【早稲田企画部長】県北地域の振興については、IR誘致により得られた知見を活かしつつ、IRで目指してきました広域的な周遊観光、あるいは多様な雇用の創出等を意識しながら地域の活性化につなげていく、県北地域の振興を県全体の発展につなげていくということで、一つの大きな地域を中心として、それを県内全域に波及させるということを考えております。

また、令和7年度の予算に向けてということでお尋ねがございました。県においては、各市町の皆様と様々な協議を重ねており、また関係部局も庁内多岐にわたっております。そのため、企画部の予算というより、庁内関係部局でいろいろ連携策、もしくは市町、民間との連携、

市町の事業もございますので、そういったものを複合的に取り組んでまいりたいと考えております。

【小林委員】 そうすると、県北が大事だということはよくわかるが、県北の発展、振興を長崎県全体に広げていきたいと。具体的にどんなことを考えているかといえば、IRはやるのか、やらないのかということは、国のハードルが高過ぎるし、また改めて事業展開を国がやっていくのか、大阪だけで終わるのか、当初の目的どおりいくのか、さっぱりわからん。そういうことでIRについて、どちらかというやらない方向で進んでいるように見える。

そういう状況の中で、IRに代わるべき何か事業を考えて、果たしてこれが、長崎をはじめとして県全体にどれくらいの高まりを感じるかと、君の言葉だけで具体的なことは何もそういう計画はないわけだよ。事業計画があるわけはないわけだよ。口で言っているだけなんだよ。

だから、あまり個人的な感じで特化するようなことをやったら、我々も、県民の皆様方の税金を正しく使っていただく、そういうチェックする立場であるから、この辺は勘違いをするなよ。県北も大事ということは何回も言っている。だけど、全体的に振興を考えていただかなければいかんと。

何かね、こういう説明資料に県北の振興だけを特化して、具体的に何が足りないかと、IRがだめになったから、それに代わることをやるということは、もうIRはやらないよとあたかも言っているかのような、そういうふう聞こえてならん。だから、具体的に。

IRによって県全体の振興をと、たまたまハウステンボスがあったから、ここを活用して長崎県全体をと、我々も全力を挙げて、これが実現

できればという願いを込めておったんだけど、今の県政では、それだけのものが全く見えないで、結局終わったわけだよ。そういう状況だから、ひとつしっかりね。

この辺のところは、あまり個人的に偏るなよ。ここだけはしっかり言うておくぞ。予算の配分はしっかり考えてもらわんと、新しい予算の中であまりおかしな予算の配分をしたら、我々は当然県民の皆様が代わってチェックをしなければならぬ立場だから、なめたらいかんぞ、そういうところでは。そういうところは強くお願いをしておきたい。

【浅田委員】 今、小林委員からもありましたIRについて、佐世保地域の方々がまだまだ切望をし、これからも可能性があるのであれば挑戦していきたい。それは、これまでIRに関わってきた私たち、そして皆様も同じ思いであると思います。確かに県北の方々が切望していた、地域も整いつつあった、いろんな団体がそれぞれと手を合わせて一緒にやってきたことは理解するところです。これから先、IRにいつ再挑戦ができるのかもわからない。県内全体に、その予算を掲げてほしいというのは私も同じ思いなんです。

実態として、IRが1回はだめになった、頓挫をした後に、具体的に動いていることがあるのか。各地域に周遊する、例えば九州MaaSもそうだと思うんですけども、我々長崎市民だって期待していたところはあるわけですよ。IRが来たらどうなるんだろう、もっともっと市内にもお客さんが来てくれるであろうというところの具体策が、確かに見えづらいところがあります。

そしてもう一つは、「九州はひとつ」と九州全体で長崎IRを盛り上げようとしていた中、九州の他県の方たちとの動きがどうなっているの

か。報告書は作った、謝罪にも行ったとありますけれども、その時に培ってきたものがあるとするならば、いささかやっぱり。

政治も生き物ですし、行政の方がやっていること自体も生き物です。日々流れているわけですよね。止まるわけにはいかない状況の中での具体案が何か一つでもあれば、こういう形ではなく、わかるものがあれば教えていただければ幸いです。

【湯川IR室長】IRにつきましては、先ほども申し上げましたように、民間が主体となって行う民間投資のプロジェクトでありまして、佐世保市ハウステンボスに誘致をしようとした九州・長崎IRプロジェクトにつきましては、ご案内のとおり佐世保市の経済界の皆様が、ハウステンボスに誘致をしたいということで取組が始まったと認識をしております。これが、報告書の公表をもって一旦区切りということになっております。

現時点で、ハウステンボスを含め、民間などから県への提案等もあっていないというのが、県内の状況でございます。また、九州内につきましても、現在、誘致に向けた活動の動きは、私たちも把握できていない状況でございます。

先ほどから申し上げておりますとおり、報告書のご説明等で九州経済界、特に福岡の方を回り、ご説明している中では、やはり九州にIRが必要だという考えは変わっていないので、仮に長崎が再度挑戦するのであれば、またその状況によっては応援をいただけるというような形で、九州の皆様との連携体制も引き続き継続をさせていただいております。

残念ながら、委員がおっしゃるように、これまでのノウハウを活かして具体的に取組んで皆様にご説明できるものがあるかといえますと、

九州経済連合会が中心となって活動してありましたツール・ド・九州を佐世保市に誘致をする流れができておりますが、そのほかに成果としてご提示できるものが具体化できていない状況でございます。

【浅田委員】ちょっと消極的なんじゃないかと思うんですよ、部長。

答弁の中で、もちろん佐世保経済界の方々を中心となってIRを誘致した、それを九州各県が応援したい、そこは私たちもわかっているところなんです。

でも、IRがだめになってから、さっき私が生き物という言葉をあえて使わせていただきましたけれども、日々日々進んでいる中で、経済界から提案がないから、いつか手を挙げる機会があれば応援しますというようなご答弁であれば、じゃあ、国が言われた時に、長崎県は絶対に手を挙げるというんだったらわかるんです。でも、それも決まっていない状況では、進めなきゃいけない、動き出さないと、そのまま止まっていたら、県はもっともっと停滞してしまいます。大きな案件を一つなくしてしまったわけですから。

手を挙げる状況が来たら応援をしますという言葉はいただいています。佐世保経済界からはまだ提案がない。しかし、県費を我々は、私たちもそれを認可して予算をかなりつぎ込んでいくわけですよ。そこを踏まえると、もっともっとここは動き出さなきゃいけないんじゃないかなと。そうすべきだし、そうあるべきだし、私たちから言われるまでもなく、知事とかがそれを率先してやるべきではないのかと私は思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

【早稲田企画部長】IRの取組について、これまでIR室長が答弁いたしました、現状、国の動

きがございませんので、何ら判断できるところはないわけです。

一方で大阪IRの進捗とか、世界各国でも様々な動きが出ております。そういったところについては、企画部においても情報収集、調査研究には努めており、一方で、IRでこれまで培ったノウハウで、今回、ツール・ド・九州という九州経済界との取組もございます。

また、全体的な振興策ということで、ハウステンボスを中心とした広域観光、それからGX、イノベーションによる産業の振興、あるいは地域資源を活かした特色あるまちづくりということで、これまでのIRで培った経験、ノウハウを活かして、現在、関係の市町とも話をしているところでありまして、そういったものについては引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【浅田委員】かなりの予算を投じながら、この数年動いてきた。そして皆さんの思いもわかっている。本当に一生懸命に、これを誘致するために時間をかけ、労力をかけやってきたわけですよね。皆さんが、「国のそういう時が来た時には、絶対に手を挙げます」と言うんだったら、また違う形があると思います。

しかしながら、その一方で、報告書をもって一定の結論が出たかのような説明がずっとあるわけです。そうすると、今日、佐世保出身の県議会議員2人が、まだ挑戦してほしいという思いを強く述べられましたけれども、そこには至らないのかなと、その知見を持ってほかの事業にかえるとおっしゃっているのかなというふうな受け取ってしまうわけです。そって、ものすごく差があることだと思うんです。

私たち議員団としても、そこにどう向かうか、どう施策を応援していくかというのがあって、

ここは知事がないので、そのあたりをどういう覚悟をもって今後の事業に転換していくのかというのは、来年度の予算とか、いろんなところに関わってくると思うんです。優秀なIR室の方たちもいるわけですから、それをもっての知見でいろいろやっていただくことはわかる、その先をそろそろ考えていくべき時に来ているのではないかと、思って質問させていただいております。

きっとこれに関しては、繰り返し言ってもなかなか答弁が今日の段階では出ないのかもしれませんが、また引き続き、この問題は取り組ませていただければと思います。以上で終わります。

【大場委員】1点だけ質問させていただきます。ドローンを活用した国家戦略特区の指定に関してです。6月に指定を受けたと、非常にすばらしいことだと思います。6月に指定を受けたばかりですので、今後に向けての取組とか検討が進んでいくだろうと思うんです。

現段階で結構ですが、指定を受けて、この事業等々の取組への県の考え方、どのような形で進めていこうとしているのか、お尋ねをいたします。

【高橋デジタル戦略課長】国家戦略特区、ドローンの飛行に関するご質問でございますが、今年度は、ドローンのレベル4飛行に向けた実証を数多く行ってまいりたいと考えておりまして、このために国においても、規制改革に向けた調査、実証を行うための予算を用意しているということでございます。

こちらについては、民間事業者が主体となって国に対して申請をするものでございまして、8月7日から9月3日まで公募が行われて、県からも3事業者、4事業の提案を行っているところで

ございます。近日中に採択の決定が出るのではないかと伺っていますが、その採択結果を踏まえてしっかりと実証を行って、特区の活用をしっかりと行っていきたいと思っております。

【大場委員】これからの事業に期待するところで、これから取り組もうとする内容はわかりました。

今回レベル4になって、長崎県にも非常に有益だというのが、離島・半島、中山間地域、そういったところもドローンの活用ができることと認められた、要はその内容に入ったことが、本県の取組の中でも非常に重要だと考えておりました、多くの離島・半島を抱える長崎県として、この指定を受けた段階で、多くの自治体の方が非常に関心を持たれています。

島原市においても、この取組にものすごく注視をされている状況でありまして、民間を活用したとありますけれども、そういった興味を持たれている、もしくは期待をされている自治体への波及というか、そういったところも少し巻き込んでという考えについてはいかがですか。

【高橋デジタル戦略課長】先ほどご答弁申し上げた特区の実証の予算の活用について、基礎自治体との連携も我々としては必須と考えておりました、申請の段階で関係市町と連携をしながら進めているところでございます。

また、今回の特区については、県内全域が指定されていますので、県内全域を対象として幅広い自治体と連携をしながら今後も取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

【大場委員】ぜひ、その取組を行っていただきたいと思えます。連携と、いろんな実証実験の中で得たものの情報共有、実際に実証で得たデータを共有することによって生きてくると思えますので、長崎県の各自治体の活性化につなが

るような形の取組にさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

参考ですが、島原市は無人化施工の全国初の地で、島原市は、それに合わせて次はドローンの地にしたいと申しておりますので、その辺はぜひお考えをいただきたいと思えます。以上で終わります。

【小林委員】IRについては、今、浅田委員が非常に明快な話をされました。

部長、お尋ねしますが、今、IR室を残していることはそれなりに県費に影響を与えるわけだけれども、何のために残しているのかと。後始末のために残しているのか、今後の展開に何か期待するものがある、そういう思いで残しているのか。

やるのかやらんかということをお迫るわけではないが、「IR室」と課を室にして新たな室長をそこに配置して、何名かの職員の方々にどんなことを求めているのか。ただ後始末だけのことが、これから何か大きな動きが期待できるような展開を日々やっているのか、その辺はどうなのか。何のために残しているのか。

【早稲田企画部長】IR室の事務の取組で、一つ大きなところとしまして、九州・長崎IRのこれまでの取組の総括をいたします報告書の取りまとめという作業がございました。もう一つが訴訟関係での対応を担っております。また、情報公開請求などの対応も行っておりまして、そのほかには、九州・長崎IRについては一旦区切りがついたわけですがけれども、大阪IRの新たな進捗の動き、取り組み、国の方でどのような動きがあるのか、そういったところはIR室でしっかりと情報収集をしております。

また、世界各国でIRがどのように動いているのか、恐らくそれを踏まえて国の方でも今後の

取組をするのではないかと考えておりました、そういったところの情報収集や調査・研究にも努めている状況でございます。

【小林委員】今の部長の説明において、よく内容はわかります。いざ国がIRをまた、3つと言ったんだから、1つしかないから、あと2つの展開をやるぞと、そういう特区的な動きがこれから出てきた時に、長崎県は直ちに対応できるよう、そういう準備のためにIR室を残しているんだと、こういう部分はあるんですか。そこはどうですか。

【早稲田企画部長】国の動きによって直ちにというところまでは至っておりませんが、国がどのような展開をするのか、どういう手法を用いるのか。コロナ禍においてMICE施設の在り方というものも変わってきております。国におきましては、そのような世界の状況を調査するものと考えておりますので、そういったところを含めて、今後、長崎県としてどのような取組ができるのかということについては、調査・研究は続けていきたいと考えております。

【小林委員】今の県知事の姿勢が、IRに対しては国のハードルが高いと、今回の不採択という状況からしてみても、長崎県においては、もう率直に言わせていただくけれども、現知事は動きが足りなかった。全然足りていない。そういう状況から、一連の各議員の質問に対しては何度も言う。国のハードルが高いから、改めて再チャレンジは難しいんじゃないかと、そんなことをずっとおわせているわけだよ。

だから、今のIR室は、後始末のためだけの室なのか、いざという時に展開もできるぞとかすかな期待を部長は答弁しているけれども、知事がやる気がなかつた、もうちょっとすり合わせを、あなたも最近では側近と言われておると

やから。

今、大石知事の側近ナンバー1は企画部長であると、立派な称号をいただいているわけだよ。そういうところから考えれば、もうちょっとすり合わせをやって、IRについてはどう考えているかと、所管の企画部長としてはある程度、そんなことについても意思を統一しておくべきではないかと考えますが、どうですか。

【早稲田企画部長】IRの動向につきましては、先ほどご答弁申しましたが、国の状況、世界各国の状況、大阪IRの進捗というものを企画部でも把握しながら取り組んでいるところでございます。そちらについては、三役とも情報共有をしながら、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

【小林委員】今後、また委員会等で、すり合わせた結果、どういう方向だということは、次の委員会であなたからの答弁を期待しておきたいと思えます。

次に、例のビジョンについて質問をいたします。申し上げておきますけれども、ビジョンを頭から私は反対しているつもりではないんです。正直に言って我々は、何度も言う、県民の皆様から負託をいただいて。

県民の皆様方の血税を集めて県は、長崎県のための推進をいろんな事業展開の中でやっていると、こういうことだから、いろんな事業の中で良いものは良いし、良くないものが仮にあつたり、仮に課題があるとすれば、そこを論議し、指摘をし、もし改めることができるならば改めていただくと、そういう願いのもとに我々、県政があるわけだよ。

そういうような考え方で、何も頭からビジョンがつまらぬというようなことじゃなくて、実際に私自身も予算には全部賛成をしてきている

わけだよ。予算に賛成するというのが、反対をしていないということだよ。そういうことはよく区別してわかれ。頭から予算を反対しているわけではない、ちゃんと協力はしてきているわけだよ。けども、このビジョンが、本当に今の長崎県の財政が厳しい時に、本当にそれに足るだけの内容があるのかと、この辺のところを考えるがゆえにいろいろと、ただ右へならえて、知事からならまれたくないとか、知事に協力をせんばいかんとか、そんなことについて行くようなことではなくして、言うべきことはちゃんと言わにゃいかんと、これが私の政治姿勢だから、あえて言わせていただいているわけだよ。

さあ、そこでビジョンだけれども、言うまでもなく令和5年度に打ち上げられた。そして令和6年度に約2億円の予算をつけて、いよいよ始まって、また令和7年度、来年度の予算の編成を迎える中で、このビジョンについてどのような展開になっていくのか、どれくらいの予算をつけていくのか、この辺も非常に関心があるところなんです。

そこで、このビジョンの構想は、一体誰が提案しているのかと。誰がこの時期にこの提案をしているのか、誰が作り出したのか、部長、誰か、あなたか、誰が作ったのか、これは。

【早稲田企画部長】このビジョンの策定につきましては、前回の委員会の中でも政策企画課長から答弁いたしましたけれども、総合計画の一部見直しということで、コロナ禍など含めまして社会経済情勢が大きく変化する（発言する者あり）変換する中で、ビジョンの策定というものが出てきまして、企画部において取り組んでいるという状況でございます。

【小林委員】なんでそんな遠回しに言うのか。

知事ではないのか。理事者の誰が、どこの部がこれを提案したか具体的に言いなさい。そんな遠回しに、わけのわからんごとある答弁をするな。誰がやったのか。

【早稲田企画部長】このビジョンの策定につきましては、先ほど答弁申しましたが、総合計画の見直しの中で、三役、知事含めましてビジョンの策定というものが、指示があったものと考えております。

【小林委員】三役も、このビジョンの作成に入っているのか。知事の提案ではないのか。もう一回答弁を。あのね、間違ったことを言ったら承知せぬぞ。

【早稲田企画部長】総合計画の一部見直しの中で、知事の方から、将来を見据えた未来の構想、どのような取組ができるかといった中で指示があって、それを三役も含めて、関係部局を含めて企画部が、様々取りまとめしながら策定したという経過でございます。

【小林委員】総合計画を見直す時期が来たと、それを三役でいろいろ検討している中において、知事から、このビジョンの構想、新しい長崎県をつくる、そういうようなビジョンの構想が出てきたということだから、知事の提案であることは間違いのないだろう。もう一回、そうはっきり言いなさい。なんでそんな遠回しに、違うようなことを言うのか。そんな答弁でいいのか、部長として。

【早稲田企画部長】策定については、県全体の組織で取り組んでおりますことから、先ほどのような答弁となっておりますけれども、指示がありましたのは、知事の方から、今後10年間の本県のありたい姿というものを重点的に示すというご意見がありまして、そこが発端ということでございます。

【小林委員】 部長、正直に答えてくださいね、説明をしてくださいね。我々が何か間違ふような、そんなこと。知事をあなたがばいよるとか。そんな、あんまりそういう忖度というか、そんなことをやるべきではないと、正しいことをちゃんとさえいいいし。そういうことで、たまたま企画にビジョンのこれからの進捗をお願いをすると、こういうように命じられておるわけだから、それであなたはやっているわけだよ。

私は、さっきも言ったように予算全体には反対をしていなくて、協力する姿勢は持っているんだけど、このビジョンを考えた時に、これは事業計画の体をなしていないのではないかと、事業計画の体をなしておらんと、こんなことはまさにわかりきったことであると。

どれが事業の体をなしておらんと。我々は、私は民間でも幾らか事業をやっているけれども、その事業の自分たちのやり方と県のやり方がこんなに違うのかと。こんな状況の中で事業をこれからやろうとしているのかと。

まず、ロードマップもない、10年後の事業計画も見えない、やりながら考えるみたいな、その都度、都度の発想にうんざりしていますよ。民間でこんなことをやっておったら、とてもじゃないが、まず銀行からお金が出ない。いわゆる事業資金も出ない。

銀行にお金を借りたり、そして事業を推進する時には、3年に1回のチェックとか、10年スパンということはまずあり得ぬけれども、ちゃんとそれなりのきちっと見える形で、どんな事業なのかと、そしてそれを10年後はどれだけの成果を出すのかと、そういうようなきちんとしたことをやらなければ、銀行からお金も出ないと。

何度も言うように、そういうようなロードマップがないと、そういうところが見えないと、

事業計画などがなくて、見切り発車的な知事の一存でスタートして、それであなたのところでこれを政策に落とし込もうとしていると、こういうことじゃないかと思うんだよ。

県民の皆様方の気持ちとしては、良質な雇用とか。今、新しい半導体などで熊本の方に相当な投資が行われて、すばらしい半導体の工場ができると。そこに長崎県からも若い人たちが、職を求めて相当流出していることも事実、こういう状況の中にあるわけだよ。

そういう状況から、事業計画もない、ロードマップもないわけだけれども、幾らぐらいの予算をかけてこれを、要するに10年後の目標達成を考えているのか、幾らの予算が要するのか。

これはほとんどが一般財源だろう。その事業の中で、こういう補助金があるとか、やりながら見つけていくという状況だから、こんな状況のこんな事業をね、我々は事業と呼べない。事業としての体をなしておらんと、こういうことなんだけれども、幾らかかるとか、まず。幾らお金がかかるんですか。

【内田政策企画課長】 今お話がありました、ビジョンにかかる事業規模、それから財源の話かと思えますけれども、記載にありますとおり、ビジョンそのものについては、様々な立場の皆様と意思を一つにして取組を進めていくということで、いわゆるありがたい姿とその実現に向けた施策の大きな方向性のみを記載しております、10年間の事業費、あるいはその財源という計画は立てておりません。

一方で、今後、ビジョンと総合計画をタイアップして施策を立案していきますので、そういった中で施策に落とし込みができ、かつ短期的、中期的に取り組むものについては、毎年度の予算編成等の中で、規模、工程なども可能な限り

お示しができるように努めていきたいと考えております。

【小林委員】 こうやって事業で10年後のありたい姿と、口で言うことは簡単だけれども、実際にどういうものがありたい姿なのかと、抽象的で全くわからん、こんなことが事業と言えるのかと。幾ら予算がかかるのかと質問しても出てこない、こんなやり方がまかり通るといふことは、長崎県だからできるわけだよ。

県民の血税が入ってくるから、そういう中で簡単に2億円とかと言っているけれども、今年度の予算の2億円という形で、10年後に幾らの予算がかかるのかと、わからんと。

それから、大事なことで総合計画とタイアップしていくと。見直しの時期が来ている総合計画とビジョンをタイアップすると、要するに総合計画に落とし込んでいくということではないかと思うが、これはとても大事な発言だと思う。

具体的にどうやって今の総合計画の中に落とし込んでいくのか、落とし込んだらビジョンはどうなっていくのか、総合計画に吸収してしまうのか、吸収合併か、どうなのか、その辺を教えてください。

【内田政策企画課長】 次期総合計画が念頭にありますけれども、来年度にかけて策定を進めてまいります。その際に、その中身の中に、今、ビジョンで記載をしておりますような世界観とか、施策の方向性に沿った施策を反映、まさに盛り込むような形でタイアップをしていきたいというように思っております。（発言する者あり）

そのうえで、ビジョンそのものはもう既にございますので、これがなくなるということではありませんで、その考え方、要素そのものは全て総合計画に落とし込まれるとご理解いただけ

ればと思います。

【小林委員】 せっかく政策企画課長が答弁しよるから、じゃあ、全部局に、総合計画の中に今回のビジョンは落とし込んでタイアップしていきますよということについて、もう既に伝えているのか。総合計画は見直しの時期が来ている。令和7年度が最終の1年間、もう1年間もない、あとわずかしかなない中で、ビジョンに事業計画はない状況で、何をどうかという4つの目標だけしか上がっておらん、こういうのを総合計画の中に落とし込んでいくと。じゃあ、具体的にどういう方法で。

他の部局は、総合計画の中に落とし込むということについて、ちゃんと了解をしているんですか。どうですか。

【内田政策企画課長】 庁内で、総合計画策定に係る議論は既にスタートしておりまして、大きな方針の中で、今回の総合計画の中にビジョンの考え方、それからビジョンで描いております4つの注力すべき分野の内容、それから施策に盛り込むことについては既に周知をしております。

【小林委員】 周知はしていると。何の会議で周知しているのか。それはあなたがそう言っただけのことなのか。わかったと、それについて、具体的にビジョンを取り入れた内容で総合計画を作り出すと、こういうようなことになっているのか、そこはどうですか。

【内田政策企画課長】 庁内に総合計画の策定本部がございまして、各部局長全て出席をして策定を進めていくという会議体がございしますが、その中で説明をしてご了承をいただいているという形でございます。

【小林委員】 部長も課長も皆さん方もご存じのように、財政が逼迫しているわけよ。財政が逼

迫しているわけよ。基金を取り崩さなければ、これから新幹線の借金、社会保障費の高騰、こういうことについては待たなしで、今から支出が相当高まって行って、基金の取り崩しは、いや応なしにやらざるを得ないわけだよ。

集中と選択ということは今までずっと言ってきたわけだ。集中と選択という形で今までずっとやってきたわけだよ。集中と選択ということから考えていけば、今の総合計画ある中におけるビジョンの役割というものが一体何なのかと、これをいろいろ尋ねてみても、あなた方は明確に答えることができない。事業計画として、10年後に幾らぐらいの予算がかかるのか、どうやってチェックをしていくのか、目標に向かっているのかとか、そういうロードマップも全然何もできていない。こういうことで出たところ勝負みたいな、こんなことが今時、本当に果たして大丈夫なのかと、こう言うことは当たり前なことだと思うんだよ。長崎県がつぶれてしまったらどうなるのか。県民の血税を、一体どこまでそんなに無駄遣いするのかと。

今のような状況だったら、知事という職業は誰でもやれるんじゃないかと。だって、予算はこうやって血税が入ってくる。それから頭脳は、あなた方みたいなすばらしい人がいる。だからこれを政策に落とし込んでくれ、これを県民が納得いくような政策にしてくれと、お金は血税があるからと、こういう形の中でどんどんやれやれと。

失敗しても責任をとる人は誰もいない。民間だったら、そんなことはできないわけだ。そういう点からしてみても、今のような問題からしてみても、本当に総合計画の中にどうやって何を落とし込んでいくのかと、4つの政策目標をどうやって落とし込んでいくのかと、これだって

まだまだ言葉が踊っているだけで、言うだけで、具体的なことはないんじゃないのか。

了承しているとか、それは周知徹底しているということで、ビジョンの今の計画の中に何を落とし込むかということについては、何か具体策はあるのか。

【内田政策企画課長】ただいまのご指摘は、今後、総合計画の策定を進めていく中で具体的に検討を重ねていくことになろうかと思えます。

【小林委員】時間ですから、こちら辺で。午後から、またやればやりたいと思えますけど、今のような答弁しか返ってこないわけだよ。具体的に、なかなか全体像が見えない。10年後に幾らの金が要るのかと聞いても、一番大事なところを全くもって答えきらんと。

今の知事が10年間もやっているのか。今の知事が10年間やっているのか。そういう前提のもとで、あたかも今の知事の選挙活動かのようなこういうビジョンを、今の段階において十分な体をなしていないものを、ただ我々はいたずらに、イエスマンの村度でオーケーしておけばいいのかと。こういうことについては、午後からもうちょっと議論させてもらいたいと思えます。

【石本委員長】企画部の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き企画部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時29分 再開

【石本委員長】それでは、委員会を再開したいと思います。

引き続き、議案外所管事務一般に対する質問

を行います。

【小林委員】 ご協力いただいて大変恐縮ですが、午前中に引き続いて、ビジョンの問題についてお尋ねをしたいと思います。

このビジョンを成果あらしめるために、いろんなことを考えて検討していただいていると思います。午前中から議論をいたしましたように、これから一番大事なことが、つまり総合計画の中にどのような形で落とし込むかと、落とし込むとおっしゃっています。総合計画と同じように歩んでいきたいということで、選択と集中をきちんと整理したいというお考えがあるように見えました。これが、言葉だけでなくして非常に重要なことであるということは、部長をはじめ課長の皆さん方もよくわかっていただいていると思います。

それで、幾つか質問したい中で、どうやって総合計画に落とし込もうとしているのかと、このことは政策企画課長にも先ほど質問して、お答えがありましたけれども、いまいち明快な答弁ではなかったような気がしますので、この辺の非常に大事なこと、総合計画の中にビジョンをどういう形で落とし込んでいただくのか、重ねてもう一度お尋ねをしたいと思います。

【内田政策企画課長】 現在のビジョンの構成は、4つの分野におけるありたい姿、それから施策の大きな方向性ということで、それぞれを記載しております。

それと合わせて施策を貫く共通の視点ということで、例えばデジタルの活用とか人材確保・育成、こういった観点は施策を貫く4つの視点ということで盛り込んでおります。

4つの注力する分野、それから共通の視点、それぞれにつきまして、今は総合計画の3つの大きな柱と10の戦略とありますけれども、そうい

った形で、今から幾つにするかというのは議論を重ねていきますけれども、その要素の中に、ビジョンの4つの注力する分野、それから共通の視点をそれぞれ盛り込んでいくことを考えております。

【小林委員】 言葉ではそういう答弁しかできないかと思うんだけど、今、政策企画課長が答弁しているようなことが本当にできるのかどうか。ただもう形だけで、言っているだけのことで、総合計画を見た時に、どこがビジョンと組み合わせられているのかと。ある意味ではこの4項目、同じような取組を総合計画の中でやっているものもあるのではないかと、こう考えるわけです。

そういう点から考えて、まず徹底をして、総合計画の中にビジョンをきちんと落とし込むということを、庁内で一つのきちんとした方針、指針を固めていただかなければ、これはなかなか難しいんじゃないかと思います。

私は、この昼休みに、いろいろなところにぼんぼんと、忙しかったんだけど、電話をした。それで、「総合計画の中にこのビジョンを落とし込むということになっているけれども、それは徹底していますか」と申し上げたら、率直に申し訳ないが、「何かそういうような声が聞こえてくる」とか、ちょっと言うだけのことで、今、総合計画を立案されている状況で、企画部が考えているような、そんな動きには庁内はなっていないような気がするんだけど、その点はどうですか。もう一度お尋ねします。

【内田政策企画課長】 午前中に答弁申し上げましたように、全部局長が集まる策定本部会議の席上ではそういった話を差し上げましたけれども、職員一人ひとりにそういう意識がまだ浸透していないことについては我々も反省すべき点

があろうかと思しますので、今後、その作業を本格化させていく中では、そういう意識をさらに徹底するように、我々も努力を重ねたいと考えております。

【小林委員】企画部が、しかるべき会議でビジョンも併せた総合計画をと通知した時に、他のセクションのそれぞれの関係者から質問もなければ、何か意見もなければ、何もなくて「はい、わかりました」というようなことなんですか。そこで論議を重ねなければならぬと思うけれども、論議はしましたか。

【小柳政策企画課企画監】

今回、ビジョンの要素を総合計画の中に盛り込むということ、庁内の会議の中で、部局長を集めたところで申し上げたところでございます。その時に、ビジョンを盛り込むことについて大きな議論はなかったと思っております。そういう意味では、皆さんご了承いただいたものと考えております。

【小林委員】この辺が、私は正直言ってわからないわけだ。なぜかという、落とし込むと言って、それに対して議論がないと、何の特別な意見もないと、「はい、わかりました」というイエスマン、それは真剣に考えていない証拠だよ。

だって、よく考えてみてくれ。さっきから何度も言っている。これは幾らぐらいの予算をつけて、どれぐらいのものをいつまでに完成するのか、これの完成というか、そういうものをいつまでと。いわゆる成果指標とか、予算は幾らぐらいかかるとか、そんなものが全く見えてこないわけで、ないわけだよ。そういう状況で、目標と実績が明らかになっていない中で、ただ口でそう言うても、そういうところを総合計画の中に落とし込むことができるのかと、具体的

に技術的に、そこは無理があるのではないかと。

例えばKPIという目標に対する数値目標も明確ではない状況で、総合計画は、3年に1回チェックをし、5年をもってまた次に移るということをずっと繰り返しながら、それぞれチェックをやっているわけだよ。

このビジョンについては、そういう数値目標というものが全然明確にされていない中で、一体何を、どういう形で落とし込むのかというようなことが、なかなか現実的に技術的に難しいんじゃないかと、政策的にも難しいんじゃないかと。そのこのところを曖昧にしながら落とし込むと言っていること自体に無理があるし、全然みんな真剣に考えていないと、こう言わざるを得ないし、長崎の県庁の頭脳はこのくらいしかないのかと、ただ言えればいいと、こんなようなことになるのか。

私はね、侃々諤々で、相当泡が飛ぶぐらいの形で議論があつてしかるべき。総合計画の中にビジョンを持ち込むぞと、タイアップしてやってくれというようなことがね。

例えば、今教えてもらったんだけど、このビジョン、未来大国の中で、確かにあなた方が言う令和6年、令和7年と、現総合計画と新しい長崎県のビジョンのタイアップ、そういう計画は出ているわけだよ。この計画の中で、何をどういう形でやるのかという方法論とか目標とかというものは全くないわけだよ。

そういう点から考えてみた時に、現時点で、ただ言うだけで内容が全く乏しいと、あえて指摘せざるを得ないと思うんだけど、これはどうですか。

【内田政策企画課長】確かにこのビジョンそのものについては、大きな考え方しか記載をしていないところでございますので、それを総合計

画に落とし込んでいくことは、かなり難しい作業を伴うというふうに考えています。

今記載しておりますのは施策の方向性でございますので、これを施策、あるいは事業に落とし込む中で、KPI等についても、しっかり議論を重ねながら設定をしていく努力をしていきたいというふうに考えております。

【小林委員】政策企画課長、そういうような抽象的な話を議会で答弁して、我々も「ああ、そうですね」と言うだけで、あなた方の言葉を信頼して任せておたけれども、何もできていないと、こういうことが多過ぎるので、これからあなた方は自分たちの発言に十分重みをもって、議事録にきちんと残るわけだ。その議事録に沿って、どこまで進展しているのか、進捗しているのか、これをチェックするのが我々だよ。

そういう点から考えて、この私も提案したわけだよ。私も、企画部長にも政策企画課長にも提案をしましたよ。選択と集中を考えれば、総合計画とともに、このビジョンをどう生かすかと、ここは大事な視点と。だから、総合計画の中に落とし込むことについてはぜひやってもらいたいと、むしろ私の方からそれを提案させていただいたと思うわけだけれども、その提案をした本人として、どうやって落とし込むのかと。数値目標も予算も、いつまでかというのはもう10年の結果だけを待つ、抽象的なあり方とか、こういうような形で本当にいいのかと、これが事業の体をなしているのかと、事業計画もないと。

こんな状況で、県庁の頭のいい人たちがいっぱいいらっしやる中で、こんな形でこれが進んでいくことを、県民の皆様方に私は申しわけないと。さっきから血税、血税と言っているけれども、こんな厳しい状況の中で、みんな税金を

払うために一生懸命努力をしていただいている。その汗とあぶらの結晶が、県庁の中に毎年毎年、何千億円と入ってくる。それをあて込んで、今回は2億円、さあ令和7年度はどうなっていくのか。そこは部長、しっかり考えてもらわんと、県民の皆様方に申し訳ないと思うんだよ。

それと同時に、もう一回聞きたいのは、この4つの項目、イノベーション、食、子ども、交流と、なんでこの4つだけなのかと、ここの考え方は一体何なのか、この4つだけしかできないということは。

【内田政策企画課長】4つの注力する分野を設定したのは、長崎県の現状、課題等を踏まえて、かつ今後の長崎県が持っているポテンシャル等を考えた時に、まずはその4つの分野で取り組んでいこうということで、あえてこれまでのような縦割りの言い方ではなくて、例えば交流であるとか、イノベーションであるとか、各部局が連携、融合するような形の分野を4つ設定したということでございます。

これは、今後の社会情勢の変化とか県議会の議論等を踏まえて、その枠組み等も含めて検討していくことになるかと考えております。

【小林委員】何を言っているか、全然わからないんだよ、申し訳ないが。何の答弁を、この頭のいい政策企画課長が苦しまぎれに、何を言っているかわからないわけだよ。

例えば今、県民の皆様方は何を考えていらっしやるかと。毎日テレビを見れば、石川県の能登半島のさらなる、お正月の地震に続いて大変な災害で、あの姿を涙流して見ているのが我々だよ。

そんな状況の中で、これから安心・安全を考えていかなきゃいかん。そういう中に防災関係

がない。国土強靱化も、この4つの中に入っていない。こういう状況の中で何がビジョンかと、県民の命も守りきらぬような、こんな内容でいいのかと、こういうことについてはどう思っているのか、なぜ入っていないのか、そんなのが。

【内田政策企画課長】 現在、まさに頻発化、激甚化する自然災害などから県民の皆様の生命や財産、あるいは暮らしを守り、社会機能を維持することは重要な課題であるというふうに考えております。そうしたことから、ビジョンを作る前から、総合計画等に基づき、着実かつ適切に推進しているというふうに認識をしております。

ビジョンは、将来に向かって県民の皆様に誇りや未来への期待感を持っていただきたいということから設定をしたものでございまして、安全・安心についても、今後の社会情勢の変化等を踏まえて検討すべき課題であるというふうに考えております。

【小林委員】 非常に問題のある発言をしたな。今、問題がある発言。県民の安心・安全とかというのは、あり方の中に直接関係がないような言い方をしよるな。

県民の生活を守る、暮らしを守るという一番大事な部分が抜けていると、こう言っているんだよ。そういうところに国土強靱化的な発想が抜けていると、こういうことを申し上げている中の答弁は、これは後で私も議事録を精査するけれども、非常にこれは問題のある発言だと思っているんだよ。

もう一回、部長、今の答弁では不十分だよ。国土強靱化、安心・安全を守るという防災関係については一体どうなのか、改めて同じ質問をする。

【早稲田企画部長】 ご質問がありました災害防

災対策については、近年、頻発化・激甚化する自然災害などの状況がございます。県民の皆様の生命、財産、暮らしを守って、社会機能を維持するために欠かすことのできない重要な課題であると認識をしております。そのため、現在、総合計画等に基づき着実に実施しているところであります。

ビジョンにおいても、イノベーションの部分でドローンを活用した災害の対応などを共通する横串の視点として安全・安心対策にも反映させていくといったことも、今後、検討の課題になってくるのではないかとというふうに考えております。

いずれにしましても、県民の生命、財産を守る防災災害対策は重要な課題であると県としては捉えております。

【小林委員】 企画部というのは、長崎県の一番の頭脳だよな。その頭脳で新しいビジョンという構想を打ち出して、出たところ勝負でね。今言うような安心・安全を守る防災関係、国土強靱化に対しても、結局は、頭の中にあるけれども、どうやってそれを入れ込んでいくかと。総合計画の中でやっているからと、こういうような形になっていて、全然こういう事業計画がないものだから、そういう出たところ勝負みたいな形になっていて、こんなのは本当に事業の体をなしていないと、こう言っているわけだよ。

だから、国土強靱化とか防災については、ビジョンの位置づけの4項目、この核の中に入り込むのか、入らないのか、そういうところに対しての企画部としての、あるいは県庁の総意としての答えを次の議会でね。私はまた同じ質問をしたいと思っておりますので、今の答弁に納得はしていませんから、この辺のところはひとつやってもらいたい、やっていただきたいこと

を重ねて要望しておきます。

それから、よく出てくるドローン、担当課長がいらっしゃって、特区戦略の中で、今まで森の上しか飛ばすことはできなかった。今度は、民間の家の上を飛べるようになったと大きな進歩で、運べるようになったという評価は一定のものがあると思うんです。そこを否定することはありません。

しかし、ドローンも結構だけれども、今、県民の皆様方は何を望んでいるかと。子どもとか子育てとか、結婚、出産とか、そういうこともあることは十分わかっているけれども、例えば長崎県の人口減少を止めるために、人口減少だって大事な、大きな一つの柱なんだよ。このことについても入っていない。

同時に、良質な雇用も絶対に必要なんだよ。ドローンも大事、と同時に熊本に半導体の企業が集まって、相当な期待感が全国的に集まってきた、九州では言うまでもない。こういうようなことも全然、夢、希望がないじゃないか、この中に。夢、希望を与えるならば、当然良質の企業誘致、企業を取り込む、水の問題も解決していくとか、そんなことを盛り込まないといかん。そういうことが全く触れられていない。

良質な雇用、働く場所がないことに対しては、どのような位置づけを、このビジョンの中でやっていこうと考えているか、その辺のお尋ねをしておきたい。

【内田政策企画課長】良質な雇用の確保は、非常に重要な観点であると考えております。

直接明示したものはございませんけれども、ビジョンの実現に向けた共通の視点の中に、人材の確保・育成とか、産業振興の一部になるかもしれませんがインノベーション分野、こういったところでしっかり取り組んでまいりた

いと考えております。

【小林委員】インノベーションの分野でと、まだ全然できていないということを明らかにしているわけ。実際に事業計画の中に、長崎県の抱えている根幹的な問題の人口減少対策、良質のきちとした雇用の確保、こういうのも全然入っていない。それから、女性の方が今、流出をしている、こういうことも何も入っていない。そんな状況の中で、こんな状態で。

これは大体どれくらい配ったのか。これはどのくらい配ったのか。

【内田政策企画課長】昨年度末、印刷をいたしまして、現在、配布をしているのは1万4,000部余りになります。

【小林委員】幾らの予算をかけたか。

【内田政策企画課長】令和5年度の実績で約470万円でございます。

【小林委員】1万4,000部で約500万円近くを一般財源から、こういうものの印刷代も相当かかったろう。そういう点から考えて、まだ道半ばみたいな今の段階で、よう配りきるもんたい。道半ばのこういう未来大国、恥ずかしくもなく、これが県庁の10年後のあり方というような形で、中途半端な道半ばの、まだまだ足らざるところのこんなものを、よくぞ出しきると。

だから、選挙運動とか、そういうようなことを言われても仕方がないんだよ。そういう点も考えて、もう少し君らも責任をもって。県民の血税ぞ、これも。だから、よう考えて、お金の使い方、内容ともに考えていただかなければいけない。

私は、これはまだまだ議論を深めていかなければならんし、他の県議会議員とか、あるいは市町の方々、いろんな方々の未来大国についての意識を高めて、お互いに高めながらやってい

かなければいけないと、こういうことを申し上げて、時間でありますから、とりあえず今日は終わりたいと思います。ありがとうございました。

【浅田委員】ちょっと確認をさせていただきたいと思います。小林委員がおっしゃっていた様々な項目は、非常に重要だと私も思っています。ただ、そもそも論として改めて確認をしたいのが、私もこの間、一般質問の中で、未来大国のこと、総合計画や知事のマニフェストについてお伺いをしました。そんな中で思ったのが、中村県政の時から続いている来年度までの総合計画の中には、国土強靱化の問題、人口減少の問題、様々な今の長崎県の問題についてはしっかりと書かれている。新しい知事になって、大事な案件に関して継承すべきは継承をし、進んでいると。

先ほど小林委員が、これは誰が作ったのかと言われた時に、部長は、これは三役で何とかでとおっしゃいましたけれども、そうではなくて、新しい知事になって、自分の指針として、この総合計画全体はもちろんやっていくけれども、自分が大事であるという4項目に特化をして、それを県民にわかりやすい「未来大国」ということで指針を表明していると。それが1万幾ら配られた案件であると。それを一つ土台にしながら、新しい大石県政の総合計画を来年度からつくり上げていくという非常にシンプルなことなのかなと思っていたのですが、その点だけ確認をさせていただければと思います。

そうじゃないと、ビジョンと総合計画が全く別々のもののような感じに午前中からの議論が聞こえてきていて、そうではなくて、両方を総合的にやっていく流れであるとおっしゃりたいんだらうなと推察できたんですけども、そこ

が少々わかりづらいのかなというのがそもそも論としてありましたが、いかがでしょうか。

【内田政策企画課長】浅田委員ご指摘のとおりでございます。総合計画が県政の全分野を網羅する最も基本的な計画というのは、いささかも変わりはありません。

その中で、今回、知事が替わったことも契機なのかもしれませんけれども、4つの分野に特化をして、10年後のありたい姿を先につくったと。それは総合計画とも方向性は同じでございます。今後策定する総合計画の中にも、まさにタイアップをしながら、同じ方向を見てやっていくということで、決して別々に動いていくものではございません。

【浅田委員】多分、そのあたりをシンプルに言っていたら、小林委員が言っていることはきちんと総合計画の中にあって、それ自身もしっかりと皆様方はやっていると。

そういったものを踏まえて、新しい知事の視点が入って、4つに特化したビジョンを出して「未来大国」と。それを基に今後は新たな総合計画にいくと言っていたら、非常にわかりやすく、政策企画課の方々が考えていることもわかるかなと思ったんですが、午前中から聞いていて、何か切り離されたように聞こえた部分もあったものですから、改めてお伺いをさせていただいた次第ですが、部長、そういう見解でよろしいでしょうか。

【早稲田企画部長】委員ご指摘のとおりでありまして、ただいま政策企画課長からも答弁しましたけれども、総合計画とビジョンと別物というわけではなくて、総合計画で継承すべき部分、重要な部分がありますので、そこは引き続き取り組んでいく。

そういう中で、今後特化してさらに注力する

部分ということで先にお示しをしたものでありまして、今後の総合計画の策定作業の中でしっかりと、双方連携した形での取組ということをお示しできるかと思えます。

【浅田委員】 小林委員がおっしゃっていたのは、長崎県は今、人口減少が著しく、そして大きなIRとか様々な事業が頓挫した状況で、未来をどう描いていくのか、そのあり方が4つに聞こえがちになってしまうと、それを勘違いする県民もいるかもしれないので、それをフォローもしつつ打ち出すことの大切さをおっしゃっていたと思いますので、そういったところも鑑みて、また今後打ち出して、次なる施策につなげていただければと思います。以上です。

【まきやま委員】 今の意見につけ加えまして、先ほどの小林委員の意見は本当にごもつともだと思わなすけれども、今期特別委員会で成長産業・県土強靱化に取り組んでいますので、そこもしっかり追加していただいて、しっかりとした総合計画にしていいただければと思います。

【石本委員長】 ほかにご質問はございませんか。

【富岡副委員長】 せっかく浅田委員にうまくまとめていただいたところですので、改めて発信させていただきます。

これは、先ほど小林委員もご覧いただきましたけど、この図では、「ビジョンは選ばれる『新しい長崎県』の実現に向けて、今後注力していきたい分野に特化して概ね10年後のありたい姿とその実現に向けた施策の方向性をわかりやすくお示しし、様々な立場の皆様が思いを一つにして、有機的に連携をしながら取組を進めるための旗印とするものです」ということで。

この図を見ていただくと、土台としての現総

合計画、次期総合計画があるけれども、その上というか、貫くものというか、上に載せるような形で、ビジョンがあるということ。私も当初、このビジョンと総合計画の関係性がなかなかわからずに、いろいろとご質問させていただいたところでした。

最近、国会議員の秘書とハンバーグ屋さんに行った時に、とても分かりやすい図というか、ビジョンと総合計画、こういう関係なんじゃないかなというふうに感じました。（資料提示）

ハンバーグがとにかくメインなんだと。これが土台となるもので全てなんだけれども、今回新たにチーズを上に乗せて、皆さんにわかりやすく、未来の姿、理想の長崎県、理想のハンバーグ、理想の味があるんですけども、それを、土台はハンバーグなんですけれども、その上に今回は大石知事のチーズをトッピングしたという形ですね。（発言する者あり）

それで、先ほど気になったのが、果たしてこのチーズを中に練り込んでしまうのかと。新しい知事になったら、今度は20年後にパイナップルトッピングをするかもしれませんが、これを果たして中に織り込んでしまっているのか、それとも別物として上に、皆さんが食欲をそそる理想の長崎県像、理想の状態のおいしいような、みんなが飛びつくハンバーグ、みんなが夢に向かって、夢のハンバーグに向かっていくと、それを示すために別物にするのか、それとも織り込んで織り込みチーズハンバーグにするか、そこをお聞かせいただけたらと思います。

【内田政策企画課長】 現在の状況におきましても、必ずしも土台の上にビジョンが載っているという関係ではないと思っています。全部の中に入っているものもあると思っていまして、それを、まさに今後の総合計画をつくる段階にお

いては一緒にやっていくと、まとめていくという作業になるかと思います。

【富岡副委員長】わかりました。現段階においても多分、チーズはしみ込んでいくし、パイナップルを載せるとしたら、チーズがしみ込んで、それが土台としてのおいしい味にもなるし、かつ県民に対してわかりやすい。多分、織り込みにしてしまうと、理想のおいしそうなハンバーグに見えないので、やっぱり別物として上にトッピングすると、そういう姿が理想かと思えますのでですね。

小林委員、わかりやすかったですでしょうか、そういったご理解で。（発言する者あり）小林委員は毎回同じ質問をされるからですね、何とかご理解いただけたらと思ったんですけども。

（発言する者あり）

【石本委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ほかに質問がないようですので、企画部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時 3分 休憩

午後 2時 3分 再開

【石本委員長】委員会を再開します。

これをもちまして、企画部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時 3分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年9月26日

自 午前10時 0分
至 午後 4時 4分
於 委員会室 1

総務部次長 猿渡 圭子 君
総務文書課長 小林 陽子 君
県民センター長 栗原 恵 君
人事課長 徳永 真一 君
新行政推進室長 井手美和子 君
職員厚生課長 井手 潤也 君
財政課長(参事監) 苑田 弘継 君
財政課企画監 鴨川 司 君
管財課長 森 祐子 君
管財課企画監 坂本 将志 君
税務課長 田端 健二 君
税務課企画監 田島 義史 君
債権管理室長 太田 昌徳 君
スマート県庁推進課長 吉村 邦裕 君
スマート県庁推進課企画監 江口 詔一 君
総務事務センター長 本村 篤 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 石本 政弘 君
副委員長(副会長) 富岡 孝介 君
委 員 小林 克敏 君
" 浅田ますみ 君
" 松本 洋介 君
" 吉村 洋 君
" 坂本 浩 君
" 大場 博文 君
" 宮本 法広 君
" まきやま大和 君
" 湊 亮太 君

危機管理部長 今富 洋祐 君
危機管理対策監 池田 聡 君
防災企画課長 飛永 琢也 君
基地対策・国民保護課長 庄司 貴繁 君
消防保安室長 松尾 健自 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

秘書・広報戦略部長 陣野 和弘 君
秘書・広報戦略部分次長 中原 康博 君
秘書課長 黒島 航 君
ながさきPR戦略課長 永川 慎吾 君
広報課総括課長補佐 川村 貴彦 君
ながさきPR戦略課
総括課長補佐

総務部長 中尾 正英 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【石本委員長】おはようございます。

ただいまから、委員会及び分科会を再開いたします。

なお、松浦広報課長が欠席し、川村広報課総括課長補佐兼ながさきPR戦略課総括課長補佐を代理出席させる旨の届け出が提出されておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、秘書・広報戦略部、総務部及び危

機管理部関係の審査を行います。

【石本分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

まず、秘書・広報戦略部長より、予算議案の説明を求めます。

【陣野秘書・広報戦略部長】おはようございます。

秘書・広報戦略部関係の議案につきまして、ご説明いたします。

秘書・広報戦略部の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第82号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、歳出予算で総務管理費73万2,000円の増、合計73万2,000円の増となっております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

（大阪・関西万博への出展について）

大阪・関西万博において、本県並びに九州の魅力国内外に広く発信し、誘客等を図ることを目的に、九州各県と合同で催事を出展するための計画策定等に要する経費として、73万2,000円を計上いたしております。

以上をもちまして、秘書・広報戦略部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】次に、総務部長より予算議案の説明を求めます。

【中尾総務部長】おはようございます。

総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第82号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

歳入予算は、地方交付税5億4,478万4,000円の増、県債6億750万円の増、合計11億5,228万4,000円の増となっております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第82号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【石本委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、総務部長より総括説明を求めます。

【中尾総務部長】総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の総務委員会関係議案説明資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第83号議案「知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第84号議案「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、第86号議案、第87号議案「権利の放棄について」であります。

はじめに、条例議案についてご説明いたします。

第83号議案「知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例」のうち関係部分。

この条例は、予算執行調査等の対象となる法人の範囲について、県の出資比率の減少があったため、法人名の追加をしようとするものであります。

第84号議案「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分。

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律等の公布に伴い、条例において引用している地方自治法等の条文の条ずれが生じたことから、所要の改正をしようとするものであります。

次に、事件議案についてご説明いたします。

第86号議案、第87号議案「権利の放棄について」

これらの議案は、生活保護法第63条及び同法第78条に基づく費用返還金等に係る債権について、いずれも債務者が死亡し、相続放棄により相続人もなく、充当可能な財産もないことから、債権の回収が不能であるため、権利を放棄

しようとするものであります。

次に、総務委員会関係議案説明資料（追加1）をお開きください。

議案外の所管事項についてご説明いたしません。

中期財政見通しについてであります。

今後の収支見通しを踏まえた計画的な財政運営を行うため、令和7年度から11年度までの5年間の中期財政見通しを策定し、去る9月9日に公表いたしました。

この中期財政見通しは、令和6年度当初予算を基礎として、今後見込まれる県税や地方交付税等にかかる税制改正や地方財政対策などについて、一定の仮定に基づき、試算を行ったものであります。

今回の試算では、物価高騰や円安の影響など不透明な部分はあるものの、国の財政措置や継続的な収支改善対策等により、令和6年度は財源不足が生じない見込みとなっております。

しかしながら、令和7年度以降は、昨今の金利上昇の影響もあり、実質的な公債費の増加等により、再び財源不足となることが見込まれており、本県の財政状況はさらに厳しさを増していく状況にあります。

今後においては、物価高騰による影響など社会経済情勢を十分に注視しながら、引き続き、歳入・歳出両面からの一層の収支改善に力を注ぐとともに、将来の公債費抑制に向けて投資事業の重点化・効率化を図るなど、持続可能な財政運営に努めてまいります。

また、国に対しては、全国知事会等と連携しながら、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済の活性化・雇用対策、人づくり、防災・減災対策、DX・GXの推進等の地方の課題に適切に対応するために必要な地方税

財源の確保・充実について強く要請してまいりたいと考えております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本委員長】次に、秘書・広報戦略部長より、所管事項説明を求めます。

【陣野秘書・広報戦略部長】秘書・広報戦略部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

秘書・広報戦略部の総務委員会関係説明資料をお開きください。

（パリオリンピック・パラリンピックにおける本県出身選手の表彰について）

パリオリンピックでは、柔道競技の永瀬貴規選手が男子81キログラム級において、史上初となる2大会連続での金メダルを獲得するという快挙を成し遂げられました。また、混合団体でも2大会連続銀メダル獲得という、大変すばらしい成績を収められました。

次に、総務委員会関係説明資料（追加1）をお開きください。

さらに、パラリンピックでは、車いすバスケットボール競技女子の江口侑里選手、カヌー競技女子の宮嶋志帆選手が最後まで粘り強く健闘されました。

こうした選手たちの活躍は、スポーツを愛する子どもたちをはじめ、県民に大きな夢と感動を与えるものであり、県では、そのご功績をたたえ表彰することとし、永瀬貴規選手には、スポーツの功績に対する最高位の賞である「県民栄誉賞特別賞」を、パラリンピックに出場された江口侑里選手及び宮嶋志帆選手には「県民表彰特別賞」を、それぞれお贈りすることとして

おります。

次に、総務委員会関係説明資料（追加2）をお開き願います。

（日本スポーツマスターズ2024長崎大会におけるお成りについて）

9月28日から10月1日にかけて開催される「日本スポーツマスターズ2024長崎大会」におきまして、前夜祭形式で27日に行われる開会式に高円宮妃殿下の御臨席を賜ります。

妃殿下におかれましては、平成30年5月の「第59回外国人による日本語弁論大会」以来、6年ぶり8回目の御来県となり、御滞在中は、テニス競技、バドミントン競技、バスケットボール競技を御覧いただく御予定となっております。

関係機関と十分連携し、恙無く御日程を終えられるよう万全の態勢でお迎えしたいと考えております。

以上をもちまして、秘書・広報戦略部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本委員長】次に、危機管理部長より、所管事項説明を求めます。

【今富危機管理部長】おはようございます。

危機管理部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

配付しております危機管理部の総務委員会関係議案説明資料の2ページをお開きください。

今回、ご報告いたしますのは、能登半島地震の課題を踏まえた防災対策の見直し、第38回長崎県消防ポンプ操法大会について、令和6年度原子力安全連絡会の開催について、台風第10号への対応状況について、中国軍機による領空侵犯についてでございます。

まず、能登半島地震の課題を踏まえた防災対

策の見直しについてですが、令和6年1月に発生しました能登半島地震では、半島において道路が寸断された場合の救助や支援など、様々な課題が生じております。

離島や半島が多い本県では、そうした課題に的確に対応していく必要があることから、庁内に検討会議を設置するとともに、市町とも協議会を設置し、情報共有や意見交換等を行いながら、災害対策の見直しを進めてまいりました。

見直し内容については、本年6月に専門家のご意見を確認するとともに、国の検証チームによる検証結果や国の防災基本計画の修正内容等を踏まえながら、この度、中間取りまとめを行いました。

今後、県議会や県防災会議委員からのご意見を踏まえながら、10月末をめどに最終取りまとめを行い、11月には地域防災計画へ反映するとともに、予算要求や国への要望など、具体的な取組について検討を進めてまいります。

次に、第38回長崎県消防ポンプ操法大会についてですが、去る8月4日、大村市において、第38回長崎県消防ポンプ操法大会を開催いたしました。

本大会は、2年に一度開催しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は中止、令和4年度は無観客での開催となり、今回は平成30年度以来、6年ぶりに制限なしで開催することができました。

当日は、県内各地から選抜された22チーム、122名の選手が、日頃の訓練の成果を発揮し、見事な操法技術を披露され、ポンプ車操法の部分では壱岐市消防団が、小型ポンプ操法の部で五島市消防団が優勝しました。

ポンプ車操法の部で優勝した壱岐市消防団は、来る10月12日に宮城県で開催される「第30

回全国消防操法大会」に、本県代表として出場いたします。

今後とも、各市町消防と協力しながら、消防団の充実強化に取り組んでまいります。

次に、令和6年度原子力安全連絡会の開催についてですが、玄海原子力発電所から30キロメートル圏内に所在する4市において、長崎県原子力安全連絡会を8月2日の壱岐市での開催を皮切りに、8月6日に松浦市、翌日7日に佐世保市、平戸市で開催いたしました。

当日は、地域の関係機関や地区の代表者を対象に、県からは原子力災害発生時における避難の考え方や、昨年度実施した原子力防災訓練の結果と課題、今年度実施予定の訓練概要について説明を行いました。

また、各市からは避難計画や訓練等のこれまでの取組について、九州電力株式会社からは、施設の現況について説明が行われました。

参加した皆様からは、屋内退避時の熱中症対策や、原子力防災に係る知識のさらなる周知・啓発が必要とのご意見をいただくなど、この連絡会を通じて原子力発電所に関する理解を深めることができました。

いただきましたご意見等につきましては、原子力防災訓練をはじめ、今後の原子力防災対策に反映してまいります。

次に、台風第10号への対応状況についてですが、去る8月29日、強い台風第10号は、鹿児島県薩摩川内市付近に上陸し、鹿児島県や宮崎県などに大きな被害をもたらし、強い勢力のまま島原半島を通過いたしました。

県内では、対馬市を除く20市町が暴風域に入り、強風に煽られるなど9名の方がけがをされたほか、最大で約1万2,000戸が停電し、開設された361か所の避難所に、最大で4,017人の方が

避難されるなど、県民生活に多大な影響を及ぼしました。

県としましては、長崎県災害警戒本部を設置し、市町と気象情報等の共有や情報収集を図るとともに、長崎地方気象台、自衛隊、国土交通省九州地方整備局、九州電力などの防災機関との連携を密にしながら対応に当たったところであります。

今後も様々な事態に備えて、日頃から関係機関との連携を図り、有事即応体制の充実強化に取り組んでまいります。

最後に、中国軍機による領空侵犯についてですが、説明資料（追加1）の2ページをご覧ください。

去る8月26日、国において、中国軍のY-9情報収集機が、本県男女群島沖の領海上空を侵犯したことを確認したことから、自衛隊の戦闘機が緊急発進し、通告及び警告を実施するなどの対応を行った旨の発表がありました。

県としては、今回、国から県への情報提供がなされなかったため、防衛省に対し、県民の安全・安心を預かる立場であることをお伝えするとともに、今後、このような事案が生じた場合は、速やかに情報提供を行うように依頼しました。

それを受け、9月3日、防衛省から、今後、同様の対外的に発表するような事案が発生した場合には、情報提供に努めていく旨の説明があったところであり、そのような情報が伝達された場合には、県民の皆様にも速やかにお知らせしたいと考えております。

また、8月28日、浦副知事が領事館を訪問し、このような事案が起こったことは残念であり、二度とないように本国に伝えてほしい旨を申し入れ、本国に伝える旨の回答をいただいております。

ます。

今後とも、県民の安全・安心を守る立場から、適切に対応してまいります。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第83号議案のうち関係部分、第84号議案のうち関係部分、第86号議案及び第87号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ご異議なしと認めます。

よって議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定をされました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【黒島秘書課長】 おはようございます。

私の方から「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております

秘書・広報戦略部関係の本年6月から8月までの実績に関する資料についてご説明させていただきます。

資料の2ページをお願いいたします。

1,000万円以上の契約案件につきましては、ながさきPR戦略課所管のながさきブランド構築プロジェクト業務委託の1件であり、契約内容については記載のとおりでございます。

資料の説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【小林総務文書課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております総務部関係の資料についてご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間は、令和6年6月から8月までとなっております。

2ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況一覧でございますが、今回の報告対象期間における実績は計6件であり、各契約の内容は資料に記載のとおりであります。また、3ページから4ページにつきましては、入札結果一覧表を添付いたしております。

5ページをご覧ください。。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、今回の報告対象期間において、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、長崎県町村会、島原市からの計2件となっており、具体的な要望項目及び県の対応については資料に記載のとおりでございます。

8ページをご覧ください。

最後に、附属機関等会議結果報告でございます

すが、今回の報告対象期間における実績は、長崎県行政不服審査会が1件、長崎県公益認定等審議会が1件、長崎県情報公開審査会が3件、長崎県個人情報保護審査会が3件の合計8件となっております。それぞれの会議の結果につきましては、9ページから16ページにお示しをしております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【飛永防災企画課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております危機管理部関係の本年6月から8月までの実績に関する資料についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件につきましては、長崎県救急安心センター（#7119）運營業務委託、長崎県進路情報ネットワークシステム回線改修工事の2件であり、契約内容につきましては記載のとおりであります。また、入札結果一覧表を3ページに添付しております。

続きまして、資料4ページから22ページになりますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年6月から8月に県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、佐世保市からの要望が5件、島原市からの要望が2件、松浦市、大村市、平戸市、雲仙市からの要望がそれぞれ1件となっており、具体的な要望項目及び県の対応につきましては記載のとおりでございます。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本委員長】次に、防災企画課長より、補足説明を求めます。

【飛永防災企画課長】能登半島地震を踏まえた長崎県の防災対策の見直しの間取りまとめについて、補足説明をいたします。

資料1をご覧ください。

能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポートでございます。

政府では、発生直後から、被災地や各省庁において初動対応に当たった職員が参画する「令和6年能登半島地震に係る検証チーム」で、今般の能登半島地震に係る対応についての点検結果を自主点検レポートとして取りまとめております。その概要でございます。

次に、資料の2をお開きください。

6月28日には、国の防災基本計画が修正され、右の方になりますが、令和6年能登半島地震に係る検証チームによる検証を踏まえ、被災地の情報収集と進入対策、自治体支援、避難所運営、物資調達・輸送等の取組の推進が盛り込まれたところでございます。

この資料の1及び資料2における国の考え方を本県の防災対策の見直しに反映させております。

次に、資料3「能登半島地震を踏まえた長崎県の防災対策の見直し」にまいります。

5ページをお開きください。

離島や半島の多い本県におきましては、このような能登半島地震における様々な課題にしっかりと対応していく必要があるため、庁内に検討会議を設置するとともに、本県の取組について検証を行い、国の取組等も参考にしながら、今後の対策等を検討していくとともに、防災対

策については県内市町と一体となって取り組んでいく必要があるため、市町との協議会を設置し、情報共有や意見交換等を行いながら進めることといたしました。

そして、検討の経緯ですが、2月に庁内検討会議を設置し検討を開始するとともに、3月には市町との協議会のキックオフ会議を開催し協議を始め、6月には見直し内容について専門家の意見を聴取するとともに、6月に公表された国の検証チームの途中報告や国の防災基本計画の修正内容を踏まえ、今回、本県の見直し内容について中間取りまとめを行ってきたところでございます。

今後、県議会や防災会議委員からの意見を踏まえながら、10月末をめどに最終的な取りまとめを行い、地域防災計画へ反映するとともに、予算要求や国への要望等への反映などの具体的な取組についても、引き続き検討を進めていきたいと考えております。

また、国の検討状況などにより、最終取りまとめに間に合わないものについては、来年度に向け見直しの検討を継続してまいります。

それでは、これまで検討を進めております対策の見直しについて説明いたします。

6ページをご覧ください。

はじめに、1番被災地の情報収集及び進入対策でございます。

(1)の孤立集落への迅速な初動対応については、平成25年度に国が実施しました孤立可能性のある集落調査について、改めて調査を行うこととしております。

また、県の総合防災情報システムの活用をさらに進め、システムの地図上にヘリポートやヘリコプター離発着適地、防災拠点港、空港等の情報を入力し、それを防災関係機関で共有して、

孤立集落対策等に活用してまいります。

そのうえで、関係機関等と連携した図上訓練を実施し、円滑な対策の構築、課題の洗い出しを行うこととしております。

(2)のヘリコプター・船舶の活用促進につきましては、孤立の可能性のある集落の状況等を踏まえ、新たなヘリコプターの離着陸候補地の確保を進めるとともに、自衛隊や海上保安庁等と連携し、各ヘリポート等の離発着可能な機種の特定制と情報共有・訓練の実施、船舶による孤立可能性のある集落への進入対策に活用する港湾・漁港に係る情報について、関係機関と情報共有を図ることについて協議を進めてまいります。

(3)のドローンの活用促進につきましては、引き続き、民間団体等との連携協定の拡大に努めるとともに、協定の実効性を高めるため、市町や関係団体と連携して活用事例の検討会や訓練に取り組むとともに、国の地方財政措置を活用した市町への配備促進にも努めてまいります。

次に、7ページをご覧ください。

(4)の道路のネットワーク整備と災害時対応の実効性の向上については、高規格道路等の整備促進とともに、能登半島地震の課題を踏まえた道路啓開活動計画の見直しを検討してまいります。

また、県の防災情報システムの地図上に、国・県・市町の道路通行止め箇所を入力し、孤立集落対策に関係機関で活用できるよう、運用手引きを作成し、研修会・訓練を実施してまいります。

(5)の通信対策につきましては、県と市町間について、衛星通信等を使用したインターネット機器などによる通信手段の確保について、国

の検討結果を踏まえながら、携帯電話事業者などとの連携を進めるとともに、市町に助言をしてまいります。

(6)の安否不明者や死者の氏名等の円滑な公表につきましては、公表までの具体的な事務処理マニュアルの整備と各市町と連携した訓練を実施してまいります。

次に、8ページをご覧ください。

避難所運営対策ですが、(1)の避難所の収容可能人数を超える避難への対応につきましては、国のワーキンググループの検討会の内容などを踏まえながら、その対策について市町との協議会の中で意見交換を行い、有効な対策の共有を図るとともに、石川県において実施された1.5次、2次避難所の設置について、国のワーキンググループの検討結果を踏まえながら検討を進めてまいります。

(2)の避難所環境の整備については、避難所開設時におけるパーティションや段ボールベッド等の設置などを国が整理をしているところでございますので、市町とも協議しながら、見直し後の国の避難所運営ガイドライン等に沿った取組を推進してまいります。

また、避難所の運営につきましては、避難所の運営体制の構築のあり方や避難所の自主的な運営、女性の運営管理への参画促進などについて、国の検討結果を踏まえ、市町と協議しながら取組を促進してまいります。

さらに、避難の長期化に伴う避難所環境の確保について、まず、食については温かい食事の提供などに向けた、セントラルキッチンなどの国の検討結果を踏まえながら、炊き出しや食品の提供を行うNPOや関係事業者との協定締結を促進してまいります。

トイレについては、自治体における「災害時

のトイレ確保・管理計画」の作成促進などの対策について、国が検討中であり、その検討結果を踏まえ、取組を推進してまいります。

9ページをご覧ください。

トレーラーハウスやキッチンカー、トイレカーなど移動型車両、コンテナ等の活用については、国がデータベース化等について検討中であり、その状況を踏まえながら、民間事業者との連携を進めてまいります。

また、保健所及び市町職員等を対象とした災害時における保健活動に関する研修会を実施してまいります。

(3)の要配慮者対策については、1.5次、2次避難所の設置について、国のワーキンググループの検討の結果を踏まえた検討を進めるとともに、福祉避難所における担い手となるDWAT等の派遣に関するルール作りや受援体制の構築に取り組んでまいります。

(4)のペットの避難所への同行につきましては、市町と連携して、ペットと同行避難ができる場所を確保するとともに、防災訓練においても、実効性のあるペット同行避難訓練を実施してまいります。

(5)の在宅避難者・車中泊の方などの自主避難者への支援については、国が避難者の支援ニーズの把握と共有、支援体制などを検討中であることから、その結果を災害時における市町の保健活動に関する研修会に反映してまいります。

(6)の応急仮設住宅の早期供給については、応急仮設住宅建設用地の精査・リスト整備を進めるとともに、災害連携協定締結団体と最新供給体制を共有、情報交換し、建設型応急住宅の供給に当たっても関係部局、市町、災害連携協定先との共同机上訓練を実施してまいります。

10ページをご覧ください。

物資調達・輸送対策についてでございます。

(1)の備蓄対策の見直しについては、現在、国において、大規模災害時は物資調達・輸送が平常時のようにはできないため、物資型支援が届く発災後3日目までは備蓄での対応が必要であるとして、市町において指定避難所や物資拠点等に最低限必要な備蓄を確保するとともに、都道府県においても市町の備蓄状況を踏まえた広域的な備蓄を確保することなどを検討しているところであり、今後の国における検討を踏まえ、市町と意見交換を行いながら、備蓄のあり方を検討してまいります。

(2)の物資の円滑な輸送に向けた体制整備については、広域物資輸送拠点の円滑な運営について、効率的な荷捌きができるよう、国が平時からの備えについて検討中であり、その検討結果を踏まえながら、協定を締結している民間事業者と訓練を実施し、課題を検証してまいります。

また、市町の物資拠点の円滑な運用を支援するため、締結された協定が円滑に運用できるよう県、市町、運送会社等の間で、情報共有とシミュレーションを実施してまいります。

緊急物資輸送等ネットワークの構築については、大規模地震発生時において防災拠点となる港の耐震強化岸壁の整備を行ってまいります。

11ページをご覧ください。

次に、4、自治体支援ですが、災害時受援計画が未策定の市町に対しての早期の策定を促すとともに、受援業務ごとの受援担当者の選定、応援職員の執務スペースや通信環境の確保、応援職員、支援者の活動環境の確保などについて、県受援計画の見直しを検討してまいります。

12ページをご覧ください。

復旧・復興対策ですが、(1)の被災者支援の円滑な実施については、現在、国において避難者の状況把握や円滑な避難所運営のためのマイナンバーカードの活用や避難者情報の集約などのデジタル化の検討が行われていることから、その検討結果を踏まえながら、被災者支援システムの導入に向けて市町と研究会を開催してまいります。

また、罹災証明の迅速な発行に向けた市町職員に対する研修会を引き続き実施してまいります。

次に、(2)ボランティアの円滑な受入れについては、専門的な知識や技術を有するボランティア団体の受入れを円滑に進めるため、平時から県民ボランティア活動支援センターを中心とした専門的NPO・ボランティア団体等との連携体制を構築するとともに、庁内関係課と連携し、専門的な知識や技術を有するボランティア団体等に係る情報を共有してまいります。

(3)の円滑な危険度の判定につきましては、危険度判定士を育成し、被災地での必要な活動資材等の準備に取り組んでまいります。

(4)の災害廃棄物の処理については、損壊家屋等の公費解体に関する事務手続きや計画的な解体処理等を円滑に実施できるよう、国における検討状況を踏まえながら、庁内及び市町における体制の整備や必要な手続き等の見識が深められる研修・訓練の実施について検討してまいります。

13ページをご覧ください。

防災・減災対策ですが、(1)の耐震化については、さらなる推進のため、県と市町、関係団体との意見・情報交換の場の設置を検討してまいります。

また、防災拠点の耐震化の推進については、

市町との協議会で課題を分析するとともに、地方財政措置を活用した耐震化を推進してまいります。

さらに、上下水道の耐震化についても、耐震性能を備える上下水道施設整備のための財源確保の要望を引き続き行ってまいります。

(3)の土砂災害対策については、砂防関係施設の整備を促進するとともに、土砂災害警戒区域の指定、市町ハザードマップの作成支援、雨量や土砂災害危険度情報の効果的な発信を行ってまいります。

(4)の円滑な避難に向けては、自主防災組織の充実強化のため、引き続き、自主防災組織のリーダー養成や、全国の奏功事例を踏まえた助言に取り組むとともに、地域コミュニティの維持・活性化に向け、市町などの求めに応じて集落対策や地域運営組織の設立に関するアドバイザー派遣を行ってまいります。

また、タイムラインについては、防災関係機関における長崎地域のタイムラインの検討に着手してまいります。

なお、偽情報対策につきましては、偽情報の発信を防ぎ、偽情報に注意するよう広報を行うとともに、国の有識者会議の結果を踏まえ、必要な対策を講じてまいります。

(6)の水道の緊急対策については、給水車の被災地への派遣を円滑に進めるため、県においても要請状況と対応状況を共有し、給水応援体制の強化を図ってまいります。

(7)の海岸開口部における対策については、平成30年度に開口部の閉鎖及びゲート化を完了しております。ゲート化については、常時閉鎖として、地域住民と理解を深め、使用後の閉鎖徹底を周知してまいります。

以上をもちまして、補足説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本委員長】 以上で説明が終わりました。

次に陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、14、15、16、20、32、33、37及び38となっております。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【宮本委員】 1点だけ質問いたします。

危機管理部の「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」の中からご説明いただきました資料の2ページになるんですが、#7119です。これは前回の委員会でも質問いたしまして、8月から開始になりました。オートコール式ということで確認いたしておりますが、私の聞き間違いではなかったかと思うんですが、当時、前回の委員会では全国にオートコール方式で数社ありますと。その中から選びますというような答弁ではなかったかと思います。しかし、随意契約となっております。株式会社 法研、これについて、1,980万円の契約の内容、契約の経緯について、もう少しご説明いただけますか。

【松尾消防保安室長】 長崎県救急安心センター事業の運營業務委託につきましてご説明いたします。

契約相手につきましては、株式会社 法研ということで、契約金額は1,980万円となっております。

契約期間が令和6年8月1日から令和7年7月31日までということで、随意契約となっておりますが、公募型のプロポーザル方式で、事前に提案を受け、審査いたしまして、そのうち最も優秀といたしますか、得点の高いところと随意契約を結んだということになります。

現在、1か月ほどたっておりますが、8月の実績でいいますと、2,313件ほどの相談がっていると聞いております。

【宮本委員】 プロポーザル方式ですね。ありがとうございます。

1か月で結構多い件数ですね。2,313件ですから、1日に直せば相当数あっているということになります。#7119は、広報誌とかでも周知啓発なされておりましたので、私も確認したところ です。

ちなみに、1年契約であります。これは24時間、365日ですね。対応なさる方は、医師及び看護師ということで前回確認しておりますが、この方々の人数というか、体制について、わかりますならば教えていただければと思います。

【松尾消防保安室長】 コールセンターの体制についてのご質問ですが、まず、常時2名体制の看護師が対応しております。それ以上の相談があった場合については、随時、補強といたしますが、コールセンターにいらっしゃる看護師さんが追加で対応しているという状況になっております。

また、医者につきましては、オンコール体制ということで、医師1名が常時配置されている状況となっております。

【宮本委員】 県民の皆様方からも、非常に活用

されている状況も確認いたしました。医師、そして看護師の体制も確認をいたしました。これによって救急車の出動件数にも影響が出てくるものと考えておりますので、引き続き、広報啓発をしていただきたいと思います。

以上です。

【石本委員長】ほかにご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありますか。

【湊委員】先ほど、県の防災対策についてご説明いただきましたが、私から2つ質問がございます。

被災地の方には、捜索や救助、支援する行政関係者、ボランティア以外に、被災地の外から盗難や暴行等を働く、被災者の状況を悪用して来る人たちが集まってくるという話も聞いております。そのようなことに対する対策を県は考えられているのか、教えてください。

【飛永防災企画課長】現在の地域防災計画におきましては、避難所における巡回警備や防犯ブザーの配付により、避難所の安全確保に努めることが記載されております。

また、被災地における盗難などの事例もございますので、地域においては、地元の消防団が巡回しているという事例もあると聞いております。

【湊委員】こういった倫理観がない人たちが、弱い人たちに対して、このようなひどいことをしている事例もございますので、県としてもしっかり対応していただきたいと思います。

続いて、私は地元が佐世保ですので、自衛隊

の方から、コミュニティのまとまりがある、例えば自治会とか町内会がある被災地は、救援活動が円滑に進むという話を聞いています。

今回、防援対策の見直しの中で円滑な避難に向けてというところがありました。そちらにコミュニティ対策について書かれていますけれども、そういう自治会とか町内会のまとまりは、円滑な受援にも有効と思うのかどうか教えてください。

【飛永防災企画課長】委員ご指摘のとおり、避難所運営は初期には役場職員が関わっておりますけれども、時間が経過するごとに地域での運営をお願いしていくということが必要でございますことから、コミュニティが組織化され、活発に活動されている場合には、受援が円滑に進むのではないかと考えられているところでございます。

県におきましては、まずは円滑で早めの避難が必要でございますので、そのために自主防災組織の活動の充実強化に取り組むとともに、円滑な避難だけではなく、その後の避難所運営のためにも、自主防災活動組織の活動が必要と考えており、取組を進めてまいりたいと考えております。

【湊委員】これからも地域の声とかもしっかり聞いていただいて、県民が安心できるような対策をつくっていただきたいと思います。

ありがとうございました。

【松本委員】先ほどの質問と同じになるんですけども、能登半島地震の課題を踏まえた防災計画の見直し、先ほど説明がございました。

部長説明資料の2ページには、「県議会や県防災会議委員からの意見を踏まえながら、10月末を目途に最終取りまとめを行い、11月には地域防災計画へ反映するとともに、予算要求や国へ

の要望など具体的な取組について、検討を進めてまいります」というふうにございました。

元旦に能登半島であれだけの大地震が起き、そしてまた、先日、豪雨災害が発生しました。報道等で見ると、やはり半島において道路が寸断されることによって支援物資がいかない。また、海の方から輸送するにしても港が壊れていて届かないと。本当に取り残された、孤立した方々の状況を見て、本県にとっても離島・半島を有するというところで、大変今回の見直しというのは重要だと認識をしております。

そこで幾つか、先ほどの資料の中で質問をさせていただきます。

まず、被災地の情報収集及び進入対策として、6ページのところですが、孤立集落への迅速な初動対応ということが掲げられております。現状の中で孤立の可能性のある集落が、平成25年ベースですけれども、378か所あるという記載があります。こちらに対しては、災害時、本県として、県もそうですが、市町ももちろん所管して、警察、消防と連携して具体的にどのような対応をするのか、シミュレーション等は考えているのか、お尋ねいたします。

【飛永防災企画課長】集落が孤立した場合につきましては、まずは道路の啓開活動により、できるだけ早く孤立を解消していくということが第一と考えております。

併せて、被災状況の把握、物資や人員の輸送のためにヘリコプターや船舶の活用を考慮しております。そのために必要なヘリコプター離発着適地のさらなる確保を進めるとともに、防災情報システムにヘリポート、離発着適地、港湾、漁港の位置などの情報を掲載いたしまして、関係機関で共有し、進入対策、輸送対策を円滑に実施する環境を整えてまいりたいと考えており

ます。

また、共有された情報につきましては、これを活用いたしまして、図上訓練等を実施いたしまして、実効性を高めてまいりたいと思っております。

さらに、孤立集落の状況を迅速に把握するためにドローンの活用ですとか、衛星通信を活用したインターネット機器による通信手段の確保につきましても検討してまいりたいと考えております。

【松本委員】道路が半島や離島で寸断された場合、物資が届けられない時、ドローンの方に県も力を入れています。例えばドローンで物資を届けることも不可能ではないと思いますし、また、ヘリがいくとしてもヘリポートがないと、ヘリが着地できる場所がないと、あってもそこでまた解決にはならない。そういったところを市町と連携して事前にシミュレーションをしていただいて、内容を詰めていただきたいと思います。

続きまして8ページの避難所の運営対策について質問いたします。

災害があった時には、台風の時もそうですが、避難所が設置され、多くの方がそこに集まります。その中でいろんな状況を見ていますと、避難所の中で一番困るのは何ですかというインタビューを受けている方々が、水道が寸断されたために、トイレや生活用水の確保がかなり厳しいと、これは非常に大きな問題になっていると思います。

そういった中で、8ページの中で、トイレカーの市町の保有というのが現状にあります。県内には島原市に1台しかございません。国においても、「災害時のトイレ確保・管理計画」の作成促進、緊急防災・減災事業債を活用してト

イレカーの配備促進というのがありますが、県として市町と連携して、このトイレカーの普及についてはどのようにお考えでしょうか。

【飛永防災企画課長】トイレの確保につきましては、国のワーキングチームによる検討結果を踏まえながら、携帯トイレや簡易トイレについて、国の基準に基づく備蓄をまずは促してまいりたいと思っております。

また、トイレカーにつきましては、国が地方財政措置を行っておりまして、保有・活用を促進していることから、各市町においても保有・活用していただけるよう助言するとともに、また、こうしたトイレカーなどにつきましては、普段からの活用というものも必要になりますので、効果的な使い方の情報収集にも努めてまいりたいと思っております。

【松本委員】もし、国の予算とか補助が固まって、また各市町で必要ということがあれば、県からも、ぜひ国に要望していただきたいと思えますし、一番下に書いてある生活用水の中で、防災井戸等の分散型の生活用水確保というのも、やはり地域によってはまだ井戸が残っているところもあると思います。そういったところも、万が一のために確認をして、すぐ使えるような状態にしておくことも備えだと思えますので、お願いいたします。

続きまして、13ページになります。防災・減災対策のところですが、避難する防災拠点というところが重要になってくると思えます。そこに皆さん集まってしのぐわけですが、しかし、その防災拠点自身が被災をしてしまえば、皆さんのよりどころがなくなってしまうということになります。

令和3年度、私の地元で水害が発生した時に、皆さん、住民センターに避難をしたんですが、

住民センターが浸水してしまって、みんな行けないと。どこに行ったらいいかわからないというので、とりあえず高台のお寺に行ったんですけども、やっぱりそういった防災拠点の安全性の担保というのは重要になってくると思えますが、防災拠点の耐震化の状況についてお尋ねいたします。

【飛永防災企画課長】防災拠点の耐震化の進捗状況についてのお尋ねでございます。

令和4年10月の時点になりますが、県、市町の防災拠点の耐震化率でまいりますと92.7%ということになっております。この数字につきましては、全国が96.2%ということで若干進んでおります。本県のこの数字につきましては、母数の多くを占めます市町の防災拠点で見ました時に、庁舎、あるいは公民館などの耐震化率が全国平均に比べて低いという状況がございます。

市町に対しましては、これまでも耐震化の調査の際に、国の緊急防災事業債などの活用を働きかけてきたところございまして、少しずつ進んでいると認識をいたしておりますが、改めて市町に働きかけていきたいと考えております。

【松本委員】今、答弁で92.7%というのが、最初高いのかなと思ったら、全国は96.2%ということですから、やはり7.3%まだ未整備があるということです。しっかりと市町と連携して、年次計画で数値目標を設けて取り組んでいただくようお願いをいたします。

最後に、ここには載ってなかったんですけども、医療機関の防災対策というのも非常に重要だと思えます。先日、9月9日にレジリエンスフォーラムというのがありまして、石川県の恵寿総合病院の実際に被災された時の対応事例を聞かせていただきました。

大変な状況の中で命を守る、患者を守るため、そして、もちろん病院の職員も被災しているんですけれども、その中で懸命に取り組んでいる、そして災害対応を事前にやっていた成功事例として拝見させていただきました。

気になるのは、拠点病院が、例えば長崎とか佐世保とか大村とか、都市部ではある程度のものは建物もそろっておりますが、さっきから話に出ている離島・半島の拠点病院が被災した場合、例えば薬とか物資がもう届かないと、海を隔てて、半島でもですね。そうなった場合、大変なことになってしまいますし、病院自体が崩れてしまったら元も子もありませんが、そういった離島・半島の拠点病院への事業継続に向けてのフォローアップ体制はどのようになっているのでしょうか。

【飛永防災企画課長】病院における災害時の対策についてのご質問でございます。

災害時におきましては、個々の医療機関の業務継続計画、いわゆるBCPございますので、これに基づきまして医療行為の継続をしていただくとともに、必要に応じて地域防災計画等に基づきまして、他県等からのDMATなどの医療チーム等にご支援をいただくことになろうかと思っております。

県内の病院の状況等々につきましては、福祉保健部の所管ということになりますので、ご質問の趣旨を福祉保健部にお伝えをして、ともに検討してまいりたいと思っております。

【松本委員】医療に関しては福祉保健部の所管ということでもありますが、災害対応、防災という中では、やはり連携をして、万が一病院に電気も水道も通らなくなってしまうと、その時点でもう命が失われるかもしれない。だから、バックアップの蓄電をしておくとか、水道が寸

断された時に対応できるような形を、もちろん福祉保健部の方でやられると思いますけれども、状況の確認をぜひとも進めていただきたいと思います。

以上です。

【大場委員】松本委員の質問に関連して1点、備蓄品です。食料備蓄で何年か前に、野球場の近くだったですか、ハザードマップ上の水没地域に県の非常食を備蓄していて、それは場所的によくないということで、対応を県の方が早急に図るということでしたが、その状況については、今どのようになっていますでしょうか。

【石本委員長】暫時休憩します。

午前11時 4分 休憩

午前11時 5分 再開

【石本委員長】委員会を再開いたします。

【大場委員】こういうふうに災害等々で、県の管理している施設がハザードマップ上、よろしくないところだったということが確認されて対応するというものでありましたので、後で結構ですので、そういった状況等をお知らせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【石本委員長】ほかにご質問はございませんか。

【宮本委員】まず、秘書・広報戦略部関係から議案外の質問をさせていただきます。

前回も取り上げたんですけれども、キャラクターの活用についてお聞きいたします。

前回のポケモン課長の推進で、非常にデンリュウが勢いを増して長崎をアピールしてくれております。一方で、前回もお聞きしたんですけれども、がんばくん、らんばちゃん、非常に心配です。まずは、がんばくん・らんばちゃんの

活用状況についてお尋ねいたします。

【川村広報課総括課長補佐】 がんばくん・らんばちゃんのことをお気にかけいただきありがとうございます。

がんばくんとらんばちゃんの活用状況についてのお尋ねですけれども、令和6年度におけるイベントの出演件数につきましては、今日現在で15件となっております。

それから、がんばくんとらんばちゃんのイラスト使用の申請・届出件数につきましては26件となっております。

先ほど委員からありましたとおり、デンリュウは非常に人気がございますけれども、がんばくん、らんばちゃんにつきましても、県民に親しまれているキャラクターでございます。今年度実施した県政アンケート調査におきまして、その認知度は約9割という結果になっております。こうした県内の認知度の高さを活用しながら、デンリュウに負けないように、引き続き県主催の行事やイベント等でPRを頑張っていきたいと考えております。

【宮本委員】 引き続き応援しておりますので、頑張ってください。

一応確認をさせていただきました。認知度9割ということですので、認知度に関しては問題なく、今後も露出をしていただきたいと思います。

来月は、いよいよ長崎スタジアムシティがオープン、開業いたしまして、もっと長崎が盛り上がってきますし、福山雅治さんのライブもあります。より一層の盛り上がりというのは、もう期待が大きいところであります。

福山雅治さんがプロデュースしていただいている「長崎の変」というのがあります。たしか福山雅治さんがクリエイティブプロデューサー

で、長崎の魅力を発信するというで立ち上がったのが「長崎の変」ということで認識しているんです。

その中で「にゃーが」というキャラクターがいて、非常に私も大好きで、オンライン会議の背面画面は「にゃーが・長崎の変」に設定しておりますし、パソコンにもシールを貼って、微力ながらアピールをさせていただいております。非常に評判はいいです。バッジも着けたりして、いろんなアピールもさせていただいているんですけれども、がんばくん、らんばちゃん、そしてデンリュウなどなどおりますけれども、「にゃーが」の活用状況についてお尋ねいたします。

【永川ながさきPR戦略課長】 にゃーがは、新しいチャレンジを応援し、長崎の新たな魅力を発見することで、長崎ファンを増やし、関係人口の創出・拡大を目的としております。「長崎の変」プロジェクトのシンボルキャラクターでございます。本県に興味・関心を持っていただく最初のステップといたしまして、民間事業者や団体等に、にゃーがの利用をフリーダウンロードで開放しております。様々なグッズの製作や活動のPRにご活用をいただいているところでございます。

また、長崎の変のSNS、インスタグラムとXでございますが、こちらでは県民の皆様の新しい挑戦や新しいグッズの紹介など、様々な取組をにゃーがが発信しております。

県庁内でも、職員の皆さんが名札や名刺、資料で活用したり、缶バッジを着用するなど、大変職員に愛されるキャラクターになっているところでございます。

【宮本委員】 にゃーがについても活用状況を確認させていただきました。

これは実際にあったんですけれども、私が訪問した時に、猫好きの方が非常に多いですね。ものすごく親しまれて、いろいろ聞かれたこともあるので、もっと活用状況については露出も含めてしてもいいんじゃないかと思えます。

にゃーがは、たしか5匹いましたよね。その5匹をいかに活用していくかというのは今後の戦略じゃないかと思うんですけれども、もっともっと露出を、そして活用を推進していただきたいと思えますけれども、これについてはいかがでしょうか。

【永川ながさきPR戦略課長】ただいま委員からお話がありましたとおり、にゃーがには柄が違います5匹のバージョンがございますが、これをもっと効果的に活用したいと考えているところでございまして、現在、クリエイティブプロデューサーであります福山雅治さんのご意見も踏まえながら、活用について検討をしているところでございます。

また、福山さんが来月13日に長崎スタジアムシティのこけら落としのライブを行うに当たって、会場に「長崎の変」のブースを出展いたしまして、グッズ販売のほか、シールや缶バッジの配布、パネルの展示などを行う予定としております。

また、パネルにつきましては、昨日、県庁内にも5枚新たに設置をしたところでございます。さらに、長崎空港におきまして、10月10日から11月末までの予定で長崎の変グッズを取り扱う特設コーナーを設ける予定でありますし、長崎の変の新商品も販売される予定でございますので、民間の活用の機運も高めてまいりたいと考えているところでございます。

さらに、10月からInstagramで県内ホテルの宿泊券や県産品が当たるプレゼントキャン

ペーンを行う予定としておりまして、さらなるフォロワーの増加につなげ、発信力を強化してまいりたいと考えているところでございます。

【宮本委員】活用と今後についても確認をいたしました。非常に期待されるところです。

福山雅治さんが、そもそもクリエイティブプロデューサーなので、どんどん発信をしていただくことによって、もっともっと盛り上がりが出てくると、これは期待が大きいところでございまして、活用していただきたいと思えます。

県庁内でも販売してもいいんじゃないかと思うんですけど、お考えいただければと思えます。

また、いろいろグッズ販売等もありましたけれども、ピンバッジとか、あるいはクールビズに備えたポロシャツとか、そういったものも作っていただいて、活用を促していくというのは非常に効果的だと考えます。

特に、くまモン、熊本の議員さんを見ると、くまモンのピンバッジをよくつけていらっしゃるんですね。私は、あれが非常にうらやましくて、缶バッジではなくてピンバッジ、こだわりを持っているんですけれども、そういったグッズの販売が今後できないかと考えておりますが、これについてはいかがでしょうか。

【永川ながさきPR戦略課長】長崎の変の啓発のために、今、ながさきPR戦略課におきましては、シールや缶バッジのほか、ミニのぼり、ハッピーなどを製作しているところでございます。シールや缶バッジなどは、県が実施するイベントなどで配布をしており、大変好評でございますが、あくまでも啓発用として作成しておりまして、単価が低いものでございます。

また、先ほども申し上げました、キャラをフリーダウンロードしている業者様が類似のものを民間でも販売されているケースもございませ

ので、県で新たに製作するグッズにつきましては、そういったことも踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

【宮本委員】民間事業者の方とも連携していただいて、そういった地場産業の振興にもつなげていただければと考えております。こういったピンバッジとかというのは非常に有効だと考えておりますし、ポロシャツも秘書・広報戦略部の皆さんが全部着ると非常にインパクト大だと考えますので、ご検討いただければと思います。

しかしながら、デンリュウとかにゃーがの質問をしましたけれども、これによってがんばくん、らんばちゃんが埋もれてしまうことが予想されますから、頑張ってください。引き続き、応援していますし、また、確認をさせていただきます。よろしく願いいたします。

次に、危機管理部の議案外について質問いたします。

先ほどからもありますとおり、防災基本計画の見直しであります。これも前回、私も質問いたしました。国が防災基本計画を修正したことによって、県としても中間取りまとめをいたしましたということであります。福祉的支援ということで前回質問いたしまして、その内容が県の中間取りまとめでも見直されているところです。

先ほど、松本委員からもありましたが、避難所環境の整備というところで、トイレカーとかキッチンカー、あるいはトレーラーハウス、これは前回も申し上げましたけれども、TKB48というところで非常に大事であるということ今うたわれている取組になります。

それがやっと今回、中間取りまとめで長崎県の方でも検討なされているということ、国からの修正に併せて県でも中間取りまとめをされて

いるということは、非常にうれしいところでありますし、継続していただきたい。

トイレカーにつきましては、先ほどありましたので、キッチンカーとトレーラーハウスについて、前回もちょっとお聞きいたしました、さらに確認の意味も含めて、現在の取組状況についてお尋ねをいたします。

【飛永防災企画課長】キッチンカーにつきましては、国の自主点検レポートにおきまして、平時からあらかじめ登録してデータベースを作成するなど、被災地のニーズに合わせた提供方法を検討するという考え方が示されておりますので、これを踏まえて取り組んでまいりますけれども、これと並行いたしまして、県内のキッチンカー団体の方とも協定の締結に向けて協議を始めているところでございます。

トレーラーハウスにつきましても、キッチンカーと同じく、平時からあらかじめ登録をしてデータベースを作成するという考え方が示されておりますので、同様に取り組んでまいります。こちらも並行して、既にほかの都道府県と協定を締結されている事業者団体がございますので、こちらと連絡を取っているところでございます。

引き続き、国の取組を踏まえながら、市町への助言を行うとともに、協定締結に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

【宮本委員】非常に大事な避難所の環境整備になりますので、関係団体の方々と、どうかいち早くこの中間取りまとめを踏まえて協定を締結されて、こういった有事の際は対応できるような対策を、県としても取っていただきたいと考えておりますから、キッチンカー、トイレカー、そしてトレーラーハウスについても推進していただきたいということを併せて要望させていただ

だきます。

それともう一点ですが、この中間取りまとめを見て、国における修正の中にも出てこなかったのかなと思うんですが、能登半島地震を踏まえての修正ということですが、実は河川の氾濫があって、地震よりもひどかったというお声が現場の方々、被災地の方々からは出ているといった報道を耳にするんですね。地震よりも河川の氾濫による被災の方が大きいということを考えるならば、先ほどご説明がありました資料の13ページに、6、防災・減災対策の中に、(3)に土砂災害対策と書いてあって、土砂災害警戒区域ということですが、確認したらここに河川とかは入ってないようなんですけれども、長崎県内において氾濫のおそれのある河川、そういったものも盛り込む必要があるんじゃないかと考えるんですが、これはこの防災基本計画の中間取りまとめにはふさわしくないんですか。必要じゃないかなと思うんですが、ちょっとご意見をいただければと思います。

【今富危機管理部長】今回の中間取りまとめにつきましては、あくまで能登半島地震における明らかになった課題、これに対する対応ということでの防災対策の見直しを取りまとめさせていただきます。

本来、防災対策という視点で申し上げますと、宮本委員おっしゃいました河川対策とか、港湾であったり、いろんなものがあるかと思います。本来であれば、もっと幅広の対策、様々ございますけれども、今回は能登半島の関係で特に課題となった部分についての見直しとさせていただきます。

我々が情報収集した中、もしくは国からのそういう検証の中、そういった中で砂防は多くの

被害があったということで、我々は認識しておりましたけれども、河川についての課題という部分が、今回は大きくはクローズアップされておりませんでしたので、今回の能登半島地震という括りの中では、今のところは入っておりません。ただ、委員のそういったご指摘を踏まえて、課題とかもなかったかというのは、もう一度担当部署の方とも確認しながら検討してまいりたいと思います。

【宮本委員】そうですね、題名が「能登半島地震を踏まえた長崎県の防災対策の見直し」ということなので、あくまでも能登半島地震を踏まえてということになりますね。そうじゃないと、幅広くなるのでということもあります。ちょっと理解したところですが、そうですね、河川課の方も担当課の方にはなかったものですから、確認をした次第です。

これに限らず、河川の氾濫というのは非常に危険度大なので、その点についても危機管理部においても、河川課と連携をとっていただいて、この見直しではなくとも、今後、別の県の防災対策の中にはきちんと盛り込んで、さらに詳細に盛り込んでいただくことを要望させていただきます。

これは担当課が非常に幅広くなっておりますから、まとめる、そしてまた、市町の意見も聞きながらということで、非常に労力を使われると思いますけれども、大事な中間取りまとめを踏まえた今後の防災対策になりますので、引き続き、熱意を持って取り組んでいただくことを要望させていただきます。よろしく願いいたします。

【石本委員長】ほかにご質問はありませんか。

【坂本委員】長崎県の地域防災計画の見直し、先ほどから議論されていますけれども、少し関

連もありますが、お尋ねいたします。

まず、大前提として、長崎県も離島・半島が多いということで、先ほどありました道路の寸断とか、そういうのがあるということで、いわゆる孤立対策をどうするかということは非常に大きな課題だろうと思います。

先ほど、陸路、海路、それからヘリとか、そういったアクセスポイントを含めて対応していくということなんですけれども、それと同時に、道路が寸断されて、なかなかその道路が復旧できないということも十分に考えなければいけないと思っておりますので、これは中間取りまとめでありますので、改めてそこも含めた今後の対策というのをお願いしたいと思います。

それで、もう一つはいわゆる移動型車両ですね、先ほどからトイレカーだとかキッチンカー、トレーラーハウスとかの話がっております。これは国の方でもありましたように、データベース化して、すぐにそういった被災地に派遣できるような、そういったことも提供できるような取組をするんだろうと思います。

それで、実は7月中旬に「全国地方議会サミット2024『非常事態への備えこれからの議会』」というのが開かれました。私は参加していませんけれども、そこに参加された方から報告をいただいたんですが、それぞれそこに参加していた議員の皆さん方は、それぞれの議会に帰って、特にトイレカーについては、熊本の市長が講演されたそうで、熊本地震の時ですね。「2日目のトイレは地獄だった」というふうなことがあって、それがずっと耳から離れないんですよ。「2日目のトイレは地獄でした」というふうなことでした。

それで、とにかくこのトイレカーを各自治体、1台ずつ買おうということをしてそれぞれ参加した

議員が持ち帰って働きかけをしようということだったそうであります。

それで、今は、長崎県では島原市が1台ということなんですけれども、先ほどありましたように、とりあえずは携帯トイレとか、そういうのを備蓄して、2つ目にトイレカーをとということなんですけれども、県として各自治体、県内21市町ありますけれども、そこにトイレカー1台というふうな働きかけといたしますか、そういうのをどう考えているかを教えてもらえますか。

【飛永防災企画課長】トイレカーにつきましては、先ほどご説明させていただきましたけれども、国において地方財政措置が行われておりますので、市町において保有、そして活用することを国においても推進をしておられるというふうに認識をしております。

したがって、県といたしましても、こうした市町におけるトイレカーの保有・活用をぜひ進めていただきたいということでの働きかけを、今後より強く行っていく必要があるというふうに考えております。

先ほども申しましたけれども、特に、常時使うわけではございませんので、普段からの活用ということも重要になりますので、そういった使い方も県として情報収集をしながら市町の方に情報を流して、市町におけるトイレカーの保有・活用を促進していきたいと考えております。

【坂本委員】 ぜひお願いします。

今、島原市が1台持っているということで、これは今年の元旦の能登半島地震の時に出発する模様が報道されていて、そのことが随分と、これは自治体だけじゃなくて、県民の皆さんにも、そういうトイレカーが能登半島に行って活躍しているんだということは認識をされたと思いま

す。そういう意味で、各自治体が購入することについての理解は随分と広がっているんじゃないかと思うんですけども、何せ先立つものが必要だと思います。

今、課長からありましたように、緊急防災・減災事業債ですか、これで国が7割を出します。島原市が4年ぐらい前に購入しているんですけども、その当時で導入費用が約430万円ということなんですね。7割は国が事業債で出しますから、あと3割を島原市が持つということなんですね。それなりの財政規模がある自治体については、430万円ですから購入可能な範囲かなと思うんですけども、なかなかそうじゃない自治体も県内にはたくさんあると思います。

そういう中で一つの策として、例えば県が少し3割の部分を補填するとかいう考えというのはどうなんでしょうか。選択肢としてあり得るのかどうか、考えを聞かせてください。

【飛永防災企画課長】あくまで国の緊急防災・減災事業債の地方財政措置でございますので、このルールにのっとった形での購入が望ましいものであろうかと思っております。

市町での購入につきましては、必ずしも単体で1台購入することだけではなくて、複数の市町で共同所有という方法もあり得るだろうと思いますので、各自治体の状況に応じて保有方法をご検討いただく必要があるのかなと考えております。

【坂本委員】そうですね。必ずしも1自治体に、市町に、県内に21台ある必要はないかもしれないと思います、財政的にですね。だから、複数のところで、例えば県央地区だとか、そういう括りの中で持っていただけのも一つの方法じゃないか。それが現実的なのかもしれませんけれども。

ただ、先ほど申しあげました財政的な問題が大変だと思いますけれども、ぜひ事業債で国が7割出しますから、3割のところを少し県が補填するようなことも、今後、移動型車両というのは非常に重要だと思います。ぜひ、要望としてお願いを申し上げたいと思います。

それから、これは財政課になるんですか、中期財政見通しについてお尋ねします。

先ほど説明がありましたけれども、事前にも資料を令和7年度から11年度についてということで、9月9日に記者発表したのをいただきましたけれども、財政が厳しい状況の見通しの中で苦慮されているというのは十分に理解をいたします。

具体的に歳出の中で、義務的経費が人件費、扶助費、公債費とかあろうかと思いますが、この義務的経費の中の人件費が、職員給与費はベア率ゼロとするということを前提にしているわけですね。職員給与費は、ベア率ゼロとし、職員数の減少等を勘案して試算というふうなことになるわけです。

ご案内のとおり、今年の夏には人事院勧告が出されました。今年のいわゆる春闘、それから最低賃金、軒並み上がっているわけですよ。これは国も主導をして、何も労使だけじゃなくて、国も主導をして、持続的な賃金引上げというのを方針として持っているわけなんです。そういう中であって、この人件費がベア率をゼロとするということを前提にしていると。以前はそうだったかもしれないですよ、厳しい時期がありましたから。なかなか賃金が、民間も公務員も上がらないという時代をずっとくぐり抜けてきて、それで日本の場合にはほかの国に比べて実質的な賃金が上がってないんだということが今の状況を招いているという指摘もあるんですけど

ども、それを何とかしようということで、いわば国を挙げてこの賃金引き上げを持続的にやっていこうという状況の中で、「ベア率ゼロ」というふうに書いてあると、なんでというふうに思うわけです。そこら辺の認識を聞かせてください。

【苑田財政課長】この考え方でございますけれども、委員からお話がありましたように、今、国全体における賃上げの動きであるとか、国の人事院勧告の状況ですとか、我々もそのあたりは当然理解しているところでございます。

そこで、この中期財政見通しを試算する時の考え方でございますけれども、そういう動きはある一方で、今後も、例えば県としてどのくらいの割合で職員数に反映するのとか、また、今後の賃上げとかの動きを受けて、国の地方財政対策の中で、給与の部分というのがどのくらい財源措置がなされるのかといったところは、今後、見えてくるところがあるものですから、そういう一定の仮定の下で試算をする時の前提として、その辺の不確定要素があるものですから、職員の給与関係については、例年、いわゆる増減なしという意味でのベアゼロということで設定して対応させていただいているところでございます。

今後、このあたりは国の地方財政措置の状況ですとか、当然そうしたところとセットで整理がなされていくところでございますので、このあたりはそういう状況を見ながら、また各年度の財政運営の中で対応していくということになるかと考えております。

【坂本委員】わかりました。そういう試算の仕方として、どうしてもそういうふうにせざるを得ないと、計算としての数値上の問題としてのそういうことだというふうに理解をします。た

だ、このベア率ゼロというのが、例えば今年の県の人事委員会勧告とか、あるいはそれを受けた職員組合とのいろんな交渉があるかと思えますので、ぜひ、ほかの部局も含めて、特に人事課を含めてそのことが前提にならないように、そのことを庁内の中で周知をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【小林委員】7月もやってないが、危機管理、いわゆる「中国軍機の領空侵犯、長崎県に」と、この問題でありますけれども、テレビのニュースで初めて知ったわけであります。これは防衛省から全く本県に連絡がなかったということが、一つの大きなポイントですね。この辺のところでは防衛省について、本県に連絡がなかったという理由は何ですか。

【庄司基地対策・国民保護課長】小林委員おっしゃるとおり、本県におきまして、報道発表で我々も事実を確認しました。本県といたしましても、県民の安全・安心を預かる立場であることを伝えて、情報提供を求めたところでございます。

防衛省から、明確に本県に連絡がなかった理由というのはお聞きしておりませんが、今まで、本県を含めて領空侵犯はございましたけれども、防衛省としましては、今回の件までは関係自治体への情報提供はしてなかったという事実があったということをお聞きしております。

【小林委員】防衛省が、各県においても領空侵犯がたびたび中国機によって行われているけれども、スクランブル発進なんてね、もう本当にどのくらいの数になっているのか、相当な数になっていると思うんだよ。

こういうように、いわゆる領空侵犯あたりが日常茶飯事になっている状況の中で、当然のことながら、長崎県は長崎県なりに県民の安心・安全を考えていかなければいけないと。こういう状況の中で、防衛省あたりが全く、これだけのスクランブル発進とか、領空侵犯あたりが日常茶飯事になりつつあるところを、やっぱり地方自治をどの程度考えているのかということについては、防衛省は防衛省なりに一生懸命頑張っていたりしていることはわかっているけれども、こういう点は理解しがたいと。これは本県のみならず、他県の自治体においても、これはもう九州知事会あたりで検討していただかなければいけないこと。やっぱりきちんと九州知事会の議題にするぐらいの重きを置いてもらうということ、長崎県の知事が九州知事会で提案するような形になってもらいたいと。

ただやってないというだけで、何も特別理由はないわけだな。だけど、あなた方の受け止め方、県の受け止め方が、とても私は重要だと思うから、まず、第一番目に九州知事会において、本県の知事から提案してもらうこと、こういうことをぜひ申し入れを私は要望したいと思っています。

それから、第2点目として、言うまでもないことだけれども、中国とこの長崎県との関係、中国政府と長崎県の関係というものが、長い間、それこそ久保寛一元知事の時代から、ずっと長年において中国政府と真っ先に、日本の47都道府県中の第1号に中国との友好関係を築き上げてきた歴史があるわけだよ。

それで、歴代の知事たちも、その久保さんが築き上げた中国政府との関係を継承されて、ずっと同じような友好関係が途切れることなくやっている。その証にやっぱり中国の総領事館が

長崎県につくられていることは、何よりもその証だと、こう思うわけですよ。せっかく民間において、また自治体において、これだけ中国との距離も近いし、友好関係を築き上げてきているにもかかわらず、こういう領空侵犯があっているということは、浦副知事が中国政府に対して、二度とこんなことがないようにということをし入れに行ったというのが、中国政府から何か、遺憾の意とか謝罪とか、何かがあったのかどうか、この辺についてはどうですか。

【庄司基地対策・国民保護課長】先ほどの答弁が誤解を招くような発言があったので修正させていただきます。

小林委員から九州知事会への申し入れということがございましたけれども、県として情報提供がなかったことにつきまして、防衛省の方には情報提供を求めたところですよ。その後、8月30日の大臣の記者会見におきまして、今後、関係自治体へも丁寧な説明や速やかな情報提供に努めていくというような回答を会見でも言っていたいております。

その後、防衛省の方からも、本県に今回の事案についての説明に来ていただきまして、今後は本県を含めて、こういった領空侵犯等の事案がありましたら、関係自治体への情報提供は行っていくという旨の説明を受けたところでございます。

2点目の中国との関係のことですけれども、委員おっしゃるとおり、浦副知事が総領事館を訪問しまして、今回の件につきまして、二度とないようにということでの申し入れをしております。それに対しまして、張総領事からは、本国にその旨をしっかりと伝えるというような回答をいただいているところでございます。

【小林委員】だから、総領事館の総領事が、中

国政府にちゃんと伝えますと、こういう返事をしていたということだけでも、中国政府から、その後、何か謝罪とか遺憾の意とか、そういうきちんとした返事がきたのかどうかということを聞いている。

【庄司基地対策・国民保護課長】本県が中国総領事館に申し入れをした以降、中国政府からそういった謝罪とか、そういったことは我々はお聞きしておりません。

【小林委員】だから、その辺のところ、防衛省はもう直ちにそうやって記者会見をして、いわゆる地方自治体においてもこれから連携を密にしていきたいと、もしこういうことがあったら、これからは速やかに連絡を怠らないようにやっていきますよと、防衛省はありがたい改善の意を明らかにしていただいたと。だから、こういう地方自体の中で、47都道府県の中で一番親しい関係にある、友好関係を築き上げてきた長崎県の歴史があるというところから総領事館があり、また、そうやって浦副知事が出向いて、ある意味での遺憾の意、抗議をして中国政府にちゃんと伝えてもらいたい、今後、こんなことが絶対ないようにと、こういうことを申し入れをしたわけだけれども、それっきりで何もいいのか。それをどう思っているのか。その点をどう思っているのか。

私は、ちょっと不満なだけだけれども、それだけ友好関係をやってきて、その申し入れをして、中国政府から知事宛てに、県民宛てに何らかのそういう遺憾の意とか謝罪があつてしかるべきではないかと、こう思っているわけだけれども、どうなのか。

【今富危機管理部長】委員ご指摘の国家レベルのお話になるかと思えます。政府からの謝罪ということになりますと、我々地域間交流をやっ

ている県という立場からは、少し離れたことになるのかなと思っています。

我々としては、そういった国家レベルでの課題というものはありつつも、地域レベルでの交流、こういったものをしっかりやることで、ひいてはそういった国家間の課題の解決にもつながっていくのではないかと、今回のような件の再発防止にもつながっていくのではないかと、そういった趣旨で今回の様々な行動、こういったこともやらせていただいております。

【小林委員】部長、国家レベルの問題と、確かにその点がありますよ。私は、国家レベルのことを、あなたから言われなくてもわかっているけれども、ただ、それだけ友好関係を長い間結んできた。元知事の久保寛一さんが真っ先に、先だって中国との友好関係を築いたという歴史的なものを考え、また、今日の状況を考えていけば、こんなに長崎県ほど中国を大事に、もう台湾の要人が長崎県に来て、知事以下幹部は逃げ出すだろうが。そういうような状況で、それなりの長崎県の対応を、中国政府のことを気にかけてながらやってきているわけだよ。だから、そういう点から考えた時に、誠に今回は遺憾の意は、もっとある意味では残念極まりないことは明らかにしておかんとはいかん。もちろん、反対に海上自衛隊の中国への領海侵犯が、これは海だったけれども、あっていることも事実で、これは大変申し訳ないと思うけれども、やっぱりそういう位置づけを私はあなた方に持ってもらいたいし、知事、あるいはそういう県庁の幹部にも持ってもらいたいと思います。

それから、もう一つは、仮に防衛省から今度県庁にこういう領空侵犯があつたと、中国のみならず、どこかの国からの領空侵犯があつたと、こういう連絡がきた時に、何か長崎県とし

では、こういう危機管理的な速やかな行動をとるために、例えばいろんな職員が別に業務をしておっても、直ちに県庁に全員、知事以下副知事、役職のある者がばっと寄って何か対応するようなことでもやるのかね。こういう危機管理のあり方について、県はどういう対応をしようと考えているのか。ただ、連絡をしてくださいということだけで、あっちも忙しいわけだろうけれども、長崎県としてどういう危機管理を行うのかと、こういう点についてはどう考えていますか。

【庄司基地対策・国民保護課長】防衛省から情報提供があった場合は、まずもって危機管理部の関係職員において情報収集や市町への連絡等をまず行いたいと考えております。

その後、航空機や船舶等、本県への被害が生じる可能性があると考えられる場合になりましたら、特殊重大災害対策本部の設置を検討したいと考えております。

これが武力攻撃事態ということで政府から事態が認定されますと、これが国民保護対策本部の立ち上げの方につながって必要な態勢をとるようにしたいと考えております。

【小林委員】だから、その点が、まだ今のような答弁では、何かまだ人ごとみたいに、身に迫ったような危機感がないように感じます。

だから、そういうようなシステムをつくっているということだけはわかりましたが、それを今回のことを契機として、もっと県民の皆さん方に、危機管理に対して危機管理部を、またそこに関係者を寄せて、それだけの対策を長崎県はしっかりやっているぞということを、県民並びに全国、中国あたりにもきちんとアピールできるようなシステムを私はつくっていただきたいと思うが、その辺については部長、もう一回

あなたにその決意のほどを申し述べてもらいたいと思っています。

【今富危機管理部長】県民の命、また財産、これを守ることが、我々危機管理部の最大の任務であると、そういうふうに思っております。県民の安全・安心を守るために、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

【小林委員】まだ時間がありますから次の課題に移ります。

この危機管理の領空侵犯については、浅田委員も本会議場で一般質問で取り上げられて、知事の見解等もお聞きになったというような経過もあってよく承知いたしておりますが、こういうことが今後、絶対ないように、しっかりそういう総領事館への申し入れが、ただ形だけのものではないようなことでお願いしたいと思っております。

それでは、財政課長、中期財政見通しについてお尋ねをしたいと思います。

先ほどから坂本委員からもお話がありましたけれども、大体が令和7年度から11年度までの5年間において、これからの財政がどういうふうになっていくのかと。例年のごとくそういう見通しを公表されたわけでございます。このことは非常に重要だと私は思っております。

これから、令和6年度は何とかうまくいくだろうけれどもと、こういう総務部長の見解と。しかし、総務部長は、令和7年度からはもう大変な状況になっていくよと、こういうことをしっかり公表されているわけでございます。

そこでお尋ねしますが、昨年度の試算と比較して、どういう要因で財政状況がさらに厳しくなっているのか、その辺のところをまず確認をしたいと思っております。

【苑田財政課長】今回、試算しました中期財政

見通してございますが、ご指摘のとおり、令和7年度以降、本県の財政状況はより厳しさを増していく状況でございます。

主な要因としましては、地方債の償還に係ります公債費と社会保障関係費の増によるところが大きいところでございます。

公債費につきましては、ご承知のとおり、昨今、金利が上がっておりますので、そうした影響などもございまして、昨年度の試算よりも年間数億円程度の増が見込まれている状況でございます。

また、社会保障関係費につきましても、制度改正などによりまして、単価が上がっている状況などもあり、昨年度の試算よりも5年間で20億円程度の伸びが予定されているところでございまして、その結果、令和7年度以降、前回の試算よりも年間数億円程度の財源不足が生じる見込みとなっている状況でございます。

【小林委員】社会保障費の関係では、大体20億円ぐらいのアップが予想されると。じゃ、この公債費の関係の金利、これによって数億円だということだけでも、それは具体的にどのぐらいのことを数億と言っているのか。それはどうですか。

【苑田財政課長】金利上昇等に伴う影響でございますけれども、試算の結果としましては、毎年度の借入額とか返済の状況にもよりますけれども、少ない時で1億円程度、多い時で5億円程度の影響が生じる状況になっております。

【小林委員】そのように社会保障経費で重ねて20億円ぐらい、それから金利のアップによって少ない時で1億円ぐらい、多い時は5億円ぐらいが予想されると。やっぱりこれは借金の額がいかに大きいかということを表す金利の重さと思えますよ。ここはよく理解できました。

財源調整のための基金の残高だが、これが基金の取崩額が昨年の試算よりも毎年3億円から7億円ぐらい、これまたアップするというようなことで、その結果、基金の残高の見通し、見込みはどういうふうになっていくのか、その基金の残高の見込みを教えてもらいたいと思っています。

【苑田財政課長】基金の残高でございますが、委員ご指摘のとおり、昨年度の試算よりも、令和7年度以降、毎年度3億円から7億円程度の増加が見込まれているところでございます。その結果といたしまして、令和5年度末の財源調整のための基金の残高が381億円でございますけれども、年間財源不足が毎年20億円程度生じますので、その結果、令和11年度末には270億円にまで減少する見通しでございます。

【小林委員】だから、381億円から270億円まで減少する見込みと。ということは…。

時間がないので、午後からやります。

【石本委員長】それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時半から再開したいと思います。

しばらく休憩します。

午前 11時56分 休憩

午後 1時32分 再開

【石本委員長】それでは、委員会を再開します。

まず、審査に入る前に、防災企画課長より、午前中の質問に対する発言の申し出がっておりますので、これを許可し、発言を求めます。

【飛永防災企画課長】午前中に大場委員から質問がありました災害用備蓄に関しましては、福祉保健部の所管ですので、担当部に確認をしまいいりました。

以前、県交通産業ビルと小ヶ倉・柳県有倉庫

を災害備蓄倉庫として使用していましたが、交通産業ビルについては浸水想定区域に指定されており不適切であると、小ヶ倉・柳県有倉庫につきましては部外者が立ち入り可能な状態であるため厳重管理が必要であると、令和2年度の監査において指摘されたことを受けまして、一旦備蓄品を浸水想定区域外にあり、厳重な管理が行える県の港湾漁港事務所が所管する倉庫の方に移した後、令和5年度に長与町の旧長崎県保健看護学校跡地に災害備蓄倉庫を建設し、令和6年2月から供用開始をしているということでございます。

【石本委員長】 それでは、午前中に引き続き、秘書・広報戦略部、総務部、危機管理部関係の審査を行います。

議案外所管事務一般についてご質問はございませんか。

【浅田委員】 では、質問をさせていただきます。

午前中にもいろいろありましたけれども、私が一般質問でも取り上げさせていただきました男女群島沖の中国情報機の侵攻に関してでございますけれども、あれに関しては先ほど部長からもしっかりと国に情報提供の依頼等々をするというお話がございました。

一般質問の中で、確かに知事からも地域交流の観点からということでお話はいただいたんですけども、やはり小林委員がおっしゃったように毅然とすべきところは毅然とすべきだと私も考えております。

昨日、中国の75周年記念事業が行われたと思えます。私は、そこでも、知事にはちゃんと長崎県として、やはり安全・安心の立場で物を伝えてほしいということ、昨年も同じような趣旨のことを話しましたけれども、それはついぞなかったというように聞いております。

確かにお祝いの席でありますので、言いづら部分もあるかとは思いますが、やはりそこはしっかりと長崎県民を守るんだという覚悟を持って、地域交流は地域交流としてというところを踏まえていただければと思います。

部長答弁は、同じようなことの繰り返しになるかと思っておりますので、あえて求めませんけれども、今後の対応の中でそこはしっかり見させていただければと存じます。

そして、危機管理に関してですけれども、これまでもいろいろと避難所の問題等々、繰り返し質問をさせていただきまして、これも福祉とかぶるところはございますが、特に高齢者の中での、先ほどもご説明の中にDMATの派遣等を国の状況と併せながらやっていくというところがあつたと思うんですけれども、そのあたりをまず危機管理としては、今、長崎県に置き換えてどのような状況になっているかということ把握なさっているのかどうかをお聞かせください。

【飛永防災企画課長】 県内の医療機関等における災害時の対策等々につきまして、現状県内の各病院においてどのような対応が取られているかということについても、詳細につきましては危機管理部としては把握しておりません。

【浅田委員】 確かにこれは横断的に部局がまたがっていることではございますが、こういう見直しをする中においては非常に重要なところだと私自身は思っているんですね。それは部局が違うから把握しないでもいいことなのか。

答弁の中に、先ほど言葉の中になければ私も聞くことはないんですけれども、DMATのあり方などを国が見直している中でということがあつたので、あえて、だとするならば、部長、そこはしっかり、今、長崎県の中ではどうなって

いるのか、老人関係のホームとどのような形で話しているのかというようなことを、説明するのであれば、そこはご答弁いただけるものかと思うんですけれども、どうなんですか。

【今富危機管理部長】そういった各部が所管する事項についてですが、我々の方も今回の大きな見直しの中で、それぞれの部局で行っていただく分は、詳細についてはそちらの方で把握していただきながら、ポイントになる部分について、我々はそこを吸い上げて、またそこを国の取組でありますとか、そういったところと併せながら、足らざるところがないとか、そういったところを部と調整をしながらやっているところがございます。

本来であれば、委員ご指摘のとおり、詳細なところまで全てを把握できるのが一番理想かと思うんですけれども、申し訳ございません、そこまでなかなか、我々の方も一つひとつ、を把握するというところまで至っておりません。そこについては、もっと努力してまいります。

【浅田委員】もちろん多岐にわたりすぎている案件ですので、大変だということは重々承知しているんですけれども、いろんな見直し作業とかをする中で、この委員会の審議の中で、やはりそのあたりまで角度を変えて、福祉のところだけではなくて、こういう危機管理という部署なわけですから、そこを質問させていただければ幸いかなと思って、あえて聞かせていただきました。今、ご答弁できないということですので、これはまた別途ご説明いただければと思います。

続いて、広報課の方にお伺いをさせていただきたい思います。

まず、1点は、この間の議会の議場質問の中にも、若干質問はしませんでしたけれども、知事

の記者会見について触れさせていただきました。知事の記者会見というものは、どのようなもので、どういう目的で、どのような思いでやられているのか、部長、まず教えていただけますか。

【陣野秘書・広報戦略部長】知事の記者会見、通常、定例記者会見ということで、大体ひと月に1回の割合で定例記者会見という形でさせていただいています。

こちらにつきましては、やはり県の情報をしっかりと県民の皆様にご覧いただくという趣旨で定期的に行わせていただいているものと私は認識しております。

【浅田委員】県の情報を県民やいろんな方々にお伝えをするということで、定例記者会見を月に1回やっているわけですね。

その際に、この質問で答えられんのかと私はびっくりしたんですけれども、見させていただいて、ジャパネットのスタジアムシティと今後県がどのような形で連携をして、どういうことをやっていきたいのかという質問をされた時に、知事が、職員さんを探す形、「何かありますか、何かありますか」と。それを知事は答えないのというようなびっくりするような記者会見で、それは非常に問題だと思うんですね。知事は、そういう大事な案件に関して把握してなくて、それは知事に向けての質問だと思うんですよ。

今日、午前中にも未来大国の質問がございました。いろんな形での大事にしたいことはある。まさしく未来大国の中に入っているような案件にもかかわらず、ご自身の答えがなかった。それが発信された。議事録にも残っている。それは本当に問題だなと思ったので、あえて記者会見というものをどのように取り組んでいるの

か。そこに真剣みがあるのかどうなのかということを感じたものですからお伺いしていますが、いかがでしょうか。

【陣野秘書・広報戦略部長】今、浅田委員からお話ございましたように、やはり県政をどういった形で今推進しようとしているのか、それを県民の皆様はいかがにご理解いただいて、県民の皆様の参画をいただきながら進めていくというのが何よりも大事だと思います。

そういう意味では、委員からお話ございましたように、大事な案件、また、先ほどスタジアムシティプロジェクトの話がございましたけれども、今の時期にまさに取り組んでいかなければいけない重要案件につきまして、しっかりと発信していくということは大事なことで思っております。

先日の定例記者会見でそういったこともございましたので、私たちもしっかり、いろんな記者の皆さんにもそうですけれども、県民の皆様からお尋ねいただくこと、そういったことをしっかりお伝えしなければならぬと思っておりますので、先日の会見につきましては、ちょっと知事の方からのコメントが足りなかったというところも踏まえまして、今後につきましてはしっかりと取り組んでいただくよう、私からも知事には申し上げながら、県全体としてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【浅田委員】まさしく、スタジアムシティに関して言うと、もう1か月を切っている状況で、ここをどのような形で知事がおっしゃるところのビジョンとして活用させていただきながら、長崎県全域に大きく波及させていくかというのが一番求められていることであり、それは常々、当然どこでも聞かれることだと思うんです。それをあの記者会見の場で、「どうなってます。

どうなってます」と聞くような状況は、ちょっと、これは部長に聞いてもしょうがないんですけども、ある意味、部署としても、県民に、全国に、世界に発信されているわけですよ、YouTubeとかでね。

そうするとするならば、これだけわざわざ力を入れて秘書・広報戦略部というけど、戦略になってないわけですよ。戦略部の戦略がマイナスになる戦略になっているというのが、あまりにも情けないなと思まして。

ブランディングにも力を入れておきたいと、ご本人がおっしゃっている。この間は、そこまで深掘りはしませんでしたけれども、記者会見のしつらい自体が、いつもああいう状況なのか。何か想定していることに部局の方が答えを書いてあげて答えているのか。大事な案件は、これからはやっていただけるとことは言ってくださいましたけれども、ちょっと大きいと思いますよ、スタジアムシティと長崎県のこれらを問われた時に、ほかの方々に問うというのは本当に残念で情けない状況であり、ブランディング戦略、間違っていないかというふうに思いますけれども、戦略をなさる担当としては、どうでしょう、次長の方からもお答えをいただきたい。

戦略として、ああいうあり方で今後記者会見をしていくのか。あれは民間だったら、大損失ですよ。損害、商品は売れなくなってしまうと私は思います。そういう意味において、民間もわかっていらっしゃる方として、今後の県として、ある意味、もしかすると知事のブランディングをしなきゃいけないということだと思うんです。それぐらい真剣に考えないと、これから注目をされる案件が増えている流れの中において、考える必要性はあるかと思いますが、い

かがでしょうか。

【中原秘書・広報戦略部次長】知事の定例会見におきまして、記者さんたちからのご質問に、知事に全ての情報が入っておらず、答えられないような状況があるということは、やはり広報をつかさどっている部署としては、とても残念なことでございます。力不足のことでございます。

今後、全て、なかなか人間のやることですので完璧にはならないかもしれませんが、県が、どういうことを今、県民の皆様はじめ皆様から期待をされているか、あるいは問われているかということ、よく把握して会見の準備ということについて、これからも皆で協力してやっていきたいと思っております。

【浅田委員】ある意味、確かにこれに関しては皆さんの準備というよりも、知事自身のお考えが問題だとは思っております。要は、これから一番注目をされている場所と県の連携をぱんと答えられないということ、ビジョンがないんだなと思われてしまった。これを今後どうしていくのかということをもたまたま考えていただいて、そこをしっかりと皆さんの中でも発信をしていくようにしていかないと、ああいうことが続くと、多分記者の人もびっくりもしていただきたいと思いますし、見ている県民もそうですし、本当にマイナスブランディングにしかならなくて、定例記者会見がマイナスになってしまうと、皆様方もせっかくこうやって鳴り物入りでできた部署でありますので、そこはしっかりと、いま一度考えていただきたい。

さっきの危機管理の事細かな横断的な横ぐしの小さいというか、細目にわたってわかりづらいということとは全く別なんですね、今回のことに関して言うと。本当に大きな案件で、一番

わくわく、輝いた感じでお答えいただけるものだと思っていたら、担当者を探しているような状況ではあってはならないと思っておりますので、重ね重ねで何度もしつこく言うようで恐縮ですが、ここは長崎県としてはしっかりやっていただきたいと思っております。

【陣野秘書・広報戦略部長】浅田委員からご指摘がありました点については、私どもの秘書・広報戦略部は、まさに戦略的に情報発信をしていくというのがミッションだと思っております。そうした中では、先日の記者会見の中で、スタジアムシティプロジェクト、まさに今の時期に起こっている大きな案件でありましたけれども、その関係の情報を知事にしっかりお伝えできなかった点というのは深く反省しております。私どももしっかり事務方として、今のこの状況とかを踏まえながら、こういった形で、県民の皆様が注目されている情報は何か、それをこういった形で知事から伝えていってもらえるのかということもしっかり考えながら、今後も展開してまいりたいと思っております。誠に申し訳ございません。

【浅田委員】部署としては、そういったブランディングの必要性もあるかと思っておりますので、そこはしっかりやっていただきたいと思っておりますし、本来であれば、部局を頼らなくとも、知事が答えられなければいけないスタジアムシティみたいな大きな案件ではあるので、本来は一般質問のところでは知事に聞くべき案件で、これを皆さんに聞くのは申し訳なかったなと思っておりますが、やっぱり見え方というのを考えていただければという思いで質問させていただきました。

もう一つ、広報系のことでお伺いをしたいのが、実は県民の皆様からも、県政の投げ込みと

か、いろんなことをする時に広報の方に電話をした方がいらっしゃるらしいんですけれども、1日に午前中だけで3回かけても「担当者がいないです」と言われて、けんもほろろみたいな状態だったと。どういった形で県民の方からの情報を受け取って、それを県政記者クラブに投げてとか、広報の体制づくりをしていて、それ自体をどうやって県民の人に発信しているのか、現状というのを教えていただけないでしょうか。

【川村広報課総括課長補佐】ただいま、浅田委員からご指摘がございました職員の電話対応が丁寧じゃなかったということにつきましては、まずもってお詫びを申し上げたいと思います。

広報課におきましては、県民の方から問い合わせがあった場合は、一旦要件をお伺いして、担当者が不在であった場合でも、担当から折り返すなどの対応を行うなど、職員に周知をして、県民の方への丁寧な対応を心がけるように努めているところでございます。

特に、県民への広報やPRを行う所属でございますので、より丁寧に県民の皆様への対応を行う必要があるということは認識をしております。今後、同様の事例が生じないように、所属内で徹底を図り、再発防止に努めていきたいというふうに考えております。

【浅田委員】確かにいろんな状況があろうかとは思いますが、多分何回も連絡して、3回電話して誰にも引き継いでもらえないということで私に連絡があった状況だったんですね。いろんな細かい担当とかはあろうかと思うんですけれども、その時のマニュアルというか、やっぱり広報の方は、いろんな部署よりも県民の方と直接触れ合うこととか、問い合わせが生じる部署でもあるので、そのあたりがどうなの

かなということと、その方がわざわざ県庁にまでお越しいただいての状況だったらしいんです。それで何回もそういう状況であったと。「県、どうなっていますか」みたいな感じで連絡があって、自分のことだけではなくて、多分いろんな団体や、いろんなところが広報をしてほしいと思った時の体制づくりができてないんじゃないかという心配でそれをご報告いただいたわけなんですけれども。

例えばネットとか、もちろん何でもかんでも県が広報してあげられる案件ではないものがあることは私も重々承知しているんですけれども、そのあたりがどうなっているのか。わざわざ足を運ばなくても、これこそDXと言って省人化で、例えば担当者の方を介さず、AIで処理できることは、今は問い合わせはAIが答えてというのもよく民間とかではあっていますよね。そういうものの導入なども含めてどのような状況なのか、今後の考え方をお聞かせいただければと思います。

【川村広報課総括課長補佐】先ほど浅田委員からお話がありました記者室への投げ込み、プレスリリース、あとは記者会見の申し込み、大きく2つに分かれていると思っております。

まず、プレスリリースにつきましては、資料が複数であったりとか、場合によっては冊子を持ち込んだりとかいう場合もございますので、基本的には現物を15部、記者室の方に持ち込みをしていただくか、または郵送での受付ということで対応させていただいております。

続きまして、記者会見の申し込みにつきましては、希望される日時などは電話で確認をした後で、所定の様式に記入をしていただきまして、ファクスまたはメールなどでも受付をしている状況でございます。

【浅田委員】時間がもうあまりないかと思うんですけども、持ち込みか郵送、今はそれこそスキャンしてネットでデータで送るとか、そういうことはできないんですか。

【川村広報課総括課長補佐】メールでの対応といたところにつきましては、内容によっては少量のデータで県の方で出力をして配ることも可能かとは思いますが、案件によってはかなり大量の枚数があるとか、複数の資料があるといったものがございますので、今後、メール等での受付についても検討していきたいと考えております。

【浅田委員】確かにスキャンできないぐらいの大きなものに関しては、もちろん送付とか、そういうこともあるかと思うんですけども、適宜いろんな状況に応じて、県民の皆さん、離島・半島も抱えているわけですから、わかりやすい形と対応窓口をぜひともお願いできればと思います。

以上です。ありがとうございます。

【石本委員長】ほかにご質問はありませんか。

【まきやま委員】私からは、災害時における消防のあり方についてお聞きいたします。

まずは、本県における消防団員の充足率について教えてください。

【松尾消防保安室長】令和6年4月1日現在、県内の消防団員数、1万7,017名いらっしゃいます。充足率ですが、定数は県全体で2万614人、21市町になりますので、充足率としましては82.6%になります。

【まきやま委員】私も消防団に入ったんですけども、うちの分団も定員割れしている状況にあります。今年、7月21日に大村の方で夏季訓練というものに参加しました。もちろん夏場でも火事が起きるんですけども、あまりにも暑く

て、一人熱中症で倒れられた方がいまして、できれば若い人の参加をもっと呼びかけるのであれば、その開催時期をもうちょっと涼しい時期に移動していただけないかと思ひまして、その点はいかがでしょう。

【松尾消防保安室長】市の訓練の日程については、基本的には市の方で決めるような形になると思いますが、確かにこの夏、かなり酷暑でありまして、長崎県消防協会の方の行事、8月4日に県の消防操法大会があったんですけども、そこでもやはり熱中症で気分が悪くなる方がいらっしゃいましたので、今後、時期について、夏場を避けることができるもの、できないものもあるかと思いますが、各市町に相談していきたいと思っています。

【まきやま委員】確かに休憩を多く取ったりとか、いろいろ考慮はされていたんですけども、結局そういう方が出てしまっていたので、今の夏の暑さは異常だと思っていますので、ぜひ考慮していただければと思います。

続きまして、メガソーラーにおける火災が多発しています。特に、山間部、ものすごい斜面のところに、道路や給水所がない場所にメガソーラーのパネルが広く敷き詰められているんですけども、ソーラーパネルを設置する際に、本県におきましてはどのような指導をもって行っているか教えてください。

【松尾消防保安室長】ソーラーパネルの設置につきまして、消防サイドでの指導というのは基本的にはないと聞いております。

【まきやま委員】私が宇久島のメガソーラーの件を扱った時に、今からソーラーパネルをつけますよという時には、消防に対応を聞きながら進めていくということだったんです。ちょっと意見が違っているように思うんですけども。

【松尾消防保安室長】すみません、答弁の仕方がちょっと雑で。

宇久島のメガソーラーにつきましても、同じように消防法上の許認可というのはありません。ただ、事業者の方が、設置に当たり消防サイドの方にご意見を聞きながらというふうに言っているということで、そこは今後、消防の方にご意見を聞きながらされると思っておりません。

ただ、消防法上、許認可というところはないということになります。失礼しました。

【まきやま委員】では、メガソーラーをつける場合に、ほとんどもう事業者任せというか、規制は何もないという状況でよろしいんですか。

【松尾消防保安室長】消防という形での規制というのはございませんが、国の方でエネルギー政策としてのそういう、許認可というのはちょっと違うと思いますけれども、そういうのがあると思っています。

ただ、私どもで把握していませんので、基本的には消防という質問で言うと、消防の方がいいよ、悪いよというような権限はなく、あくまでも相談するというレベルだと思っております。

【まきやま委員】というのは、宇久島は消防車が1台しかなくて、地面を草地にする予定になっています。秋冬になると、火がつけばもう誰も止められない状況になるということで、今後、何か消防というか、火災に関することも含めて、条例というか、そういったものできちんと安全面を確保していく必要があると思います。

以上です。

【石本委員長】答弁は求めなくていいんですか。

【松尾消防保安室長】なかなかきちんとした答

えができないような状況で申し訳ないんですが、宇久島のメガソーラー、今建設されている状況と聞いていますので、今後、所管する消防署の方に、相談というか助言しながら、何ができるかというのは考えていただきたいと思いますし、宇久島の方は消防車が1台ということでありましたけれども、消防団が小型ポンプや消防車両が少しありますので、1台ではないみたいです。以上です。

【まきやま委員】消防団の先輩にもいろいろ聞いたんですけども、かなりあり得ない話だということですので、現実的じゃないということでおっしゃっていますので、やはりメガソーラーに関してはきちんとしたルールをつくった方がいいんじゃないかと思っていますけれども、条例等についてはいかがでしょうか。

【松尾消防保安室長】メガソーラーに関する消防関係のルール、条例というのは、現時点では難しいのかなと思っていますけれども、ご意見があったことについて、県内消防本部とか、そういうところと相談しながら、どういった対応ができるのかというのはしていきたいと思っています。

【石本委員長】ほかにご質問はございませんか。

【宮本委員】午前中に引き続き、1項目だけ質問をさせていただきます。

午前中も防災対策について質問をいたしました。中間取りまとめにつきまして質問したんですが、これも前回の委員会で確認した件になります。「耳で聴くハザードマップ」というものについてです。

前回の委員会では、特に視覚障害をお持ちの方にとっては一定有用だろうという答弁とともに、視覚障害者の方々のご意見をお聞きする必

要があるということで、市町においてハザードマップというものは整備すべきものなので、役割分担もあるので、市町とも協議する必要があるという答弁をいただいたところです。これについて、前回からの「耳で聴くハザードマップ」についての動き等々がありますならば、教えていただければと思います。

【飛永防災企画課長】「耳で聴くハザードマップ」についてでございます。こちらにつきましては総務委員会でご質問をいただきまして、7月に県内の視覚障害者団体の代表者の方から、耳で聴くハザードマップが有します「防災情報の収集」、「ハザードマップ情報の取得」、「最寄りの避難所への経路案内」の3つの機能についてご意見を伺ったところでございます。

代表者からは、現在地の気象情報や避難情報、ハザードマップ情報をこのツールだけで得ることができるということで、有効な手段であるとの意見がございました。

その一方で、視覚障害者の方は、ハザードマップの情報ですとか、避難所への経路案内があったとしても、やはり支援者の方がいないと、なかなか避難は難しいということでのご意見も併せていただいたところでございます。

県といたしましては、導入済みの県に対しまして、本ツールが視覚障害者の避難にもたらす効果などを確認するなどいたしまして、その有効性について引き続き調査、検討してまいりたいと考えております。

【宮本委員】防災基本計画の見直し、修正は、午前中も申しましたけれども、福祉的支援というものも盛り込まれていますので、有用であろうと私も考えております。

7月に視覚障害者の皆様方との意見交換、ありがとうございました。3つの機能について有

効な手段である、ハザードマップは有効な手段であるというご意見もありましたが、支援者との同行避難というのは欠かせないということも、私自身も承知しております。

しかしながら、耳で聴くハザードマップにつきましては、ハザードマップだけではなく、いろんな防災情報をはじめ、ニュースなども聞くことができる。見るのではなくて聞くことができるような非常に便利なツール、アプリでありますので、非常時だけではなくて、平時からも使えるという機能も兼ね備えているものであります。

よって、その時だけではなく、日頃から使っていくことによって、有事でも非常に有効であるということをおも聞いているところでございますので、そういった面も踏まえて引き続き検討、研究をしていただきたいと思います。

なお、ハザードマップにつきましては、市町の取組であるということもありますけれども、既に先ほどもご答弁いただいたとおり、他県においても、熊本県や富山県におきましても導入がなされているので、そういったところも確認をしていただければと思います。

この耳で聴くハザードマップというのは、障害者をお持ちの方だけではなくて、健常児（者）、言葉はちょっと不適切かもしれませんが、県民全体に対しても非常に有用性は高いというふうに考えております。

部長、この耳で聴くハザードマップ、福祉的支援という観点から非常に有用であると考えておりますが、部長のご見解をいただければと思います。

【今富危機管理部長】委員がおっしゃっております「耳で聴くハザードマップ」につきましては、先ほど来、ご答弁させていただいております。

すとおりの、アプリとして一定有効であると私としても考えております。

ただ、先ほどの聞き取りの中でもありましたとおり、やっぱりその使い方でありませうとか、使える人が、スマホ自体を持っていない方もいらっしゃるでせうとか、いろんな課題もございませう。ただ、あつた方が絶対にいいというの、それはもう間違いございませう。ですの、その実際の使い方であるとか、こういつた時、こういふ場面で使えるんだといつたところをもつと明らかにしながら、これから検討をさらに深めてまいりたいと思つております。

【宮本委員】能登半島では、豪雨災害も起きておりますし、ハザードマップというの、紙ではなくて、デジタルで見るといふのも非常に有用であり、そしてまた、手ごろに身近に見られるといふのがこの機能の特徴でもありますの、引き続き検討していただければと思つております。

また、次の委員会等においても確認をさせていただきますの、よろしくお願ひいたします。

【石本委員長】ほかにございませうか。

【坂本委員】カスタマーハラスメントについて、2点ほどお聞きしたいんですけども、一般質問でも長崎県のカスハラに対する取組状況、やり取りがありましたの、大体理解できたんですけども、今後の取組として、それぞれ各自治体においても、いわゆるマニュアル的な部分を作りながらしていくといふことになつていふようであります。

多分、長崎県は策定を検討中といふことじゃないかと思つておりますけれども、今、一般質問でありましたように、現状について一定把握、アンケート等をされたといふことですから、どんな感じで、タイムスケジュールといひませうか、進めていくのか、そこら辺についてお伺ひをし

たいと思つております。

【徳永人事課長】カスタマーハラスメントについては、先般、所属向けにアンケートを行ったところで、現在、アンケートでわからないようなものについて、各所属に深掘りでご意見を聞いているようなところでございませう。

対策でございませうが、いわゆる世間一般で言われているところでありますと、研修とかマニュアルの整備といふようなことでございませう。それ以外に相談窓口の設置とか、様々な対策が必要かと思つておりますが、現在は所属の意見を聞きながら、どういふものがとれるのか。また、速やかに実施できるものについては速やかに実施していきたくと思つておりますが、お尋ねのマニュアル整備については、具体的にタイムスケジュールのようなものは、まだ持ち合わせておらず、事例の研究など、そういったところを深めているところでございませう。

【坂本委員】わかりました。なかなかカスタマーハラスメント、既に民間では結構先行してされているところもあるようですが、自治体のカスハラ対策は少し遅れているんじゃないかといふふうな報道もあつておりました。

それで、そういったカスハラに対する対策のマニュアルの状況といふことで、九州各県としてはどうしているかといふ報道があつていたんですけども、宮崎県は職員向けの「ハラスメントの防止等に関する要綱」といふものがあるそうです。今年の4月に、その中にカスハラに関する項目を追記して取組を進めているといふことなんですけれども、長崎県にそういった、今でこそカスタマーハラスメントといふ言い方をしていますけれども、恐らくそういった自治体職員に対するいろんな嫌がらせ等を含めて、以前からあつたんじゃないかと私は認識をしている

んですけれども、そういったものに対してはどういう取組をされてきたのかというのをお聞きします。

【徳永人事課長】いわゆるカスタマーハラスメントの対策については、これから研究して対策を講じていく必要があると思っております。

それ以外でしたら、例えば、県に対する不当要求については、既に対応策は講じているところでございます。

【坂本委員】そういった不当要求に対する対策要綱みたいなものがあるんじゃないかと思えますけれども、既にそういうものはマニュアル的なものがあるという理解でいいんですか。

今後、それをさらに宮崎県みたいに、今で言うカスハラというのを、例えばどういったものがカスハラなのかということを含めて盛り込んでいくかというふうになるのかどうか、その辺はどうなんですか。

【徳永人事課長】不当要求については、危機管理の部局の方においてスキームなどをつくっております。今回のカスタマーハラスメントについては、どのような形で対応していったらいいのかということについては、まだ協議を始めたばかりですので、最終的に一緒にした方がいいのか、それともカスタマーハラスメント対策として別に定めた方がいいのかということについては、検討を深めて実効性のある対策というところを講じてまいりたいと考えております。

【石本委員長】ほかにご質問はございませんか。

【小林委員】午前中に引き続いて、財政の問題でお尋ねをします。

先ほど、財政調整のための基金の残高ということで、要するに令和5年度末に基金の残高が381億円あったと。しかしながら、令和11年度

末の基金残高は、大体270億円まで減少するんじゃないかと。

ということは、381億円今あるわけだ。381億円から5年後には270億円、こういう見込みを立てている。そうすると、差し引き111億円の減額となると。これはもう大変なことだと思うんだよね。こういうところに危機感を覚えるのは当然だと思うし、この中期財政見通しは、県議会は当然のことながら、やっぱり知事以下県庁職員は、みんながそれだけの危機感を持っていたかなければいかんのではないかと。

いいですか、重ねていきますよ。現在、381億円なんだ。これが僅か5年後には111億円減額して、なんと270億円にしかならないと。こういうようなことで、総務部長、財政課長あたりが一生懸命いろいろと危機感を覚えるということはよくわかるような気がしますので、この点については、私の方も当然こういう中期財政見通しの中で、我々が心せんといかんということをつくづく感じましたね。

そこで、要するに今後の公債費抑制に向けた取組というのが大事になってくるわけだな。公債費、借金だよ。この借金の抑制に向けた取組についてでありますけれども、今後の財政運営の中において、そういう実質的な公債費の増加への対応が課題になりますと、こういうような考えを持つわけだ。

それで、部長から将来の公債費抑制について取り組むという決意がなされておりますけれども、具体的にどういう取組を行うのか、まずお尋ねをします。

【苑田財政課長】委員ご指摘のとおり、今後、地方債の償還にかかります公債費の増加が見込まれております。公債費の中でも、交付税等による措置を除いた分の実質的な公債費について

も、今後高どまりする状況が見込まれているところでございます。

それに伴う抑制対策としての具体的な内容でございますけれども、当然、毎年度の一層の収支改善というのはもちろんなんですけれども、それと併せまして中長期的な視点で公債費負担の抑制というのは取り組んでいく必要があると考えております。やはり地方債の償還は、長期にわたりますので、そうした点を踏まえながら対応していく必要があると思っております。具体的には、財源の面でいきますと、やはり交付税措置の高い有利な地方債を活用することで実質的な負担が抑えられるというところもございます。また、投資的な事業自体も、そうした計画的な実施といったところも求められてよいかと思います。

また、テクニク的な部分でまいりますと、公債費のいわゆる県債の借り方、返し方といったところも、どうやって平準化を図りながら対応していくかといったような多角的なところで対応していく必要があるかと考えております。そのあたりは、中長期的な視点を持ちながら対応していければと考えているところでございます。

【小林委員】 財政課長の今の答弁は、危機感があらわになっておったな。あなたは上手になったね、しゃべるのが。本当にすごい説得力がありますよ。全くそのとおりです。

だから、そういうことを考えて、今、答弁の中で、部長、歳入・歳出両面から一層の収支改善に加えて、いわゆる中長期的な視点でと、こういう中長期というのはどういう意味なのか。財政課長、中長期的な視点でというのは、どういうことを言っているんだ、あなたが強調している中長期的。もう一回やってみる。頑張り。

【苑田財政課長】 この公債費については、中期財政見通しの試算の中でも、今後5年間にとどまらず、今後20年程度のいわゆる中長期的なシミュレーションを行わせていただいております。

その中で、やはり高い水準で推移するというのが見込まれておまして、併せて地方債の償還は長期間にわたるものですから、そういう長期にわたる償還を、各年度どういった形で管理していくかといった趣旨で中長期的に取り組んでいくということを申し上げさせていただいたところでございます。

【小林委員】 中長期的の意味が、この5年間だけではなくして、長期に、20年ぐらいの、あなたは生きていかかわらんけれども、私なんかは生きてないけれども、そういう意味で県を思う気持ちが財政課長として、今まで財政課長は何人もプロパーの、大体国から来ておったけれども、あなたなんかはまさにたたき上げなんだよ。この間は県庁の跡地をやっていたと思ったら、この間はまた別なことをやっと思った。いろんなことを経験しながら、今のような財政課長になってもらって、やっぱりこういうプロパーの、地元から財政課長が出てきて、そういうことだからこれだけの話が、説得力のある話ができると思うんだよ。よそから来ていたら、国あたりから来ている人は、そこまでは言わないだよ。だから、そんな感じがしますので、これはやっぱりこういう20年ぐらいのスパンで見なくてはいかんということは、つまり事業を一つひとつ点検していくと。事業を一つひとつ点検していくぐらいの気持ちと、こういうふうに私は受け止めたけれども、その点はどうですか。

【苑田財政課長】 ご指摘のとおりだと認識して

おります。やはり事業の中身を、単年度、単年度で行っていく事業もあれば、やはり投資的な事業のように中長期的に地方債を借り入れながら実施していくような事業も含まれておりますので、それぞれの事業を毎年度の検証の中でしっかりと精査していく必要があると認識いたしております。

【小林委員】だからね、例えば何でもそうだけれども、事業というのは、まずB/C、それから数値目標とか、それからKPIと、何年頃にはどれだけの成果を上げるとか、どれだけの経費がかかって収入がこのくらい、だから、こういうようなことになるとか、みんな一般の企業、民間の企業はそんなことをやりながら経営をやっているわけですね。だから、あなた方行政というのも経営だから、そういう点からして、これからそういうところをしっかりとチェックをしていただかなければいけないと。あなたたちが予算をつけて事業を起こすわけだから、そういう点のことは強く要請をしておきたいと思っております。

それでは、今後の財政運営についてということでございます。今後の財政運営の考え方、今も申し上げているけれども、本県の財政がこれくらい厳しくなるというような状況の中で、しかしながら、きちんとB/Cだとか、数値目標だとか、そういう成果を上げなければいかんところは、成果を上げてないような事業については、現在、総合計画の中でも3年間で見直して成果の上がないものは事業をやめるとか、そんなことをやっているけれども。

しかしながら、一方において、いかに県勢を浮揚させるかと、こういう施策を推進していかなければいけない。これは当然でございますね。一方においては、きちんとうだつの上からも

のは、うだつが上がらんなら、これはもう実際にこの事業は再検討してもらわなければいけないし、うだつの上がるものをあなた方は育て上げていかなければいけないと。こういう役割じゃないかと思えます。そういう県勢浮揚につながるような施策を推進していくために、必要な財源を確保していかなければならないと、これは当然ですね。

そうすると、今後の持続可能な財政運営に向けた考え方を伺いたいと思えます。

【中尾総務部長】委員おっしゃるとおりでして、厳しい財政状況にあるのですけれども、やはり県は総合行政を行う主体でもございます。県勢浮揚のため、どのように財源を確保していくかということには、常に留意しておかなければならないところでございます。

その意味で、歳入、できるだけ入りを確保するという、それから出を効率化するという視点、双方が必要になってくるというふうに思っています。

入りの面では、本県、ご承知のとおり自主財源に乏しい脆弱な財源構造でありますので、まずはこの克服に向けまして、国全体としてもそうですけれども、特に我が県の置かれている厳しい状況といったものを、地方税なりの制度をつくる国に対してもしっかりとお届けをして、その充実、拡充を図るところは常に取組として行っていかなければなりませんし、また、国にも様々な補助金もございます。こうしたものを活用しながら、あるいは交付税措置の高い地方債など、いずれ県そのものの負担が低くなるような財源の確保策というのを進めていきたいと思っております。

また、歳出面というところでは、先ほどの事業評価というところ、事務事業の評価

の中でも効果のなかなか上がっていないものを見直してブラッシュアップする、新しい事業に、効果のあるものに仕立て上げていくことも必要でございますし、その中において、部局それぞれ担当しながら事業は行っておりますけれども、これを融合化、横断的にやることによって、一定効率化が図られるものも当然出てこようかと思えます。そうしたものですとか、そうした中で事業の選択と集中も図りながら、必要な見直しを図っていくということで、歳出の削減といったことにも取り組み、全体として県勢浮揚のためになる予算をつくっていくべきだと考えておりました、財政当局としてもその視点を持って各部局と話し合いをしていきたいと考えております。

【小林委員】今の答弁でちょっと聞いてない部分があって、例えばその中で一番大事なことは、今、あなた方県が強調していることは、やっぱり「選択と集中」と、この言葉は非常に大事だと思うんですね。大体あなた方が言う選択と集中、これは今始まった言葉じゃなくして、一貫して貫いていることだ。長崎県の財政が厳しいと。したがって、これからは選択と集中を第一義にして進めていくと。持続可能な運営を続けていくと。こう言っているところの選択と集中、この意味は一体どういうふうに受け止めればいいのか、総務部長、答弁してもらいたいと思っている。

【中尾総務部長】「選択と集中」という言葉は、おっしゃるとおり、これまでもそれを全く無視して財政運営を行ってきたわけではございませんけれども、やはりどうしても財源、それから施策を実行する人間に限られる中で、どこに資源を投入していくのか。そのために、やはり施策自体の見直しといったことも進めながら、ど

の方向を向いて県として浮揚策というものを考えていくのかという視点だというふうに考えております。

その中で、必要なものに必要な予算をつける、一方で見直すべきものは見直すということで、めりはりをつけるということになってくるのかというふうに考えております。

【小林委員】部長から「選択と集中」ということについては、まさに我々の考え方と一致する。やっぱり選択というのは、事業を同じ方向でやっているようなものは一つにまとめて、予算がかからないように、財源がかからないようにと、こういう無駄はやめようじゃないかと。そういうふうな集中をやっていること、こういう受け止め方で「選択と集中」ということが、まさに中期財政見通しの一番の根幹の問題と思うし、これからはそういう方針の中で、きちんと厳しくやっていきますよと。ここは天下に表明したわけです。

ところが、そう言うものの、「選択と集中」と言いながら、長崎県の事業を見た時に、昨日私は企画部で声を張り上げて議論したんだけど、例えば、今あなたもご存じのように、知事から提案された新しい長崎県の10年後のありたい姿なんて言って抽象的で、いわゆるビジョンというものがあります。これなんかについては、もうご案内のとおり、今年度、まさに令和5年度に花火が打ち上げられて、令和6年度の当初予算であなた方が2億1,000万円の予算をつけているわけだよ。

こういうところは、選択と集中ということで、片や総合計画があり、そしてここにビジョンで、しかも4つだけ。4つだけの柱を立てて、これからまだやりながらいろんなことを考えていくということで、じゃ、10年後までに幾らの予算が

かかるんですかと。どこでチェックをするかという、そういうところの3年に1回チェックをするとか、そんなような見通しも全然立っていないというようなことで、そんな事業に、また令和7年度から予算をつけないければいかんということになってくるわけだけれども、こういうところの無駄は、幾ら知事といえども、あなたたちが知事に忖度をして、必要ではないようにものに、集中と選択とか言いながら、必要なものに忖度をつけているということはないのか。私はそう思うけど、どうか。言うこととすることに間違いがないか、総務部長。

【中尾総務部長】 令和6年度の予算で、いわゆるビジョンに関する事業といったものも計上しておりますけれども、こちらは今年度からビジョンの実現というものに向けて取り組むべきものというところで予算査定をしております。

選択と集中という中であって、どこに県政をもっていくかというところの一つの考え方として、決して忖度したわけではございませんが、毎年度、毎年度のビジョンを形づくるものも含めてですけれども、予算の査定に当たりましては、事業効果が見込めるような事業になっているかどうかといったことは、きちんと見ていく所存でございます。

【小林委員】 総務部長は長崎県の人じゃない、鹿児島の人で、総務省から来ている人なんだよ。だから、忖度なんか必要ないんだよ。むしろ、あなたの立場は、総務省から来ていて、長崎県の脆弱なそういう財政基盤しかないところを、正しくやっているかと。ある意味では、長崎県の総務部長で来ていただいているけれども、やっぱり総務省のそういう人間として、長崎県の財政等については、きちんと地方自治という立場で、全く忖度なんか関係ないわけだよ。君は

あんまり長くいないんだから、長くいないんだから、おつてもあと僅かだろう。

そういう状況の中で、今言ったように、片や総務部長として、片や総務省として、そういう全国の地方自治体の姿を、あなたも長崎県だけじゃないんだけど、長崎県が初めてではないんだよ。いろんなところを見てきていると思うんだよ。だから、そういう意味から言って、各地方自治体が、将来左前にならんように、健全な県民のための施策を実行してもらおうべく、そういうところはやっぱり大もとの財政という視点から、ちゃんとやっていかなくちいかん立場なんだよ。

だから、そういう意味から言って、今の長崎県の財政のこういうあり方、また事業のあり方、全体ひっくるめて中期財政見通しの中で、これだけの財源が不足するであろうと、こういうことが大体わかり出してきたわけだよ。僅か270億円でこれから運営していかないといかんよ。よほどの展開がない限りは減る一方なんだよ。そういうところから、あなたは一体今のような長崎県のあり方をどういうふうに見ているのか。あなたの責任もあるわけだよ。立派な財政に仕上げ、どこか行くなら行ってもらいたい。いいですか。そういう感じをしているんだけど、もう一回答弁。

【中尾総務部長】 私も長崎に愛着を持って着任している立場でもございますので、その長崎県のためになる予算を職員とともに作っていくということは、常に意識しているところでございます。

委員からのご指摘もありましたとおり、非常に脆弱な財政構造であるということは間違いございませんけれども、その中であって何が県民のためになる予算かという視点だけは間違わな

いようにしてまいります。

【小林委員】それで、やっぱりこのビジョンなんかはよく見てもらいたいと思うんだけど、基本的に一般財源を使っているんだよ。ここが問題なんだよ。貴重な一般財源だよ。税金は全部そうだけれども、県民の皆様方のまさに血税なんだよ。この不景気の厳しい状況の中で、みんな税金を払うために本当にご苦労いただいているんだよ。そういうことを考えていくと、1円たりとも無駄にしてもらいたくないと。

だから、そういうところで「選択と集中」とか言い、また今、あなたも長崎県人としてちゃんとしたとおっしゃっているわけだから、そういう面で、貴重な一般財源、こういうものを何の価値もないようなものに使って、成果・効果が出ないような形では困ると思うんだよ。

だから、この理事者の皆さん方、役人の皆さん方は、みんな頭のいい人だから、形はつくりますよ。だけれども、それが本当に将来、長崎県のために身になり、それだけの結果を出しきるか、こういうことで考えていってもらわなければいけないと。

だから、そういうところで一般財源の重要性というものは、今回の予算査定の中でもしっかり考えてもらわなければ、補助金なんかもらえないんだから。そういう点から考えて、ひとつお願いをして、この中期財政見通しの質問については終わりたいと思います。

【石本委員長】ほかにご質問はございませんか。

【吉村委員】さっきから聞きよって気になった点が1~2点あったのでお尋ねしたいんですけども、そのジャパネットのスタジアムシティ、県の対応がえらい遅かねという話で、私なんかと同じ考えなんじゃけど。

この前から思いよるんやけど、長崎市が都市計画決定変更をやって、この駅の裏の容積率緩和をしたね。それで増える固定資産税は長崎市にいくんじゃろうけど、長崎県のいわゆる総所得ということについても関係あるわけよ。

それで、どこをどう容積率を緩和して、それをいわゆる行政の収入につなげようとか、そういうことをしよるのかなということ聞いたんじゃけど、全然答えは返ってこんわけよ。そこら辺、県として把握しているかどうかということと、それと対象の施設がどこなのかということ、今現在あるのか、これから建つのか、それを見込んで容積率緩和をしたのか、そこら辺をお答えいただけんかなと思います。

【陣野陣野秘書・広報戦略部長】委員のお尋ねの件につきましては、容積率の緩和等というお話でございますが、本来そこは土木部の所管でございますが、私ども詳細は把握しておりません。

ただ、スタジアムシティプロジェクトにつきまして、先ほど来お話がございましたように、やはり長崎市もそうですし、県もそうですが、様々交通の問題とか、さっきあった容積率の話とか、まちづくりの話とか、いろいろございます。こちらにつきましては、土木部が基本的な窓口として所管しておりますので、私どもは承知しておりません。申し訳ございません。

【吉村委員】それはわかっとなるのよ、昼から出てきてでも。税務課長にちょっと答えてもらいたい。その後、総務部長にも聞きたいんじゃけど、いわゆる大きな県の財政ということと考えると、長崎市の収入が上がれば、県の収入にもつながってくるわけじゃけん、そこら辺をどう捉えておるかというのを聞いたかったわけよ。まず、税務課長、そこら辺どうですか。

【田端税務課長】スタジアムシティの開業に伴って、県税としてどれだけの収入が、（発言する者あり）容積率が上がることで県税のというと、要は県税でいけば、

【吉村委員】私の質問の仕方が悪かったと反省しながら再質問します。

例えば、サンプルを出すと、東京都は東京駅北口にTIC TOKYOというのを造るとのよ。そこは森ビルが建てるとのよ。そして、その1階を外国から来る外国人旅行者、インバウンドのためのいわゆる紹介センターになっているわけ。そこに47都道府県のパンフレットがあつたりなんだからするわけよ。そこに8か国語ぐらい対応で職員がおるわけ。費用は、全部森ビル持ちなのよ。東京都は一銭も出さない。そういうメリットを活かしつつ、その森ビルの容積率を上げてやったのよ、東京都が。

そういうことを考えて、この駅の裏側の容積率を長崎市が緩和したのかなど。それを捉えて県としてはどう考えているのかな、その事実を捉えて。ということで、総体的に総務部長、いかがですか、そこら辺。

【中尾総務部長】容積率の緩和というのは、一義的には、ちょっと質問へのお答えとずれるかもしれませんがけれども、まちづくりの観点というところからだと思います。

ただ、そのもくろみとして、市にも当然税金が入ってきますし、そこに様々な施設が入ることによって、そこから上がる収益があってくるといことになれば、それは当然また税金という形で我々の歳入になってくるという意味では、申し訳ございません。容積率の緩和について、県の財政当局、税務当局として、そうしたもくろみを持ってやっているというわけではないんですけれども、そうしたことによって人流

が活発になり、産業が活性化し、それに基づいて収入が入るとするのは非常に好ましいことだというふうに思っております。

【吉村委員】やっぱり言いたいことは、この前、長崎市が宿泊税を導入しました。その時も言ったけれども、どうして県が誘導せんと、県全体に。例えば、旅行者が多いのは長崎市とか佐世保市かもしれん。でも、その利益が県内全域に行き渡るようにするという作業をできるのは県なんだ。そしたら、長崎市が宿泊税を導入しなすと言うた時に、いやいや、ちょっと待ってと。今、宮城県が導入するかどうかと、知事は、県民が反対しても導入すると言いはるけど、導入してオーケーなのよ、別段、みんな旅行者は払うんじゃないけん。だから、その時に県が関与することによって、その収入を県下全域に行き渡らせるという、そういうことを考えてほしいわけよ。

そういう意味で、何となく県のつかみが甘いと指摘せざるを得んわけよ、いろんな物事で。財政課長は褒められよったけど、小林委員のあれはうそやけん。褒め殺しじゃなからうかと。

そういうことを思って取り組んで、だから調べて、ここはどれが対象になるのか、それで長崎市には床面積がどれだけ増えて、どれだけ固定資産が入るとやろうか、その民間の事業者がその面積で幾ら収入が上がるんじゃないかと、興味を持って調べてほしいわけよ、忙しかろうけど。そういうことの積み重ねが利益につながっていくと思うよ。さっきから厳しい意見が出よるけどさ、やっぱり県の収入を増やすためにも、そういうことをいつも、どこかに考えておくということが必要と思うので、提案をさせていただきます。

それから、もう一つ、ずっと昔から、昔とい

ってもどれくらいですかね、コロナ前からやけんね。五島産業汽船ね、これが自己破産しました。二十数億円の負債で突然の自己破産やったわけ。大きな迷惑をかけたけど、離島の方々の足として重要だとなるわけ。その後、新しい会社ができた。といっても、五島産業汽船の株が後ろから前にいっただけの話やけど。

それで、島民の足だからということで続いているんやけど、やっぱり無理無理やるわけよね。そして、最もよくないというか、それは最後の行き着くところやけど、一回自己破産した時は民間の会社やった、五島産業汽船株式会社。だから、民間の負債やった。それは町もちょっとは補助金出したかもしれん。県も幾らかは出さるよ。国の補助金も大分出さるよ、20億からね。その当時の九経局の課長かなんかは1週間で異動になったっちゃけんね。おかしかったよ、誰がさせたか知らんけど。

それで、今度、たちが悪いのは、それを町営船にしたね、新上五島町が。誰もおらんからということで。誰もおらんじゃなくて、その負債をかぶってやったようなもんやん。それで町営船にして、それを指定管理者で指定しているわけね。それが今の五島産業汽船。

それで、佐世保～上五島航路は、いろいろ調子が悪いもんだから九州商船に船を貸していかせたけど、1年でもうやめたわけね。返船したわけよ。そしたら、それと同じように、今度、五島産業汽船が戻すと言ったね。それで1年延びてよかったなという記事が新聞に載ったのは皆さんも見たじゃろうと思う。とりあえず延びてよかったな。けど、次にくるのは何よと思うわけ。

新上五島町も、そうそう町だけでは運営を持続させきらんやろうと思うたいね。この運航を

維持できない。そうすると、今まで船がずっと繰り返してきているのは、例えば県にも新上五島町がお願い来る、島民の皆さんの大事な足ですから、これを存続させんと大変なんですよと、どうかお願いします。その時に、さっきもあったけど、県の一般財源ね、そういうことを持ち出すとかいうことは当然できんと思うけど。そこをどうかせんばいかんとなった時に、財政出動があるとやろうかと思うんですけど、そこら辺について、総務部長、総体的に答えてくれんですか。

【中尾総務部長】 まずもって、前段、ちょっとお答えとはずれるかもしれませんが、いわゆる交通政策ということになりますので、地域振興部の方が担当に、その課題について考えることになると思います。

我々財政当局としては、県民、島民の足でもありますものを維持する方法としてどういう方策があるかというのを考えた中で、支援スキームについてどういうあり方があるのかというのを考える立場になるのかなというふうに思います。できるともできないとも、まずはどういうことで、先ほど来申し上げている、民間といいますか、専門の業者がやっているのを効率化というのがどこまで図られるかというのがありますけれども、どのような形で事業を自立なりできるのか、できない部分があるのか。それに対して誰がどう支援をするのか。その支援スキームは、仮に公がする場合に、どういう財源が活用できるのかといった順番で考えていくということになるかと思っています。

【吉村委員】 質問の順番を間違えた、まず、財政課長に聞かんばやったんじゃけどね。それから総務部長に総括してほしかったんじゃけど。逆になりましたけど、財政課長、さっき小林委

員からお褒めの言葉をいただかれた課長ですから、ばっちり答えていただけるだろうと思うんですが、今、部長がそういうふうに、当然せんばいかんことですよ。当然せんばいかんことを今、部長は答弁しただけです。

ただ、どこでもそうですよ。島原鉄道でも、ここに大場委員がおられる、私がおるところはMR（松浦鉄道）、佐世保市西肥バス、それからいろんなところがある、住民の足としてね。だんだんだんだん便数が減りよる。存続の危機になってきよる。残してくれと言う。でも、そうそう県の財政出動はできないわけよ。でもなってくるわけよ。

そういう時に、新上五島は、鯛浦と有川と2つに船が着きよるわけね。だから、2つの船が行きよるので赤字補填もできないわけよ。一つの線にすれば、赤字補填ができるわけ。そうすると、つぶれない。どうしてここができないかとなるんじゃないけど、その指導も含めてね、それは民間に行政が指導はできないというけど、行政も指導するよ。いろいろなことでね。だから、そこをやっぱりどちらかの路線をやめてでも維持ができるようにするとか、そういうことも含めて考えんばいかんとは思う。

でも、ずっと見てきて、やっぱり新しい五島産業汽船ができて、新上五島町の対応、もう幾ら財政出動しましたか。もう2億円以上しとっとじゃないかな。もったか、今急に覚えとらんですけど、2回大きくしたですね。次は3回目が当然やってくると簡単に想定されるわけですよ、今の状況を続けていけば。

そういう時に、どうしても島民の足ですよということ言われてきた時に、そうですね、何かこういう案で国の補助があります、そういう時に、例えば高速道路、西九州自動車道でもそ

うです。どんどんやれと私たちは言うんですけど、県も財源を出さんばいかん、国が補助金を出す時には。だから、どんどんやれないという事情もわかるわけですよ。だから、国の補助を持ってこようとすると、県もそこに幾らかの負担をせんばいかん。そういうことも出てくるわけよ。

だから、そういうことが、必要なことはせんばいかんと思う。B/Cばかりで考えられても困るところが地域はあるわけ。でも、やっぱりそこら辺をもっと厳しくやらんと、前科があるわけですよ、一回自己破産したと、急にね。そういうところを大事に守らんばいかんとかどうかというところを、そういう場面が遠からずくるじゃろうと想定される中で、いわゆるさっきもあったけど、甘い財政出動というのがあってはならないと思うので、その点で財政課長、そういうことは絶対やらないと、ここで言っていたければありがたいんですがね。

【苑田財政課長】先ほど委員からお話がありましたように、この地域公共交通につきましては、新上五島町もそうでございますし、松浦鉄道、島原鉄道、様々なところでそういう厳しい経営状況の中で、自治体含めてどう対応していくかといった検討がなされているということは承知いたしております。

そのような中で、先ほど総務部長が答弁されましたように、どういった対応が県としてできるのかというところは、地域公共交通事業の所管であります地域振興部とも連携しながら対応していく必要があるかと考えております。

そうした中で、どういった対応ができるのかというのは、当然そうした制度的なものも含めての整理になってこようかと思えますけれども、例えば今回、補正予算でも上げさせていただいておりますけれども、博多～壱岐～対馬を

とぼやけるような気がしてしょうがないんじゃないね。だから、そういうのを踏まえて、今後やってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

終わります。

【小林委員】今から、秘書・広報戦略部へ質問をしようと、いわゆる公務と政務のこの辺の問題について質問しようと、こう思っておったんだが、なんか今日、新聞に「知事、所得報告漏れ」と。この所得報告漏れと、知事が。こういうようなことで、なんと60万円とか、こんな記事が出るので、これを飛ばすわけにはいかんから、その公務と政務の問題に入る前に、ちょっと質問をいたしたいと思います。

いわゆる所得等報告書と、そういう所得報告、この状況の中で大石賢吾後援会に貸し付けたとされる2,000万円の返済金の利息として受け取った60万円の記載がこの所得報告書になかったと、こういうふうになっているんだけど、これは誰が作ったのか。

【黒島秘書課長】資産等報告書の作成者につきましては、知事ご本人となっております。

県では、その出されたものにつきまして、項目が記載されているかなどの形式的なチェックを行い、公開をしているところでございます。

【小林委員】秘書課長、県でチェックをしているのか。

【黒島秘書課長】形式的なチェックだけ行っているところでございます。

【小林委員】なんだ、チェックのあり方で形式的なチェックというのはどういうことか。

【黒島秘書課長】この所得等報告書につきましてでございますが、県としましては確定申告書の記載に基づきまして作成をしていただきたいということでお願いをしております。

そこで、知事の方が確定申告書に基づき記載をされているというところでございまして、私どもは、その形式的審査と申しますか、その数値の縦計でありますとか、そうしたところについて確認をして公開をしているというところでございます。

【小林委員】この所得等報告書は、要するに知事本人が作ったんだと。しかし、我々がチェックしたんだよと、こういうことを言っているわけだな。形式であろうが何であろうが、チェックはしているわけだよ。

そうすると、事実上、秘書課で作ったと言われてもおかしくないわけだ、チェックしているわけだから。

そうしたら、ここに60万円が記載されてなかったと。そういうことで、本来、利息として受け取った金額を記載する雑所得の欄には、6万円という記載がされていたのみと。しかし、報道によると、全額を返金しており、記載内容を訂正する必要がないと、こういうことを報道機関に回答しているという記事が載っているけれども、誰がこんな発言をしているのか。秘書課の誰が発言しているのか。

【黒島秘書課長】その訂正の必要がないというところにつきましては、私どもではなく、報道の方にはご回答してないというところでございますが、私どもとしましては、そういったご確認があったというところ、知事の方から確認がございまして、県としましては、先ほど申し上げましたけれども、確定申告書の記載に基づき、所得等報告書の作成をお願いしたいということをし伝えました。

そこで、知事の方が税理士に確認をされ、確定申告の修正が不要ということでご回答があったということで、現時点、所得等報告書の訂正

は行ってない状況でございます。

【小林委員】大体がね、私に言わせれば、この2,000万円は二重計上の架空ではないかと、こういうことが言われている2,000万円なんだ。

そしてね、もう案内のとおり655万円、これは調べてみたけれども、令和5年3月460万円、令和6年の3月に195万円、トータル655万円が、実は後援会から貸し付けてないのにもかかわらず、これだけのお金が払われていると。だから、二重計上だったということは、知事本人も認めておるわけだよ。

そうすると、架空にもかかわらず、60万円のそういう貸した利息を取るなんていうこの辺の意識というか、そんなものが抜けていると思うし、秘書課としても知事を守る立場であるという時に、この2,000万円の問題はいかに大きい問題があるかと。架空ということ、知事自身が、どういう経過があったか知らんが、認めているわけだよ。

そうすると、こういう所得の報告については、特にこの2,000万円の問題で655万円の話は、もう既に新聞紙上に出ておるわけで、あなた方も読んでいるはずなんだから、必要以上に、形式チェックじゃなくして、間違いがないように、税理士にもちゃんとよく事前に話をせんといかんと。そういうことからして、結局、記載内容を訂正する必要はないと。要するに、最初から何もなかったことにするというような非常に乱暴なやり方になってくるわけだよ。

だから、私に言わせれば、架空で、大体が利息なんか発生しないと、こう思っているけれども、これがやっぱり発生している以上は、まず、雑所得でも税金はかかるわけだから、それはちゃんと払うべきものを払って、そして、後で還付するとか、こういうような手続きをとらなけ

ればいかんと。

私は、この知事本人だけがこういうことじゃなくして、秘書課も関わっているということの中で、これは今の部長が来てない時の状況かわかりませんが、いつなかわかりませんが、前の大瀬良部長がいる時、秘書課長はそのままおるということの中で、ここの方針がね、ちょっとわきが甘かったんじゃないかと。やっぱり払うべきものを払って、そして還付するなら還付するで、その手続きをとるべきではないかと、この考え方についてはどうか。秘書課長に聞いている。

【黒島秘書課長】委員ご指摘のとおり、そういった訂正の方法があるかということで考えております。

ただ、一方、私どもといたしましては、この提出につきましては、確定申告書の記載に基づき所得等報告書の作成をお願いしているというところではございましたので、確定申告書の訂正があった場合にはそのような形で掲載して、それから削除するというような修正の仕方が必要かということで考えてございました。繰り返しになりますが、税理士の方に確認をされたということで、その際、確定申告の修正が不要とご回答があったということでございますから、訂正については、私どもの方からは依頼をさせていただいてないという状況でございます。

【小林委員】これから、集中審議が30日に第1回が始まるということはお案内のとおりだよ。

だから、もうちょっと、なんか秘書課まで一緒に悪さをしているような、そんなイメージを持たれることが一番いやなんだよ。いいか、そういうことから県政が停滞してしまうんだよ。だから、秘書課の連中もよく気をつけてくれよ。

停滞しているんだぞ、県政は、おかげで。こ

いうことをよくよく考えて、もうちょっとガードするなら本物でガードする。そういうような形で、ただ、悪さに一緒に協力するなよ。それだけははっきり申し上げておきたいと思いません。

それでは、本来の私の質問にもっていきたいと思います。

令和5年4月の、これは間違いがあったらいかんから、ちょっと私が書いてきた文章を読ませていただきますが、令和5年4月の長崎県議会議員選挙において、大石知事が特定の県会議員の応援に入った件で、誰の応援に何回入ったかを調査するため、秘書・広報戦略部に情報開示を請求しました、私が。しかし、返ってきたものは、ほとんど真っ黒けの見られないような資料が届いたと。

そこで、私は納得できないもんだから、友人等にも相談して、令和5年9月25日付けで長崎県情報審査会に対し審査請求を行ったわけです。そうしますと、10か月ぐらいかかりましたが、ようやく令和6年7月22日に、なんと私が長崎県情報審査会に求めたことが認められたと、ご案内のとおりですね。

それで、その答申を読むと、長崎県情報審査会としては、「条例第7条各号に照らし、不開示とされた情報のうち、ほとんどが不開示情報には該当しない」と書かれておると。ほとんど不開示情報には該当しないと書かれており、秘書課としては、自分たちの判断は今でも間違っていないと考えているのか、真っ黒けに塗って、その情報を開示しないと。

また、公文書の開示請求にあっては、いいか、「原則公開の理念のもとに条例の解釈及び運用に当たらなければならない」という答申書の内容を踏まえて、県は、正しい処理を行っていた

と言い切れるか、まず、そこをお尋ねしたいと思います。

【黒島秘書課長】私ども、最初の決定につきましては、情報公開条例の規定や情報公開の事例に基づきまして、開示した場合の県の事務への影響等を考慮いたしまして、県の顧問弁護士にも相談したうえ、お考えを聞いて多くの部分を不開示とする決定をさせていただきました。

そうしたところから、我々といたしましては、その際の影響を考慮したということにつきましては、情報公開のところにございます開示の中につきまして、県の審議、検討、または協議に関する情報でございまして、そうしたことを公開する場合、不利益を及ぼすおそれがあるもの、もしくは県の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものというところ、そうしたところを懸念いたしまして非開示ということで、多くの部分を不開示ということの決定をさせていただきましたと、お聞きしております。

こうした判断をさせていただきましたが、情報公開審査会の答申につきましては、こうした、先ほど申させていただきました支障につきましては、支障の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求されること、そういったおそれにつきましても、法的保護に値する程度の蓋然性が必要であることなどのご指摘を頂戴いたしました。そうしたところから、答申案に基づきまして、多くの部分を開示ということでご提出をさせていただきましたと、お聞きしております。

こうしたところにつきましても、私どもといたしましても、顧問弁護士等にも相談のうえ、公文書部分開示決定を行いました。秘書課としてそうした情報開示のところの根本的な考えでありますとか、そうした認識の違い、そうしたものが不足していたものであり、大変反省を

しているところでございます。

【小林委員】結果的に反省をしておりますというようなところですね。

ただ、言えることは、これは知事もそうだけれども、あなた方も弁護士、弁護士と。これはもう弁護士費用は一体誰がどこから出しているのか。一回請求せんといかんけれども、これは情報開示してもらわんといかんけれども、弁護士の代金が相当なもんじゃないかという感じがするわけだよ。それは弁護士と相談することは結構だけれども、その弁護士代というのは、ただでできてないわけだから。いいか、要するに、秘書課として、自分たちの判断は、今は間違っていないと考えているのかと、こういう質問に対しては、やっぱり反省すべき点があると。

こういうことで、公文書の開示請求にあっては、原則公開の理念と、こういうような原則公開の理念のもとに、だから、あなたたちが包み隠そうとばかりしているようなことがあってはならんということで、やっぱり原則公開の理念というものを、改めてしっかり受け止めていただかなければいかんと。

そこで、私の情報公開請求に対し、最初の黒塗り資料を送ると判断したのは、資料発信者の大石知事でいいのか、そこはどうですか。

【黒島秘書課長】当初の決定につきましては、最終的に秘書課、私の方の決裁ということで決定をさせていただいております。その後、決定後につきましては、知事や三役、秘書・広報戦略部長にもご報告をさせていただいたという状況でございます。

【小林委員】もし私が、黒塗りがあなたから送ってきて、それで諦めたら、結局は今回のこの質問にはつながらなかったわけ。

だから、一緒に悪さをしているかのようなイ

メージを与えるなよと。本当、あなたたちの印象は、秘書課の印象が全然変わってくると、こういうことは改めて強調しておきたいと思いません。

それじゃ、開示を受けた知事の行動日程に関する資料がここにありますよ。日程表、びっくりするみたいな内容がまだ残っているぞ。そういうところで、今からこの問題について言及していきますから、心して答えていただきたいと思えます。

まず、資料がここにあるということで、令和5年3月12日の日曜日、大石知事は、この日に、令和5年3月12日の日曜日、大石知事は、この日に6人の県議会議員の事務所を訪問している。そういうところで、ここにちゃんとありますよ、日程が。3月12日、これは真っ黒に塗ってきたものを、真っ黒を取ってみたら、宅島県議事務所、中島浩介事務所、中村一三県議事務所、それから山本県議事務所、大場県議事務所、徳永県議事務所と、こういった時間刻みで全部書いてあるんです。こういうことが明らかに実はなっておるわけだ。

私が、令和5年6月議会の総務委員会の席において、秘書課が知事の政務は把握をしていないという、そういう趣旨で発言していると。これは秘書課長がよくわかっていると思うんだ。秘書課は全然関与してないと、知らない、把握しとらんと、こういうことを一貫して言うてきていると。

それじゃ、知事が、こうやって各県会議員の選挙のいわゆる事務所を訪ねたことについては、これは公務として、ここのいわゆる知事の行動日程にちゃんとこうやって入れているのか。それはどうですか。公務ですか。

【黒島秘書課長】ご指摘の3月12日のところで

ございますが、まず、公務、公用車を利用いたしまして、南島原市でございました褒章の受賞の祝賀会に公務としてご出席をされております。

その行程の中で、先ほどお話ございました、それぞれの県議の皆様のご事務所をご訪問されたということございまして、その際、詳細については私も承知をしてございませませんが、県議の皆様へのご挨拶というところもあり、また、そうした中で、選挙前ということでそういったお話がある可能性もあったと承知しておりますが、その公務の途中で立ち寄られたということございまして、公務の途中の一環ということでございまして、公用車を使用して行かれたという状況でございます。

【小林委員】そういう答弁をするなら、あえて少し突っ込んで質問するぞ。

じゃ、知事が、県会議員事務所にいわゆる訪問した目的は何だったのか。なんか政策のやり取りをするためだったのか。こういう県議事務所を訪問した目的は何だったのか。はい、質問、答え。

【黒島秘書課長】知事にご確認したところ、ここにつきましては、知事の方からお話がございまして、選挙前であったことから、選挙の激励の気持ちもあったが、県政推進のために引き続きご協力をいただきたいという思いもあり、ご訪問されたということでお伺いをしてございます。

【小林委員】そういうような激励のために行っただと、こういうことであれば、知事の行動予定表に載せていいわけか。どうですか。

【黒島秘書課長】私どもとしましては、基本的には公務の部分について記載をしているところでございますが、そうした中で、その公務と政

務の、なかなか線引きが難しい部分、公務の部分もありますし、政務の部分もあるというところにつきましては、その判断がなかなか難しいというところで記載をしている場合もございます。申し訳ございません。

【小林委員】そういう答弁は、今頃になって言い訳みたいに言うんじゃないかと、私が6月に尋ねた時に、今みたいな答弁をしておいたら、ちゃんとした、まともな受け止め方をするけれども、こういう公務と政務の、一切そういう政務については把握をしてないと、一切関与してないというようなことで、これは日程表にはそんなことはないと言ったものが、こうやって情報開示を求めて、最終的に審査会においてこれを認めると、なんとそうやって、こういう県会議員の事務所に選挙前にそうやって事務所を訪ねて、陣中見舞いをやっているというようなことが、今、あなたの答弁からでも明らかになっとるじゃないか。

だから、今まで、我々に公務と政務ははっきり区別していると。秘書課は、政務については関わってないと、しきりに何回も答弁をしようたけれども、これは一体何なのかと。

陣中見舞いというのは、政務か公務か、どちらか。はい、質問。

【黒島秘書課長】陣中見舞いだけで捉えますと、政治活動ということで政務になろうかと考えております。

【小林委員】あのね、陣中見舞いだけなら、これは陣中見舞いなんだよ。知事は、帰ってきて説明をしたと、秘書課長は言うだろう。だから、これはそうやって事務所を訪ねたと、激励に行っただと、こういうのを陣中見舞いというわけだよ。だから、そういうようなことで、陣中見舞いというのは、政務か公務かと言えば、それが

政務だということははっきりわかると。こういうことであれば、その知事の行程予定表に、なんで政務ということに記載をしたのか。秘書課の職員は同行したのか。これはどうですか。

【黒島秘書課長】先ほどお話をさせていただきましたが、南島原市の褒章祝賀会の方にご出席をされております。その際、公務として出席しておりますので、その道中は秘書が随行をしている状況でございます。

【石本委員長】小林委員、まだ続きますか。

【小林委員】まだ続きます。

【石本委員長】そしたら、一旦ここで切ります。休憩を入れますので。

暫時休憩していいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】2時間たちますので、暫時休憩して、3時30分から再開したいと思います。

午後 3時22分 休憩

午後 3時32分 再開

【石本委員長】それでは、再開いたします。

【小林委員】それじゃ、時間の関係もありますから先に進みますけれども、とにかく大瀬良さんの時には、いろいろ問題のある発言が多かった。後で言いますけれども、当然、問題になると思いますよ。そんな虚偽答弁が許されるわけがないと、こういうようなことですから、秘書課長も一緒に扱いにされないように、あなたは全く別な人だから、大瀬良さんと一緒にされないように、このことはよく自分の身に覚えとってください。ここはお願いいたしますね。

当時、私が令和5年6月の総務委員会の質疑、これを行いました。当時、秘書課長で、後に秘書・広報戦略部長になった大瀬良さんに、いわゆる当時の秘書課長であり、いやしくも部長た

るあなた、知事の政務のことは何にも知らない、こんなことを県民の皆様方全てに真顔で言うのかと私が尋ね、大瀬良部長は次のように発言していると。

まず、「政務のことについては、全く把握できておりません」と。黒島さん、あなたは言ってるよ、「政務のことは全く把握できておりません」と。「公務以外では、知事に同行しておりません」と。「私は、全く把握しておりませんのでコメントはできません」と、こんな答弁を何回も繰り返された。私は何回もそのことを聞いている。また、議事録もあります。そういうことでございますね。

そして、もっと大きな問題は、今回の情報公開で得られたことでびっくりしましたが、令和5年3月12日において、9時5分から16時30分まで、乗車氏名、公用車の乗用者の氏名は誰かという、知事と、こうなっている。いわゆる陣中見舞いという県会議員の方々6名、さっき言ったけれども、そういうところに行った。それは公用車が使用されていると。公用車が使用されている。そういう政務において、県議選の陣中見舞いという明らかな政務において、公用車を使用していいのか。この公用車の使用は、誰が指示されたんですか。

【黒島秘書課長】3月の時点でございます。そちらにつきましては、先ほどもちょっとご答弁させていただきましたが、南島原市で褒章の祝賀会があるというところでございます、その公用車、そこまで行くところを利用いたしまして、それぞれの県議会議員の事務所の方に立ち寄られたというところでございます。

先ほど申し述べさせていただきました陣中見舞いという部分もあるけれども、県政推進のご協力をお願い、そういったお話もされるという

ことをごさいますて、当時の秘書課において、ここについてそのまま公用車を利用して立ち寄られるという判断をしたものと認識してごさいます。

【小林委員】秘書課長、今みたいな答弁で、本当に今話を聞いて、それでもそれが正しいと、そういう県会議員選挙の陣中見舞いに、たまたまそういう叙勲のお祝いがあったと。県会議員の事務所に行くなら車を替えるというぐらいなことは常識なんだよ。要するに、政務という位置づけはもうはっきりしているわけだ。

そうしたら、公務から離れて政務でやるならば、そうやって車を乗り替える。そして、各県会議員の皆さん方の事務所に陣中見舞いに行くと、こういう配慮は当然しなければいかんと。当然そうやって県庁の職員は同行させないと、こういう配慮をしてやっていくのが、知事の取るべき姿勢。秘書課がそういう指導をしなければいかんと。こんなことを、要するにやってないということが明らかになっているけれども、これについては、今、どう思っていますか。

【黒島秘書課長】委員ご指摘のとおりでございまして、政務、公務、そうしたところの利用の線引きにつきましては、現に、現在、こうしたいろいろ言われている状況ではございまして、そうした政務、公務の線引きについては、しっかりと秘書課としても判断をしていくべきだと考えてございまして。

【小林委員】私は、陣中見舞いに行くことを全然秘書課が把握してないと、そういううそばっかり、虚偽の答弁をやったということが、今、私の質問で明らかになり、また、情報開示のもとにおいて、県庁の秘書課が作成するそういう日程表の中に、誰々のところに行ったということが明らかに書いてあると。3月12日以外

も、まだたくさんあります。

そういうようなことで、これも驚いたが、まさに公用車を使って行っているとは夢にも思っでなかった。もうこんなような形でやっていること自体、全くもって長崎県はどうなっているのかと、こう言われても仕方がないと。そのくらいの常識は秘書課もちゃんとやらしてもらわなければ、本当に長崎県の停滞とか、こういう選挙に公用車を使うなんていうことはもってのほか。こういうことで、私の調査で明らかになったということをは明らかにして、まだそれは、しかし、問題があるぞ。

まず、そういう日程表がこの開示の中で明らかになって、日間行事予定表の3月6日（月曜日）18時30分、3月7日（火曜日）12時30分、3月17日（金曜日）19時、3月27日（月曜日）夜に政務対応という記載があります、日程表の中に。政務対応という記載があります。

政務対応と把握しているから、政務対応として記載しているのであって、「政務は把握しておりません」という発言が、いわゆる虚偽としか、これは受け止められないと。全くもって、秘書課は、そういう政務のことは把握してないと、こう言うけれども、知事の日程表の中に政務対応とか、そうやって県会議員のところに、誰に、何月何日、誰と行ったとか、こういうことが全部書かれておるわけだよ。

そして、3月18日における週間、月間の知事予定で、政務対応だと書かれているものが、日間の知事予定では、16時から馬場日本医師会の会代表との面談という内容と、お土産「五三焼きカステラ」の記載がある。そういうような事実のもとに、まとめて質問をしますが、時間の関係上、いいですか。

1番目の質問は、政務内容は把握していない

と言っていた当時の大瀬良部長の答弁は、これは虚偽答弁ではないかということ。

2番目に、五三焼きカステラの土産代は県が払ったのかと思われるが、これは本当に正しい処理なのか。

3番目、政務内容を隠すため、週間、月間の予定を政務対応として情報を隠蔽しようとしたことは極めて悪質だが、なぜこのようにしたのか。これは大石知事の指示なのか。

この4点にまとめてお答えをしてもらいたいと思います。どうぞ。

【黒島秘書課長】 まず、6月の委員会の政務内容について承知してないというご答弁についてでございます。

まず、6月の委員会につきましてですが、私の方も一部、公務以外の部分について、詳細等については把握してないというご答弁をさせていただいております。こうしたところにつきましては、私といたしましては、公務外のものについて、知事からお話があったものについては、内容を詳しくは承知しておりませんが、把握して記載しているものがございませうというようなところで、そういった考えでご発言させていただいておりますが、私としましては言葉が足りない部分があったと思っております。大変申し訳ございません。

部長の答弁が虚偽になるかどうかというところにつきましては、私の方からちょっと、私、4月から秘書課長を拝命してございますが、4月のスケジュールでは、その選挙応援、そうしたところがなかった、記載がなかったということで承知しておりまして、3月の予定については、私としては拝見をしたことがございませうだったので、該当の記載があること自体は6月の委員会の際には承知をしていなかったというこ

ろでございます。

また、そういったスケジュールをお伺いすることもございませうだったので、私自身、そうした記憶、覚えていないという状況でございました。

そして、五三焼きのところでございますが、要人関係につきましての面会、そうしたところにつきましては、県費の方でお土産等をお渡しするというところをさせていただきますので、県費対応しているということで承知をさせていただきます。

また、こうした政務対応ということで隠しているのではないかとこのところでございますが、こうしたところにつきましては、詳細につきましては、我々も承知してないところでございます。知事の方から政務対応、政務があるや予定があるといったところでお話があった場合については、こういった記載をしているということで認識をさせていただきます。

また、情報公開の開示のところ、その隠蔽を行ったのかということでのお話かとも存じ上げますが、そうしたところにつきましては、特に、知事からそういった指示はございませうで、我々としましては、政務のそういったところにつきましては、職務の遂行にかかる情報に当たらないのではないかと、また、公務ではなく、私生活に関する公的な私人の活動ではないかとこのところ、そうしたところにつきまして不開示になるのではないかとこの判断のもとに、当初、黒塗りにしたというところでございます。

以上でございます。

【小林委員】 秘書課長がね、そうやって明快に答えているかのようだけれども、全くもって問題がないわけではないぞ。私ももう時間の関係で、今あなたが答弁したことを、また議事録を

見せてもらって十分精査したいと思います、問題のある発言も十分あるような感じがするよ。だから、こういうような秘書課の今の姿勢は、今後いかがなものかと、こういうようなことをやっぱりはっきり申し上げておきたいと思うんです。

それで、大体黒島課長と、またこの陣野部長が、この4月に就任したばかりだから、こんなことを言うのは大変気の毒だけれども、こういうようなことで、私はこの2人を評価しているということで、一番の被害者はやっぱりあなた方ではないかと、こういうふうな感じがするから、そういうところで、またこうやってあなた方が盾になって踏ん張っていることは、県庁職員もちゃんとわかっていると二人に伝えたい。

そして、昨年6月議会の私の質問に対して、大瀬良部長は、「全く把握しておりません」と、こういうふうに言ったのは一体何だったのかと。

このリストはなんと、応援内容として、陣中見舞いだけじゃなくして、私が尋ねた応援演説の情報も含まれていると。今回の情報公開請求で、令和5年4月9日執行の長崎県議会議員選挙の選挙期間中、または選挙前における知事の候補者への応援演説に関する情報は存在しないという秘書課の、全くそういう虚偽の判断は一体何だったのかと。

ここに大瀬良部長が、選挙が終わった後、選挙応援の実務整理と、実績整理ということで、ここに大瀬良さんが秘書課のメールを使ってこういうふうに、「大石事務所様、お疲れさまです。県庁大瀬良です」というようなことで、ここにあるけれども、全部知事が誰のところに行ったかと、こういうようなことを整理しているわけだ。こういうようなことも明らかになって、

これはもう大問題だよ。

大体地方公務員法で、地方公務員法で、いわゆる地方公務員が選挙に関わるのが一体何なのかと、どうなのかと、こういうことは地方公務員法の中で厳しくも書かれている。これをなんと、知事が一番信頼する立場にあった秘書課の部長、また秘書課長、こういうことを歴任した大瀬良氏が、全く私は関係ないと、知らない知らないと言ったのが、全部こうやって整理、こうやって証拠が出てきているわけだよ。こういうことで、誰のところにも、もう時間がないから読み上げないけど、全部書いてある。

そういう状況から見てみて、やっぱりこういうのはちょっと問題がありすぎる、この大瀬良さんは。だから、こういう努力が認められて、そういう努力が認められて、若い状況の中の、経験が全くない人が県北の振興局長になって、県北の後援会づくりあたりに邁進するようなことが仕事では困るわけだよ。そういうようなことの疑いも出てきた。実際、そういうメールも見つかった、知事からのメールが。

こういうことからして、やっぱり30日のそういう総務委員会の集中審議が始まりますが、いずれ大瀬良さんには総務委員会の集中審議にお越しいただいて、はっきりいろんな事実関係を聞かなければいけないと。そうしなければ、県民の皆様に対して、真相究明を明らかにすることはできないと、こういうふうに考えておりますので、この点をよろしくご理解をいただきますように。

いわゆる地方自治法の公務員法の中に厳しくいろいろと指摘されている、こういうことを前提として、私はいろんなことを大瀬良さんに聞きたいと、こう思っておりますので、まだその点のところでも明らかにしていきたいと思いま

す。

それじゃ、委員長、以上で終わります。

【石本委員長】ほかにございませんか。

【吉村委員】副委員長の後でもよかとかかなと思ったけど。ちょっと各部長に確認したいんじゃないけど、今、小林委員の方からそういう関係の話が出たので、集中審査でかなと思ったけど、各部長とかなんかには、まだ今のところ参考人で呼ぶ予定がないので、ここで確認しておきたいんですけど。

これは、事実確認はしておりません。だから、確認をしたいという意味でお尋ねですが、知事を囲んでのレクチャーとかいうのがよくありよると思うんですけど、予算の時とか、補正でも。それとかほかのいろんな事案についても、呼び寄せて知事室とかで会議があると。そういう中に部外者が入ってって会議があつたという話を耳にしたんですが、そういうことがあったのかどうか。

それと、部外者というけど、例えば政策顧問とかね、そういうのが長崎県は制度があって、そういうのに正式に認定されとる、その人が登録されとって、その役柄で入ったのか。そこの2点について、ちょっとこう、総務部長が総括しとつたかなと思って総務部長に聞くけど、事案によってはいろいろあるみたいなので、部長が今日は総務部長まで入れて3人おられるから、ちょっと確認で、そういうことがあったかなかったかだけお知らせいただければと思います。

【陣野秘書・広報戦略部長】庁内の部局と知事とのレクチャーという面では、秘書・広報戦略部の方が所管しておりますのでお答えさせていただきますけれども、いわゆる部外者が、例えば庁内の各課と知事との協議の中で入ったとい

うことは承知しておりません。（発言する者あり）

【吉村委員】もう終わりますけど。今、ないという部長の答弁だったので、それを信用しておきますけど、例えば、さっき4月に就任しました、秘書・広報戦略部長、それ以前のことについては、わかりませんなのか、なかったなのか、そこまでちょっと。

【陣野秘書・広報戦略部長】少しそういった部外者が入っているのではないかという話は私も聞いておりましたので、関係部長にも確認して、例えば新幹線の関係とかで、そういったことがあったかということは確認しましたが、そういったことはないということです。先ほどお話がありましたように、私は4月からの就任でございますけれども、数人の部長にも確認しましたが、そういったことはないということで確認しております。

【富岡副委員長】お疲れのところ申し訳ございません。自分も今日はしゃべるまいと思っていたんですけども、ちょっと流れの中で。

先ほど来、公務と政務というお話がありました。公務と政務、あとは表現としてご答弁の中で「私生活にかかわる私人の活動」という表現もありましたけど、まず、県として、公務と政務について、何か資料などお読みになられてもいいと思いますけど、どういったものが公務で、どういったものが政務なのかというところを教えてくださいましたらと思います、定義の部分。

【黒島秘書課長】知事の公務につきましてでございますが、公職としての知事の立場での活動と我々は認識しております。言い換えますと、地方公共団体として、長崎県が取扱う事務に関する活動ということで認識してございます。

知事の政務につきましては、政治家としての

立場での活動であると考えておりますが、私人としての活動もございますので、秘書課といたしましては、公務に当たるもの、もしくは公務外、公務に当たらないものという整理をしております。

【富岡副委員長】私は、先ほど、公務、政務と純粋な私人としての活動があるのかなと思いましたが、県としては、もう公務とそれ以外というような分け方をされているということでございました。ありがとうございます。

今日、お話を伺っていて、ちょっと気になったのが、最近、知事からのいろいろなお話の中で、専門家、弁護士さんであるとか、多分会計関係だと税理士さんとか、そこら辺になるのかもしれませんが、そういった方々とやり取りをして、あるいはその方々のアドバイスを聞いてというお話がありました。

現状、気になったのが、さっきの公務、政務という言葉、公務と公務以外という言葉がありましたけど、先ほどの弁護士さんと言った時に、その費用がどこから出ているのかというのが気になりました。今回の一連の流れの中で、知事もいろいろと弁護士さんから、費用をお支払いした上でいろいろ法的アドバイスをもらっているかと思うんですけども、これが果たして知事が純粋に個人で、あるいは後援会などからお金を出しているのか。それとも、知事が、例えばですけども、刑事手続きに影響がありますのでみたいなの、そういう話もあったかと思うんですけど、そこら辺の純粋な個人の刑事責任に関わる部分についても、もしかしたらアドバイスをもらっているかもしれませんが、そこが何らか県からの費用が出されているものがないのか、そのあたりがわかれば教えていただけたらと思います。

【黒島秘書課長】先ほど、私の方が情報公開の関係でということでお話をさせていただきましたが、私どもは、情報公開の関係につきましては、県の顧問弁護士が、年間契約をされているところがあるかと思っておりますので、そうした制度を利用いたしましてご相談をさせていただいているということでございます。ですので、新たに費用が、私どもの相談については発生しているものではないと承知をしております。

また、知事の方につきましては、もう個人で、今、いろいろやられているかと承知しておりますので、その部分につきましては、県から支出をしているということはありません。

【富岡副委員長】情報公開の部分については、県の費用で賄っている部分があるけれども、それ以外については、全て知事の個人のということで承知いたしました。ありがとうございます。

あと、前回の一般質問の中で、私も知事の政治姿勢ということでご質問させていただきました。

私個人としては、知事と裸の心と心でいろいろとやり取りをさせていただきたいと思って、なかなかとっ散らかった質問になってしまったんですけども、その中で、私からの提案としての職員の皆様へのアンケート調査というご提案を差し上げたんですけども、知事がさらっと、それはしませんという形で言われてしまいましたので、ちょっとそこについてお伺いしたいと思います。

一般質問の中でもお話させていただきましたけど、まずは「県政の停滞」という言葉がマスコミなり、あるいは我々の間でも使われるんですけども、県政の停滞といった時に、まずは県民の皆さんとの関係、2つ目が議会との関係、3つ目が外部との関係、外部といった時に、国、

他の地方公共団体とか他の団体、そして、石木ダムの手の方々含めて個人、そして4つ目に、そういった方々に影響を与えるマスコミ、そして5つ目とにかく職員の皆様、こういった方々が関与してくるかと思うんですけども、その中でもやっぱり一番の、先ほど小林委員から「一番の被害者」というような表現もありましたけれども、そうした皆様から何らかのアンケート、EBPMの話もしましたけど、感覚的なものではなくて客観的なデータ、証拠に基づいて、知事もそれを見てご判断をいただく、考えを変えていただくようなことがあればと思ってアンケート調査をお願いしたんですけども、知事からは否定ということでありました。

このあたり、否定された点について、私も議会の一員として、なるだけ、あまり知事や執行部の皆様と一定の距離感を保ちたいと思っていて、知事に直接お伺いすることはできませんので、人事、あるいは秘書の皆様方、何か、知事とその辺、なぜ否定されたのかというやり取りがあったら、お話をお聞かせ、私も今、心も体もちょっと知事とは距離ができてしまっていますので、その心の距離が近い人事か秘書の皆様からの、理由をお聞かせいただけたら、何かご存じのところがあれば理由をお聞かせいただけたらと思います。

【黒島秘書課長】すみません、ご答弁の理由については、特段承知をしてございません。申し訳ございません。

【陣野秘書・広報戦略部長】今ご質問ございましたアンケート、それは知事のご答弁でも、一つの手法ということではありますでしょうけれども、やはり職員とコミュニケーションをとって意思疎通を図るということは大事な視点ということは知事も申し上げましたので、今後とも、

これまでも様々な機会を通じて職員とコミュニケーションをとっているんで、まずはそういったところから、一つはアンケート調査はかなり労力を使うというところで、逆に職員の負担になることも懸念されたので、これは私の推測ではございますが。

いずれにしても、アンケートは一つの手法ではありますけれども、職員との意思疎通というのは大事だということのご答弁を差し上げた認識しております。

【富岡副委員長】知事からのご答弁でもありました職員とのコミュニケーションを十分にとっているということと、あとは労力の部分。多分これ必要性和許容性という言葉で言うと、職員とコミュニケーションをとっているということは必要性がないという話、許容性として労力、お金もかかるというご答弁だったかと思えます。一般質問の場では時間がなかったんですけどもね。

ただ、職員とのコミュニケーションをとっているから、それで先ほどお伝えしたような、それをアンケートとる必要がない、そういった客観的なデータ、証拠としての県政の停滞、あるいは職員の皆様のお気持ち、モチベーションなどに影響があるかないかというのは、多分離れていると思いますし、多分法的に、知事というのは、皆さんの一番の上司というか、トップにいらして、ただ、その人事権などに関しては、多分法的には一定関与できないような仕組みになっているかもしれませんけれども、やはり一定の影響があるということですね。

やはり皆様からしても、直接知事とお話する機会もなかなかないし、あったとしても、知事に直接、「みんな信用してないよ」とか、そういうことは言えないかと思えますし、そういっ

た観点から、匿名のもとでアンケートをとったかどうかというお話をさせていただきました。

先ほどは、知事からお話を聞いているかどうかという話でしたけれども、言える範囲で、皆様としてそういったアンケートの必要性、あるいは許容性。労力といっても、私はもうそれだけ、100万円かかろうが、200万円かかろうが、とったとしても朝の10分間、皆さんにお時間をいただいて、項目としては知事への信頼を1から5という具合に表し、次にモチベーションがどのくらいどうなのかと。あるいは最後のところで知事に一言と。自由に一言のところ、知事、もっと頑張れよなのか、それとももっと話せよなのか、もっとひどいことを書かれるかもしれません。そういったところを真摯に、そういった言葉を知事に直接お見せして、それを受け止めていただいて、そうしたらこれからの9月30日の集中審議においても、集中審査においても、また、知事のスタンスが変わってくるかもしれないと考えておりますので、そこを改めて知事がどうこうではなく、職員の皆様の代表として何かお考えのところがあれば、お聞かせいただけたらと思います。

【陣野秘書・広報戦略部長】今お話があった、30日までにというのは、とても時間的な余裕もございませんし、やっぱりお金がかかる、手法もいろいろあるかと思いますが、やはり労力、さらには県職員何千人という中でこういった形でやるのか、検討する時間等も必要でございますので、いずれにしても、職員の意識がどうなのかというところは、やっぱりしっかり把握する必要があるとは思っておりますが、それは知事もお話ございましたが、アンケートという手法がいいのかどうかというのは、改めて考えさせていただきたいと思います。

【富岡副委員長】アンケートという手法がいいかどうかというお話でしたけど、ほかにじゃ、こういった手だてをもって客観的に、県政が停滞しているかどうかのところを確認することができますでしょうか。

【陣野秘書・広報戦略部長】今、実際私も各部長ともいろいろお話させていただきながら、職員の雰囲気はどうなのかとかいう話も聞かせてはいただいております。そういった形で、直接いろんな部署ともお話しさせていただく、これはもう私に限らず、知事ご本人がいろんな部署と話をさせていただきながらという形はあろうかと思えます。そういうことも含めて、知事も答弁させていただいたと思いますが、やっぱり職員の意識とか、職員との意思疎通、コミュニケーションというのは大事ということは、そういうお考えでございますので、またそのあたりにつきましては、知事とも話をさせていただいて検討させていただきたいと思えます。

【富岡副委員長】ありがとうございます。

あとはアンケート結果も、私のメインはやはり知事にしっかりとそういうのが伝わるということでしたので、知事が見るということでしたけど、また、そのアンケート結果を知事が見たうえで、それを公に公表なり、我々議会に対してもお示ししていただくと、そういったところも絡んでくるかと思えますけれども、改めてそのところをお願いはさせていただきたいと思えます。

ほかにありますが、今日は以上で終わります。

【石本委員長】ほかにご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ほかに質問がないようですよ。

で、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 4時 3分 休憩

午後 4時 3分 再開

【石本委員長】 委員会を再開します。

これをもちまして、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査を終了します。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、地域振興部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時 4分 散会

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年9月27日

自 午前10時 2分
至 午後 3時59分
於 委員会室 1

土地対策課長 吉田 良則 君
新幹線対策課長 川口 正剛 君
県庁舎跡地活用室長 松島 勝久 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 石本 政弘 君
副委員長(副会長) 富岡 孝介 君
委 員 小林 克敏 君
" 浅田ますみ 君
" 松本 洋介 君
" 吉村 洋 君
" 坂本 浩 君
" 大場 博文 君
" 宮本 法広 君
" まきやま大和 君
" 湊 亮太 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

地域振興部長 小川 雅純 君
地域振興部政策監
(離島・半島・過疎対策担当) 渡辺 大祐 君
地域振興部次長兼
交通政策課長 鳥居 祐輔 君
地域振興部政策監
(県庁舎跡地活用担当) 椎名 大介 君
地域づくり推進課長 宮本浩次郎 君
地域づくり推進課企画監
(離島振興担当) 梅田真由美 君
市町村課長 楠本 雅一 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 2分 開議

【石本委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、地域振興部関係の審査を行います。
【石本分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。
地域振興部長より、予算議案の説明を求めます。

【小川地域振興部長】おはようございます。
地域振興部関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」2ページをお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第82号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、歳入予算で国庫支出金2,000万円の増、歳出予算で企画費1億1,825万円の増となっております。

このうち、歳出予算の内容についてご説明いたします。

(交通企画費について)

自動運転の社会実装に向けて、実証運行の想定ルートにおけるリスク分析や社会受容性の調査等に要する経費2,000万円の増を計上いたしております。

(航路対策費について)

離島住民の安全・安心や離島の地域活性化に

寄与する海上高速交通の維持・確保のため、老朽化した高速船ジェットfoil更新の支援に要する経費9,825万円の増を計上いたしております。

（債務負担行為について）

令和7年度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

老朽化した高速船ジェットfoil更新の支援にかかる令和7年度から10年度までに要する経費として8億8,425万円を計上いたしております。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】次に、地域振興部次長兼交通政策課長より補足説明を求めます。

【鳥居次長兼交通政策課長】私から、予算議案2件について補足説明をさせていただきます。

まず、1点目、交通政策課所管の補正予算の地域公共交通ネットワーク再構築等推進事業費についての補足説明資料をご覧ください。

地域公共交通の維持確保に関しましては、2024年問題等の影響で路線バス等の運転士不足がさらに深刻化しており、今後、移動サービスの提供が困難となる地域の増加が懸念されております。

そのような中、国においては、自動運転サービスの一般道における社会実験を2025年度までに全都道府県で、特定条件下での完全自動運転であるレベル4を2027年度までに全国の100か所以上で実現することを目指しております。

このような国の動きなどを踏まえまして、本県においても自動運転の社会実装に向けた取組を推進していくため、今回補正予算を計上して

おります。

本事業の概要でございますが、県内の主要交通拠点間におけるアクセス向上及び県内の交通事業者や市町による自動運転の検討・導入の促進を目的といたしまして、今後、大村市内の長崎空港から新大村駅間において自動運転サービスの実証実験を行うこととし、今年度は次年度以降に実証運行を行うために必要な3Dマップの作成やリスク要因の分析、社会受容性などの調査等を実施することとしております。

予算額といたしましては、2,000万円を計上しております。

なお、本事業の財源につきましては、補助率10分の10の国の補助事業を活用することとしております。

続きまして、ジェットfoil更新に係る支援についてご説明いたします。補足説明資料をご覧ください。

まず、ジェットfoilに関する現状でございますが、本県離島の海上高速交通として、ジェットfoilは通常の高速船などと比較して、高速性や乗り心地、就航率に優れており、離島住民の移動手段はもとより、離島医療の確保や交流人口の拡大等にも大変重要な役割を担っております。

一方で、県内のジェットfoilは、いずれも船齢が30年を超えるなど、老朽化が進んでいる中、昨今の物価上昇等により建造費が大幅に高騰しており、運航事業者の厳しい経営状況においては、単独での更新というのが困難な状況でございます。

このため、国を含めた関係者間で検討を重ね、今般、更新に係る建造費の一部を国、県、市が協調して支援するスキームを構築し実行することで、離島住民の安全・安心や地域活性化に寄

与する海上高速交通の維持・確保を図っていくこととしております。

事業内容でございますが、補助対象船舶は、九州郵船株式会社が博多～壱岐～対馬間で運航し、県内で船齢が39年と最も高いヴィーナス2の更新でございます。

建造費は、税抜き78億6,000万円となっております。まして、建造期間は、建造契約締結から引き渡しまで、おおむね4年程度を想定しております。今年度中に建造に着手をし、令和10年度上半期の就航を目指すとしております。

補助金の負担割合といたしまして、国が既存事業の予算を活用して建造費全体の25%を補助し、県と2市も連携して建造費全体の12.5%ずつを補助することで、全体の50%を国・県・市で支援していくこととしております。

なお、運航事業者負担の50%について、事業者は、鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度の活用を希望しております。この活用ができれば、機構持ち分については、就航から15年間にわたって使用料として返済していくこととなります。

各年度の補助額ですが、運航事業者は令和6年度の契約、7年度の加工開始、8年度の起工、9年度の進水、10年度の引渡時に表の事業費の金額を造船業者に支払うこととなりまして、県においては、表の一番下の行に記載しておりますが、各年度の支払い実績の12.5%を補助していくこととしており、今年度の予算額といたしましては、9,825万円を計上しております。

なお、令和7年度から令和10年度までの支援分につきましては、債務負担8億8,425万円を設定することとしております。

以上が事業の概要でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

げます。

【石本分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】先ほど補足説明がありました2件について、ご質問させていただきます。

まず、県内における自動運転の社会実装に向けた取組の推進ということで説明がありました。特に、自動運転ということで、先ほどの説明の中に「特定条件下での完全自動運転がレベル4」だという説明がございました。レベル4、自動運転とはどのような段階を指すのか、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】自動運転のレベルについてのお尋ねでございます。

自動車の自動運転につきましては、運転操作の自動化の段階等に応じてレベル1から5までのレベル分けが行われております。

レベル1から順に、上にいくほど自動化のレベルが高くなり、一番上のレベル5については、いつでもどこでも完全な自動運転が可能となる最高のレベルとなっております。ただし、道路交通法など関係法令等がまだ整備されておらず、現在整備されているのはレベル4までとなっております。

このレベル4というのが、特定の場所、天候、速度など、一定の走行環境条件下において、例えば高速道路上とか、雪の日は無理ですとか、晴れの日しか無理ですといった、天候、あるいは場所といった一定の走行環境が制約されますが、その条件下であれば、全ての運転操作を人ではなく、自動運転のシステムが担うという段階を指すものでございます。

国は、2027年度（令和9年度）までに全国100か所以上でレベル4の自動運転の社会実装を目

指しているところでございます。

【松本委員】かなり自動運転のレベルも、最高がレベル5で、その中の4ということで、ただし、特定の場所、天候、速度という一定の条件下ということでした。

そこで、特定の場所というのが長崎空港から新大村駅ということで、特定の場所に限定されるということございまして、特に、二次交通の面でも、空港から新大村駅までのアクセスが厳しいといういろんなご意見も伺っている中で、こういった自動運転がされることは大変期待をいたします。

令和9年までに全国で100か所、国が目指すということでございますが、ただ、このルートはかなり交通量が多いルートで、渋滞も多いルートです。やはり公道を走る自動運転に対して、ちょっと心配な面もあるんですが、まず、全国の公道での取組状況がどういうものがあるのか、そしてまた、自動運転での事故等は発生していないのか、お尋ねをいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】全国での取組状況並びに事故等の発生状況についてのお尋ねでございます。

まず、全国での取組状況ですが、先ほど申し上げたレベル4での自動運転につきましては、実際公道で運行までされているのが、まだ数が少ない状況ございまして、令和5年5月から福井県の永平寺町の町道で運行が行われており、これが全国で初めての事例でございます。

今年の7月から、東京都大田区の羽田空港に隣接する複合施設の羽田イノベーションシティにおいて、国内2例目となるレベル4でのバスの自動運行というのが始まったところでございます。

レベル2に関しては、国において全都道府県

で社会実験を行うということも目標に掲げられておりますので、全国で順次始まっているところであります。

一方、事故の状況について、最近の事例で申し上げますと、先月、新潟県の弥彦村で実施しております自動運転、これはレベル2ですが、この実証運行中に運転中のオペレーターの操作ミスが原因で、自動運転バスが道路脇の縁石に乗り上げるといった自損事故が発生しております。

これはシステムそのものの不具合というよりも、オペレーション上のミス、人為的なミスが原因であったということになっております。

システムによる大きな事故というのは、今のところ発生していない状況ですが、委員ご指摘のとおり、実際、自動運転を導入するということは地域住民の皆様にとって大きな関心事であることは間違いのないことだと思いますので、こうした自動運転の事故事例については、県としても地域住民の皆様のご理解を得ていくという観点からも、現在、国が参考事例を集めているというところもございまして、その把握に努めながら、事故防止対策についての研究というものも併せて進めてまいりたいと考えております。

【松本委員】そうですね。例えば、モノレールとかは自動運転で、もう線が決まっていますから接触することはあり得ないんですけども、やはり公道という状況の中で、ほかの車両もある中での、もちろんこれはあくまでもまだ実証実験ということでありまして、そのためにやるということではあります。しっかり地元にも影響を与える道路でございますので。

しかし、新しいことで、これがうまくいけば、もちろん人手不足、運転士不足解消の要因になりますので、しっかり調査してほしいんですが、

今回の予算の2,000万円というのは何に使うのか。

そして、今後の実施スキーム、実際に公道を走っていくようになるまで、どのような手順を踏んでいくのか、お尋ねをいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】今回計上しております予算2,000万円の内容、それから今後の取組の方針に関するお尋ねでございます。

まず、長崎空港から新大村駅間での自動運転の実証運行、実際に公道を走るのは来年度、令和7年度からの実施を予定しているところでございます。

今回の補正予算においては、来年度、令和7年度からの実証運行を行うために必要となります運行ルート具体化、今、長崎空港から新大村駅間というところで設定しておりますけれども、具体的にどのルートを通るのかといった細かいところ、あるいはその場所の3Dマップの作成を行います、ただの平面の地図ではなくて、立体的にどういう障害物があるのかを把握するための3Dマップを作成します。

それから、自動運転バスを社会実装する場合の事業性の検証、地域住民等の社会受容性に関するアンケート調査の実施、運行ルート上の危険箇所を分析・評価するというリスクアセスメント、これらを実施することとしております。

今後、自動運転の事業実施にあたりましては、先月、長崎県の「地域公共交通活性化協議会」の下に設置をいたしました「自動運転サービス検討部会」において、国や県警といった関係行政機関、交通事業者等との協議、情報共有を行いながら、具体的にどういうふうの実証運行で走らせるところまでやっていけるのかという細かい協議を今年度進めていきたいと考えております。

【松本委員】わかりました。端的に言えば、いつから供用開始をするのかというのは、目標がえられるんですか、お尋ねします。

【鳥居次長兼交通政策課長】供用開始の時期でございますが、先ほど申し上げたように今年度は、準備ということになりますので、走り出すのは来年度からとなります。

来年度については、国の補助事業の採択をまだ、取れておりませんが、それが取れたうえで、国の事業採択があった後、速やかに準備をして、なるべく来年度の早い段階で走り始められるようにしたいと考えております。

【松本委員】ぜひ、いろいろこの2,000万円を活用して準備をしていただいて、実際に令和7年度、8年度を目標に進めていただきたいと思います。

それと、次にジェットfoilの更新に係る支援について質問させていただきます。

資料を見ましたが、やっぱり驚いたのは建造費が78億6,000万円と、かなり高額になっております。以前もちょっと質問した時に、今、造れるのがもう1社だけだということで、川崎重工のお話がありましたけれども、現段階では、もうそこ以外は製造していないのか、まずお尋ねをいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】ジェットfoilの製造会社についてのお尋ねでございます。

ジェットfoilの製造会社は現在、1社のみとなっております。、もともとはアメリカのボーイング社において開発された全没翼型水中翼船、翼が水中に沈んでおり、高速になると船が浮き上がり、翼の部分だけは水中に残っているという船になっておりますが、こちらはボーイング社が開発して造り始めました。

その製造販売のライセンスを川崎重工業が購

入して造り始めました。。その後、ボーイング社自体はもう撤退しているという状況であり、そういった経緯で現在、川崎重工業が本当に世界で唯一のジェットフォイルの製造会社ということになっております。

【松本委員】 一社しかないということであれば、もうこの建造費は仕方ないということでございます。ただ、5年間分割で、令和6年から令和10年までの分割になるということで補助の負担割合の資料が出ておりますけれども、県の方で12.5%、2市で12.5%、そして運航事業者が50%ということです。

その中でやはり大きいのが、この国の補助の25%ということですが、これは今回、今年度はずいたかもしれないんですけども、以降5年間、ずっとつくという担保はとれているんでしょうか、お尋ねいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】 国の補助について、来年度以降の担保についてのお尋ねでございます。

本事業スキームについては、国と協議を重ねてきたところでございまして、その協議の中において、国の方から、既存事業を活用して建造契約から船舶の引き渡しまでの5年間にわたり、しっかりと支援をしていく方針であるという旨の説明は受けているところでございます。

一方で、国の補助については、あくまでも予算自体は単年度主義という形で、毎年、予算を取っていかなければならないということになりますので、来年度以降の予算について問われれば、ジェットフォイルの更新に支障を来さないように所要の予算の確保に向けて最大限努力していくとお聞きしているところでございます。

【松本委員】 引き続き、要望を続けていくということですね。それが必要になってくると思い

ます。

それと、今回、新規に建造するということが、これだけの金額ですから、中古船とかを購入する事例も過去にあったということを伺っています。過去に中古船を購入した事例があったのか、また、その際の購入価格どれくらいだったのか、お尋ねいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】 中古船の購入の過去の事例、それからその際の価格についての尋ねでございます。

今回のジェットフォイル更新の支援事業の対象船舶である九州郵船のヴィーナス2が中古船購入の事例となりますが、このヴィーナス2は、昭和60年に建造された船になりますが、こちらを平成11年に九州郵船が買いました。中古船として購入しており、その際の価格が約10.2億円となっており平成12年4月から博多～壱岐～対馬航路に就航させたとお聞きしております。

今回、中古船の購入ができなかったのかという観点もあろうかと思いますが、これについては国内のジェットフォイル18隻のうち17隻が、来年には船齢30年以上になる状況となっております。九州郵船の船とそんなに変わらない船齢になっており、仮に中古船を買ったとしても、残りの使用できる期間が延びるというもの見込めないですし、古い船になるとメンテナンスにかかる経費がどうしても大きくなっていくということで、そういう経費の面等を考慮すると、そもそも検討対象となる船舶が現状ないため、新船を建造する選択肢しかないと考えております。

【松本委員】 そうですね。確かに30年以上となるものを、また中古で買ったとしても、メンテナンスで費用もかかるし、今回、この金額で買って、30年以上使うとしたら、その分は費用対効果は

確かにあるのかなと思いました。

いずれにしても、壱岐、対馬の離島の方々の重要な交通手段を担うということで、今後の離島の人口減少の対策の中にもこのジェットフォイルの役割は非常に大きいと思いますし、観光の方々も福岡からたくさん来ているという話も聞いております。国の補助金をしっかり担保できるように、引き続き取り組んでいただき、そして、両市とも連携をとって進めていただきたいと思います。

以上です。

【石本分科会長】ほかにご質問はありませんか。

【小林委員】このジェットフォイルの更新支援事業、あるいは大村の空港から新幹線駅までの間を自動運転のバスが走るという実証運行をやる、ということで予算が出ていますけれども、やっぱり徐々に、地域振興部の活躍でこれだけの事業が展開されるということは、本当に力強く感じますし、部長や鳥居次長をはじめ皆さん方の努力に敬意を表したいと思います。

本当に県政がちょっと停滞しているんじゃないかと言われているような空気の中で、こういう2つの、ジェットフォイル、これは長崎県ならではの離島という大きな課題を抱えて、その新しいジェットフォイルが博多～壱岐～対馬航路ということではあるけれども、この78.6億円を国からも支援をいただいて、また、県とか市でそれぞれやっていただいて50%を支援するという、それだけの活動をやっていただくということは大変ありがたいと、こういう感じで皆さん方の努力を評価をさせてもらいたい、こう思うわけであります。

それで、ジェットフォイルということについては、政府施策要望の中でいつもいつも重要な

項目として重点項目の中に入っております。これがいつ頃できるかなというような状況で、一方においては今も次長から話があるように、大分老朽化していると。早くジェットフォイルを、新たな展開を国の支援で、そしてまた県・市町のそういうご支援をいただきながら実現させなければいけないと、こう考えておったところであるけれども、今こうして大変予算の厳しい中において、これだけのことをやっていただくということは、本当に朗報だという感じがいたしているわけでございます。

これは、県民はもちろんだけれども、離島の島民の皆様方も、本当に喜んでいただいていると。県がしっかり国に要望を行ってくれたということで、その取組を高く評価されていると当然思うわけであります。

そこで、やっぱり国への施策要望の重点項目として、長崎県は、たしか平成28年以降、ずっとやっておったと思うんだけど、よくぞできた、よくぞ実現にこぎつけたということは、国に対してどういう働きかけをやっておったのかと。どういう国に対しての働きかけをして、この実現につながったのか、まず、この点についてお尋ねしておきたいと思います。

【鳥居次長兼交通政策課長】国に対してどういう働きかけをしてきたのかというお尋ねでございます。

先ほど委員からもご紹介がありましたが、県としても政府施策要望の中で平成28年から長年要望させていただいてきたところでございます。

まず、国の方でもジェットフォイル自体の重要性、つまり、ジェットフォイルが離島住民の生活や地域経済の活性化に大変重要な役割を果たしているという認識は、もともとお持ちでは

あったのかなと思っております。そういった中で、長崎県だけではなくて、全国的に平均船齢が30年超になってくるというところで、全国的な更新の必要性が高まりつつあるというところまでは、もともと認識を持たれていたのかなと考えております。

先ほど申し上げたように、県としては、国に対して、平成28年の政府施策要望からジェットフォイルの更新に向けた補助制度の創設、財政支援の要望を重ねてきたところでございます。

この要望だけではなくて、県としては、実際更新に今回も78.6億円と多額の費用がかかるということで、九州郵船を想定しながらどのような補助スキーム、つまり、どれぐらいの補助率であれば、九州郵船が更新後も安定した運航ができるようになるのかといった、経営シミュレーションを県の方で独自に行うなど作業をいたしまして、そういった県の方で考えたスキームを、国の方にも情報提供しておりました。そういった情報をもとに国の方でもどのようなスキームができるのかを考えていただく一助になったのではないかと、そのような作業をしてきたところも少し影響したのではないかと考えております。

そういった作業に加えて、長崎県が一番ジェットフォイルを更新したいという思いが強かったということもございまして、ジェットフォイル航路は全国にございますが、関係する全国の自治体関係者との連絡会議を毎年、長崎県主催で開催し、情報交換等を進めてまいりまして、その場に国の関係者にも参加をいただき情報共有や、意見交換を重ねてきたというところも一つでございます。

航路事業者に対しても、九州郵船をはじめ、更新の意向、船体の状況といったところを逐次

ヒアリングを行い、更新の実現に向けて取組を進めてきたところでございます。

加えて、改正離島振興法において、ジェットフォイルをはじめとする高速船の船舶の更新についての配慮規定が盛り込まれたこともございまして、国においては更新に向けて、全国のジェットフォイルの航路を運航する事業者、造船事業者である川崎重工業、関係自治体といった関係者との意見交換を重ねられたうえで、ジェットフォイルを更新した場合の効果分析調査のための予算を国の方で計上して、調査を行うといったこともございました。

こうした様々な取組の結果を踏まえて、離島航路における高速交通機関であるジェットフォイルの更新が重要であるという認識を国の方でも改めて持たれて、やっぱりこれは国としても支援を行うべきであるという認識のもと、既存の事業を活用する形で今回の支援を行うという判断に至ったと。少しこちらの推測の部分もございしますが、そういった流れであったと考えております。

【小林委員】国に理解してもらおうと、予算の措置をしてジェットフォイルを実現させるという県の重点項目の中で、これだけ成果が上がっているわけだから、やっぱりこれは、何度も言うように離島県長崎にとって久々の朗報であるということは、もっとアピールしていただきたい。特に、離島の場合においては、何と言っても足が、飛行機で行くか、ジェットフォイルで行くかということになってきて、このジェットフォイルを皆さん方は生活の足の確保と、何と言っても移動手段の確保というのは、こういう面では非常に大事なところであって、これから新船がここに入ってくると。しかも、船価約80億円の船であるわけですけれども、それだけ

のことを県が主導してやってくれるということは、さすが県だなという感じがするわけです。

それから、何といても、観光とか交流人口の拡大ということにもつながることができて、離島県長崎にとっての地域の大きなにぎわいの場ということにも大変な貢献ができるジェットfoilではないかと、一日も早くこれを実現させてもらいたいと、こういうふうな思いでおります。

これは念のためですが、ジェットfoilの利用客というのは、大体年間どれくらいいらっしゃるかわかりますか。

【鳥居次長兼交通政策課長】ジェットfoilの利用客数でございますが、壱岐・対馬航路、について申し上げますと、令和5年度は年間38万9,000人、約39万人という利用状況になっております。参考までに博多から壱岐・対馬間の航空機の移動の数も入れますと、大体79万人となっております、そのうち先ほど申し上げた38万9,000人がジェットfoilを利用してということになりますので、大体シェアとしては50%程度と、離島間の移動のかなりのシェアを占めているものと認識しております。

【小林委員】 大体、今39万人ぐらいの状況で、博多～壱岐～対馬というようなことになっているわけだな。そういうことで、かなりの方々がこうやって生活の足とか、いろんな観光客、交流人口の拡大ということで果たすべき役割というのが非常に大きいと。そういう面で一日も早い実現をぜひともやってもらうように、今後とも国との関係を大事にしていきたいと、これを要望しておきたいと思っております。

それから、今お話があっておりました長崎空港から新幹線の新大村駅までの2つの主要な交通拠点、ここに自動運転バスの実証運行がいよ

いよ始まるということで、大変ありがたいと、こう思っているんだけど、これは確かに運転手の不足という面と、我々としてはそれはそれとして、大きな社会問題として、その解決策として自動運転というような時代に先駆けた取組が、長崎空港と新大村駅の間で、この長崎県で行われると。こういうことについても、やっぱり大きな評価が出てくると思うわけけれども、ここの実証運行は来年度からと、どれくらいの期間を、具体的にいつ頃、どの程度の期間でいわゆる実証運行を行うのか。この辺についてわかりますか。

【鳥居次長兼交通政策課長】来年度以降の具体的にいつ頃か、それからどの程度の期間行うかでございますが、先ほど松本委員からもご質問がございましたが、まず、今年度の予算2,000万円については、来年度、実証運行を始めるための準備ということになりまして、実際に走り始めるのが来年となります。

来年度、実際走るための予算というのは、来年度に国の補助事業に改めて採択される必要がございますので、その採択後ということになりますが、採択される前提で申し上げますと、毎年度、夏頃に国の採択がなされますので、その後、準備期間を経て、早ければ秋頃には実施できるのではないかと考えております。採択され次第、できるだけ早くできるように県としても努めてまいりたいと考えております。

期間でございますが、来年度想定している期間としては、2～3週間程度と考えております。その理由としましては、現在、自動運転車両の費用、車そのものの導入費用が、普通の車両と比べて非常に高額となっております。国の補助事業もあるものの、そういったものを活用しても、非常に高額のため、実証実験のスタートの

段階においては、車両を購入するという形ではなくて、恐らく車両をリースする形で運用することになるかと思っております。

今、全国的にレベル4はまだ少ないのですが、レベル2の実証実験はかなりの数の自治体で始まっているところでして、国内の自動運転車両の台数や全国の実証実験の実施状況等を勘察いたしますと、長い期間やるのは難しく、先ほど申し上げた2～3週間程度というのをまず目指して、来年度はやってみたいと考えております。

【小林委員】今、次長からの説明でわかりましたが、要するに2～3週間の実証運行と、こういうことでまずやってみると。それも大体夏頃から秋ぐらいという状況の話がありました。期待をしたいと思っております。

問題は、これを現実の実証から実装に変えていただかなければいかんと。やっぱり具体的にいろんな計画を現実の実現をしてもらいたい。こういうのが大体いつ頃になっていくのか、この辺のところはどうですか。

【鳥居次長兼交通政策課長】自動運転バスの社会実装はいつ頃になるのかというお尋ねでございます。こちらも、あくまで想定になりますが、県として目指していくのは、先ほどまだ事例が少ないと申し上げたレベル4の自動運転バスの社会実装ということになります。最初の段階からいきなりレベル4の実証運行を行うというのは技術的になかなか難しい面がございます。先ほど申し上げたように、まだ全国でも2例ほどしかないところがございますので、まず来年度についてはレベル2、運転者がハンドルのところに構えていて、常に監視をしているというような状況の自動運転、つまり、システムが自動で運転しますが、人が常に監視をしている形のレベル2の段階から取り組もうとしておりま

す。

早期の社会実装を目指していくためには、先ほど、来年度は2～3週間の想定と申し上げましたが、やはりできるだけ通年、1年間通した運行、長期間の実証運行を行うということも必要になると考えております。

そのため、レベル2からレベル4に引き上げていくというレベルの引き上げですとか、実証期間を延ばしていくような取組が必要になってきますので、なかなか一朝一夕にできるわけではありません。少なくとも実証としてまず2年程度の取組は必要になるかと考えております。

技術面ですとか、交通事業者による運行の収支面、事業として成り立つのかということも重要になってきますので、そういった様々な課題解決を図って、公共交通機関としての社会実装の時期ということで、早ければという目標値になりますが、3年後の2027年度中を目指した取組を進めていければと考えているところでございます。

【小林委員】確かに実証をしっかりやっていかなくちゃいかんと。それで大体2年間ぐらいを考えていると。それと同時に、これが実現して、本当に走り出すと、本当に実装するのが、大体3年後ぐらいから具体的に走り出すというようなことの計画はできておりますから、非常に我々も期待をしたいと思えます。

ただ、松本委員からもお話があったように、事故が絶対あってはならんと。こういうことだけはやっぱり念には念を入れて対応していただきたい。我々がそういう自動運転そのものに慣れてないからそんな話をするのかもしれないが、先進国で自動運転などを取り入れたところは、もうそんなことについては心配ご無用というようなことかもしれないが、やっぱり我々の

大村において、せっかく走り出したものが事故が多いとか、いろんな問題点が多いとか、そういうことにならないように、大変ご苦労でございますが、実証運転をしっかりと2年間ぐらいやって、そこからの問題点を明らかにして、そして3年後の実装に向けて取り組んでもらうことを重ねてお願いを申し上げておきたいと思えます。ありがとうございました。

【石本分科会長】ほかにご質疑はありませんか。

【坂本委員】ジェットフォイルの更新と、それから今の自動運転について、大体理解はできましたけれども、幾つか確認をさせていただきたいと思えます。

まず、ジェットフォイルの更新の関係ですけれども、これは補助金が国、県、市、それから事業者ということになっております。県の補助率が12.5%ということですが、例えば新幹線（西九州ルート）で言うと、全体の予算が6,200億円で、その分から、地方交付税措置を含めて真水で県が一般財源から出す分が約10%というふうに理解しているんですけども、ほぼそれと同じ率かなという感じはしているんですが、12.5%。この間、本当にそれぞれ県の方も国に対する要望かれこれ、先ほど小林委員とのやり取りで十分理解できて、これはものすごく評価をするんですけども、この補助率の12.5%は一般財源ですよ、この予算の提案ではですね。この一般財源、国からの交付税措置というのが少しでも見込まれるのかどうか、そこら辺の考えについてお聞かせください。

【鳥居次長兼交通政策課長】県の補助分についての交付税措置等があるのかというお尋ねでございますが、ここは結論から申し上げますと一般財源で出しております、特に交付税がつくよ

うなものではございません。

【坂本委員】わかりました。そういうことですね、了解しました。

それと全国で18隻と先ほどありましたけれども、県内ではまずこれが1隻目ということですが、県内で何隻ジェットフォイルが今運航をしているのか。そして、2隻目、3隻目といえますか、今後の更新の考え方というか、これだけ1隻約78億円ということで大変な金額がかかりますし、1隻の県の補助だけでも5年間で9億8,000万円ということですので、そこら辺の計画、考え方があれば教えていただきたいと思えます。

【鳥居次長兼交通政策課長】県内に就航しておりますジェットフォイルについて九州郵船で2隻、それから九州商船で2隻ということで、九州郵船の方が今回の博多～壱岐～対馬航路に就航しております、九州商船の方が長崎から下五島と一部上五島に就航している航路になっております。ですので、両社2隻ずつでございますので、県内全部で4隻でございます。

船齢について申し上げますと、今回、更新対象としておりますヴィーナス2が39年となっております、もう一隻九州郵船で持っておりますヴィーナスが33年。九州商船の方で保有している2隻については、船齢が34年と33年となっておりますので、まず今回、船齢が最も高いものをまず更新しようというところで、今回九州郵船のヴィーナス2の更新の支援を決定しているものでございます。

先ほど申し上げたように、残り3隻についても、船齢が30年を超えて高船齢化してきている状況でございますが、目下、人口減少ですとか、新型コロナウイルス感染症等の影響がありまして、航路事業者の経営状況というのが非常に厳

しい環境が続いているというところで、今回のような補助スキームがあったとしても、自社で出していただく分も半分ありますので、そういったところで更新を行いますと、事業者の経営状況にも非常に大きな影響を及ぼすという可能性も考えられるところであり、なかなか慎重な判断が必要になってくると考えております。

その3隻についても30年を超えてはいるんですが、直ちに使えなくなるというものではありませんので、船舶の状況等も考慮しつつ、先ほど申し上げた経営状況等も勘案しつつ、引き続き航路事業者、国、地元市町との意見交換を重ねて状況把握に努めながら、ジェットfoilの航路が維持できるようにという観点でしっかり取り組んでいこうというところでございます。

【坂本委員】わかりました。これだけの金額でするので、航路事業者も大変だと思いますけれども、離島の県民の皆さん、それから離島に人をたくさん行ってもらうというためにも、このジェットfoilの航路というのは非常に重要だと思いますので、今後とも、県のご尽力を私の方からも改めてお願い申し上げます。

それから、自動運転の関係ですが、今年度2,000万円で実証実験ですか、研究をしていくということであります。今の小林委員とのやり取りでちょっと安心しました。いきなり来年度からレベル4でやるのかなと思ってですね、まず、レベル2からということで、なるほどなというふうに理解できたんですけれども。

その前提として、この地域公共交通ネットワーク再構築等推進事業費の拡充ということで今年度の補正予算じゃないですか。6月の委員会でもちょっと質問したんですけれども、そもそもこの地域公共交通ネットワーク再構築等推進

事業というのが、いわゆる乗車密度が少ない地域のところでのそうした公共交通のネットワークを再構築するというので、たしか今年度は諫早と松浦と東彼杵ということで、内容は6月の委員会の中でも確認させていただきました。そういうイメージがあったものですから。

これでいくと、新大村駅から長崎空港という、まさにそこで、もし運行が自動運転でも、普通ドライバーが運転しても、多分そういう密度というのは低くない路線だと思うんですね。そこにあえてこういう事業の拡充ということで自動運転をもってきた。もちろん、国の事業費の補助金の中に自動運転社会実装推進事業というのがありますから、そういうことなのかなと思うんですけれども、その整理をどういうふうに考えたらいいかと思ったものですから、ちょっと教えてください。

【鳥居次長兼交通政策課長】この地域公共交通ネットワーク再構築等推進事業というところに、なぜこの自動運転が入っているのかというお尋ねかと思いますが、委員からご指摘がございましたように、もともと地域公共交通ネットワーク再構築等推進事業の当初予算で入れていたものについては、乗車密度が低いところで大型バスを走らせているようなところをコミュニティバスに転換していく後押しを県としてもしたいという趣旨で予算を組ませていただいたというものになっておりますが、この事業全体、地域公共交通ネットワーク再構築等推進事業の考え方については、地域公共交通のネットワーク、これを再構築してしっかり維持・確保していこうというのが大きな理念でございます。そのうちの一つ、再構築の施策の一つが6月の議会でご議論いただいたコミュニティバスへの転換支援というもの、あくまでもメニューの一つ

と考えております。

公共交通ネットワークといった時には、当然地域内交通の確保・維持というところと、県としては主に地域公共交通の中でも、交通拠点間のネットワーク、幹線をしっかりと維持をしていくという観点も非常に重要とっておきまして、そういった意味で幹線の維持・確保というところにこの自動運転で、今回行おうとしている新大村駅～長崎空港間というのは、まさに交通拠点間ですので、そこをしっかりと結んでいくという点では、やはり県がやるべき意義もあるかと考えております。この地域公共交通ネットワーク再構築という理念にも、幹線という部分でしっかりと合致すると思っております、大きな傘である再構築推進事業という中には当然おさまるものだと考えておきまして、この位置づけにさせていただいたところでございます。

【坂本委員】そういうことで大体理解はできました。ただ、これは本当に壮大な実証じゃないかと思しますので、先ほどあったようなスケジュールの中で、新大村駅から長崎空港間というのは、私もあの付近をよく通りますけれども、交通量も多いし、本当に安全が大事だと思いますので、それを前提に取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

以上です。

【浅田委員】自動運転の社会実装について、私も伺いたいと思います。

予算については、こういうことをやっていただけてありがたいなという部分なんですけれども、一つ伺いたいののが、実は今ちょっと悲しいニュースで話題の深圳とかに、私は無人バスの視察をもう7年くらい前に見に行き、いろいろと進んでいっちゃるといって、

やっと日本でも、長崎でもこういう実装ができることになったのは本当にうれしいなという思いと、ここの中で全国100か所ぐらいでこういうことをやっていくという流れの中で、長崎が大村、一番交通量もあって、今おっしゃったように交通集積、空港があり新幹線の新駅があってというのがあると思うんですけども、県内でこれからの想定、こういう条件じゃないと駄目とかあるのか。

深圳を見に行かせていただいた時にも、やはり平らなところの一直線上でこういうことがなされていたという状況から考えると、長崎市内とかは、果たして今後どうなのかなと。こういう実装実験をやるに当たって、今回は第1回目ではあります、全国的にいろんなところの要素を取り組んでこういうことをやっているのか。その中で長崎は大村のこの地域を選んだのか、そこだけ1点お聞かせいただければと思います。

【鳥居次長兼交通政策課長】長崎における自動運転の条件等についてのお尋ねと理解しておりますが、先ほど委員からもありましたように全国100か所を目指してやっており、全都道府県で来年度には、レベル2も含めれば何かしらの実験が行われるような形になっていきます。そうした状況を把握し、いろんな事例、例えば北海道の方で雪の中で走っているような自動運転バスもございますし、長崎よりもさらに交通量の多いような東京、あるいは神奈川とか、そういったところで神奈川中央交通が実際に運行を始めているというところもあります。、日本中でいろんなケースがあり、逆に過疎地、先ほどご紹介した福井県の永平寺町というのは自転車専用道、歩行者専用道の中で、人通りの少ないところでやっているようなケースもあります。

本当に様々なケースがある中で、今回の新大村駅から長崎空港間が全国的に珍しい例かという、類似の事例はあると考えております。ただ、今回の新大村駅～長崎空港間というのは、空港と新幹線駅を結ぶということで、全国どこも同じ条件というわけではないため、実際の交通量なども含めて実証実験をしていく価値が非常に大きいのかなと思っております。

一方、長崎においては、離島も多くまた、坂が非常に多いといったところもあり先ほどご紹介があった深圳のように、何でもかんでも、どこでもできますというわけでは、今、日本の法令上もなっていないところですので、どういったところでできるのかというところを長崎でいろいろ展開していくことによって、技術開発につながっていく側面はあろうかと思っております。従って、新大村駅～長崎空港間以外で実証運行をやっていくという意義も非常に高いのかなと思っております。

前置きが長くなりましたが、横展開というところが県の仕事と思っております。今回の2,000万円の実証事業とは別に、今、県内で自動運転の社会実装ができるようにということで、令和7年度から9年度までの3か年の計画、交通事業者や市町が実証実験等に取り組んでいただく時の参考にもなるのではないかという観点、地域公共交通の確保・維持とか地域活性化に向けた課題ごと、例えば離島、坂が多い地域、コミュニティバスに困っている地域で導入できるかどうか、そういった課題ごとに類型化した事業モデルというのを計画として作りたいというところで、今年度、策定作業、別途予算を確保してやらせていただいているところです。

この途中で、3か年の推進計画を策定いたしました、この推進計画に基づいて、交通事業者

向け、市町向けにセミナー等も開催して自動運転の実証実験を県内でも、県が主導するだけではなくて、市町や交通事業者が主導するようなケースも含めて、あるいは先ほどあったようないろんな条件のところでもやっていただけるように促していきたいと考えております。

【浅田委員】今の説明でよくわかりました。今回は、これはこれとして、今後、様々な地域、やっぱり長崎もいろんなところがございますし、特に、長崎市なんか坂の多い街で、そういう地域に限って公共交通が減ってきているという状況なので、そういったところにも今後転換できるような形を既に見込みながら、ここで実証実験をやってつなげていただくということが理解できましたので、ぜひ、今回安全にこれがしっかりとした形になりますよう、私たちも思っております。よろしく申し上げます。

【石本分科会長】ほかにご質疑はございませんか。

【吉村委員】まず、自動運転から。

今回の予算2,000万円は、10分の10国の補助。国が進めとるけんね、こういうのをね。今回出てくるんじゃないけど、私は積極的にやってほしいと。心配する声も委員さん方の中からもあったけど、例えば信号を無視して交差点内に入して事故が起こった。死亡事故にもつながると、そういうのもたくさんあるわけよね。それから考えて、そういう自動運転の事故率というのが先進国でどれくらいなのか。そういうところも独自に検証してもいいんじゃないかなと思ったりしよるわけ。あんまり心配しよると、速度が、スピードが鈍るね。どんどん進めんといかん。そのためには、そこをあんまり恐れてするのはどうかなと私は個人的に思います。

それで、結局2025年度に向けてそういうこと

ね、とりあえず自動運転の実証試験を始めましょうと、レベル2で。

次に、2027年度に全国で100か所以上を目指してレベル4を広げていこうと。ここにのっからんばいかんわけよね。問題は、ここにのっかりきらんやったら遅れていくわけたい、どどんね。だから、そのための方策というのを今から練っておかんばいかんとやろうと思うけど、オートマチックに今回こういうことで国の2,000万円の補助金を使ってこういう事業をしようたら、100か所のレベル4にのっかっていくのかどうか、そこら辺の見通しをお聞かせください。

【鳥居次長兼交通政策課長】国の2027年の100か所の目標にのっかっていけるのかというご質問かと思えます。

見通しに関しては、結論から申し上げますと、しっかり順序だててやっていくしかないというふうに考えております。先ほど申し上げたように、いきなりレベル4で実装するというのは、技術的に難しいですし、先ほどもありました、地元の事故を心配するような声ですとか、地元での受け入れといった社会受容性の醸成も必要になってきますので、そういった意味で、全国の中ですごく先進ケースかと言われると、そこまではないかもしれませんが、今年度の段階からスタートが切れるというのはアドバンテージになるというふうに考えております。来年、2~3週間程度、まず走らせて、その次の年には走らせる期間を延ばす。なるべく通年に近い形で、費用がかかりますが、できるだけ期間を延ばしていくとか、レベル上げをしていくということによって、国の方の事業採択もしていただきやすくなる面もあると思えますし、技術的な検証、あるいは社

会受容性も実証の積み重ねによって増していくと考えておりますので、着実に一步ずつ進めていくということが一番大事なのかなと考えております。

【吉村委員】説明が長い割に、最終的には何ば言ったとかなと思うとやけど、確実にとかさ、そうじゃなくて、個人的にあえて言いよるわけよ。それは心配さすよ、周りの人たちもね。実装じゃなくて実証試験やけんね、まずは。だから、そこら辺の周辺の人たちの心配ということをや緩和するという作業も大事なんじゃけんか、そのためにはそういう事故率とか、いろんなことも調べてみて、周辺を固めていくと。それでスピード感を増していくという作業もせんばやろうというふうに提案をしておきます。

それで、これを進めてほしいのは、当然皆さんと一緒に、私も、なるだけ一日でも早くそういうことが社会実装できるようにお願いしたいと。

それで、この実証試験をするためのバス、大分高いんじゃないけど、GPSから拾っていくんじゃないけん、前、五島の水素電池船かな、1億5,000万円だったかな、そういうのを国が造って貸付けるということがあって、その後、その風力発電を造って五島で水素をつくるとか、そういう時に造ったんじゃないね。その後、国もええ加減じゃけんか、それをもうぱっぱにしとってさ、「船はどこにありますか。県が管理しとつとね」と言ったら、「いや、わかりません」とかなってさ、「いや、ありました。五島に、福江に」と。「どがんすつと」、「民間に売り払います」と。戸田建設やったかな、そこが買ったのかな、ちゃんと。それで活用していきますとか、そういうことがあったり、そういうのを以前話を聞いたね、見聞きしたしたことがあ

るんだけん。

高いのでリースでやるでしょうと、こう言いよったけど、そこら辺も国のきちとした方向性というか、そういうのをどうやって活用していくのかというのを、よく意思の疎通を図りながら、ざっとせんようにしとってもらいたいと思うのよね。それによって県の負担が、水素電池船は多分県の負担があったのかどうかまでは調べとらんけど、それを造る時にこうやって、国が補助金を出す時は必ず裏で県も出さんばごとなるけんね、出しとったとかもしれんけど、それは無駄になったという話になるわけやけんね。そこら辺は、進める中でいろいろと考えながら進めてください。それもスピード感を持って進めていただきたいと思います。

本当は空飛ぶ自動車も言いよったけど、IRがぼしゃったけんね、もう残念でならんたい。大村湾の上を飛べばバスより安全じゃろうけんか、これも同時に進めてやっていけばと思います。

次に、ジェットfoil、さっきからずっと出よっとやけど、この予算、経費ね。これがやっぱり国が25%、県12.5%、地元自治体12.5%、事業者が50%という負担。これは思い出すわけよ。何年か、もう10年たつのかな、制度がなくなって。社会資本整備交付金だったかな。土木部やったかな。離島の船のリプレース、リフレッシュ、唐突に終わった感があるんじゃけど。一定事業を決定する時に、事業期間を決めてやるというのは通常やることで、それを個人的に知らんやったけん、唐突感があるのかなとは思ったりもしよるけど、急にやまった。

それで、利用者が少なかった。少なかったというか、全国で。長崎県が突出して利用しよったわけね、リフレッシュ、リプレースは。だか

ら、もう長崎県のリフレッシュ、リプレース、全体的に言うけど、大体終了したのでいいでしょうというぐらいのことで終わったような感じを今でも持っておるんじゃけど。

今度、このジェットfoilを整備する時に、これが国のそれがもうないわけよね。どこから、国の何という予算をもってきて、この25%という国補助ができたのか。それは今後、まだ県内だけでも4隻おるわけよね、ジェットfoil。ここに県内で離島航路の船は約50隻、資料をいただいております。その中の4隻がジェットfoilだ。もう30年以上全部たっている、船齡がね。もうだんだんと、それこそ事業者と話し合いながら計画的に更新していかんと、やっぱりそれに乗船する人たちの安全の確保というのが心配になってくるわけよね。航行もせんば、それはつらからうし、だから、そういう意味で今後、県として国の補助というのが継続していくものかどうか。今回ばかり、1回きりで次はまた何か考えんばとなるのか。そこら辺を、よくこういう補助が取れてよかったねというお褒めの言葉もあったけど、今後については、そこら辺どうなのかなという心配があります。

それから、もう一つ、まとめて言っておくけど、九州郵船、このヴィーナズ2ね。博多～壱岐～対馬航路なんじゃ。長崎は通らん。長崎県が対馬に行くけん12.5%出すんやけど、福岡県は出さんとやろうかいと思う。

併せて言うとね、今回の議案にはないけど、壱岐の印通寺と唐津、唐津から出とるね。これも佐賀県から長崎県へ。長崎県の人には長崎から乗れないのよね、壱岐・対馬。ここら辺の課題というのは、ずっと長年あるんじゃろうと。島の人も、「私たちは長崎県民なのに、どうして」という声も、経済的には博多が近いとか、いろ

いろいろあるけど、やっぱり長崎県民である以上、長崎県から本当は乗りたいんじゃないという声も時々聞くので、そこら辺の将来の課題は別として、福岡県というのに働きかけとか、当然これは福岡県も、この長崎県が出す県補助と同額程度の補助は出していいんじゃないかなと思うけど、いかがですか。

【鳥居次長兼交通政策課長】まず、国の予算についてですけれども、今回、先ほどのご説明の中で国の既存事業の予算を活用するというご説明をさせていただいておりますが、もう少し具体的に申し上げますと、多言語化をしたり、トイレを洋式化したりといったものを支援するものになります。（発言する者あり）訪日外国人旅行者受入環境整備事業、いわゆるインバウンド補助金と言っているもので、その中の船関係のメニューを活用して補助をするという方針をお聞きしております。

こちらについては、先ほども少しご説明いたしました。単年度の事業予算になりますので、予算自体は毎年しっかりと確保していく必要がございますが、方針としては、国交省海事局の方でしっかりと支援をしていきますよという旨の説明を受けているところでございますので、その方針に従って、しっかり国の方でも予算確保に努めていただくということが必要なのかなと思っております。

福岡県からは出ないのかという話でございますが、これはそういう議論、観点はあってしかるべきと思っておりますが、今回のジェットfoil航路に限らず、本県は離島が非常に多く、離島航路の欠損補助もしておりますが、そういったところについても離島側がどこの県になるのかというところで補助をさせていただいておりますので、この基本的な考え方のもとにおい

ては、本土側が県外ということになっていまして、その県から補助を出していただくというのは難しいのかなと考えております。事実関係としては、現状そのようになっております。

【吉村委員】わかっちゃけどさ、そこを素直にそう言われたらさ、「努力してよう取ってきたね、予算を」と褒められよったらさ、「どこを努力したの」と、こう言いたくなる。そしたら、福岡県に「あなたも出さんばやろう。制度上、そうなってるけど、どがんね」という働きかけは一回でもしたと。そこはどうですか。

【小川地域振興部長】離島航路に関する吉村委員のお尋ねでございますが、やはり壱岐・対馬、離島については長崎県の自治体ということでございまして、実はコロナ禍の中で航路事業者が非常に厳しい折の支援についても、私の方から福岡の方にも、なんらか一緒になって航路事業者を助けるような支援ができないかという呼びかけはしたことがございます。しかしながら、なかなか難しいということでのってきていただけなかったと。

今回のジェットfoilについても、私ども、正直長崎県だけじゃなくて、福岡県などからの支援というのも一時期視野に入れたんですが、例えば、国の欠損補助等々についても、実は国が補助して、残りについてどこが負担しているかといったら、壱岐・対馬の航路、フェリー航路等については長崎で負担しているということで、福岡の方で負担している実績も、そういう制度の枠組みとしてございませぬので、国ともいろんな協議をしていく中で、今回のようなスキームの方が一番なじむのではないかということも整理しながら今回進めてきたというところでございます。（発言する者あり）

【吉村委員】了解、了解と言いやらすばってん、

私はなかなか了解しきらん。

努力として「国に働きかけをしました」とかいろいろ言うなら、国に「そこら辺のスキームを変えてくださいよ」と。例えば、新幹線スキームだって変えんばたいって、通る自治体がもたんばいかん部分があるたいね。それを払いきらんと、佐賀県が払いきらんとするわけね、多額になって。だから、地方負担を減らしてよという話の延長線上のそういうのもあると思うよ。だから、「これで使えるけんよかたい。よかったですね、これで適用できて」と言うけど、そういうプラスアルファであなたたちの努力が、長崎県は約10億円出すとよ。一般財源たい。一財で出して、昨日も議論になったんじゃけど、一財が大事なのよ。これを県民のためにどう分配していくか、事業をより効率化していくとか、いろんな課題があるわけね。長崎県の自主財源比率というか、そういうのは低いわけね。だから、一般財源を大事に使わんばいかん。でも、国がこれだけ出すと言うたら、オートマチックに県はこれだけ、12.5%出さんばいかんとなるわけたい。そしたら、そこでする努力は何かと言ったら、事業がこれで採択されてよかったと喜ぶばかりじゃなくて、もう一つ努力をしてほしいわけよね。やっぱりそういう制度の改正に向けて取り組んで、福岡県なんてもう大分恩恵にあずかりよるわけよね。もう対馬の人も長崎で会議がある時、必ず福岡に降りて、福岡から長崎に来て、帰りは福岡に行って対馬に帰る。飛行機は長崎から出たりもしとるけど、福岡からの便はもっといっぱい出とるわけよね。そういう現状を考えるとね、やっぱりそこら辺のスキームを変えるのは国の役割。だから、その国に対して働きかけをもっとどんどんやるというスタンスで、あなたたちのそういう言葉

を答弁でもらいたいと思って質問するわけたい。そこを聞いたうえで、もう一回答弁をしていただきたいんですけど、国への働きかけ。

【小川地域振興部長】今回のジェットフォイルのスキームに関するいわゆる国への働きかけというお尋ねでございますが、実は今回のスキームにおいても、やはり長崎県、もしくは県内の市町村も負担というのが生じるということで、何らかの地方財政措置がある地方債等が使えないかというようなお話も総務省とも、私じかに何度も行きましてお話もさせていただきました。そういう中で、なかなか今回、やっぱり難しいという部分はございましたが、当然吉村委員ご指摘のとおり、長崎県の今の財政の状況というのを考えれば、今回の部分についてはこういう形でやらせていただきたいと思うんですが、今後の更新船舶もありますので、そこに向けて総務省もしくは国土交通省の方とも、どういう形の方が一番財政負担的なものも考慮しながら進めていけるかという観点で、私どもも、今後ご相談、もしくは必要があれば要望等々もやっていきたいと考えております。

【吉村委員】ようやくそういう話が聞けて、最後がちょっと失敗やったね。そういう要望があればじゃなくて、やっていきますと答えんば駄目やったな。そういう要望があればと言ったら受け身の姿勢たい。もっと攻める姿勢でおらんばいかんとやろうと思います。

でも、そういうことで、さっき言うのを忘れたけど、いわゆる交付税ばかりじゃなくて、そうやって過疎債みたいに、そういう有利な貸付けができないとか、今後ずっと引き続き、長崎県には昨日も小林委員からありよったけど、すばらしい総務部長やねって、あなたは総務省から来てって、長崎県のために働いている。

「頑張ります」と言いよったんじゃ、総務部長は。総務省やっけん、総務部長に言ってから通そうでって、どがんかしてごちゃごちゃやってさ。そういうところを、もっと工夫をするという頭をいつも持っとってもらいたいというのが私の希望ですので、どうぞよろしく今後とも取組をしていただくようお願いいたします。

以上です。

【石本分科会長】ほかにご質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了します。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

第82号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】異議なしと認めます。

よって、第82号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

【石本委員長】次に、委員会による審査を行います。

地域振興部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査及び議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

地域振興部長より、所管事項説明を求めます。

【小川地域振興部長】地域振興部関係の議案外

の報告事項及び所管事項についてご説明いたします。

お手元の「総務委員会関係説明資料」2ページをお開き願います。

まず、議案外の報告事項についてご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した2件につき、損害賠償金合計6万840円を支払うため、去る9月2日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

次に、所管事項についてご説明いたします。

（「長崎県・市町連携会議」の開催について）

去る7月18日に、知事と市町長による令和6年度「長崎県・市町連携会議」を開催いたしました。

会議においては、デジタル分野における県と市町の連携について、各市町長からご意見をいただき、情報共有を図ったほか、各市町の外国人の子どもに対する支援や災害発生時の外国人への対応状況など、外国人との共生に向けた取組についても意見交換を行ったところであります。

引き続き、県・市町の施策について、情報共有や意見交換を行うなど、市町との連携強化を図り、各種施策の効果的な展開につなげてまいります。

恐れ入りますが、「総務委員会関係説明資料（追加2）」の2ページをご覧ください。

（地価動向について）

国土利用計画法に基づく地価調査について、県下447地点の基準地における7月1日現在の価格について調査を行い、去る9月17日に、「令和6年長崎県地価調査の結果概要」について公表を行ったところであります。

その概要については、県下の地価動向は、住宅地、商業地、工業地などを合わせた全用途での令和6年の対前年平均変動率は0.0%で、前年のマイナス0.2%から0.2ポイント下落幅が縮小し、平成10年から続いていた下落から横ばいに転じております。

具体的には、住宅地においては、令和6年の対前年平均変動率はマイナス0.2%で、前年のマイナス0.4%から0.2ポイント下落幅が縮小しており、平成11年以降、26年連続での下落数値ではありますが、ここ4年連続で着実に持ち直し傾向が見られております。

また、商業地においては、令和6年の対前年平均変動率は0.3%で、前年の0.0%から0.3ポイント上昇し、平成4年以来32年ぶりにプラスに転じたところであります。

近年の本県の地価動向の背景としては、西九州新幹線開業による開発促進への期待感や、都市部のマンション用地や住宅用地需要などが堅調で、その周辺にも波及効果が見られ、住宅地及び商用地における平均変動率は着実に持ち直し傾向にあるものと分析しております。

今後も引き続き、土地取引に関して円滑な運用を図るとともに、国が行う地価公示制度とあわせて、一般の土地取引に対して適切な指標の提供に努めてまいります。

恐れ入りますが、「総務委員会関係説明資料（追加1）」の2ページをお願いいたします。（交通系ICカードの導入エリアの拡大について）

JR佐世保線等への交通系ICカードの導入については、利用者の利便性向上や西九州新幹線の開業効果の拡大を図るため、JR九州、佐賀県及び長崎県の三者の連携事業として取り組んでまいりました。このたび、本サービスの開始日

が10月3日に決定し、同日には佐世保駅において記念セレモニーを実施することとしております。

県としては、ICカードの導入エリア拡大を契機として、引き続き、西九州新幹線の開業効果の拡大や圏内での周遊促進に取り組んでまいります。

恐れ入りますが、「総務委員会関係説明資料（追加3）」の2ページをご覧ください。（九州新幹線西九州ルートについて）

去る9月21日、西九州新幹線（長崎～武雄温泉間）の開業2周年を記念し、JR九州は、1日限定で西九州新幹線が乗り放題となるTシャツきっぷの販売や、大村車両基地で新幹線かもめをお掃除する参加型イベントを実施されたほか、新幹線各駅においても沿線市が中心となり、記念イベントが開催されました。

県では、新幹線を利用された方の県内周遊を促すため、9月19日に観光列車「ふたつ星4047」による長崎駅～佐世保駅間の特別運行ツアーを実施したほか、20日と21日には、佐世保駅前広場において、乗り放題Tシャツを着た来場者に、県内特産品ブースでの特典を付与するなど、開業2周年のイベントを、佐世保市をはじめ市町や関係団体等と連携して開催したところであります。

県としては、引き続き、こうした取組を通じて、新幹線効果のさらなる拡大に努めてまいります。

一方、九州新幹線西九州ルートにおける新鳥栖～武雄温泉間の整備の在り方については、国土交通省と佐賀県との協議や、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」等で議論が続けられております。

恐れ入りますが、「総務委員会関係説明資料」の2ページ、最終行をご覧ください。

去る7月24日と30日には、与党PT西九州ルート検討委員会において、本県や佐賀県、JR九州のほか、沿線自治体や経済団体に対するヒアリングが行われました。

本県からは、大石知事が出席し、これまでの経緯や西九州新幹線の開業効果に加え、関西圏からの大規模なインバウンド需要の取り込みや、災害・有事などに備えた輸送機能としての重要性など、新幹線ネットワークにつながることの必要性を説明し、併せて、議論が膠着している現状を打開するための課題解決に向けた具体策の提示や、国を交えた関係者間による協議の実施など、一日でも早く全線フル規格による整備を実現するための対応を強くお願いしたところであります。

8月23日には、約1年半ぶりとなる国土交通省と佐賀県の「幅広い協議」が行われましたが、国土交通省から新たな提案はなく、佐賀県も従来の考えを示すにとどまるなど、大きな進展は見られませんでした。

こうした中、県内においては全線フル規格の実現に向けた取組が広がっております。7月17日には、大村市新幹線フル規格促進協議会の主催によるシンポジウムが開催され、県内はもちろん、武雄市や嬉野市からの参加者もありました。

また、経済団体の主催による千人規模のシンポジウムも8月30日に予定されておりましたが、残念ながら、台風の影響により延期となっております。

県としましては、引き続き、政府・与党をはじめ関係者に対して、議論の進展や地域課題の解決について働きかけるとともに、関西直通運

行の実現に向けた気運醸成を図るなど、西九州地域全体の発展に資する全線フル規格による整備の実現に向けて取り組んでまいります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【宮本地域づくり推進課長】私から「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております地域振興部関係の資料について、ご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

6月から8月までの1,000万円以上の契約状況の一覧になります。内容は記載のとおり、令和6年度ながさき「しま」のビジネスチャレンジ開催業務委託の1件となっております。

次に、3ページをご覧ください。

6月議会で決議されました「九州新幹線西九州ルート整備促進に関する決議」に対する対応状況で、左側に決議、右側に対応状況といったところとなっております。

次に、4ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、6月から8月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、大村市をはじめ関係市などからの要望となっておりまして、長いですが、4ページから47ページまでが対応状況ということでお示ししているところでございます。

次に、48ページから附属機関等会議結果報告

でございます。6月から8月までの実績は、長崎県土地利用審議会など計5件でございます。その議事概要につきましては、49ページから53ページまでお示ししているところでございます。

以上で、私からの説明を終わります。

【石本委員長】次に、新幹線対策課長より補足説明を求めます。

【川口新幹線対策課長】私からは3点、資料をご説明したいと思います。

まず、ファイル名「九州新幹線西九州ルートにかかる最近の主な動き」についてご説明申し上げます。

1ページ目、令和6年7月17日でございますが、大村市におきまして、大村市の新幹線フル規格促進協議会の主催によるシンポジウムが行われております。

JR九州、それから長崎県立大学の教授のご講演のほか、パネルディスカッションも行われ、パネリストの中におきましては、嬉野温泉の観光協会の代表も参加され、そして、部長説明にもありましたように、嬉野、武雄の方も聴講されたというようなシンポジウムになっており、こうした市町でのシンポジウムというのは非常に珍しかったものだと考えております。

次でございますが、7月24日でございます。与党PT九州新幹線（西九州ルート）検討委員会が開かれ、地元のヒアリングが行われております。

概要をご説明いたしますと、まず、大村市の園田市長におかれましては、1つ目にありますように、開業効果として人口が増加し、車両基地は観光面でも効果を上げていると。そして、新駅前のまちづくりも進んでいるというご説明をされております。

次のページをお願いいたします。

嬉野市の村上市長におかれましては、2つ目にありますが、ルートについて、これまではどこでもいいというようなご発言をされておりましたが、一刻も早く整備するためにも佐賀駅ルート以外にはないということをお場で初めて申し上げられております。

次に、佐賀の商工会議所陣内会頭でございますが、1つ目、佐賀県内の経済界としては、いろんな意見があるということで、ルートについてもまだ意見を表明できるような状況にないといったご発言をなされております。

次、佐賀市の坂井市長でございますが、1つ目、フリーゲージトレインの頓挫といった特殊事情を踏まえて、佐賀のために何ができるかを検討してほしいということ、そして、費用負担などの課題については多角的に議論していただきたいということをおっしゃられておまして、2つ目にありますが、一般論としてではございますが、新幹線がネットワークにつながる必要性は理解しているとご発言されております。

それを受けた森山委員長の受け止めが下に記載しておりますが、3つ目をご覧ください。「財政負担については慎重に検討しなければならない」といったご発言、これは取材を受けた際でございます。記者から「法律を変えて検討する必要もあるのではないか」というようなご質問に対してのお答えになっておまして、そこに記載しておりますように、「現在の法律を変えてまでやる必要はない」といったご回答をなさっております。

次のページをお願いいたします。

7月30日にも引き続きヒアリングが行われておまして、まず、大石知事におかれましては、一日も早い全線フル規格の整備が本県の思いだということをお伝えいただきまして、そして、

必要性として関西圏3,200万人のインバウンドをしっかりと取り込むことが、西九州地域にとって必要であるということ。

それから、災害時における代替機能や有事での迅速な輸送という観点からも全線フル規格が重要だということをご説明されたうえで、佐賀、長崎、JR九州の地元三者で課題に対する答えを見つけ出すことは難しい。ただ、国が入ることで議論が進むと考えているので、具体策を提示いただきたいということを訴えられております。

次、長崎市の鈴木市長でございますが、1つ目にありますように百年に一度と言われるまちづくりが進んでいるということ。そして、佐賀駅もその効果が最大化されるので、駅ルートがベストではないかということをおっしゃられております。

次、長崎県商工会連合会連合会の森会長におかれましては、長崎の経済界としては、福岡、佐賀、長崎を一つの大きなエリアとして経済の活性化を進めていきたいと。そのために、福岡、長崎を1時間で行ける新幹線整備というのが必要であり、メガリージョンにも九州はつながっておく必要があるということをおっしゃられております。

次のページをお願いいたします。JR九州古宮社長でございます。

2つ目にありますが、ルートについては佐賀駅を通るルートが佐賀県民、市民の方にとって最も利用しやすい場所ではないかということ。そして、在来線についてですけれども、多くの通勤・通学の利用者がいらっやって、鉄道を残すエリアであるといったご発言をされております。そして、特急につきましても、特急の今の利用状況を見ながら、新幹線との組み合わせ、

本数を今後考えていく必要があるといったご発言をされております。

佐賀県は、南里副知事がお出席されておられて、1つ目にあるように、これまでと同じようにご説明をされたということで、嬉野、武雄温泉の利便性は高まってきましたが、鹿島、太良にはマイナスの影響があったということ。それから、新鳥栖～武雄温泉間は、在来線を利用するという合意しか、今までできていないということで、新幹線の整備に当たっては、地元で新たな合意形成を図るのが本来のあり方であるというご主張をされております。

これらを受けて、また森山委員長が、取材の中でのご発言ですが、総括としては難しい課題だということ、そして、佐賀県から「三者の意見交換は有意義で今後も続けていく」ということが佐賀県から説明があったということをおっしゃられておられて、これを受けて国を含めた協議については、三者の意見交換がある中で必要であれば国も入って協議していくのではないかと、いう受け止めに示されております。

次のページをお願いいたします。

8月23日でございますが、国土交通省と佐賀県の幅広い協議（第8回）が開かれております。

この中におきまして、北村幹線鉄道課長は、3つ目にあるんですけれども、事業費の再試算ということでございまして、これは実は森山委員長が、新鳥栖～武雄温泉間の区間の事業費についても再試算をしたらどうかというお願いをされたということについて、それについては簡単な作業ではなく、今後、佐賀県や、あるいはいろんな協議でルートが固まっていく中で試算はしていきたいということをご発言されております。

そして、国も含めた協議についてもご意見を

述べられておりました、次の項目にあるんですけども、国も入って議論することは重要だと自分たちも考えていると。ただ、相手のある話なので、佐賀県と相談しながら進めていきたいというご発言をなされております。

佐賀県の地域交流部長は、これまでどおりのご発言をされているというような状況で、議論はあまり進んでいなかったのではないかと認識しております。

次の資料をお願いいたします。ファイル名は「西九州新幹線の開業効果 全線フル規格・関西直通運行の必要性」という資料でございます。

この資料につきましては、大石知事がヒアリングを受けられた時に作りました資料をベースに、県、あるいは民間のシンクタンク等が調査した経済効果等の結果も併せて記載しております。新幹線の効果と全線フル規格に向けた必要性というのを、今後、県内外の皆様にはわかりやすくご説明するために作成したものでございます。

次のページをお願いいたします。

西九州新幹線の開業効果についてということで、JR九州が発表された数値を記載しております。左上ですが、西九州新幹線の利用状況ということで、赤のグラフが西九州新幹線、そして、青のグラフが九州新幹線の鹿児島ルート博多～熊本間の数字でございます。左側がコロナ禍前の数字を100とした場合に、開業1年目、2年目でどれくらい伸びたかという伸びを示しているものでございます。

西九州新幹線につきましては、1年目が102、2年目が106ということで、順調に伸びているのに対して、鹿児島ルートは、コロナ前を100とした場合は86、95ということで戻り切れていないということを示しているものでございます。

人数につきまして、実は少し前にJR九州が公表されておりました、2年目の利用者数と申しますのが、253万7,000人と発表されております。

右側が新幹線定期券「エクセルパス」の利用状況ということで、一番左が開業時点です。開業時点でのエクセルパス、定期券の枚数が221枚だったのに対して、今年の5月が枚数でいきますと564枚で、開業前に比べると268%まで増えています。

左下がD&S列車「ふたつ星4047」でございます。乗車率が平均8割で非常に人気であるということ。

それと右下ですけれども、災害時の代替輸送機能ということで、大雪で高速が繋がらなかった時に、空港からリムジンバスが運行できなかった際に、まず空港と新大村駅をバスでつないで、そこから先は新幹線で運んだという事例もありまして、災害時にも強いといったものが新幹線の効果として表れております。

次のページをお願いいたします。

開業1年間の観光客数というのは、これは県の調査で推計しております。アンケート調査をもとに推計しております。新幹線の利用者、JR九州が1年目は242万人という発表をなされておりますが、これは長崎から福岡方面に行くような方、あるいは長崎県民も含んでおりますので、長崎を訪れた観光客数というのはこれまでわからなかった中で、アンケートを実施した推計結果でございます。西九州新幹線を利用した観光客数は、1年間で約103万人、そのうち新規の観光客数は33万9,000人と推計をいたしております。

このグラフ、表にあります赤い部分はその新規の観光客数で、ピンクの部分が103万人から

33万9,000人を引いた約69万人ということで、これは、これまでバスとか、あるいは車で来られた方が、今回、新幹線を利用された方ということになっております。

この103万人がどれくらいお金を落として経済波及効果があったかということが次のページに示しております、上段にあります経済波及効果、推計でございますが、193億円となっております。そして、これは県全体の数字となりますので、これが県内各地にどれくらい波及したかということ、これについてはアンケートの中でははっきりわからなかったのもので、下段のグラフで旅行会社への聞き取り結果を示しております。

記載のとおりでございますが、長崎以外にも佐世保でありますとか、島原、五島にも新幹線を組み込んだ旅行商品で宿泊いただいているというものになっております。

次のページをお願いいたします。

それ以外の開業効果といたしまして、これは民間のシンクタンクが経済波及効果として公共投資、民間設備投資の効果額を1,737億円ということで発表されており、左下にありますように、地価につきましても、国税庁の発表によりますと、沿線市は着実に上昇しているといったものになっております。

次のページ以降は、沿線市、長崎市、諫早市、大村市におけるまちづくりの状況を写真を中心にご説明をいたしております。

少し飛んでいただきまして、9ページでございます。

今回、アンケート調査を実施したということで、その中で実際の生の声を拾っております。そうしたものを幾つか示させていただいております。乗り心地でありますとか、通勤に便利

だった、あるいは延伸に関して早く直通になってほしいという声もありました。

そして、最後のページの右側ですが、乗り継ぎに関する不満・要望の一つといたしまして、4つ目でございます。博多駅から長崎へ向かう時に、間違っって新幹線改札口へ行って、なかなか乗りづらかったというようなお声もありまして、武雄温泉以外でも、博多駅でも、まだ利便性という面においては、非常にご苦労なさっている方が多いということになっております。

恐縮ですが、もう一つ別の資料をご覧いただきたいと思っております。

ファイル名が「『ふたつ星4047』長崎～佐世保間実証運行及び開業2周年記念イベントについて」というものでございます。

まず、1つ目でございます。「ふたつ星4047」長崎～佐世保間実証運行ということで、今走っておりますふたつ星4047といいますが、佐世保駅には乗り入れてなかったと。早岐まで入ってきていただいていたんですが、そこから先は武雄温泉の方に向かうルートになっておりましたので、今回、JR九州と協力いたしまして、佐世保への実証運行というのを記載のとおり実施いたしております。

9月19日に、これは「九十九島の日」ということであったんですけれども、実施いたしまして、日帰りのコース50名、宿泊のお客様が30名の合計80名の募集に対して70名のお申し込みがありました。

実施に当たりましては、JR九州はもちろんですけれども、佐世保市でありますとか、観光部局の協力も得て実施しております、アンケートもとっている中では、当然「ふたつ星4047」の評価もよかったんですが、2つ目にあります佐世保のジャズ、こういったものも非常に評価

が高かったものでございます。

そして、2番目でございますが、開業2周年の記念イベントということで、JR九州が実施されましたイベントに合わせて、私どもといたしましては、佐世保・県北地域にも周遊を図りたいということで、佐世保駅で県北地域の市町と一緒に、連携してイベントを2日間実施いたしております。

駆け足でございましたが、私からの説明は以上になります。

よろしく願いいたします。

【石本委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は、15、16、18、24、33、37、41となっております。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前 11時56分 休憩

午後 1時30分 再開

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、午前中に引き続き審査を行います。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」についてご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【湊委員】 「西九州新幹線の開業効果について」の資料を見させていただいて、そちらについて質問がございます。

観光客による1年間の経済波及効果193億円と書いてありまして、観光客が103万人。ということは、一人当たり約1万9,000円ぐらい使っているのかなと思いますけれども、その認識で正しいのか、まず教えてください。

【川口新幹線対策課長】 経済波及効果193億円の内訳、考え方でございます。

まず、算出するに当たりましてアンケートをとっております。利用者に対してアンケートをとっているんですが、その中でそれぞれのお客様が何にお金を使ったのか、宿泊、あるいは交通、買い物、お土産、食事にどれだけ使ったかという金額をそれぞれ個別にお聞きいたしまして、それをもとに金額というのを出しておりますので、大きく分けると、宿泊のお客様と日帰りのお客様で単価が違っております。宿泊のお客様が、アンケート結果では平均約3万7,000円、日帰りのお客様が6,800円という単価結果になっております。

【湊委員】 わかりました。宿泊が3万7,000円、日帰りが6,800円。まだ西九州新幹線ができて2年というところで、すごい盛り上がっていると思うんですけども、そこをしっかりと維持、そして、さらにもっと経済波及効果が生まれるように、これからもよろしく願います。

ありがとうございます。

【石本委員長】 ほかにありませんか。

【吉村委員】 今、湊委員からいい質問がありま

したね。一応褒めとくけど。

今、課長から経済効果について、アンケートをとって日帰り、一泊こうこうで六千なんぼとかいう答弁が今あったけど、その金額を聞いて、それは調べてもらったんじゃないけど、その金額自体を見て、その妥当性というか、そういうところをあなたたちは検証したのかなと思うんじゃないけど。それが本当だったら、もっと使われるごとせんばいかんとかさ、こういうところがその先にあるじゃん。今は結果を見ましただけ。もう一歩進んだ答えの出でこんかなと思うんじゃないけど。どがん、期待して聞くんじゃないけど。

【川口新幹線対策課長】まず、1つ目のご質問、妥当かどうかを確認したのかということでございますが、これが私どもの新幹線を利用されたお客様を対象にしたサンプルのアンケートということで、これはほかと比較してどうかということにつきましては、観光部局が統計を出しております観光統計というのがあります。その数字と妥当かどうかというのを確認いたしております。

その際の直近でいきますと、観光消費額の調査におけるR5年度の平均単価は、宿泊が3万6,000円ということで、これに比べると新幹線は多少多いと。一方で日帰りなんですけれども、日帰りのお客様だと、観光統計では約8,700円ということになっておりましたので、これと比べると新幹線の日帰りのお客様はちょっと消費が少なかったということで、当然これを今後増やしていかないといけないということに関しましては、やはり観光部局、いろんなところと連携して取り組んでいく必要はあるかと思いません。

先ほど少し資料の中にも入れておりましたけ

れども、旅行商品の造成といいますのも、観光部局と連携して新幹線対策課の方で働きかけて、少しでも県内を周遊していただくように動いておりますので、そうした取組というのは今後も継続して取り組んでいく、そうすることで、少しでもお客さんを増やすのと併せて、少しでも長く滞在していただくことで消費が増えるのではないかとということで、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

【吉村委員】今の答弁でね、結局言いたいのは、こういう結果でしたという報告だけでは物足らんというのを言いたかったわけよ。よくそういうのがほかの部局でもあるんじゃないけど。こういう結果だったので、次こういう仕掛けをやっていきたいと思いませんか、そういうところまでもっと能動的な答えをしてもらえればありがたいなと思うので、今の答弁を了としますが、そういうことで今後とも取組を進めていただくようお願いして終わります。

以上です。

【浅田委員】数点お伺いさせていただきたいと思えます。

まず、県庁跡地についてですけれども、現段階でサウンディング調査等々がようやく進み出したという、今も、これからおくんち前にああったところを使われるような状況になっておりますが、事業者向けの説明会等々を先日行ったというふうにもお伺いしておりますし、今の状況を改めて教えていただければと思います。

【松島県庁舎跡地活用室長】6月の委員会の際に、県庁舎跡地の整備につきましてサウンディング調査をさせていただきたいというお話をさせていただいておまして、先日の9月25日に全体説明会を開催したところです。

出席といたしましては、Web参加も含めまし

て36事業者の方にご出席をいただいたところ
です。今後、10月に個別の対話、11月に取りま
とめという形で、取りまとめの結果を改めて委
員会の中でご説明をしたいと考えております。

【浅田委員】 これまでも、跡地活用懇話会2回、
もう10年以上前からいろんな形でやってきて、
ようやく動き出したという、数年ここに皆さん
一緒に移ってきてから、それからやっとという
ことが地域の中でも思うところあるかと思うん
ですね。

これまでも、様々なサウンディング調査もそ
うですし、いろんなアンケート調査、地域の声
を聞いた、いろんなことをやってきた中で、よ
うやく目途というか、やっと動き出せるのかな
とされているんですが、そのあたりの日程感と
いうのはいかがでしょうか。もし新しく事業者
説明会を行ったことによって決まったようなこ
とがあれば、改めて教えてください。

【松島県庁舎跡地活用室長】 今回のサウンディ
ングを通じまして、事業の整備手法についまし
て、従来のやり方にするのか、それともPFIも含
むPPP系の事業展開をするのかといったところ
をある程度見定めまして、仮の話なんですけれ
ども、例えばPPP、PFI系の事業で推進したと
仮定した場合には、通常の行程というか、手続
きでいきますと、来年度導入可能性調査を行いま
して、令和8年度に契約、9年度から設計と施
工という大きな流れはイメージできるかなとい
うふうに考えています。

【浅田委員】 今まで長く止まっていたものが、
加速度的に進んでいるということは、私たちに
とってもあの地域にありますのでありがたい部
分でもあろうかと思えます。

そんな中で若干気になるのが、例えば跡地活
用懇話会があった、いろんなことがあった。最

初は反対、まずは県庁移転反対のところからス
タートして、私も小林委員と随分いろいろと反
対と賛成の立場で、特別委員会があっている
あったと思うんですね。そういう時には、た
くさんの地域の町内の方々、懇話会の方、いろ
んな方がいたんですけれども、結局その現状と
いうのがなかなかその時に関わってくださった
委員の方々、町内の反対運動をしてその後どう
なるのと思っていた方々に、全然うまく伝わっ
ていないような感じがするんです。

例えば、身近な江戸町とか、ご当地の場所の
方にはご説明はいただいている。だけど、浜町
はどうなの、出島はどうなの、興善町はどうな
のとか、あの当時はもっともっと広がりを見せ
ていたにもかかわらず、そこが全然進んでない
というか、こっちは進んでいるけれども、伝わ
ってないんじゃないかなという気がするんで
す。

そうしてしまうと、今言った早ければ3年後
ぐらいに着手とかとなった時に、ふたを開けた
時、えっと、自分たちが言っていた状況と変わ
ったんじゃないのとか、何か出てくる可能性が
あると思うんです。これは県庁跡地の事業にか
かわらず、いろんな事業体の中で、県としては
段取りを見て、ずっと何年も何年もかけてやっ
てきた事業で、ばんと発表した後に、また反対
運動が起きたり、そうじゃなくて違った活用が
いいんじゃないかとか、いろんな声が出てくる
ことがここ数年もあってと思います。

そういうことを考えると、非常に慎重に、あ
の地域が移動することによって変わることを反
対していた過去のそういう方たちにも、いま一
度丁寧に私は説明すべきじゃないかと思ってい
るんですが、そのあたりをどのように考えます
か。

【松島県庁舎跡地活用室長】 これまでも、基本構想を策定する段階ですとか、いろんな段階を通じて私どもとしては、例えば自治会であったり商店街であったり、商工会議所であったり、関係団体の方には説明をしてきたつもりではありましたが、委員おっしゃるように伝わってないというところがあったとすれば、そこについては今後も基本的な土地利用ですとか、施設の規模感とか、そういったところをある意味大きな節目を迎えるところもありますので、そういった段階でより多くの皆さんに伝わるように、そういった機会を設けて対応していきたいというふうには考えております。

【浅田委員】 ぜひとも、ここは重要なことだと思うんですね。反対をして、もう移転したからその反対していた方たちはそれでいいわけではなくて、次なるものができた時、その後の活用の仕方、歴史の問題、いろんな問題がここには含まれているかと思っておりますので、ぜひともしっかりと丁寧に、さっき日程的なことを聞くと、もうすぐにでもそういうことができそうな状況もありますので。

多分、今まで何か聞くと、いや、商工会議所の方には説明しましたとかとあるんですけど、もっとそこに住んでいるいろんな方々への広がりややっぱりなかったように思うので、ここは部長、どうなんでしょうか、しっかりやってただけのもの、今までもやっているとおっしゃるんですけども、参事監でもいいんですけども、ここは後々に禍根を残さないような形で、本当によきものというふうに、もう移転してしまったわけですから、反対はしていたけど、やっぱり両方がつながって、まち全体がつながって百年に一度の、その中に県庁跡地もしっかり考えていただいていたなというふ

うに打ち出していただきたいなと思うんですけども。

【小川地域振興部長】 県庁舎跡地に関する浅田委員のご質問でございますが、おっしゃるように地元とか周辺住民の皆さんたちに説明というのは非常に大切だと思っています。これまでもいろんな形でやってきたとは思いますが、今後、より具体的な内容になってくるという段階に入ってきてまいりますので、私どもとしても、全ての皆様のご了解がいただけるというのは、なかなか難しいと思うんですが、可能な限り丁寧な対応をしながら、地元の皆さんとの対話も進めてまいりたいと考えております。

【浅田委員】 力強く対話を進めていきたいと、対話をしていただければと、本当によくいろんな事業で後々ということがありますので、ここに関してはこれまでの長崎の基礎をつくってきた、まちなかでも本当にいい場所でもあり、歴史もある場所でございますので、その活用に関しては、やっぱり実際に私も、前にこうしようと言っていた絵面と、最近あそこが空き地になってずっと何年もたつてくると、見え方が変わってくるんですよ。もしかしたらこっちの方がとか、私ですら思うので、そういうことも踏まえて、いろんな声をしっかりと、またこのサウンディング調査を活用してやっていただきたいと思っております。

もう一つ、これまで、私もライドシェアに関して何度か質問をさせていただいたんですけども、割と今までは、長崎は比較的消極的な状況だったと思うんですが、全国的にも状況が変わっている中で、歩みが進んだ部分とか、こうあるということがあれば、そのあたりを教えていただければと思っております。

【鳥居次長兼交通政策課長】 ライドシェアに関

する直近の長崎県内の状況でございます。

新聞報道等でも少し出ていたところですが、県内でライドシェアに関して地元のタクシー事業者2社が国に申請をしたという記事が出たところでございます。

この関連で申し上げますと、今回、長崎市と佐世保市のタクシー事業者が長崎運輸支局の方に実施を申し出たもので、これが今年の3月から国交省が創設しました「日本版ライドシェア」と呼ばれる仕組みを使いたいという申し出がなされたものでございます。

この「日本版ライドシェア」というものに関しては、いわゆる誰でも運送サービスを提供できるというものではなくて、タクシー事業者の管理のもとで、自家用車、2種免許を持たない一般のドライバーの方を活用して、タクシーが不足する地域、あるいは時期、時間帯を補完するという目的、形で運送サービスを提供するというものでございます。

実際、今回記事に出ていた申し出に基づいて、運輸支局長から、事業者ごとに許可がなされることとなります。今、その許可を待っている状況となります。申請した事業者がこの地域、この曜日、この時間帯に何台、自家用車活用事業でやっていいですよという許可をされる形になりますので、これが長崎市内と佐世保市内の交通圏で間もなく実施される見込みでございます。

これに関しては、前回の委員会でも浅田委員からご質問いただいておりますが、実際、今年3月にできたばかりの制度ということで、もともと都市部、東京など大都市部から順次運行が開始されていたところであり、8月末時点で全国29地域に拡大しておりましたが、これまでは長崎県内になかったところでございます。

このたび、記事にも出ていたとおり、申し出がなされたということですので、県内でも少しずつ広がりを見せていくものと考えております。

【浅田委員】消極的だった団体なり企業体が参入するということ、全国組織の中で決定をした流れというものが大きいのだろうなというふうに思います。そんな中で長崎と佐世保。これは、今後は県内に広がりを見せるのか。県として、そこをどういう形で引っ張っていくのか。それとも事業体に任せる、自治体に任せていく感じなのか。県としてのあり方というのはどんな感じでしょうか。

【鳥居次長兼交通政策課長】まず、先ほど申し上げた日本版ライドシェアに関しては、基本的には事業者がこれくらい足りないということ、申し出をしていただいて動いていく制度ということになっています。一方で、自治体がこれくらい地域で足りてないのでやらせてくださいという申し出もすることができる制度になっておりますので、自治体から動くことも可能な制度になっております。

県としてということですが、もちろん新しい日本版ライドシェアという仕組みも当然活用できる手段の一つだとは思っておりますが、そのほか、もともとございました自家用有償旅客運送制度というもの、これを「公共ライドシェア」というふうに最近、国交省は名前をつけて読んでおりますけれども、この日本版ライドシェアですとか、あるいは公共ライドシェアということ、これを全国に普及させるという方針であることは国交省も示しているところですので、こういった様々な手段をうまく活用して、本県は離島・半島地域を多く抱えておりますし、過疎地域もあるということで、多様な交通手段で公共交通

の確保・維持を図っていくということは非常に重要なことだと思っております。もちろん、幹線に関しては鉄道やバスがございますので、役割分担、それからいろんな手段をうまくミックスさせて確保・維持できるように、引き続き検討していくというところで、先ほどタクシー事業者もそうですし、そのほかバス事業者からの意見とか、状況の把握、それから県内市町ともしっかり意見交換をして状況把握に努めていくということが最初のステップかなと考えております。

【浅田委員】おっしゃることはすごくわかりませんが、例えば公共ライドシェアだろうが、日本版ライドシェアだろうが、使う側の住民にとっては、自分たちの日々の生活に密着するようなところで使えるものがあれば助かるという観点で、それがどっちということでは決してないと思うんです。ただ、私が聞きたかったのは、長崎県として、たくさんいろんな地域で公共交通、人手も不足とか、いろいろ言われている中で、県下全体の交通政策としてどのような形で日本版だろうが、公共だろうが、この地域ではどうなんだというのを、リーダー的な形で引っ張って行って、その政策を打って出るといようなお考えはないのかなと思ったので、それを聞きたかったんですが。

【鳥居次長兼交通政策課長】県として、公共交通の維持・確保を、しっかりしていかなければいけないというのは、我々も重要な課題と認識をしております。

その中で、当然地元、基礎自治体である市町においても地域の公共交通というのを確保していただくというところで、役割分担というのがあるのかなと考えておまして、県としてはやはり広域交通、鉄道、それからバス、バスの中

でも幹線交通、拠点間を結ぶような幹線交通というところをしっかりと維持・確保していくということが、まず一番県が担うべき役割かなと思っております。

一方、市町の方では、地元それぞれ交通の課題も地域によって変わってくる部分がございますので、そういった地域の事情に応じてこういった交通を維持・確保していくのかということを検討していただくという地元に着した施策を市町に打っていただきたいと思っておりますので、そういった役割分担を明確にした上で、県としては、現状、地域公共交通計画も策定しておりますが、そういった方針に従ってしっかりと広域交通、幹線交通というのを維持していくというのをメインに考えているところでございます。

【浅田委員】議会としても、過去にも二次交通をどのようにやって行って、地域交通とかを含めて、いろんな方々の足というのを守っていくのかということもすごく重要視していた部分もありますし、長崎県みたいに観光都市で、昨日もバス会社からは、この地域とかは増便もしていただいて、いろんな形でその地域の足を守ってくださるとい民間企業のご努力とかももちろんいただいているわけですがけれども、やっぱり県が引っ張っていくところも非常に大きいのかなというふうに思いますし、昨日も鉄道の話とか出て、これは余談になるんですけども、最近、カフェトレインとか、そういうのに乗ってみたら非常にすばらしくて、観光施策にもすごく使えるとか、私なんかすごく楽しいなと思って活用させていただいたり、新幹線では早く行けるけど、のんびりゆったり長崎を楽しんでいただける足とか、さっきのライドシェアとは別になりますけれども、全体として長崎の

よさを交通政策の中でも出していただければありがたいなというふうに思います。

以上です。

【石本委員長】ほかにご質問はありませんか。

【宮本委員】それでは、幾つか質問をさせていただきます。

まず、「九州新幹線西九州ルートにかかる最近の主な動き」ということで課長から説明がありまして、事前に資料の方も拝見いたしました。

令和6年7月24日、与党PT九州新幹線西九州ルート検討委員会の中で、説明でもありましたけれども、嬉野市、ちょっとずつ変わってきているなということを経理のコメントからうかがえたんです。やはり新幹線が嬉野に通うようになって2年たち、佐賀駅ルートというのが初めて出てきた、佐賀駅ルート以外にはないという発言が出てきたということ。

あと武雄市長、私も何回か面会させていただきましたけれども、武雄市は、新幹線が通うことになって交通のハブとして、ものすごく人の移動とか往来も激しくなって、移住についても力を入れているんですというお声も小松市長からお聞きしたところです。

そういった観点から考えるならば、ただ、佐賀市や佐賀商工会議所会頭などは、まだちょっと、そこまで踏み込んだご発言というのはないのだろうと、ちょっと感じています。

長崎県から佐賀に申し出るというのはなかなか難しいんでしょうけど、肌感覚とかで周辺の自治体の方々が、新幹線が開通するようになって、フル規格に向けての勢いというのは少しずつ出てきていると感じるんですけれども、長崎県から見て、佐賀県は別として、佐賀を取り巻く周辺の自治体の雰囲気、少しずつ変わってきているということがあれば教えていただければ

と思います。

【川口新幹線対策課長】佐賀県内、特に自治体ごとにおけるフル規格に向けた気運といったものが何かないかというご質問かと思っております。

今おっしゃいましたように、嬉野市、武雄市におかれましては、やはり新幹線の駅ができたということで、まちの周辺もそうですし、移住者、人も増えているというようなことはおっしゃっておりまして、例えば私ども市役所に行く機会がありました。無料乗車会などを実施する際に意見交換をさせていただいたんですけれども、やはり移住者も増えるし、移住者じゃなくて残る方、本当だったら大学とかで福岡や長崎に行かれるような方というのが、そのまま残って、例えば新幹線で通われているというようなお話もありますし、距離感的に長崎が近くなったので、買い物する際も、これまでは福岡に行っていたような人が長崎に行ってきたよというお話も聞くようになったというのを間接的に伺っております。

それ以外の市町については、私どもなかなか一緒にお話するような機会というのが直接あるわけではないので、これも雰囲気といいますが、そういうところで感じとれるところでいきますと、今までは新幹線の話をするというのなかなかしにくいような雰囲気があったのかなと思っております。ただ、見ておきますと、佐賀市においても新幹線の特別委員会というのが立ち上げられて議論が始まっているということでもありますとか、鳥栖市におかれましても、いろんな新幹線の動きに関連した議会の動きというものもあると承知しております。

併せまして、佐賀の市町会が佐賀県に対して毎年いろんな要望をなされているんですけれど

も、その要望の中で、昨年度だったと記憶しておりますが、新幹線の協議をとにかく進めてくれと。フルとかそういう話ではなくて、新幹線の協議、新鳥栖～武雄温泉間の協議を国と早くしてくださいというような要望をなされたということも伺っておりますので、そうしたことを踏まえますと、気運というのは少しずつ盛り上がるというか、変わってきているのではないかと感じているところでございます。

【宮本委員】まさにそういった気運というのは大事だと考えます。新幹線が実際に通って、沿線自治体の町も、長崎県もそうですけど、さま変わりしているわけですよ。そういったのを見た時に、佐賀県自体も、それをつぶさに見ながら、少しずつ意識というのが変わってくればというふうに実は考えているところです。

どうしても並行在来線や財源の問題で、ここに書いてありますとおり、佐賀県の地域交流部長というのは、「これまで合意は守っており」ということがやっぱりどうしてもあるので、最初の姿勢は佐賀県は変わってないということ、ここが根本的に変わってない限りは、なかなか前に進まないんだらうなという思いがありますので、こういったところを変えていくのは、やはり気運の醸成というのは少なからずとも前向きにいくんじゃないかと思えますから、いろんな大会とか、シンポジウムとかというのが繰り返し行われていくことによって、さらにそういった気運醸成につながっていけばと感じますので、引き続き、いい形で連携をとっていただければと思います。

併せて、7月30日に知事が面会をされて、意見聴取をされて、いろんなコメントもされていらっしゃるんですが、実は佐世保からも国に対して要望が出ていて、苦渋の決断ということで、

佐世保でもいろんな思いが新幹線についてはあると。佐世保市から「西九州ルートへの直通運行を視野に入れたJR佐世保線等の輸送改善」という項目で3つ要望を国に対して出しているんですね。

並行在来線の問題についても一体的なもので、フル規格を進めていくうえでは取り組んでくださいねということとか、あるいは佐世保市から西九州ルートへの直通運行を視野に入れた輸送改善、佐世保線の輸送改善をやってくれということ、あとは長崎県下の都市を結ぶ大村線の速度改善、輸送力の改善という3つの項目を国に対して上げているんですね。

こういったことを鑑みて、知事は、この7月30日の時に、そこで出ているものに関しては佐世保については触れていらないんですけども、フル規格ということで意見聴取されたのだからそうだろうと思うんですが、この知事の発言の中で、佐世保のことを何か触れられているのかどうかを確認させてください。

【川口新幹線対策課長】ヒアリングの中での知事の発言の確認ということでございます。先ほどの資料、大変失礼しておりますが、ヒアリング後のぶら下がりにおいての知事の発言を、概略版ということで説明しております、これが全てじゃないということをご了解いただきたいと思います。

その上で、その時に使った資料、プレゼンの際に、口頭では説明しながらも資料を見せております。その資料の中におきましては、これまでの経緯、いわゆる平成4年の早岐を通るルートから短絡ルートになったという経緯というのもご説明させていただいておりますし、県としての課題として、在来線について「JR佐世保線は重要な路線であり、利便性を確保いただき

い」ということを明記して、その場でも発言いただいているところでございます。

【宮本委員】わかりました。ここはどうかひとつあらゆる場面で佐世保線の輸送改善とか、これまでの経緯というのは踏まえたうえで、いろんな意見聴取とか、意見を述べる時には確実に述べていただきたいということを改めて要望させていただきます。

今の説明でもあったんですけども、いろんな取組を佐世保駅の方でも新幹線に絡んでされているので、佐世保でも少しずつの盛り上がりはあるんですが、なかなか佐世保で新幹線の話というのは積極的には、私もしておりませんし、なかなかできないというのが現状なので、少なくとも、知事の方にはそういった発言、そして国に対する申し出というのは、西九州ルートの中においても佐世保線の輸送改善であったりとか、乗り入れということは今後も引き続きお伝えいただければと考えておりますから、よろしくお願いいたします。

もう一点、ライドシェアについてお尋ねをいたします。

先ほど浅田委員からもありました。私も前回取り上げて、9月21日の新聞でも、長崎県内でライドシェア導入、タクシー2社が国に申請ということでありまして、この中でちょっと特異的だなと感じたのが、従業員待遇の維持のためということであります。長崎市と佐世保市、ラッキー自動車と佐世保の観光タクシーというのが申請をしたということであります。タクシーの台数は不足してないと。しかしながら、運転手が不足しているという現状を鑑みて、いろんな申請をしているということで、これは従業員待遇を維持するうえでライドシェア参入も図るといって、例えば一般ドライバーの方々を対

象にして、タクシー会社で研修を受けた方が、今の日本版ライドシェアということで実際にお客を運ぶという流れになるんでしょうけど、一方で、今、運転手不足になっている中で、参加していただく一般ドライバーの方がタクシーの運転手に転入するというか、要は一般ドライバーの方が、日本版ライドシェアをしている中において、その過程においてタクシーのドライバーに転換するという流れも今後出てくる。それによってタクシーの運転手不足解消になるのかなというのもちよっとあるんですが、ちょっと難しいかもしれませんが、それについて県の見解も、日本版ライドシェアを捉えてタクシードライバーの人員不足の解消の対策にも少しなるのかなという思いもあるんですが、それについて県の見解をお尋ねいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】日本版ライドシェアの一般の運転手の方がそのままタクシー運転手になる可能性についてのお尋ねでございますが、現時点で県として明確にこういう効果があるだろうというのを整理したものはございませんが、現状として、委員ご指摘のとおり、長崎県内においてコロナ禍も経てタクシーの車はあるけれども、運転手が少ないという状況があることは認識をしております、まさにそこを補っていくのが今回の目的だと思っております。

やはり運輸業界、運転手業務、タクシーもバスも含めて、現在、運転手不足という状況です。その業界のイメージとか、そもそもそこで働いてみようかなという認識を持っていない方もいるかもしれませんし、採用に関してのPR不足というのもあるかもしれませんが、こういう新しい事業を通じて、いきなりタクシー運転手になるわけではなく、2種免許も取得しなければいけない等いろいろハードルがありますので、そ

の前段階として日本版ライドシェアに参加してみようかなという方が出てくることは当然想像できる場所ですので、実際そういう方が出てくれば、確かにそのまま運転手としてやってみようかなと思ってくださる方が出てくるということも可能性としてあり得るのかなと思っております。

フルタイムではなくてパートタイム的な、部分的に参加するような形態の働き方になると思いますので、タクシー運転手の働き方自体も今後多様化していくということも考えられます。そういった意味で門戸を広げるという動きには当然だろうかと思います。委員ご指摘のとおり、そういった運転手確保につながる動きは期待できるところが現在の見解でございます。

【宮本委員】難しいですね。この日本版ライドシェア、今言われているのは金曜日と土曜日の午後4時から午前5時を限定にということなので、平日は走らないんでしょう。

ただ、これに来る方というのは時間に余裕があったりという方が恐らく来られるんでしょうけど、何人来られかは別として、そういった方々が少しでも、金曜日と土曜日だけ、どれくらい需要があるかわかりませんが、それによって少しずつタクシー業界に興味を持っていただいて、少しでも運転手不足に貢献できれば、台数はあるんだけど、運転手が不足しているという現状は少しずつ改善してくるのかなという思いもあったものですから、確認をさせていただきました。

いずれにしても、日本版ライドシェアがいよいよ長崎県でも参入してくるということを含めて、交通空白地帯での取組も今後加速してくるかと思いますので、県としても大きな枠組みで地域の交通体系を改めて考えていく時になって

いるんじゃないかと思います。

併せて、バスとかトラックの方々に対しても、前回は確認いたしました。体験会というのを実施されていますので、まだ終わってないですよ。それについてもバスとかトラックの運転手不足の解消ということにもなってくるんじゃないから、こういったものを通して興味を持っていただいて、少しでもドライバーが増える手だてになればと考えておりますから、引き続き、タクシー業界の方と意見交換をされて、ベストな状態で取組をしていただくように要望させていただきます。

以上です。

【石本委員長】ほかにございませんか。

【坂本委員】私から1点お尋ねいたします。

会計年度任用職員の処遇改善についてです。これは県内の各市町の分ということで市町村課にお尋ねをいたします。

会計年度任用職員は、2020年からこの制度が始まりまして、昨年の地方自治法の改正によりまして、いわゆる勤勉手当の支給が可能になりました。総務省の方からもそうした通知が各都道府県経由で各市町にも通知が出されておまして、適切な支給ということが通知をされております。

それを受けまして、今年度の国の地方財政計画にも会計年度任用職員の給与改定分約600億円と、それから勤勉手当の支給が可能になったということで、その所要額1,810億円が計上をされておりますので、当然長崎県、それから県内の21市町で適切な支給をしていただきたいと思っております。県内の状況について、市町村課の方で把握されていると思いますので、お知らせください。

【楠本市町村課長】委員ご指摘の件でございま

すが、指摘のとおり、本年の地方財政対策におきまして、会計年度任用職員の勤勉手当につきましてはオールジャパンで1,810億円が計上されております。これは普通交付税という形で全国の市町村に配分されております。

本県の21市町についても、勤勉手当としては支給されているんですが、2市町、常勤職員に比べて支給月数が小さい市町がございます。具体的に南島原市と川棚町でございますが、南島原市につきましては改善の見込みということになっておりまして、川棚町の方が今のところそのような考え方としてはまだ整理ができてないというふうに伺っております。

【坂本委員】南島原市と川棚町、南島原は改善の見込みということでありまして、川棚町がまだ対応できてないということですね。

多分、川棚の場合は、いわゆるパートタイムの会計年度任用職員がされてないということですが、これは勤勉手当にかかわる昨年の通常国会でのやり取りがあるんですけれども、この中でも国の非常勤職員の取扱いを踏まえて、継続して6か月、週15.5時間以上の勤務する者を支給対象とするというのが当初からの期末手当の基本ということで、昨年、法改正で勤勉手当が支給可能になったということで、この勤勉手当の支給も同じ考え方によるという総務省の公務員部長の答弁がありますので、そこは県としても県内21市町、総務省からも通知がされておりますので、きちんとこの川棚町にも、指導というのをおかしいでしょうけれども、そこらの対応をしていかなければならないんじゃないかと思いますが、そこら辺についてはどうお考えでしょうか。

【楠本市町村課長】委員ご指摘のとおりでございます。オールジャパンで取っております会

計年度任用職員の勤勉手当用として1,810億円が措置されているわけでございます。普通交付税の地方自治体の歳入となりますので、確かに一面を見れば歳入の配分権というのは自治事務として市町長の判断に委ねられる点もございまして、一方で、今申し上げたとおり、委員ご指摘のとおり、法令や名目上、地方財政対策として全国的に措置されているものを措置しないということは、今委員ご指摘のとおり、会計年度任用職員間の格差を生んだり、あるいは21市町中20市町が既にそれを行うとやっていることから考えますと、望ましい状態とは考えられませんので、早急に是正をするよう対応してまいります。

【坂本委員】ぜひお願いします。この会計年度任用職員については、総務省の調べで1～2年前、全国で約62万2,000人いらっしゃいます。これは各地方自治体での一般事務、それから技能労務、保育所、教員、講師、給食調理員、放課後児童支援員、図書館職員、看護師、医療技術員と、職員の4割のところ、あるいは5割を超しているところも比率的にあります。そういう意味でいきますと、地方自治体をまさにマンパワーとして担っていただいているわけですので、そこはきちんと処遇改善ということでありまして、今言われたとおり、よろしく願い申し上げます。

以上です。

【小林委員】新幹線ですが、今日配っていただいた、いわゆる「西九州新幹線の開業効果について」ということで、いろいろこうして資料がありがたく出ております。

この新幹線の開業効果について、大体193億円という推計が、経済波及効果、新幹線を利用した観光客による経済波及効果が193億円と。

こうすることで、ある意味では待ちに待ったこういう数字が明らかになったということは、新幹線の効果を考える者の一人として、これは非常に大事な数字だと思っております。

そこで、県として、この193億円と、2年経過したけれども、これは1年目の実績。1年間だけで193億円と。これを県はどのように評価しているのか。

それと同時に、着工する前から経済波及効果はなかなか難しいと、こういうことを言っておったけれども、当初、大体経済波及効果を、県として、着工する前は大体どれくらいのものであったかというようなことをどのように考えて、この193億円は評価をしているのかと、この辺についてお尋ねをしたいと思います。

【川口新幹線対策課長】 193億円をどう評価するのかということと、開業前からこれをどのように捉えていたかというご質問かと思えます。

まず、開業前に新幹線に伴う経済波及効果、特にこうしたような数値を県として、いわゆる目標としては掲げていなかったということでございます。新幹線について考えておりましたのは、あくまでその利用者数をまずは増やしていくこと。利用者数を増やしていく中で様々な経済波及効果が、いわゆる民間投資とかもござりまするので、あるだろうということで、県だけで目標というのは掲げておりませんでした。

したがいまして、比較というか、評価するに当たって、何かと比べるのが一番わかりやすい、当然数字ですのでわかりやすいものではあるんですけども、県としての目標はなかった。

そこで、他の路線、例えば鹿児島ルートですとか、北陸新幹線でこういった類似の数字がないかということも、私ども調べてみたんですけども、実はこういうアンケート形式で具体的に

数字を出しているというところ、特に自治体で発表しているところが見つけれませんでしたので、いわゆる他の路線との比較ということも193億円を評価するのは難しいという状況でございます。

ただ、私どもとして、いわゆる費用、投資に関してどうだというような比べ方はできるのかなと思っております、西九州新幹線（武雄温泉～長崎間）の事業費というのが約6,200億円だと。その中で長崎県が負担した実負担額が約600億円でございます。そこと比べると、いわゆる投資した分の経済波及効果というのは一定あったらろうと考えております。

併せまして、委員ご指摘がありましたように、これは1年間の経済波及効果ということでございますので、今後もこうした波及効果、お客さんが来ることになれば、同じような効果が続いていくものだと考えております。

【小林委員】 193億円の根拠となる、比べるものがないと。確かに投資額において、どれくらいの効果が出ているかと。B/C、そういうものの考え方から一定の評価というものが出てくるかもしれんけれども、例えばここで、新幹線の開業効果について、開業後1年間の観光客数、あるいは西九州新幹線を利用して長崎を訪れた観光客数103万人と、こういう数字もありがたいことに出ているし、開業を契機とした新規の観光客数が33万9,000人と、こういうこととか、新幹線利用者が1年間で242万人と、こういうことも出ているわけです。

こういうものをもろもろ見た時に、新幹線というものが開業して相当な効果が出ているんじゃないかと、こういうことについては比較する対象がないかもしれんけれども、やっぱり自信を持って、さすが新幹線と、これだけの効果を、

こういう西の果ての、まだ部分開業でありながらも、これだけの効果を出しきっているということは、やっぱり私は胸を張って言えることではないかと。

だから、なんか少し控えめに193億円を言っているような状況もちょっと見受けられるかもしれないけれども、やっぱりこれは部長、193億円を確実に立派なもんだというような形で、これは県民の皆様方に新幹線をつくってよかったと、こいう自信を持っていただかなければいけないわけだよ。そうせんと、フル規格を求めていこうとする長崎県のムードが治まらんと思うんだよ。だから、その点については、しっかり193億円のきちんとした評価を、今、課長からもあったけれども、県庁の部長としてこの193億円を、あなたは特に県営バスに出向して立派に立て直していただいたけれども、こういう状況から見て193億円、どう評価されておりますか。

【小川地域振興部長】新幹線の開業効果に関する小林委員からのご質問でございますが、この1年目の開業効果としては、やはりJR九州のご努力もあり、また沿線自治体を含めて、皆さんの開業1年目に対する熱い思いもあって、そういうものが重なった上でこの193億円の開業効果というのは出ていると思っています。私としても、一定よくここまで出たなというのは思っております。

しかしながら、委員ご指摘のように、私どもの最終目的とするところは、武雄温泉～長崎間の1年目の193億円ではございませんので、当然この193億円を武雄温泉～長崎間でもさらに上積みしていく必要があると思っておりますし、また、全線フル規格で関西と直通運行することで、さらにその効果というものは広がっていくと考えておりますので、そこも見据えた取組を、

ぜひ今後とも、私どもはやっていかなければいけないと思っております。

【小林委員】とにかく、重ねて言うわけではないが、暫定の状況で開業して、決してこれは正式な開業ではないと。暫定なんだと、こう言いながら、やっぱり193億円をある意味ではたたき出している。経済波及効果の、1年目にして実績をつくったと、こういうことは県民の皆様方に胸を張っていい数字ではなかるうかと。1年目ですから。そういう面で、これから2年、3年経つことによって、さらなる経済波及効果が積み重なっていくだろうと、こう思うわけですがけれども。

ただ、黙って193億円が、またプラスになっていくわけではないと。先ほども吉村委員が言っていたけれども、やっぱり県としてまだ努力をすべきだと。こういう点については、この193億円の経済効果を高めていくためには、どういうことを考えながら高めていくのか、その点については課長どうですか。

【川口新幹線対策課長】西九州新幹線の開業の効果は今後も高めていかないといけないと考えております。そのためには、当然JR九州とも連携しないといけませんし、あるいは民間事業者の方、あるいは市町、そして関係部局とも連携して様々な施策を取り組んでいく必要があるかと思っております。

これまでの取組を少しご紹介させていただきますと、まず利用者を増やさないといけないということで、いわゆる小・中学校の修学旅行の支援というのを昨年度から実施しております。利用される際の特急料金を補助しているんですけども、その実績で申し上げますと、令和5年が46校、1,327人の方にご利用いただいております。支援をした実績でございます。そして、今

年度はそれをさらに広げたいということで、昨年度までは県内だけを対象にしていたのを、今年度からは県外の小・中学校も対象にして今実施しております。見込みを含めた今現在の状況、令和6年の状況ではございますが、44校から申し込みがありまして、生徒数でいきますと1,180人の申し込みがあっている状況でございます。こうした取組というのは教育庁とも連携して、引き続き行ってまいりたいと考えております。

併せまして、この資料の中にも記載させていただきましたが、旅行会社が新幹線を組み込んだ旅行商品を造成する際に、昨年度支援をさせていただいております。その結果を、先ほどはグラフでしたが、数字で申し上げますと、県内の旅行商品、昨年度の実績で1万2,379人泊という実績で支援をさせていただいております。今年度は、予算の関係上、新幹線対策課から支援をしているわけではございませんが、観光部局を通じて商品造成というのは継続して働きかけを行っております。Webサイトで確認した限りでは、今も旅行商品の中で新幹線を組み込んだ旅行商品というのは複数の会社で販売をいただいているところでございます。

そして、それ以外でございますが、JR九州におかれまして、やはり日常利用も増やさないといけないだろうということで、先ほど資料にもありましたけれども、「エクセルパス」の販売促進というのはJR九州が中心になってやらせてもらって、沿線市町においてもその支援策というのを検討なさっていると。県としては、それを広報誌等で周知することで、より利用者を増やしたいと考えてございまして、全世帯広報誌ですとか、様々な広報媒体を使って定期利用の利便性のよさというのも伝えていくことで、

利用者の底上げというのも図ってまいりたいと考えております。

【小林委員】 今後の取組の考え方の一つとして、今言われたようなこともこれから実行していこうと、こういうことでちゃんと計画を持っていただいているという取組の今後、こういうことにまた期待をしたいと思っております。

ただ、私はこの資料を見て、確かにお客さんがこれだけ来た、それで大体幾らぐらい使ったと、その経済波及効果を出されているけれども、ただ、もっとそれにプラスして、やっぱり開業に伴うまちづくりの進展と、こういうことで長崎駅周辺を中心としたまちづくりで相当なホテルとか、相当な事業が進んでいると。スタジアムシティとか、こんなようなこととか、いろいろ出てきている。また、諫早は諫早でいろんな取組がこうして始まって、やっぱり新幹線があるからということで中核工業団地にソニーグループとか、また、産業団地に京セラの進出とか、こんなようなことにもつながっているし、そういうことも目に見えないじゃなくて、目に見えて成果が出ていると。

また、我々の大村の方も、無印良品なんかは全国でたくさんある中において、3番目の売上げを獲得したということで、たくさんのお客さんたちが来ているわけだよ。やっぱり賑わいは、かつてないぐらい相当なものですよ。

だから、そういう点から考えて新幹線の効果というものは、本当に胸を張ってもらいたいと。また、それに我々が甘えることなく、これからも努力をしていくということをやちゃんと、今後の取組の対策もしっかり考えているぞと、こんなようなことでやってもらいたいと思っている。

私は、この沿線市の長崎、あるいは諫早、大

村、ここはそれぞれ自分たちの新幹線がどういうふうにまちづくり、また我が町に貢献をしているかと、こういう経済波及効果を地域ごとにわかることができないかと。JRはそれなりの資料を持っているけれども、なかなか出してくれないと。そんなようなことで、あなた方が努力をされて、それぞれ職員の方々が大村に行き、諫早に行き、長崎に行きということで、一日がかりでデータをつくっていただいて、それなりの確かな実績、結果を皆さん方が模索されて、それをつくっていただいたという大変な努力を皆さん方でやっていただいていると。こんなことは誰も知らんと。だから、こんなようなことを取り組みながら、やっぱり県が相当頑張っているということも胸を張ってアピールしてもらいたいと、こう思っているわけです。

それで、私がずっと前から言っているように、今も言ったが、この沿線地区の3つが、大体どれくらい毎日お客さんが乗り降りしているかという乗降客だとか、宿泊者が何名ぐらいと、大体さっきも出たけれども、一日幾らぐらい、日帰りで幾らぐらいと、そんなようなことを、ある意味では、これからの励みのためにこういう数字が出ることで、地区はもっと頑張っていて、その数字を見ながら頑張ってくれるんじゃないかと、こう思っているから、そういう新幹線の効果の実りあるものをもっと求めていくために、地区ごとにそれを出してくれないかと。数字を出して、経済効果も地区別、地域ごとのそういうものについては、やっぱりJRについてはなかなか難しいのか、この取組が必要だと思っているけれども、その点については重ねて質問したいと思う。

【川口新幹線対策課長】沿線市を含めまして、地域ごとに何か数字が出せないかというご質問

だと理解しております。

まず、先ほど、具体的な数字ではなかったんですが、旅行商品の宿泊先ではパーセンテージで一部示させていただきました。その前段にあります193億円、これはアンケートでそれぞれ消費額は調べてはいたんですけれども、そのアンケートの中で、どの地域でお金を落としたかということまでは、さすがにお聞きすることができませんでしたので、あくまでこれも全体の数字にとどまっていると。

わかりやすいのが、JR九州がお持ちであろう新幹線の駅ごとの利用者数がわからないかということで、これは昨年度からもずっと要請はしているところではあるんですけれども、JRにおかれましては、JR各社とも個別の駅ごとの新幹線の利用者というのは出していないということで、提供いただくわけにはいきませんでした。駅全体の利用者というのは発表されているようなんですけれども、その中で新幹線は何人ですかというのは公表できないということでございました。

ただ、私どもといたしまして、新幹線の効果というのは、県全体もそうですけれども、各地域に及ぶんですよと、何らかの形で示せないかということで、先ほどのアンケート調査とは別の調査を行っておりまして、その中で3つの駅、長崎駅、諫早駅、新大村駅での新幹線の乗降者数というのを計測いたしまして、年間の利用乗降者数というのを推計で出しております。

その数字と申しますのが、長崎駅が1年間で約210万人、諫早駅が約65万人、そして新大村駅が32万人ということで、合計を100とした場合に、率にいたしますと長崎駅が68%、諫早駅が21%、そして新大村駅が11%という規模感になっております。

【小林委員】今の数字なんか見ると、パーセンテージで見ると、さもありませんかなと。我々の新大村駅が11%、諫早駅が21%、長崎駅が約70%、そういう状況の中にあるということ。こういうところから、やっぱり波及効果がそれぞれの地区においてどんなもんだということは、やはり地区ごとに、それぞれ沿線自治体でよくよく検討していただかなければいけないと、こう思いますよ。だから、これとて、今あなたが言われたこういうパーセンテージもそれぞれ沿線地区にきちっと担当の方にお送りして、こういう状況の1年間の結果になっていると。大村あたりが11%は少ないと、もうちょっと頑張れという式のことになるし、諫早だって21%で、果たしてこの状況でいいのかと。長崎は予定どおりなのかというようなことも含めて、みんなの励みになるためにはそれなりのデータが必要なんだと、これをずっと声高に強調をしているわけです。

ですから、今後も、新幹線は造ったわ、これがどういう波及効果につながっているかということは、さっきも言ったように、やっぱり新幹線というものはすばらしいと。そういう部分開業、暫定開業の中においても、1年間でこれだけの数字を出してくれていると。ここはやっぱり我々が胸を張って、とにかく長崎のみんなの新幹線に寄せる期待が間違いではなかったと。だから、佐賀県を説得してフル規格にしていけば、もっともっと新幹線の開業効果につながっていくんだと。

今はどっちかということ、西の果てで大消費地から非常に遠い長崎県と言われている状況の中で、やっぱり博多までというような計算のものの言い方をしてきたけれども、広島までこうだとか、あるいは新大阪まで、そういう大消費地

と、新大阪までフル規格になれば、もう3時間少々で結ばれると。こういうような状況で、いろいろなお客さんたちがそこにはたくさんいらっしゃる。こういう方々を西九州に連れ込む、長崎に連れ込んでくるような成果につながっていくことを、もっともっと我々はいろんなところで訴えていかなければいけないと、こう考えますから、この点については1年目の開業効果をこうしてまとめていただいたので、この資料は本当に大事にさせていただいて、やっぱり皆さん方に配っていただきたいと、こう思っておりますから、重ねてよろしく願いたいと思います。

そこで、フル規格についてだけでも、

【石本委員長】一旦切ります。

【まきやま委員】私からは空港の関連について。

先ほど、ジェットフォイルの問題では、他県に、福岡とかに恩恵が流れていっているという話がありましたが、今まで長崎県は、長崎～沖縄間の飛行機が飛んでいまして、今、まだ復活してない状況なんですけれども、私のもとには、結構、旅行者とか企業の方から復活を求める声が上がってきてはいるんですけども、今後の見込みについて何かご存じでしたら教えてください。

【鳥居次長兼交通政策課長】長崎～沖縄便についての御尋ねでございます。

委員ご指摘のとおり、過去、長崎～沖縄便については、ANAによる直行便が運航されていたところでございますが、コロナ禍も経て利用率の低迷により、今、便の運休という状況になっております。

一定の搭乗率が確保できないと、エアラインとしては飛ばすのは難しいという見解が示され

ておりまして、その中で全体の航空需要、国内線の利用状況がまだ完全にコロナ禍前比で100%には戻ってないという状況でございますので、利用率が低迷して運休になったという経緯も踏まえますと、すぐに復活するというのは難しい状況にあると考えております。

一方で、直行便ではありませんが、昨年の夏ダイヤから、スカイマークの方で神戸経由の乗継便という形で、2つ飛行機に乗ることになりますが、それぞれの便を買うよりも、乗継価格の設定がなされておりまして、お安くリーズナブルに沖縄まで行ける便を設定していただいております。長崎からスカイマークで神戸に行っていただいて、神戸から沖縄に行くと、少し遠回りのような経路になりますが、そういった新たな、価格面、経済面を考えると非常に利用価値の高いような便の設定もされているというところがございますので、そういったものをご利用いただくことをまず第一歩として、引き続き需要が増えてくれば、ANAはじめ、ほかのエアラインも含めて直行便はどうかという検討にも移っていくかと思っておりますので、まずは現状ある便をうまく使っていただいて需要を伸ばしていくということが第一歩かなと考えております。

【まきやま委員】まだまだコロナ禍からの回復ができてないということで理解しました。

次に、先ほど浅田委員からの質問に答弁がありましたように、マーケットサウンディングです。県庁舎跡地の活用に関してですけれども、この前の9月25日の説明会で36事業所が参加されたということですが、PFI事業になった場合、大体何年間の想定で考えられていますか。

【松島県庁舎跡地活用室長】先ほど浅田委員の質問の時にお答えをしておりましたけれども、

もし、PFIとなった時に、通常想定されるスケジュール感といたしましては、来年度PFIの導入可能性調査を行いまして、令和8年度に契約手続き、令和9年度から設計・施工に入るという流れになっております。（発言する者あり）

指定管理事業ということですか。そこについてはまだ決定はしておりませんが、通常、よく15年とか20年とかという期間は、よそではあっているというふうには聞いております。

【まきやま委員】前回、私がお話させていただいたのが、せっかくドローンの特許を取っているということで、県庁跡地の地理を見ますと、川が流れていまして、道路上を飛ばずにいろいろな場所に行けるという利点があって、中島川を上がっていけば眼鏡橋とか市民会館とか諏訪神社まで行けます。逆に海に出て、浦上川を上るとスタジアムに行けて、そのままビッグN、平和公園まで行けます。こういった形で長崎県を代表する事業者の三菱重工さんが、先日、ジャパンドローンで審査委員特別賞を取ったりとか、かなり先進的な技術を持っておられますので、ぜひドローンの活用というのも視野に入れた取組にさせていただけたらと思います。要望としておきます。

以上です。

【石本委員長】ほかにございませんか。

【小林委員】それでは、フル規格の早期実現を目指してということで、先ほどの続きでお話をしますけれども、やっぱり全線フル規格を早期に実現させるためには、なんととっても財源確保をしなければいけないと。この財源確保については、北陸新幹線がどういうふうになっているのか。北陸新幹線と一緒に長崎県の西九州も予算を確保しようと、こういう戦略の中でこれまでやってきたところでございますね。

大体整備新幹線5線の中で、もう実際これができる新幹線が、フル規格になっていないところは、我々の西九州と北陸、北陸も一部は開業している。こういう状況の中で、やっぱり敦賀～新大阪がいろいろ出てきておりますけれども、今、北陸新幹線の進捗状況がどのようになっているのか、いろいろ聞けば、北陸新幹線のそういう予算確保については事項要求と、こういう形の中でやっているわけですね。

ただ、私は、今までも言ってきたけれども、確かに北陸新幹線で、敦賀～新大阪というところが、今、京都の問題が3つくらいあって、これで大分手間取っていると思うけれども、長崎県はまだまだ、西九州はまだまだですね。まず、何ととっても、第一にアセスができてないと。アセスが出てないと同時に、整備方式がまだ決まってないと。それからルートも決まってないと。この3つの課題がある中において、これからの展開を考えていくと、この北陸新幹線がこれからどうなっていくかということによって、かなりの年数がかかっていくわけだよ。部長か課長か、この辺のところについてご答弁をいただければありがたい。

【川口新幹線対策課長】 委員のご質問は、北陸新幹線がどういう状況で、どれくらいの見通しがあるのかというようなご質問だと理解しております。

北陸新幹線に関しましては、北陸新幹線のPTの中におきまして、このほど3つのルート案というのが示されております。ルート案と申しましても、京都駅をどこに配置するかということに関して3つの案が示されて、それに応じた事業費というのでも改めて示されております。

少し申し上げますと、事業費に関しまして、これまでは2.1兆円という試算だったものが、今

回、京都駅を整備する際に、最大で3.9兆円というように上昇しております。さらに国交省によりますと、今後の物価上昇を見込めば、さらに膨らんで5兆円程度にまで膨らむ可能性があるということが発表されております。

そして、工期に関しましても、3つの候補あるんですけれども、いずれも20年以上工期がかかるということで、今すぐ着工してもできるのは20年後ということが示されているという状況でございます。

先ほどの発言に付け加えさせていただきますと、事項要求というのを令和7年度の予算要求でなさっているということですが、事項要求というのは予算の具体の金額は示さない。ただ、もろもろの着工の条件が整った場合に対応するためのものとして事項要求というのをなさっているということでございますので、今後の着工までどのように進むのかということは、県としてもしっかり注視していかないといけないと考えております。

【小林委員】 だから、北陸新幹線の工事費が、これから2.1兆円というところから、最大で3.9兆円と、こういうふうにはね上がるということになるわけだね。

そうすると、西九州ルートも当然、今は6,200億円ぐらいの工事費ということが言われているけれども、この辺のところはどうなっていくのか。ただ、佐賀県は、今、1兆円ぐらいかかるんじゃないかと。そして、佐賀県の負担が今まで620億円とか、そのくらいのことを言っていたけれども、これが1,400億円ぐらいにはね上がるか、これは佐賀方式の発言か。正式な国で決めた方式なのか、公式な発言なのか、この辺についてのお尋ねをします。

【川口新幹線対策課長】 佐賀県がおっしゃって

おります負担額1,400億円、あるいは事業費1兆円に対するお尋ねと西九州ルートの方がどうなるのかというお尋ねでございます。

まず、1兆円の事業費ですとか、それに伴う佐賀県の負担額が1,400億円に増えるといったものは、あくまで佐賀が試算で出されているというものでございまして、国や政府・与党の中で検討されている数字ではないということ。

それから、先ほどの補足説明の中でもご説明申し上げましたが、それに対して森山委員長が、やはり物価高騰等もあるだろうから、西九州ルートについても、再度試算をしてほしいというお願いはされている中、国交省においては、ルートを固めていかないと、なかなか試算も難しいということで、今現在は、まだ具体の額は出ていない。ですが、ルートを協議して、ルートが決まっていく中で試算というのは出していきますというようなお話をなさっているところでございます。

【小林委員】今、あなたからのご答弁のとおり、北陸新幹線は京都駅の問題で3つのルートができています。そういうところで、しかし、令和7年度に着工とか、こんなことを言っているわけだよ。

そうすると、先ほども言ったように西九州新幹線については、北陸新幹線と同時に着工しなければいかんということから考えていけば、なかなか令和7年度に北陸新幹線が着工と、これはそんなことはあり得ないだろうと思うんだよね。我々の戦略としては、北陸が遅れば遅れるほど、長崎も肩を並べるのにいいかと、こう思っているけれども、令和7年度ということについては、これは本当の話か。まだまだ20年先、30年先というような格好で、令和7年度だったら西九州は相当厳しくなると。もう10年スパン

で遅れていくからね、生きていうちに新幹線のフル規格はできなくなってしまうと、こういうことも考えられる、この点はどうですか。

【川口新幹線対策課長】北陸新幹線が、先ほどおっしゃっているように令和7年度に着工すれば、10年スパンで西九州ルートが遅れるということは非常に心配しているところでございます。ですから、北陸新幹線の令和7年度の着工ということについて、少し触れさせていただきますと、あくまで令和7年度着工というのは、与党PTが方針として目指すと、何とか令和7年度に着工したいという意向を示されておりまして、そこを目指して様々な事業、環境アセスを進められているという状況でございます。

環境アセスの状況で申し上げますと、今、現地調査が終わった段階だと。現地調査が終わったので、先ほど申し上げた3つのルートが出てきたということになっております。

それ以降も様々なステップがございまして、特に環境アセスが終わる前に、今後どういった環境対策を行いますといったものがわかり、あるいはルートをはっきり示した準備書というものが出されるんですけども、その準備書が出されてから、各地域の都道府県知事が意見を申し述べると。その申し述べを受けたいうえで、またさらにいろんなやり取りを経て評価書、アセスが完了するということになりますので、今後、恐らく京都でありますとか、大阪の方でもいろんな議論があるんだろうというふうに想定しております。併せて京都駅というのは地下の駅で、図面等を見ますと一番深いところで地下50メートルの駅を造るという計画と伺っております。報道で見ますと、地下水に影響がないかといったことも、いまだ課題だという報道もなされておりますので、こうしたことを考えますと、

北陸新幹線においても今後も様々なステップがあるだろうと思っておりますので、そうした点につきましては、国土交通省によくご意見、お話を伺いしながら、今後の進め方についても協議して、西九州ルートも、当然一体的な財源議論というのをお願いしたいと思っておりますので、一体的な財源議論につきまして、政府・与党に働きかけてまいりたいと考えております。

【小林委員】 部長、あなたに聞きたいけど、やっぱり全線フル規格をするために佐賀県の協力は必ず必要になってくるということはわかっているんです。しかしながら、最近の佐賀県の動きを見てみると、要するに地元協議、地元の合意、三者協議を強調し、国を入れなければいけないではないかと。本来ならば四者協議ということではいかんといかんけれども、佐賀、長崎、JRと、このいわゆる三者合意をしきりに強調していると。国はまた別ということで、幅広い協議も全然答えが出んけれども、この三者協議で地元合意というのは、一体何を佐賀県は言いたいのか。その辺のところは、我々長崎県としては、今後、どういう取組を行っていくのか、その点について部長としての答弁を願いたい。

【小川地域振興部長】 西九州ルートに関してでございますが、今、小林委員ご指摘のように、佐賀県の方からの地元合意というものについて、これまで課題とされてきた地方負担の問題とかルート、もしくは在来線の問題というのを掲げられていると。先日行われました与党PTの中でもそのようなお話をされているわけですが、私ども、やはり地方負担の問題にしても法令的な一定の制限もございますし、また、在来線に関しては、ルートはどのようなルートになるのかということに密接に関連してまいり

ます。そうしますと、やはり地元の長崎、佐賀、JR九州で意見交換をすることも大事だと思っておりますが、そこにはどうしても法令的な制約等々も出てまいりますので、そこを国も入っていただいて、四者で協議を進めながら、具体的に課題解決に向けて一步一步進めていくという作業が必要ではないかと思っておりますので、私も三者での意見交換はやりながらも、ぜひ早急に国を入れた四者での協議ができるような場の設定に向けて汗を流してまいりたいと考えております。

【小林委員】 そうしたら、長崎県の今後の基本方針は、三者会議が佐賀県の方から呼びかけられたら、基本的にはこれに出席をします。しかし、三者協議だけでは物事は解決しないと。課題は解決していかないと。やっぱり四者会議で国を入れるべきだと、こういう方針でやっていくということを経済省のいわゆる基本方針とするんですか。もう一度確認をします。

【小川地域振興部長】 やはり地元の長崎、佐賀、JR九州の三者で意見交換をして、いろんな形での整理をしていくというのは当然必要なことだと思っております。

しかしながら、その中で三者だけでは解決できないものがあるものは、やはり国も入っていただく中で四者というところで、皆さんでテーブルを囲んでいろんな議論をして、一つひとつの課題解決、もしくは、一つひとつでは多分できなくて、トータルのセットじゃないと解決できない部分というのもあるかと思っておりますので、そういうものも含めて一緒になって進めていきたいと考えております。

【小林委員】 佐賀県は、今の状況の中で、大体博多までの考え方で最速35分で行けると。新幹線ができたなら20分と。わずか15分ぐらいしか変

わらんと。それに対して何百億という負担が強いられると。こういうことを強調して、なかなか財源というか、財政負担について相当の佐賀なりの考え方があるわけだよ。これは、なかなか国を入れんと、こんなことは今の現行のスキームではいかんともしがたいと、こういうことになってくるんだけれども。

最後に強調したいことは、さっきもらった資料で、読んでびっくりしたけれども、森山委員長が、「財政負担については、慎重に検討しなければならず、現在の法律を変えることまでは考えていない」と。「地域が望まないものをやる必要はないと私は考える」と。「地域が望まないものをやる必要はないと私は考える」と。やっと大物委員長が、遂にこういう発言をしてきた。今までの与党PTの中で、これくらいの発言が全くなかったわけだよ。やっぱり今回の森山委員長は、それなりに役職を持った実力者だよ。だから、彼しか言えないような、つまり地域が望まなかったらやる必要はないじゃないかと、この発言に敏感に反応しなければいけないと私は思ったけれども、この点については佐賀県はどう思っているのか知らんが、やっぱり長崎県は相当この森山委員長の決意をしっかりと重く受け止めなければいかんと思うが、この点については部長、どう思うか。

【小川地域振興部長】 今回のPT終了後の森山委員長の発言というのは、非常に私ども重いものと受け止めております。

特に、いわゆる今までのルールという部分については、やはり前段で言われたのが、それぞれ新幹線をやってきた地域については、このルールに基づいて負担をしてきていると。いわゆる西九州ルートについて、そこだけまた違う考えを入れるのかというのも一つ、ほかとのバラ

ンスの問題もあると。しかしながら、私ども独自に森山委員長の方にいろんなご相談をする中で、やっぱり西九州のフリーゲージトレインが途中で断念されたという経緯、今までによそでない経緯もあるので、そういうものも含めた地方負担の縮減というものについては、ぜひご相談させていただきたいというお話もさせていただいておりますので、そこも含めて引き続き、一日でも早くそういう議論のテーブルにのれるように、私どもとしては努めていきたいと思っております。

【小林委員】 最後に、そこは非常に大事なところ。大体が大石知事の発言は、県の方針としてあなた方が相当サポートされている、助言されているところだと思いますよ。だから、これから、大石知事の発言は非常に重要になってくる。そういう点で、大石さんだってどうなるかわかんけれども、とにかくそういう面では、部長が相当、佐賀県とJRの間、しかも、この森山委員長はこれだけの実力者だから、ここどうまく連携を密にしながらこのフル規格、まだまだ大変だけれども、ぜひ頑張ってくださいように要望しておきたいと思います。

【吉村委員】 もうせんかと思っただけですけど、今の話を聞きよってね、私もずっと感じよったのよ。さっきの資料で、森山委員長が、小林委員が実力者と言われた。私はどこが実力者かと思うね。ああいう発言をしてくれてさ、もう地元が望まんなら造らんよって、話がまとまりよらんだけで、地元はほしいんじゃ、長崎県もほしいんじゃ。佐賀の人だってほしい人はいっぱいおるんじゃ。ああいう紋切型で言われたらさ、あと立つ瀬がないたい、こっちがね。だから、やらんばごとずっと前から言いよるんじやけど、整備5路線。やっぱりこれは東海道と

か、山陽道とか、そういうのと違って、そうもうからんのよ、JRにしてもね。だから、そこに国の金を突っ込んでもらわんば困ると。だから、財源としての新幹線スキームを変えてもらわんばいかん。見直しをかけるためには、その法律の改正をしてくれよって、この5線の地域で、自治体で、県でとか、どこもまだ今から工事がある。まだ四国新幹線も造ろうかとか言いよる。だから、地方の整備新幹線については、やっぱり国がもうちょっと財源を確保するとか、そういう要望を一緒になって連携して上げていくと。それこそ力がある森山委員長なら、それを聞いてくれれば、森山委員長がちょっとこれは法律を変えてでもやらんばぞと言うてくれればぽっといくんだ。だから、そういうのも考えていかんばと私は思うけど、どがんですかね。

【川口新幹線対策課長】森山委員長がおっしゃっている「法律を変えてまで」の法律の部分について少しご説明いたしますと、（発言する者あり）法律に書いておりますのは、あくまで地方の負担をすると、新幹線の設備がある都道府県が負担をすることまで書いておまして、それ以降の、委員がおっしゃった細かいスキームについては法律の下で議論されていて、これまでもスキームというのは変わってきておりますので、そのスキームを変えることについては、私どもこれからもしっかり要望して、佐賀県の理解が得られるよう、（発言する者あり）ということも含めて働きかけてまいりたいと思います。（発言する者あり）

【小林委員】私の次の質問までつないでいただいた。大体わかりました。

選挙管理委員会の書記長に質問をいたしたいと思えます。いつもいつも、知事の疑惑について、せっかく選管の書記長がいるわけだから、

聞かんわけにはいかん。短く、簡単に質問します。

2,000万円の問題がね、286万円がずっと議論されてきて、やっぱりそれで忙しかったもんだから、なかなか2,000万円の問題に順番が回ってこなかったわけだよ。しかし、この間の一般質問において、同僚の総務委員会の委員である宮本委員が2,000万円の問題についてびしっと質問をした。なかなかびっくりするみたいな発言が飛び出してきた。

そういうことで、もう時間がないからあんまり言わないんだけど、問題は、結局その2,000万円の1回目はまともに入れた。これは自己資金なんだよ。これをなんか貸付けたみたいな話になっていてびっくりしたけれども、とにかく貸付けたと言っているけれども、お金は入ってないんだよ。お金は入ってなくて、655万円の貸付けのお金と利息の60万円はちゃんと取っているわけだよ。

そういうような状況の中で、入ってなかったから消すと、655万円も返すと、こういうような今の状況になって、これで無罪放免かということになっているわけだけれども、私はそんなものじゃないだろうと。

そこでね、あなたに質問したいことは、そういうふうに取り消せばいいと、こういう形の中で大石さんの収支報告書を見れば、どんどん消されているよ。訂正だらけ、こういうことはみっともない。こういう状況から考えてみて、選管がこんなおかしい疑惑のあるようなことについて、訂正は3年間と、今、あれから2年半しかたっていないから、訂正について、それは3年間は結構ですよと言って、選管がやすやすと、粛々と受け付けていると。こういう疑惑のあるようなことについては、もっと内容をちゃんと調べ

ていただいて、果たしてこれがどうなのかというぐらいの選管のとるべき態度はとってもらわないといかんと、こう思っているわけだけでも、この点についてはどう考えているか、お尋ねします。

【楠本選挙管理委員会書記長】委員のご指摘でございますが、選挙管理委員会は、形式的な審査権しか有しておりませんので、まず、政治団体から、これが政治資金の収支の実態であるという申し出を受ければ、それを受理することになります。

一方で、その内容の可否や当否につきましては、政治資金規正法の趣旨に基づいて広く公表することによって、有権者の皆様の判断を仰ぐというのが政治資金規正法の趣旨というふうに認識しております。

【小林委員】大体、虚偽記載という言葉がね、法律があると思うんだよ。虚偽記載というのが、誠にもってこれが虚偽記載だよ。こんなことが訂正すれば許されるのかと。訂正すれば許されるのかと、虚偽記載は、何でもこの方式でいけば、いろいろ悪さしても、訂正すればこれが許されると。こういうことがまかり通るような、なんかこう無法地帯みたいな長崎県と、その先頭に知事が疑惑だらけでやっている。こういうようなことになったら困るわけだよ。

だから、こういうところについて、やり得みたいな虚偽記載ということについては、もう少ししっかりとした取組をやらんばいかんと。

ただ、法律が3年間と、こうなっているから、あなた方は訂正と言われたらやるしかないんだろうと思うけれども、なかなか我々は合点がいかないところなんだよ。真相は、どこまで集中審議で出てくるかよくわかりませんが、とにかく、我々もしっかり勉強して、よく真実を尋ね

て、県民の皆様が求められる真相究明を本当に明らかにしなければいかんと、これが我々県議の総務委員会に与えられた今回の使命だと、こう考えておりますが、この虚偽記載が許されるかと、こういうことについてはどう判断されますか。

【楠本選挙管理委員会書記長】政治資金規正法の一般的な考え方でお答えいたしますが、今、委員からご指摘がありました虚偽記載というお話もありましたけれども、政治資金収支報告に記載されました収支の実態が法令に抵触するの否か、また、そのような訂正をしたことに対する評価というものは、司法の判断によるものと考えております。

従いまして、収支報告書を訂正したことをもって、今お話にありました虚偽記載ではないとか、あるいはそれが許されるということとは、また別個の問題だと考えております。

【小林委員】なかなか書記長はうまく話をされますな。なんか何がどうなっとかようわからんけど。なんかそういうようなことで、最初の問題は有権者が判断するだろうと。次は、司法が判断するだろうと、そういう状況ね。なかなか難しいですね。答弁がね、なかなか逃げるのが上手ですな。これ以上論議してもしょうがないから、今の意見だけ聞いて終わりますけれども、やっぱり事は大変重いと。手直しすれば何でも許されるというようなそういう問題じゃなからうと思うんです。とにかく集中審議で、しっかりその辺の議論もしなければいかんだろうと思っています。

ありがとうございました。

【石本委員長】ほかにございませんか。

委員長を交代します。

【富岡副委員長】石本委員長、どうぞ。

【石本委員長】2点ほど、質問というよりも要望をいたします。

まず、1点は新幹線の開業効果についてですけれども、これまで何度も、それぞれの議員の皆さんからも一般質問でも出されていますが、今日の資料にあるとおり、今のところ新幹線沿線の市町中心に開業効果が上がっているというのが見えるかと思えますけれども、これについては、例えば佐世保線の問題もありましたけれども、その先の県北でいけばMR、南部でいけば島鉄等にまで及ぶような新幹線効果というか、ぜひとも今後さらにその効果を隅々までもっていくためには、どういう手法があるのかというのを、もっと地元の例えばMR、または島鉄とも十分協議をされて、しっかりと対応していただきたいと思えます。

これまでも、それぞれの各事業者からそういう要望があっているのかどうか、確認をしたいと思えます。

【川口新幹線対策課長】MR、あるいは島鉄との連携ということでございますが、要望と申しますか、これまでも鉄道利用促進協議会等を通じて、新幹線のお客様も含めて、そういった方々を取り込むような事業に対して一定支援というものをやっておりまして、例えば島原鉄道もMRもそうなんですけれども、それぞれの取組の中で、新幹線も含めたお客様を数多く取り込んでいくというような事業はやっていただいておりますので、それは引き続き継続して行ってまいりたいと考えておりますし、委員長ご指摘の市町との連携につきましても、今回、県北で「ふたつ星4047」という形でさせていただきましたけれども、今後も継続して松浦市、平戸市とも含めてどういったことができるのかということについて協議して、継続して取り組んでま

いりたいと考えております。

【石本委員長】当然、今のお話のようなことはされているかと思うんですけども、実際、地元の人間から見ると、住民から見ると、なかなか現実にそれが目に見えてないというのがあるんですね。もう少し地元の業者にしっかりしてくれと発破をかけたいんですけども、我々では間接的になって、どうもそういうのが思いどおりにならないという歯がゆい思いがあります。もっともっと地元からもアイデアを出して、これに対してどうかというのを、もっと活発な提案というか、そういうものを出してもらいたいし、また、県の方からも、そういった地元の事業者に対してもっとアピールというか、こういう方法、施策がどうかとか、そういったアドバイスというのをしっかりしていただいて、もっともっと活性化してもらわんと、商船の話もありましたけれども、いずれまた廃止にならんとも限らないという状況にもなりますので、やっぱり地元の住民の足としては本当に大事な機関と考えていますので、そこはしっかり、協議会でも構いませんけど、もうちょっとはつばをかけてやっていただきたいと思えます。

もう一点は、長崎空港に関連することですけれども、今、空港内にもお土産屋さんとかいろいろありますけれども、やはりあそこは今後、インバウンドを考えた時には、外国から長崎に着いて、まず真っ先に目にするところであります。一般の土産品というのは、それはそれで構わないんですけども、あそこの1階のロビーに、どんと長崎県の工芸品とか芸術品、それから県産品、これから長崎県が育てていこうとするような、地域に埋もれているというか、地域にいいものがあるんだけど、なかなか一般の目につかないとか、そういうものをしっかりと展

示するような常設のブースというか、展示場所を設置して、長崎県にはこういうものがあるんだというのをしっかりアピールしていただきたいと考えているんですけども、そこら辺の考えについてどういうふうに思っているか、部長の考えをお聞かせください。

【小川地域振興部長】ただいまご指摘がありました長崎空港での情報発信ということで受け止めますが、私ども、やはり長崎空港に到着をされた方、もしくは長崎空港から出発をされる方、こういう方々にどういう形で長崎の魅力というのを空港で発信していくのかというのは、非常に大事なことだと考えておりますので、どういうやり方、もしくはどういう場所が適当なのか、また、どういうものをそこで発信をしていくのかということも、空港ビルディングの方とも色々なご相談をしながら、検討をしてみたいと考えております。

【石本委員長】併せてですが、空港内に県下の情報をすぐ見られる、または確認できる、今でも案内所はありますけれども、それだけじゃなくて、長崎県にはこの場所にこういうものがある、この場所にこういうものがあるというのを、もう少しわかりやすくPRできるような場所も含めて、併せてそういうものを設置していただければと考えておりますので、よろしく願います。

以上でございます。

【富岡副委員長】委員長を交代します。

【石本委員長】ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ほかに質問がないようですので、地域振興部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 3時22分 休憩

午後 3時22分 再開

【石本委員長】 それでは、再開いたします。

これをもちまして、地域振興部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行いたいと思います。理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

再開は、35分からといたします。

午後 3時23分 休憩

午後 3時27分 再開

【石本委員長】 それでは、再開いたします。

これより、9月30日の集中審査についての協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午後 3時28分 休憩

午後 3時58分 再開

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

先ほどの地域振興部の審査の際に、小林委員の発言で一部適切を欠く発言がありましたので、会議録を精査の上、私の方で適切な処理をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 それでは、9月30日に集中審査について、何かご意見はございませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

30日（月曜日）は、午前10時から委員会を再開し、大石知事の政治資金等について集中審査を行います。よろしく申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時59分 散会

第 5 日 目

(集中審査)

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年9月30日

自 午前10時 0分
至 午後 5時26分
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	石本 政弘 君
副委員長(副会長)	富岡 孝介 君
委員	小林 克敏 君
〃	浅田ますみ 君
〃	松本 洋介 君
〃	吉村 洋 君
〃	坂本 浩 君
〃	大場 博文 君
〃	宮本 法広 君
〃	まきやま和 君
〃	湊 亮太 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

議員	田中 愛国 君
〃	中山 功 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	山田 朋子 君
〃	中村 一三 君
〃	饗庭 敦子 君
〃	大倉 聡 君

5、参考人の氏名

参考人	大石けんご後援会 元監査人
-----	------------------

6、県側出席者の氏名

知 事 大石 賢吾 君

7、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【石本委員長】 おはようございます。

ただいまから、委員会を再開いたします。

本日の議題は、「大石知事の政治資金等について」であります。

審査は、お手元に配付しております審査順序のとおり、「大石知事の政治資金等」について、参考人から意見聴取を行い、その後、知事への質問応答を行うこととし、必要に応じて、知事への質問・応答が終了した後、再度、参考人から意見聴取を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、参考人につきましては、大石知事の選挙コンサルタントは欠席、大石けんご後援会元監査人は出席との回答でございました。

次に、知事及び参考人への質問につきましては、事前通告に基づき質問を行うこととし、各委員の質問時間は、答弁時間を含めて1回あたり20分以内とし、審査時間が残っている場合に限って、再度の質問ができることといたしますので、よろしく願いいたします。

なお、本日は、事前通告制となっておりますことから、委員外議員のご質問はできませんので、ご了承を願います。

次に、傍聴人の定員についてお諮りいたします。

本日の傍聴は、40人以内とすることによろし

いでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 それでは、そのようにいたします。

なお、傍聴人の方々に申し上げます。

傍聴人の方々は、お手元の「傍聴人等の守るべき事項」を守って、静粛に傍聴するようお願いいたします。守られない場合は、退室を命ずることがありますので、念のために申し上げておきます。ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、参考人につきましては、一定の配慮が必要となることから、今回は、参考人の申し出により、衝立を設置して意見聴取を行いますので、ご了承をお願いいたします。

併せて、参考人の申し出により、今回は、氏名について公表しないこととしておりますので、ご了承を願います。

次に、参考人からの提出資料でございますが、委員からの質問通告に対して、お手元に配付しております資料を用いて発言したい旨の申し出がっております。

なお、資料につきましては、参考人の申し出により、総務委員会委員のみへの配付とさせていただきます。審査終了後は回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、資料中の個人情報を明らかにするような形での質問とならないよう、ご注意願います。

次に、参考人招致時のインターネット配信等の取扱い及び報道への対応につきましては、別紙の取扱いとすることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 それでは、そのように取り扱うことといたします。

それでは、参考人入室のため、しばらく休憩

をいたします。

午前10時 5分 休憩

午前10時 8分 再開

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

これより、審査に入ります。

はじめに、委員長として、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ご出席いただきました大石けんご後援会元監査人におかれましては、お忙しい中、本委員会にご出席をいただきましたことに対して厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日は、「大石知事の政治資金等」について意見聴取をさせていただきたく、ご出席をお願いした次第でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここで、参考人の方に、念のために申し上げますが、呼称につきましては、規定により「参考人」という言葉を使わせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

また、発言される際は、挙手の上、委員長である私が指名した後、簡明に、案件の範囲を越えることなく、ご発言いただきますようお願いいたします。

なお、発言の際は、着座のままで結構でございます。

また、参考人は、委員に対しての質問ができないこととなっておりますので、ご了承をお願いいたします。

万が一、質問の趣旨がわからなかった場合は、休憩を求めてください。休憩中に質問の趣旨を確認していただくことといたします。

それでは、まず、参考人より、5分以内で自身のご紹介のための発言を求めます。

【参考人（元監査人）】 おはようございます。私は、大石知事の元後援会監査人を務めていた者です。参考人は、東京都と沖縄県において、創業31年の法人で、主な業務は経営コンサルタント事業、また、知的財産管理外で保有する特許の管理、あと危機発生におけるコミュニケーションを総合的に支援する事業、スポーツビジネスをコンサルティングする事業を行っております。

参考人は、8月5日、長崎県議会全員協議会で大石知事の答弁をネット配信で傍聴しました。知事の答弁を聞きながら、大石知事との会話を思い出しました。それは、6月24日、田中愛知県議に対する議会答弁案を作成中に、知事に対して、勇気と真心を持って真実を語るの言葉をお話しして答弁書を一緒に作成しました。この言葉は、先日、自由民主党の総裁選挙において、総裁に就任した石破氏が述べていました。政治家に求められる資質を象徴しています。

真実を探究し、勇気を持って県民の皆様へ伝えることが、知事である大石氏の使命であり、信頼を築くために不可欠な要素です。

知事が真実を語ることは、時には辛い現実や過去の出来事を正直に話すことを含みます。そのような場合でも嘘をつかず真実を伝えることは勇気が必要ですが、信頼を築くためには不可欠です。

また、真実を語ることは、自分自身に対しても大切です。政治家が真実をもって県民の皆様に向き合うことで、信頼関係を築き、社会全体の発展、新しい長崎県に貢献できることを願っていますとお話しして、田中県議に対する答弁に加筆しました。

しかし、知事は、その答弁案を事前に削除されました。参考人は、思想信条的に野党寄りの

見解に立っているわけではありませんが、このところの大石知事の答弁を見ると、思想信条以前の問題として、あまりにも誠実さや説得力に欠けていると思います。

もちろん、正当な理由で回答を差し控えるべき場合もあります。そのような場合には、正当な理由を示して論理的な回答を差し控えるべきですが、論理的ではなく、筋の通らない回答拒絶が多過ぎるような気がしてなりません。

代議制民主主義では、正常に議論が行われることが大前提ですから、質問に対して誠実に回答しようとしめない回答拒絶の理由や、正当性を倫理的に説明できない人は、思想信条や政策のいかんにかかわらず、議論の当事者として適格性に欠けると思います。

参考人は、これまで自己防衛と公益通報として9事案を長崎地方検察庁に告発、告訴しました。

このようなことから、現状、県政に大きく混乱を招いたことはもとより、県民の県政に対する信頼や期待を大きく裏切り、日々、真摯に勤務する多数の県職員をはじめとする公務員全体に対する信頼を失墜させると同時に、士気を低下せしめる状態であるのに、知事という重責にありながら、その職責を忘れ、県議会等でもっぱら自らの保身に走る姿を見るにつけ、元関係者として非常に残念です。

以上のことから、参考人は、以下のことを厳守し、真実のみを陳述することを誓約いたします。

総務委員会の集中審査において、知事の名譽を毀損する発言はしません。虚偽の事実を述べる、事実と反する内容を述べることで、知事の社会的評価を低下させる行為は行いません。侮辱的な言葉や表現を用いることで知事の名譽を

傷つける行為、発言は行いません。公共の利害に関する事項、公共の利益に関わる事実のみを陳述します。陳述性の証明、述べた事実が真実であることを証明できるもののみ陳述します。陳述者は、公益を目的として事実のみを陳述します。

最後になりますが、お手元の陳述書1、2、3の文中に「ボイスメモ」と記しています。知事と参考人の会話、また、秘書を含めた3人の会話を録音したものでございます。全部で31時間21分41秒でございます。このたびの委員会で、その都度、聞いていただこうかとも考えました。しかし、時間制限もあること、切り取って聞いていただくことで前後の話を理解していただけない、そのような理由で公表はしておりません。

今後、何らかの方法を議会の方で示していただけるのであれば、全てを託したいと考えております。

なお、捜査機関には既に提出しております。
以上です。

【石本委員長】 ありがとうございます。

それでは、事前通告に基づき、質問を行います。

事前通告をされた委員の方で、ご質問はありませんか。

【湊委員】 本日は、お忙しい中、来ていただきまして、誠にありがとうございます。総務委員会の湊と申します。

まず初めに、私たち委員も、マスコミの皆様、そして傍聴されている方々も、参考人の立場についてよくわかってないという方々がほとんどだと思っております。

そこで、参考人がどのようなお方なのかをまず尋ねさせていただきます。

参考人は、大石知事の元監査人と呼ばれてお

りますけれども、弁護士や公認会計士等の公的な資格はお持ちでしょうか。

あと、実務実績があれば教えてください。

【参考人(元監査人)】 弁護士とか公認会計士の資格等はありませんが、私どもの事務所の方に所属する弁護士、また、外部契約者等にそのような者がいます。

【湊委員】 公的な資格はお持ちでなくて事務所の方にいらっしゃるということですね、わかりました。

続いて、大石知事またはその後援会関係者に対して、自らの資格や立場について、お持ちでないとおっしゃってましたが、どのような説明をされていたのか。公認会計士の資格を持っていると伝えたことはないか、教えてください。

【参考人(元監査人)】 私は、海外の方の資格はあります。しかし、日本国内の方の資格はございません。

以上です。

【湊委員】 海外の資格とおっしゃいましたけれども、海外の資格は何でしょうか。

【参考人(元監査人)】 海外の資格は、公認会計士です。

【湊委員】 海外の公認会計士の資格をお持ちだということ、ありがとうございます。

続きまして、参考人は、知事との間では、どういう契約に基づいて、いかなる業務を委託されていたのか。それは有償で働いていたのかどうか、教えてください。

【参考人(元監査人)】 まず、知事との関係性について、お話しします。

令和6年1月12日、知事の後援会関係者から、知事が追加告発されたので検察官出身者の弁護士を紹介していただきたい旨の電話を受けたことから始まりました。もちろん3人のやめ検弁

護士を紹介いたしました。しかし、知事が選択したのは、選挙コンサルタントの代理人が紹介した佐賀の弁護士でした。

その後、知事とご縁をいただき、初めて電話で話した時、本人から、全ての事実を洗い出し、正当な報告書を作成したい旨の話があり、令和4年、選挙運動収支報告書、令和4年知事の後援会収支報告書、令和5年知事の後援会収支報告書、令和6年後援会会計、「新しい長崎県をつくる会」の収支報告書について、外部の専門家チームを編成して、調査、評価した上で知事に会計状況の報告を行いました。

本日、提出する証拠の多くは、その時に識別評価した時のものです。

なお、弊社及び参考人大石知事及び後援会に対する報酬の請求、また、支払いは一切受けてません。

以上です。

【湊委員】ありがとうございます。無償で働かれていたということです。

あと、契約はされてたのか、正式なですね、教えてください。

【参考人（元監査人）】委任契約書と守秘義務契約書がございました。

以上です。

【湊委員】わかりました。ありがとうございます。

続きまして、守秘義務についてちょっと質問させていただきます。

参考人は、本日、この県議会総務委員会という公場で知事からの委託業務の中で把握した秘密情報といいますか、開示しようとしているのだとっております。

参考人は、県議会から委託を受けたものではなく、あくまでも知事個人から委託を受けたも

のだと私は認識しております。知事との間に守秘義務を定めた契約書が存在するか、しないかにかかわらず、受託者である参考人が、依頼人である知事の承諾を得ないまま、知事や後援会の情報を公開しているということが許されるのか、私は疑問に思っております。この点についてどうお考えなのか、教えてください。

【参考人（元監査人）】休憩をお願いします。

【石本委員長】休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時21分 再開

【石本委員長】委員会を再開します。

【参考人（元監査人）】まず、守秘義務についてお答えいたします。

委員の質問に回答しますが、参考人と知事間の守秘義務契約は、全ての契約はなかったとする知事からのメールにより存在しません。

参考人は、このたびの行為は、公益通報、自己防衛のために検察庁に9事案を告発し、また、告発後、報道に対して告発、告発及び証拠をプレスリリースしました。

さらに、議会での真相追及のために、一部議員に対して上申書を提出した次第です。

それでは、その説明をします。

守秘義務と公益通報は、それぞれ異なる法的な概念です。どちらも組織や社会における重要な役割を担っていると考えています。その違いと相互関係について説明します。

守秘義務、参考人と知事の間には、守秘義務契約は、全ての契約はなかったとする知事からのメールにより存在しません。

さらに、公益通報について、ご説明します。

公益通報とは、組織や企業などの内部での不正行為、違法行為が行われている場合に、それ

を公の機関や外部に報告する行為です。参考人が行った通報の内容は、次のとおりです。違法行為、不正行為、重大な倫理違反の行為のみを通報しました。

以上のことから、特定の個人や組織の秘密を守ることも優先され、よって、このたびの行為は、公益通報と自己防衛のための検察庁に9事案告発、告訴、また、告訴後の報道に対しての告発、告訴状及び証拠をプレスリリースした次第です。

あと一つ、今、委員からありました情報を提供したということについて、知事と初めて電話で話した時、ご本人から、全ての事実を洗い出しということを先ほどお話ししましたが、その時に、本日提出する証拠の多くは、その時に識別評価したものです。

ですから、先ほどお話をした違法行為、不正行為、重大な倫理違反行為のみ、今現在、公表をさせていただいているし、告発もしております。

また、はっきりと申し上げますが、そのほかの行為については、まだ一切発表しておりません。

【石本委員長】 ほかにご質問ありませんか。

【松本委員】 総務委員の松本と申します。

今回の様々な疑惑について真相を究明するために、集中審査におきまして、お忙しい中を参考人招致にご協力いただき、誠にありがとうございます。

参考人は、知事の元監査人ということで真相究明に大きな影響がある方だと思っております。

ただ一方で、先ほど湊委員からの質疑もありましたが、これまで参考人に関しては、誰なのかと、様々な憶測や噂も挙がっておりまして、そういった意味で、やはりご本人でないかわか

らないことがあると思いますので、まず、そのことについてお尋ねをしたいと思います。

参考人招致では、初めてこの衝立を設置という物々しい状況であります。先ほどの答弁のように、事実をありのままにお話しただければありがたいと思います。

まず、参考人と知事との関係について、先ほど湊委員の質疑において、参考人が海外の公認会計士の資格を有する方ということで、知事との間で委託業務契約を結ぶほどの信頼関係のある優秀な方だと認識をいたしました。

そのような方が、どのようにして知事と信頼関係の下に、この委託業務の契約を結ぶようになったのか、私の方で確認をさせていただきましたところ、あくまでも聞いた話なので、ちょっとご答弁いただきたいんですが、知事が参考人と知り合うきっかけは、後援会の事務職員の方から、参考人をラインで総務省からの特別委託を受けて都道府県の会計監査をしている方と紹介されたと伺いました。また、総務省大臣官房会計課予算執行室長なる人物から、都道府県の財政を委託する内容の特命委託契約書を交わしたとの話も伺いましたが、これは事実でありますか。

【参考人（元監査人）】 そのことについては、本件と関係ありませんので、お答えする必要がございません。

以上です。

【松本委員】 どのような経過の下に知事との信頼関係を持って契約されたのか。長崎県の職務実績がなかったものですか、きっかけは何だったのかなと思って、ちょっと確認を何人かにしたところ、そういった話が挙がっていました。

本件と実際関係ないということのご答弁で

ざいでしたが、私たちにとっては、どのようなのかというのが、ちょっと最初確認できなかったものですから質問させていただきました。

もう一つ確認したいのは、その元監査人が、今、知事の疑惑解明のために参考人としてここにいらっしゃるということは、先ほど、お話の中で公益通報だということで、全ての契約がなかったということで、今回、こういった行動をされていらっしゃるということですが、もう一つ確認したいのが、最近、ネット上で話題になっているのが、「長崎県知事大石賢吾」の疑惑を追及する会」と称する団体名義のブログがありますが、そのブログを執筆しているのは、参考人でしょうか。

【参考人(元監査人)】 それは間違いありません。私です。

【松本委員】 すごく、文章もかなり達筆ですね、書かれていらっしゃるんですけども、その中で、先ほどもありましたが、そのブログで、知事が選挙コンサルや後援会職員との間で交わしたLINEのデータや知事の後援会の口座の通帳が公開をされていますが、どのような経緯でそのようなものを入手されたのでしょうか。

【参考人(元監査人)】 先ほどからお話していますとおり、全て知事との関係、選挙会計から始まり、令和5年度の収支報告書、令和6年度の会計に至るまでの間に、全てを得た情報です。

一つ言えることは、疑惑のない事実については、一切公表はしておりません。疑惑があるものについてのみ公表をしました。それは、後からまた述べますが、自己防衛のため、そして公益通報のために必要だから、公表した次第です。

【松本委員】 自己防衛のためとおっしゃいましたが、具体的にどのような自己防衛をする必要があったのか、経緯についてお尋ねをいたしま

す。（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

【石本委員長】 休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時30分 再開

【石本委員長】 委員会を再開します。

【参考人(元監査人)】 まず、自己防衛についてです。

28日現在で、5,682回のいたずら電話があります。この電話については、私の直通電話、事務所にある直通電話、またスマートフォンに、28日現在、5,682回のいたずら電話があります。

そのうち52回、話をしました。内容は、知事を擁護する話ばかり、長崎弁で、交えて話しています。録音もさせていただきました。「さらうぞ」とか、「ぶち殺すぞ」とか、脅迫言葉ばかりです。

これまで参考人は、知事に対して9月9日、8月22日、8月5日、メールにおいて、いたずら電話のことを記して「やめてくれませんか」というメールも送っております。返事はありません。

私が言いたいのは、その電話番号、直通の電話番号は、知事しか知りません。大変困っています。

特に、4会派が百条の動議を提出したと報道された以降、一気に数が増えています。また、総務委員会集中審査に元監査人を召喚すると報道されてからは本当にひどいです。

9月24日、午前11時24分、長崎地方検察庁の検事とお話した時にも、この件はお話しました。

正直なところ、昨日、長崎に入りました。長崎に行けば、場所は議会棟、殺されるのではないかと、長崎に来ること自体、本当に怖かったです。しかし、事実を明らかにするために、昨日、参りました。

以上のことも、議会事務局の方にご相談をしました。また、長崎県警本部の職員にも助けられているところが現状です。以上です。

【松本委員】 ちょっと衝撃な内容で、5,682回のいたずら電話があったと、身の危険を感じたから、公益通報ということで、疑惑に関しての証拠を全て出したということによろしいですね。わかりました。

さまざまな疑惑に対して、県民の皆様に対して真相解明をすることは議会としての責任であると思っておりますし、そういった意味では、参考人のこのご協力には感謝をいたしますが、そもそも知事を刑事告発している方だし、司法の判断が出る前に参考人として証言されることに、若干違和感があったものですから、念のために幾つか確認をさせていただきました。

質問は以上です。

【石本委員長】 ほかにご質問はありませんか。

【宮本委員】 おはようございます。総務委員の宮本法広と申します。

参考人におかれましては、本日は大変お忙しい中、求めに応じてお越しいただきましたこと、感謝申し上げます。

私からも幾つか質問いたします。

今まで私も一般質問で質問をいたしました。そのほか、総務委員会でも質問が出たりとか、あるいは報道でも一部、いろんな報道がっております。重なる部分、そしてまた通告と若干、していない部分もあるかもしれませんが、全て関連性があることであります。そして、私の観点から質問いたしますので、どうか、ありのままをお答えいただければと思います。

まずは、先ほど、知事との関係性についてはお聞きをさせていただきました。後援会の監査人ということで勤務、業務をされていたという

ことですが、この経緯、いつからいつまで、その期間についてわかりますれば教えていただければと思います。

【参考人(元監査人)】 経緯、期間中というのは、6月の最後ですね、ここに、陳述書1に記載しているとおり、6月の最後の知事からのメールが届いた日までです。それについては、ここに記載しているとおり、6月26日、午前11時15分、知事から私宛てに以下のメールが届いたということで、陳述書1に記載の、4ページ、陳述書1、4ページに、知事から、このようなメールが届きました。それで、関係が全て終わったということです。

始まりについては、先ほど述べたとおり、1月に告発をされた以降に、後援会の関係者からお電話をいただき、その後、5月に再度、知事とお話をしたという形です。

【宮本委員】 膨大な資料を提出していただいております。ありがとうございます。申し訳ありません。何分、短い時間で、確認することができずであります。

しかしながら、確認の意味を踏まえて質問させていただきます。

ここに書いてあるとおりということで、4ページに書いてあります。こういったことがあって辞めたということで理解をいたしました。

当時の状況をこのような形でオープンにするということについての思い、後悔はありませんか。それについてお尋ねをいたします。

【参考人(元監査人)】 後悔ですね、後悔は全くありません。確かに怖いです。怖いけれども、後悔はしておりません。

それはなぜかということ、まず、知事がやられたことというのは、これは人として卑怯なやり方です。ですから、私自身は全く後悔はしてお

りません。

【宮本委員】 承知いたしました。

そうであれば、まず、2,000万円について確認をいたします。

私は、9月18日の一般質問でも、この件について知事に質問いたしましたが、まず2,000万円の二重計上についてですが、これは本当に二重計上という記載ミスなのか、それとも意図的に行われたもの、要は「架空貸付疑惑」という文言が出ておりますけれども、どちらだったのか、お答えください。

【参考人(元監査人)】 この話は、本当に報道とか、いろんな方に聞かれます。はっきり申し上げて、これは二重計上ではありません。意図的に計上した架空貸付です。

その理由を、まず述べさせていただきます。

本件は、知事が選挙コンサルタントに相談し、計画立案者は選挙コンサルタントです。承諾は知事という構図に間違いはありません。そのうえで、以下、時系列に沿って、ご説明します。

令和4年12月中旬ごろ、知事は、「選挙収支報告書に自己資金として計上した2,000万円を返してもらう方法はないか」旨、選挙コンサルタントに相談しました。

令和4年12月中旬ごろ、選挙コンサルタントは、すぐに長崎県選挙管理委員会係長だった、これはA氏とします。A氏に事実を伝えて、処理方法を問い合わせたところ、「現金はもともと手元にあったということでしょうね」旨の回答がありました。

令和4年12月中旬ごろ、選挙コンサルタントは、この話を参考に犯行の枠組みを立案し、「もともと現金が手元にあったことにするほかないよね、それを後援会に貸し付けて、後援会に返

済を受ける」という言葉に変えて、その旨、知事に対してメールで報告し、知事から承諾を得ています。この話は、知事から聞きました。また、ボイスメモにも入っています。

令和4年12月中旬ごろ、選挙コンサルタントは、知事に、メールに「金銭消費貸借契約書、令和4年1月12日付」を添付して送付、知事は、先ほどの契約書は偽造だと認識があったのに、県庁事務局に預けてあった小さい印鑑2種類、「大石」を使用し、押印したのは、当時そこにいた職員のSさん、管理職ですね、Sさんが押印したと知事から聞きました。

真実は、知事が後援会に貸付けた事実もないにも関わらず、令和4年12月末、選挙コンサルタントは、本件架空の契約書を後援会秘書にメールで送付し、管理するように指示し、後援会に貸付けしたものと誤信させた流れです。

令和4年度分の収支報告書作成の取りまとめ時期の令和5年3月22日、後援会事務所にいた、当時事務局長だったO氏、顧問契約をしていた税理士事務所M氏と秘書が在室しているところに、選挙コンサルタントから事務所に電話があり、M税理士に対して、「2,000万円の貸付けは架空です。架空の貸し付けを計上して返済することにしました」旨の説明をしたところ、M税理士は、「そういうことにするのですね」と了承しました。

その会話を聞いた秘書は、知事が、後援会に2,000万円を現金で貸付けしたことは架空だったことを初めて知りました。そして、選挙コンサルタントの指示のもと、令和4年収支報告書に、後援会が知事から現金で貸付けを受けたことを計上した次第です。その流れがあります。

もう一つ、これは架空貸付であったという証拠の一つが、知事は報道に対して「誤った振込」

ということで述べています。誤った振り込みはしておりません。

第1回目の460万円のことについて、資料4、手元にある資料4の中に、事務局が番号を振っていただいた140ページに、後援会職員が、「おはようございます。お手すきの時に結構ですので口座をお知らせください。よろしくお願ひします」というLINEを知事宛てに入れております。

知事は、自分の口座を、県庁支店普通口座何番ということで知らせています。「ありがとうございます。よろしくお願ひいたします」で、電話番号を記しておりますが、このLINEの後に460万円が振り込まれています。ということは、知事は、誤った振込ではなかったということが、これでわかります。

次に、2回目の翌年に起きた195万円についても、同じように、これは陳述書3番にある、知事から選挙コンサルタントに対して送ったものです。事務局の番号で言えば72ページ、73ページの証拠です。これも、知事の方から選挙コンサルタントに対して、「2回目のお支払いはどうなりますか」という相談をしております。この相談のLINEの会話によって、195万2,000円が振り込まれたという流れになります。

ですから、これは、今、委員がお話されたように架空、二重計上ではありません。そして、誤った振込でもありません。以上です。

【宮本委員】 詳細、ありがとうございます。

ということは、ちょっとお聞きください。これは9月18日、私が一般質問した時の知事の答弁ですが、「私は、令和4年2月の知事選挙に際しまして、この2,000万円を準備して、後援会の口座に入金をいたしました。この2,000万円については、私は、後援会の令和4年分の収支報告

書を提出した際には、私から後援会に貸付けたものと認識しておりました。そのため、令和4年分の収支報告書には借入金として記載をして、その返済分として、後援会から令和5年3月に460万円、令和6年3月に195万2,000円の支払いを受けております。しかし、今般、令和4年分収支報告書の記載内容の見直しを進める中で、先だって提出されていた選挙運動費用収支報告書において、2,000万円につき自己資金と記載をされていたことに気づきました」と。「これを後援会への貸付けとすることは誤りと判断をして、後援会から支払いを受けていた合計で655万2,000円がでございますけれども、これについて全額返済をするとともに、令和4年分収支報告書における2,000万円の借入金の記載を削除したものでございます」と答弁があるんですが、これは違うという話ですか。これは要は、おっしゃるのは、これは意図的なもので、記載ミスとかではなくて、知事がコンサルタントにお願いをして、どうにかなりませんかと言ったことなので、架空貸付疑惑であるということ、この答弁は違うという認識でよろしいのか、確認をさせてください。

【参考人(元監査人)】 はっきり申し上げて、先ほどの、私も、その議会の答弁を聞きました。今、お話された話の内容は、全て事実ではありません。

先ほどもお話ししたように、2,000万円は、2,000万円の自己資金、これは当初から、令和4年度の、選挙会計収支報告書に記載する時点で、自己資金という認識はございます。その証拠は、休憩をお願いします。すみません、証拠を探します。

【石本委員長】 休憩します。

午前10時48分 休憩

午前10時49分 再開

【石本委員長】 委員会を再開します。

【参考人(元監査人)】 事務局の方から、手元にある資料206ページ、ご覧ください。この資料は、当時、会計責任者だったO氏が、選挙終了後、作成した、ここにタイトルで書いてあるように長崎地方知事選挙収支報告ということで書いています。

まず、大石賢吾2,000万円借入金と記載していますが、これは自己資金の誤りらしいです。で、自己資金で選挙収支報告書に計上されています。ですから、この自己資金の2,000万円と、貸付けたと架空の貸付金を計上した2,000万円は、全く別のものです。

【宮本委員】 そうであるならば、長崎県医師信用組合から、知事が借り入れた2,000万円、これは本当に存在するのか、改めて確認します。

【参考人(元監査人)】 これは存在します。間違いなく、知事から。この証拠の中にも貸付証明を入れていますが、それは必ず存在します。知事からも、2,000万円を、信用組合に当日に行って、印鑑を押して、借用書を書いて、その日中に融資が実行されましたということでお聞きしていることに、裏付けも間違いなくとれています。

【宮本委員】 そうであるならば、政治資金を管理している後援会から、私的に利益を得ようとしていた行為だったというふうに参考人は見ていらっしゃいますか。これについて、お答えください。

【参考人(元監査人)】 私的に、私的な利益を得ようということではないと思います。これは知事の名誉のためにお話したいと思います。

私的な利益じゃなくて、2,000万円の返済、医師会信用組合から返済が月30万円少しあります。年間にしたら300万円を超えています。その返済の原資を得るために2,000万円の架空の貸付けを計上したということでもあります。

ですから、1回目の460万円の支払いに至ったということになります。以上です。

【宮本委員】 ありがとうございます。まだまだ聞きたいことはたくさんあるんですが、時間でるので、最後に1点だけ。

2,000万円の架空、二重計上ではなくて、参考人いわく、これはもう架空貸付けですよと、疑惑ですという話で、長崎県医師信用組合から借り入れた2,000万円の借金返済に充てようということで、これを計画というか意図的にしたということですが、最後、確認ですけど、これはこの指示、これは誰からの指示。先ほどは知事が、選挙コンサルタントにお願いをしたというふうに言われていたんですが、発信は、発信元は知事で間違いはないですか。これも確認させてください。

【参考人(元監査人)】 この件に関しても、一番最初の2,000万円の支払いについてどうにかならんかということで相談をしたのは知事です。知事が選挙コンサルタントに相談した。そして、2,000万円の架空の貸付けのスキームをつくったのは選挙コンサルタントです。その選挙コンサルタントがつくったスキームに対して、承諾をしたのは知事です。

以上、間違いありません。

【宮本委員】 ありがとうございます。もう時間ですので、286万についても聞きたいことがありますので、二巡目にお聞きをさせていただいて、一旦終わらせていただきます。ありがとうございます。

【小林委員】参考人、今日は大変な状況をご出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

今聞いてびっくりしましたけどね、大分嫌がらせの電話、なお、身の危険を顧みずご出席いただいたような状況を承って、大変感謝いたしております。

この模様は、傍聴席は40名と限定をされていますが、恐らくテレビ等を通じて、たくさんの県民の皆様方がご覧いただいていると思います。

要するに、県民の皆様方は、真相究明、何が正しくて何が間違いなのかと。これを一番求めているらっしゃるわけです。そういう意味で、あなたの今、いろいろなご証言、こういうことを聞いて、この証言の内容たるや驚きであります。

まあ、我々が驚くぐらいだから、さぞや県民の皆様方も本当にびっくりされていると思います。本当に、ようこそお越しをいただきましたことをお礼を申し上げたいと思います。

なお、大変申し訳ありませんが、ちょっと私は足を痛めておりますので、座ったまま、着座のまま、まず20分間質問をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、今も続いております大石けんご後援会の2,000万円の貸付けの疑義に絡んで、大石知事による後援会関係者の刑事告訴について、お尋ねをいたしたいと思います。

大石知事は、令和6年6月28日、「承認なく多額の出金となされ、監査業務を行っていた者に渡った可能性があることが発覚した」と。監査業務を行っていた者というのは、恐らくあなたではないかと思えます。「詐欺罪に当たる可能性も含め、被害届の提出や、刑事告訴も視野に確認を進めている」という趣旨で記者に対して発言をしています。

大石知事が、まさに、元監査人を、あなたを告訴しようとしたわけでありますが、ここに至るまでの大石知事との関係性、先ほど関係性については、もう既に質問があつてわかりましたので、私はあえて、知事との関係性が破壊したことについて、一体なぜ知事との関係がこのように破壊してしまったのか、まずこれについてお尋ねをいたします。

【参考人(元監査人)】先ほど、関係性の始まりについてお話をさせていただいて、次に知事との関係性が破壊したことについて、お話します。

これは陳述書1の2ページ、陳述書1の、私が振った番号の2ページから書いています。

次に、知事との関係性が破壊したことについて、お話します。

令和6年6月24日、田中愛知県議に対する答弁終了後、選挙コンサルタントから後援会関係者に電話があり、答弁で自分のことを悪く言われたと非常に激怒されていたということを聞きました。

翌日25日、午後4時14分から18分間、これボイスメモがあります。知事から電話があつて、先ほどY先生から電話があり、昨日の議会答弁のこと、なぜ選挙コンサルタントのことを出すのか。適正に、これ、すみません、選挙コンサルタントとしていますけども、これは実際は名前です、のことは出すのか。「適正に処理しています」の一言でいいだろうと激怒された。選挙コンサルタントも激怒されているらしく、参議院議員から、「今夜8時半頃に選挙コンサルタントに電話をしてくれ」と言われました。

被告発人同士ですから、電話しても大丈夫ですかね、旨、憔悴しきった声で電話がありました。参考人は、その声を聞いて、せっかく選挙コンサルタントや参議院議員の呪縛という牢獄

から解き放されたと思っていた矢先でした。また、元の木阿弥に戻ることを、この電話を聞いて確信しました。

このようなことから、この先、泥船とかに乗るようなことは、これ以上私はできないと判断し、同日午後9時10分、知事からの任務は終了する旨の内容を送信しました。それは手元にある内容です。

そして、6月26日、午前11時15分、知事から私宛に以下のメールが届き、知事との関係性がなくなった次第です。そのメールもそこに、証拠のところに張り付けています。

知事からの最後のメールに業務委託契約書、私が捺印する前に金銭が送金されたことについて、弁護士からは、刑法上の詐欺罪に該当する可能性があるということが書かれていました。

しかし、知事からは代理人を含め、一切の通知ほか、電話はありません。また、警察の方から連絡も一切ありません。

さらに、メールには、全ての契約はなかったと言いつつ、仮に委任していたとしても全てを解除すると書いており、矛盾しています。

そして、知事が報道陣に対して、私のことを詐欺師よばわりしたため、公益通報、自己防衛のために、長崎県民に真実を知っていただくために、知事及び参議院議員・Y議員、選挙コンサルタントの悪事を捜査機関に告発・告訴することを決断した次第です。

以上です。

【小林委員】わかりました。破壊をしたあなた方の関係がよくわかりましたが、その後、なぜ大石知事は、参考人であるあなたを刑事告訴をしようとしたのか、何か心当たりはありますか。

【参考人(元監査人)】心当たりについて、お話しします。

心当たりはあります。知事のために、知事と後援会職員と一緒にいった不法原因給付行為のことを、あたかも、私たち二人が金員を詐取したかのように報道陣にお話をされ、その日中にテレビ各局が報道し、翌日には各新聞記事となっていました。

知事が、不実のことを報道に話した理由は、一つだけあります。6月24日の答弁、議会の答弁で、「今月中に収支報告を訂正する」とお約束したことが守れない。では、理由を考えて、二人を生贄にされたのだと考えます。

はっきり言いますが、知事、参考人、後援会秘書でやろうとしたことは、知事を助けるために行った不法原因給付行為です。金員を詐取するなどは絶対にありません。そもそも、この行為は、何度も言いますが、知事をお守りするためにやったことであるし、知事と相談、知事に十分説明、承諾を得ていたし、押印もいただいています。

以上です。

【小林委員】今のお答えで、答弁で、6月24日の答弁で、今月中ということは6月いっぱいまでに収支報告を訂正するという約束をしたと。これは今でも耳に残っていますよ。確かに、議会でそういう発言を大石知事がなされたことは事実です。

しかしながら、結局6月までにはできなかったわけですね。そういう意味で、なんかあたかもあなた方を、あなたと後援会の誰かを、いわゆる二人を生贄にされたのだと思料しますと、この生贄にされるというのは、どんな意味を言っているんですか。

【参考人(元監査人)】「生贄」という言葉ですね、適当かどうかわかりませんが、大石知事については、今までいろんなことをお話を聞

いています、本人から。ですから、次は私たちにきたんだなということは、すぐに直観でわかりました。

以上です。

【小林委員】率直に聞くけれども、もう大石知事からあなた方はそういう告訴をされたんですか。そこはどうですか。

【参考人(元監査人)】告訴はされていません。したとしても、受けはしていただけないと思います。それは、理由は事実じゃないからです。

以上です。

【小林委員】その告訴をすると。我々の議会の前でも、そういう多額のお金が、何かおかしい方向にいと。なんかあたかも、あなた方が盗んだかのような、あるいは盗られたかのような、そういうちょっとね、あなた方の名誉を傷つけるような、そんな発言ではなかったかと。

確かに言われるように、6月いっぱいまでに約束を、つまり訂正をすることができないと。だから、なんかそういうような理由をつくらなければいかんと。そのためには、今、話を聞きますと、一番ご苦労いただいている知事を助けるためにいろんなことをやっているあなた方を告訴しようと、こういうような形で議会を乗り越えて、我々もいつ告訴するのかなと、そんなに思っておりましたけれども、今聞いたら、まだ告訴はあってないと。何で告訴すると言いながら告訴ができないのかと。告訴したらなんかまずいことがあるのかと、これは大石さんに聞かんばわからん。あなたに聞いてもわからんと思う。

そういうようなことで、非常に大きな、なんで告訴をまだやってないのかと。そういうところが、これは後でまた大石さんに聞きますけれ

ども、こういう問題が出てくるんじゃないかと思うわけです。

それで、あなたは長崎地検に名誉棄損の罪でいろいろ告訴されておりますけれども、詳細について、知事宛に送られた内容証明、これは記載されていることですが、その内容を教えていただきたいと思います。

【参考人(元監査人)】その詳細について、お話しします。

手元の陳述書1の6ページから11ページまでに添付している、知事宛内容証明に記載されている事実が全てです。この内容証明は、知事から、先ほどお話ししたメールが届いて、すぐ私が作成して、知事宛に送った内容証明であります。

その内容証明に記載されている内容について、ですから、私はすぐさま、長崎地検に参考人を詐欺師呼ばわりした原因となる詐欺ないし横領の罪で刑事告発し、加えて長崎県警本部にも真実を記載した上申書を提出しました。

加えて、7月28日付で長崎地検に名誉棄損の罪で告訴した次第です。

今、委員がご質問の詳細についてですが、陳述書1の6ページから11ページまでに記載しています、知事が詐欺行為と発表した不明な出金の根底となる事実からお話します。

先ほども、その前の委員の方からご質問があったとおり、知事が選挙運動収支報告書に計上した2,000万円の返済原資を得る目的に、知事が大石後援会に対する貸付金を計上した。令和4年度収支報告書に計上。

知事は、後援会を統括したコンサルタントと共謀の上、後援会代表者である立場を悪用し、着服行為を企てて、自己の用途に消費する目的で、後援会経理担当職員Xに指示をして、460万円と、翌年度に195万2,000円を振込入金さ

せ、これをもって詐取した、ということが、これが根底にあります。

参考人は、6月5日、3時19分から38分間の電話で、「286万円の迂回寄附も大きな問題ですが、2,000万円の架空貸付けがマスコミ等に漏れたら、286万円以上に騒動になりますよ」と知事に対してお話をしました。これはボイスメモの中に残っています。

その後、知事は、2,000万円の架空貸付け問題に頭を悩ませていました。それはなぜか。知事には、私どもが、18件の不正、16件の虚偽表示、26件の不記載がありました。これは事実です。

冒頭でお話した、選挙会計収支報告書、令和4年度の会計収支報告書、令和5年、まだこれは発表されていませんけれども、令和5年まで含めたものの中に18件の不正がありました。16件の虚偽記載、26件の不記載がありました。

そのうち、最も罰条、刑事罰が大きい不正行為がこの2,000万円の架空貸付けです。

知事は、6月7日、午前9時44分から12分間、参考人との会話の中で、2,000万円の架空貸付け問題を話した後、2,000万円の取消方法をご教示ください旨の話がありました。これはボイスメモに残っています。

その上で、参考人が知事に対して、2つの提案をしました。

知事が2,000万円を現金で用意した後援会の小口に入金し、後援会帳簿を取り繕い、詐取事実を取り消す。これは2,000万円を、要は後援会の方に現金で入れてください、それで本当に貸したという形でされたらどうですかという意味です。

それか、選挙運動収支報告書に計上されている2,000万円を、自己資金で計上している2,000万円を訂正報告する。しかし、訂正には一定の

制限やルールがあって、単に誤りがあったという理由だけでなく、その理由を明確に示し、適切な手続きをとる必要があるということもお話をしています。

以上、2つの話をし、しかし、知事の回答は「2,000万円を用意することはできない。選挙運動収支報告書訂正のリスクは高い」という回答を受けています。

6月9日、午後9時から、参考人、知事、後援会の職員のズームミーティングにおいて、参考人は再度知事に対して、以下のとおりの状況を確認した。

再度、2,000万円をご用意できませんか。それが無理なら、還流資金を受け皿会社になってくれる親・兄弟の会社経営者はいないか。現状知事が現金で用意できる金額は幾らか。個人預金655万円はありませんか。返済した上で収支報告の2,000万円の貸付けを削除訂正する。

そして、訂正報告を実施するために必要なこと。医師信用組合の契約書を取り寄せてほしい、コンサルタントから送られてきた名簿に医師信用組合の契約書と同一日の金銭消費貸借契約書はないかという4点を知事に聞きました。

知事の回答は、2,000万円の現金は用意できない。家族の中に会社経営者はいない。すぐ用意できる現金は300万円程度である。医師会信用組合の契約書を取り寄せます。コンサルタントから送られてきたメールも再確認しますという回答を得ました。

その上で、参考人は、訂正報告を残しつつ、後援会の資金を後援会外に流出させることが法令上、許されないものであることを知りながら、知事の職責を守るため、具体的な詐取事実を取り消すスキームとして、後援会と私どもの会社間の業務委託契約を締結し、後援会から参考人、

そして参考人がその資金を、同額を後援会の職員に振り込む、その金員を後援会職員が現金で引き出して知事に渡す。知事が後援会職員から受け取った金員に、用意できると断言した自己資金を加えて、後援会から詐取した金員を振り込んで還流する流れ、いわゆる不法原因¹給付行為を説明し、知事は具体的なスキームの内容を十分に認識した上で、詐取金を取り消すことのために締結する業務委託契約を承諾しました。ここまでの流れもボイスメモが残っています。

6月9日、11時21分、参考人は知事から電話で、知事に対して本借用書に近い契約日、医師信用組合、自己資金を貸付けに訂正報告しようと再度知事にコンサルタント間のメールを探すようお願いをしました。ボイスメモがあります。

その後、参考人は知事から提供を受けた全ての金銭消費契約書を確認したところ、知事が医師信用組合から借り入れて自己資金として計上した1月14日と同日の借用書、3種類ありましたが、3種類の日付は1月12日、なぜか1月5日、借り入れ日として後援会収支報告書に計上されていました。これは記載ミスです。

加えて、金銭消費契約書の条文の中に、「甲は、令和4年1月12日、乙に対して金2,000万円を貸し渡し、乙は、これを借り受けた」とあること。再度作成すること。3通あった金銭消費契約書を再度作成した、今度、私どもの方も罪に問われますから、それはできませんでした。ですから、ある契約書の中から選定することを選択しましたが、それに該当する日付の契約書はなかった。ですから、訂正報告もできないということになりました。

6月10日、午前8時17分、知事から参考人に対して、「返金分の新規借入について医師会信用組合に連絡しようと思っていましたので、2,000

万円の借入契約分も併せて確認します」というメールがありました。

参考人、知事、後援会の職員が行った詐取行為の実現のための動きのご説明をします。

6月10日、午後12時4分、参考人は知事から「昨夜の件、よろしく願います。これから後援会へ」、この時は名前で、「連絡しておきます」。その日の契約及び振込について、加えて還流予定日、後援会の会計システム導入費等の説明をして承諾をその場でも得ました。

6月10日、午後12時18分、参考人から後援会職員に架電し、「先ほど知事に電話をして再度説明して承諾を得た」ということをお話ししました。本県知事が行った詐取行為実現に後援会代表であった知事による送金指示が不可欠であったことは明らかであるところ、6月10日、午後12時30分頃、知事から後援会職員に対して電話で、「前夜のズームで承諾した件について内容の確認、日程でよろしいでしょうか」旨、後援会職員が確認したところ、「そのように進めてください」と業務委託契約書の押印、払込み等について承諾されています。

参考人の指示の承諾の下、6月の10日、午後1時7分から1時45分までの間に計4回、「大石けんご後援会事務所」と表記した箇所の「事務所」の削除と契約書等について、後援会職員と打ち合わせをして訂正し、私どもの方の印鑑をつけて送っております。

【石本委員長】参考人、少し時間を超過していますので手短に願います。

【参考人(元監査人)】そういうことで、同日午後2時8分、後援会の事務所職員から、「振り込みました」旨、連絡があったものであります。

以上が、知事が詐取行為と発表した不明な出金の全容です。

なお、参考人と後援会関係者に資金を後援会に還流させようとしたことは、法令上許されるものではないことを知りながら、知事の職責を守るために具体的に2,000万円の架空貸付け、返済金の取消しスキームに手を貸したことについては、後悔しています。

以上です。

【小林委員】もう時間がきましたからね、参考人、今の内容というのは、やっぱりこういう委員会の議事録を見て、あなたがどういう、いわゆる知事からの内容証明かということ、やっぱり後でしっかりチェックしたいと思います。聞けば聞くほどですね、大変な内容です。このことを我々も改めてかみしめたいと思います。

もう時間がきましたから、田中愛知県会議員の、いわゆる質問止めに圧力をかけた、あなたがかけたと言われている。この内容について、後ほどまた順番が回ってきたらやりたいと思いますから、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

【吉村委員】参考人には、ありがとうございます。身の危険を感じるような中、本日ご出席をいただきまして敬意を表するところでございます。

時間のこともありますので、早速、質問に入らせていただきますけれども、まず、286万円、迂回献金の疑惑というのがあるわけです。これは県議会の各派代表者会議においても、数次にわたって議論が、意見の聴取とか議論とかされたわけですが、まだその具体的な内容が解明されておられません。そのままの状況で本日に至っておるところでございます。

その経緯について、ご存じであればお伺いをしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

す。

【参考人(元監査人)】休憩をお願いします。

【石本委員長】休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時20分 再開

【石本委員長】委員会を再開します。

【参考人(元監査人)】286万円の迂回献金の行為についてです。

参考人は、当時、知事選挙には関わってはいません。今からお伝えすることは、知事や後援会関係者、県議から聞いた話と、後援会から得た書類を根拠として各種会計資料を確認できたことのみご説明します。

知事は、当初、法人から寄附を受けたくなかった、受けたくないという意思を私にも述べていました。一方、知事と参考人には286万円が迂回寄附だという共通認識がありました。これはメール、ライン等です。

令和4年1月25日、医師会から選挙コンサルタントに法人名義で寄附をされたい法人がある旨の連絡がありました。知事と選挙コンサルタントは、是が非でも法人からの寄附が欲しい旨の話をし、当日、選挙コンサルタントが長崎選出の参議院議員に受取りを依頼したところ、迂回寄附になるからと断られ、自民党県連にも同様に受取りを断られました。

選挙コンサルタントは、仕方なく、知事選挙の選対長を務めていた県議に依頼し、県議が選挙コンサルタントに違法性を確認したところ、違法性はないと誤った指導をしたところ、県議は承諾してしまったということです。

その後、選挙コンサルタントは、県議から聞き出した自民党8支部の口座を県医師会関係者、Mさんに電話で伝えました。選挙コンサルタン

トが医師会に電話をし、その後、医師会から、翌日、9法人に送信されたファックス送信表が証拠の中に9枚含めております。見てください。

ここで、昨日、新たな証拠が一つ見つかりまして、昨日、急遽、事務局の方に送って、262ページのものですね。

今、知事が議会等で答弁されているとおり、この286万円については、第8支部への寄附だということでお話をされています。それは 아닙니다。286万円は、当初から大石けんご後援会に対する寄附でした。それを弁護士に確認をさせていただいたところ、医師会も8支部への寄附だったということでお話しされているということですが、この261ページ、262ページの資料、ラインです、これは後援会の関係者と大石知事との間のラインです。これは私が依頼をして、医師連盟M会長に当時の資料がないかどうかということをお願いをして、知事が医師連盟M会長に6月24日のお昼休み、議会のお昼休み中に電話をしていただきました。医師連盟M会長が調べるということで、この6月24日、月曜日、医師連盟M会長から連絡をいただき、「選挙当時の案内の詳細があることで医師会に受取りに行きます」ということで、後援会職員さんが知事に報告し、「受け取りましたら一度、写メをいただけませんか」ということで、「かしこまりました。すぐ受け取って連絡いたします」ということで、次のページの9枚、この9枚のラインにありますこの写真です。これ、ちまたにたくさん出回っているようすけれども、この写真と影、全て一緒です。

知事は、このラインで、この9法人のファックスについて知事は認識があります。なぜかという、このラインを受け取っているからです。

ですから、これも昨日、ラインの中にありま

したので、追加で証拠提出させていただきました。

話は続きですが、迂回寄附に、この選挙コンサルタントが医師会に電話し、医師会に9法人の医療法人に送信されたファックス送信等があった、以上が迂回寄附に当たった経緯です。

【吉村委員】この関わった県議が、「私は、全くそういうのがわからん」と、4期目ですけども、議員をしょってそういうこともわからんのかとあきれするような感じなんです、わからなかった。それから、選挙コンサルに尋ねたら、「法的に問題はないんだ」と言われて協力をしたんだということ。

それで、知事の答弁は、「私は関わっていないので、中身についてはわからない」という答弁だったわけです。

それで、今、参考人からもありましたように、こういう資料がいっぱい巷にあって揃えるんですが、なかなかその真実性というか、信憑性がどこまであるのかというのが問題になってくるところで、この286万についても、これが迂回献金であると明確に示す証拠ということについて、ご存じであれば、お知らせをいただきたいと思えます。

【参考人(元監査人)】迂回献金ということよく報道されてます。私は、迂回寄附だと思います。それは理由は、寄附控除、一番下の医師会からのファックスに「寄附控除」という名前がついてます。ですから、献金じゃなくて迂回寄附だと私は思います。

まず、迂回寄附について明確な証拠ということについて、お答えいたします。

まず1点目、医師会から送った寄附の依頼書簡、これは2通あります。これはこの後の証拠に全部貼り付けています。9法人に送ったファ

ックス、これについては「大石賢吾への寄附のご依頼」という形に書いてます。

また、県議後援会の通帳、これは県議後援会とは守秘義務がありますから疎明することはできません。しかし、県議後援会の通帳にも、9法人から流れてきたことを示すような内容になっていることについては、確かなことです。

大石後援会の通帳の写し、これについて写しを証拠で見ていただいたらわかるとおり、9件の振り込みについて、全て医療法人、どこから入金があったかということを経営の事務職員さんが全て記載しております。もし貸付け、本当に財政支援とか貸付けであれば、こんな9法人から、わざわざ9つに分けて200万振り込んでみたり、5万円振り込んでみたりする必要はありません。

次、選挙終了時の役員会で説明するための、当時、会計責任者が作成した選挙収支報告書、先ほど示したものです。そこに県議の名前、286万円というものが書かれています。286万円、これは選挙終了時に行った選挙収支の報告の役員会で示してます。もちろん、大石知事も参加、出席されている役員会です。医師連盟M会長も出席しているということは、お聞きしています。ですから、その認識がなかったと、286万円について認識がなかったということは、絶対にあり得ません。

知事と選挙コンサル間のライトーク、これは証拠の方にも貼り付けています。「もうすぐ収支報告書が発表される旨、非常に心配だ」というラインですね。これもあります。それプラス、あとはボイスメモです。

以上です。

【吉村委員】ありがとうございます。もう率直に聞きますが、こういう一連の流れ、これを主

導した人は誰かなと思うんですが、ちらちら聞くんですが、参考人の方から断定的に申し上げることができれば、ここでおっしゃっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【参考人(元監査人)】この286万円のことで誰が考えたのかというのは、選挙コンサルタントです。また、私は、9事案、告訴、告発をしています。その中で所得税法違反と地方税法違反、名誉棄損、その3事案以外は、全て選挙コンサルタントが首謀したものです。それには間違いありません。

以上です。

【吉村委員】今、間違いはないということで参考人の方から断定をしていただきましたので、それをもって我々も今後調査に取り組みたいと思っております。

それでは、次の質問です。

この286万ですけれども、この9医療法人について、これはどういう目的で寄附をされたのかということについて、ご存じであればお願いしたいと思います。

【参考人(元監査人)】9医療法人の目的は、大石賢吾候補に対する応援です。

以上です。

【吉村委員】そうですね。ここに、この寄附申込書から何かあるわけですから、当然そういうことだと思います。しかしながら、知事本人は、「そういうことは認識がなかった」という答弁でしたから、そこら辺を再度、後で確認をさせていただきたいと思っております。

というのが、全部、会計資料も後づけですと訂正されてますから、つくり込みがあったんだろうということが推測されるんですが、それを証明する資料がなかなか、巷にある資料が実際真実、事実であるのかどうかというのが私た

ちでは判断できないわけですね。今日は、もう一人の選挙コンサルタントも来ていただければよかったんですけども、残念ながら欠席ということで、恐らく今後もどうなのかわかりませんが、そういう意味では鋭意、調査を進めなければならないと思っております。

それで、この9医療法人についてですが、これはほかの医療法人も含めて、今回、この知事選については、医師会が主導して、県内の多くの医療法人、また、個人の医者、そういうところから寄附が行われております。これは全国でも非常に珍しい例だということを知り及んでおるわけですが、先ほど、小林委員への答弁の中で、特定寄附に当たるのではないかという話もちょっと出たわけですが、知事は、それを「全然知らなかった」と答弁をしておるわけですが、8月3日の全協の際もですね。知事の特定寄附への認識ということについて、参考人はどのように把握をされておるのか、お知らせをいただきたい。

【参考人(元監査人)】 特定寄附について、お答えいたします。

まず、田中県議が一般質問された6年6月24日、議会答弁で知事が借入金の処理について、寄附に訂正報告する旨、答弁をしました。その答弁原案を作成したのは参考人です。その際の知事の認識は、以下のとおりでした。

迂回寄附であったとする認識は、知事は、6月24日、議会の答弁で認めたとおりです。なぜ借入金計上したのか、これは誰しものが持つ疑問です。報道からもいつも聞かれます。その回答は、選挙コンサルタントという選挙のプロがいる知事側は、迂回寄附の認識が当初からあって当たり前のことです。なかったとする選挙コンサルタント兼選挙のプロはいません。知事側は、

当選後すぐに9法人の中に特定寄附者が含まれていることを認知しました。また、私が関係性を持ってからも、すぐに知事をお願いをして、再度調べました、調べていただきました。これは県の公開か何か、私にはわかりませんが、記録を見れば、2回、確認している記録が出てくると思います。それは確認してみてください。当選後すぐに9法人の特定寄附が含まれていることを認知していました。それはKという病院です。Kという病院に間違いありません。

今後の、しかし、特定寄附者を踏まえて認知して、しかし、今後の医師会、9法人との関係性の維持を考えれば、寄附金の返還はできません。それで選挙コンサルタントが考えたものが借入金計上だったということです。そうすれば特定寄附者発覚リスクが消えます。また、借入金計上すれば、そのリスクがあるお金を県議へ返済金名目で移すことができ計上ができる。県議にはお礼という趣旨であっても、返済金で通せば事後買収が発覚するおそれはないだろうと選挙コンサルタントが考えたということは事実です。これは私も同じことを考えました。

そのようなことから、参考人は、事後買収と特定寄附が発覚した時のリスクを知事に報告、相談の上、リスクが高い貸付けからリスクが低い寄附と訂正報告することを決定したのが6月の24日の県議会の答弁での内容です。

以上です。

【吉村委員】 今、参考人の説明でよくわかったわけですが、知事は、基本的には特定寄附の認識があったということをお知らせいただきました。これは本人にも後もって確認をさせていただきたいと思っております。

同じようなことは、それとここにいろんな、今日は資料をたくさん出していただいております。

すが、ラインとかメールというのが、我々もいまいよくわからなくて、これが証拠能力があるのかどうかというところを考えたりするんですけども、これが検察にも提出をしているんだと今日の当初にお話がありましたけれども、そこら辺について、あるのであれば、例えばですね、今日は質問になっておりませんが、最低制限価格の話ですね。これも我々もずっと昔から、平成31年から検討しよったわけですよ、内部で。それが知事選後、変質してしまって、最低制限を変えるだけではどうもならないところでもっと違うところの、構造を全体的に変えていかんといかんのじゃなからうかというのを、最低制限だけ触って、自分のところの、この毎日新聞に載ったような資金集めに利用したんじゃないかということになるわけです。

この毎日新聞、これはもう天下の毎日新聞ですよ。それでここに、この新聞の紙面にそのラインの投稿の写真が載っておるわけです。新聞がこれを載せるということは、やっぱりそれなりの自分たちの責任を持って載せておるんだろうと思うので、今日、参考人が話されているいろんなラインとかですね、そういうものの中身も証拠能力が出てくるんじゃないかなと思って、今、確信を深めております。

ですから、今後、それに基づいた審査を進めていきたいと思っておりますので。

一応、時間がきますので、ここで終わりますけれども、また次回に延ばしますけど、今後ともよろしくお願いしたいと思います。これで質問を1回目を終わります。

【坂本委員】 総務委員の坂本と申します。今日は本当にありがとうございます。

私は、質問通告を出しております、その中で1番目に、知事から後援会に2,000万円の貸付

けの経緯について上げておりましたけれども、先ほどからやりとりの中で、大方、参考人からの証言も含めて大体理解をできました。要は、この貸し付けた事実はないのに、知事選での自己資金として準備をした2,000万、これを返してもらうために貸し付けたというふうな形をとって、いわば架空ということで、これは二重計上ではないんだと、知事が言われるようですね、ということをお聞きをしたところでもあります。その経緯についても、知事も含めた関係者間で具体的に行われたということも今説明があったとおりであります。

それで、時系列で先ほど説明がありました。時系列について、知事から聞いたというふうなことでありますし、それからボイスメモもあるというふうなことでありますけれども、これ、具体的に今日出されているこの資料のどのあたりにそういうのが書かれているかということをお尋ねいたします。ページ数でいいですので、このページのここら辺から、ここら辺までが、そういう時系列で先ほど2,000万の架空貸付けに至る、時系列の流れを先ほど言われましたけれども、それが知事から聞いたという部分、ここは知事から聞いたんだ、ボイスメモもあるんだというふうなところがわかれば教えていただけませんかでしょうか。

【参考人(元監査人)】 事務局が番号を振っていただいた証拠書類の68ページ、陳述書3、これについて2,000万円のことについては、この架空のことについては、74ページまでに流れ、経緯は全て書いてます。

以上です。

【坂本委員】 わかりました。そうすると、先ほどありました、知事から聞いたということと、それはボイスメモもありますよというふうなこ

とを前提にした時系列的な説明が、この68ページから74ページまで記載されているというふうな理解でよろしいですね。ありがとうございます。

次に、具体的な返済の状況なんですけれども、これも先ほどあったとおりでありまして、総額655万円が返済されたということで、これは知事の方からも答弁があって、議会の中でもあっているとおりであるんですけれども、これは1回目が420万、利息の60万円を含む。それから、2回目が195万2,000円ということで、これ、利息が35万2,000円ということになっているようであります。これについては知事が全額を返済したというふうなことで議会でも答弁をされているところなんですけれども、その分については、きちんと返済したということが間違いないということを確認できますでしょうか。できなければいいです。

【参考人(元監査人)】 7月18日、報道記者に対して、知事は、460万円、195万円について、後援会に返還したとお話しされましたことについての回答ですね。

このように疑惑の渦中でもあるので真実の疎明のために振込で返還されているのではないかと思います。もし返還したのなら振込の依頼書、通帳の写し等を本委員会に提出すれば、事実かどうかの話は、それで確認はできます。ぜひ求めてください。知事自身も疑惑を晴らすために透明性のある情報開示が重要です。公開を通じて、隠すことなく事実を明示することで疑惑が解消され、これにより県民も大石賢吾の姿勢と真相を知ることができるのではないかと考えています。ぜひ知事には、460万円、195万円の振込の依頼書をぜひ提出していただきたいと思いません。

以上です。

【坂本委員】 ありがとうございます。そうですね、まさに言われるとおでありますので、間違いなく返金したということを何らかの形で証明できるものを、今日午後、知事の質疑がありますので、改めて私も要請をしたいというふうに思います。

それで、先ほど利息も含むということで私は言いました。これですね、新聞報道にもありましたように、この利息分ですね。195万2,000円の方は、まだ今年分ですからあれなんですけれども、420万円は去年の、これ、知事とか議員が所得等報告書というのを報告をしなければなりませんけれども、これに記載されていなかったというふうなことが明らかになりまして、そういう意味でいくと、脱税という指摘もあるところでありますけれども、それについて参考人のご意見をお聞かせください。

【参考人(元監査人)】 恐らく9月26日付の朝日新聞に書かれていたことだと思います。それについてお答えいたします。

朝日新聞が取り上げた内容は、「政治倫理確立のための長崎県知事の資産等の公開に関する条例に基づく報告書」に、2,000万円の貸付けを計上していたのに、なぜ60万円の雑所得に計上していないのですかという問題を突くものだと認識しています。

その問題点に対して、知事は、「事実の公表を隠すことの意図は全くなかったものの、利息相当額の60万円を記載する必要があることを見逃してしまい、記載漏れとなった」ということで文書で回答をされています。

そもそも税理士に依頼して、税理士たるものが、このような低次元のミスは絶対におかしません。よって、知事が2,000万円の架空貸付けの

事実を秘していた。さらに、460万円の犯罪収益金の事実を秘していた。だから、このような低次元なミスが起きたただだと推認します。

まして、「政治倫理確立のための長崎県知事の資産等の公開に関する条例に基づく報告書」であるのだから、政治活動や政治家の行動において求められる倫理的な基準や価値観、これは政治家や公務員が、その職務に遂行する際に遵守すべき道徳的な原則や行動規範を含みます。透明性、公正性、誠実さを持って行動することを求められているにもかかわらず、この求めを無視した行動であると批難される行為であるのに、事実の公表を、いまさらに「意図は全くない」ということでは、ちょっと許されないということでありませぬ。

私は、今回この460万円、300万円、195万円については、まだ、今、委員がお話したように、時期がまだきてませんけども、これの所得税、地方税というのは、お支払いしていません。ですから、これは明らかに脱税という形になります。

なお、これを確認するためには、大石知事の方に税務署に対して申告した申告の写しを本委員会でも求められれば、こういう悩みの事実は全て、その申告書に書かれています。脱税したのか、脱税してないのかというのは、令和4年、令和5年度分の申告書をぜひ本人に求めて、それを提出してもらって、事実を確認すれば、すぐわかります。

以上です。

【坂本委員】 ありがとうございます。

次ですね、私は3つ挙げておりましたけれども、大石知事の2,000万円の修正を行いました、貸付けのですね、削除するというようなことを行いました。それと同時に、後援会の政治資金

収支報告書に390万円の追加の寄附を報告をしております。この点については、先般、9月18日の県議会の一般質問におきましても、宮本議員の方から質問がありまして、大石知事は、「選挙運動の費用が過剰で余ったお金を記載したものである」というふうなことで、しかも、日付がですね、選挙投票日の翌日というふうなことになっておりまして、ちょっと私は納得がいかないんです、個人的にはですね。

で、この件について参考人として何か把握されていることはございますでしょうか。

【参考人(元監査人)】 この390万について、これは大石知事にこれまで何度も、この18件の不正、不記載という形でご説明していた件ですから、よく覚えております。

まず、知事は本年8月2日、令和4年収支報告書を訂正しました。訂正箇所は2,000万円の貸付金の取消し、選挙会計の余剰金を大石賢吾から令和4年2月の21日、390万1,944円の寄附を加えて訂正しました。このことについて<ご説明します。

知事は、寄附をした日とした令和4年2月21日、390万1,944円の寄附を示す銀行預金に記録はありません。これはお手元の資料に載せたかどうかわかりませんが、この資料に、口座に入金履歴はありません。

また、収支報告書、知事は、収支報告書で繰越残高を270万5,203円と訂正しました。それは記載、証拠の方にあると思います。

知事の見立ては、訂正前に繰越残高が1,885万3,259円でしたから、単純に2,000万円を訂正するから2,000万を引いてマイナス114万6,741円となる。それに知事が寄附をしたという390万1,944円を足して、繰越残は275万5,203円だったということをお訂正報告しました。

これは、あたかも本当のような収支報告書の訂正に見えますが、収支報告書が虚偽記載であるということを今から立証します。

選挙後の選挙余剰金390万について、あったことは間違いありません。これは私も選挙会計収支報告書で確認しました。後援会は、既に390万円を自動で引き継いでいます。その理由は、通帳が1冊しかありません。通帳が1冊しかありませんから、390万円は、その通帳の中に寄附をわざわざしなくても、390万円がもう入っている状態なんです。それは会計処理としては、引継金、後援会への引継金として390万円を上げれば済むことだったんです。それを知事に何回もお話はしました。

しかし、これは誰が考えたスキームかどうかはわかりません。ですけど、390万円をあえてまた再び寄附という形に計上した次第です。

ですから、選挙後の余剰金が390万円であったことは、先ほど申し上げたように間違いありません。390万円が通帳の中に存在するのだから、ただ単に390万円を引継金として計上すれば済むだけのことを、2,000万円の架空貸付金の分を削除したのであれば、翌年への繰越しは1,885万から2,000万円を引いてマイナス114万6,741円が大石後援会としての翌年への繰越額であることが正解です。

しかし、あえてこの390万円を寄附として加えたから275万5,203円という形で、8月の2日に訂正をしました。

しかし、ここで残高証明書、これが十八親和銀行本店営業部の残高証明書268万7,298円、これは大石後援会の残高証明書であります。これ、ここの中に多分貼り付けていると思います。これが期末、12月の末、令和4年の12月の末現在の残高です。しかし、知事はこれを忘れてま

す。この残高表の頭がないんです。

で、わかりやすく説明すると、銀行年度末が268万7,298円、架空寄附だから、現金が動いてませんから、架空寄附をプラスして、それで令和4年度末の小口現金10万円とすると、翌年度繰越額は668万9,242円となります。

それに加えて後援会名義で支払いをした確認団体、「新しい長崎県をつくる会」に対する立替払いが計上されておられません。この分についても、この証拠一覧の中にJ社、選挙コンサルタントの会社に対して振り込んだ金額、また、A社、選挙会計の時に会計責任者であった会社に対しての大きい振込、その他合わせて908万2,000円の金員を後援会の名義で振り込んでいます。これも後援会は未記載です。確認団体の方には入ってます。確認団体が支払ったということが入ってます。この未記載分を未払いで出すべきです。それをすればマイナス239万2,981円になります。

で、「新しい長崎につくる会」に910万円を寄附をしたということになってますが、この寄附も架空の寄附です。便宜上に行った寄附です。ですから、その寄附は、後援会の方から消えたということはありません。

それを後援会は、理由ですね、恐らくここにいらっしゃる議員さんが知事の秘書をされていた時には、TKCの会計ソフトを使っていたと思います。令和4年の末残高は、精査した結果、合致していました。もちろん、この908万2,000円の「新しい長崎県をつくる会」の立替払いになっていたことについても、このTKCの会計ソフト上には、立替払いという形で計上されていたことについても間違いありません。

それで、この立替払いというのを計上すれば、令和4年の大石後援会の繰越残は670万7,019円、

これが正しい金額です。知事が出した金額は270万、約400万円ぐらいの。

以上が立証して、後援会に示したTKCのソフトを基にして算出したもの、令和4年の収支報告書についても、これ、報告前には、こういう形で合致してましたから間違いありません。

以上です。

【坂本委員】ありがとうございました。もう時間がきてますので、これで終わりますけれども、なかなかちょっと今すみません、後半の方は数次の理解が、多分この資料の中にあるんでしょうけれども、ちょっと突合できずに話を聞いているだけでしたので、ちょっと理解が非常に不足をしているところもあるかというふうに思いますが、いずれにしても、参考人からは、この390万幾らでしたかね、端数がつきますよね、390万1,944円については、これは虚偽記載じゃないかというふうなことを、今、立証、数字をもって示されましたので、これはこれでまた改めて知事の方にお尋ねしていきたいということを申し上げまして、私からの質問を一旦終わります。

【石本委員長】審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は、1時から審査を再開し、引き続き、参考人に対する意見聴取を行います。

参考人退出のため、しばらく休憩します。

午後 12時 1分 休憩

午後 1時 0分 再開

【石本委員長】委員会を再開します。

参考人入室のため、しばらく休憩します。

午後 1時 0分 休憩

午後 1時 0分 再開

【石本委員長】それでは、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、参考人からの意見聴取を行います。

まず、参考人におかれましては、できる限り答弁は簡潔にお願いしたいと思います。

ご質問はございませんか。

【浅田委員】本日は、お忙しい中、わざわざ長崎までお越しいただきましたことを、まずもって感謝申し上げます。

そして、先ほど私たちも衝撃的だったんですが、5千通以上の嫌がらせに遭っている、身の危険を感じながらここまで来たと言っていたこと、これこそ私たちも真相究明をしっかりとしていかなければならないなというふうに思った次第であります。

午前中、質問通告を私もさせていただいておりましたが、もう多くの皆さんとかぶる点もあります。参考人がお答えいただいた答弁の中からも質問をさせていただきたいと思いますので、ご理解いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

まず、参考人と知事の関係性、今年から始まったということ、それは後援会の方のご紹介であったということだった。他委員からも質問がありましたけれども、いろんな様々な公認会計士とかの資格は持っていないけれども、これまでのいろんな経験値をもとに、こういう仕事を頼まれたということだったかと思うんですけども、実際として知事の仕事を受けようと思った、お忙しい中で、長崎での仕事は今までしたことがなかったかのように先ほど聞いておりましたけれども、それはどういったことだったのか、また、その時に実際に知事とお会いして、こういう状況を見て、ずさんだと思ったのかど

うなのか、第一印象も含めて教えていただければと思います。

【参考人(元監査人)】 まず、知事さんと一番最初にお話をした時のことですが、私もいろんな方とお会いします。まずもって、まじめな方だなと、これは第一印象、思いました。一つひとつの言葉も丁寧だし、しっかりとしたお話をされる方だなと、これは第一印象で思いました。

ただ、初めてお話した時に、「ん？」と思ったのは、知事という職は、会社でいう経営者です。民間では普通の会計、こういったところは公会計という形で数字を見ていきます。その公会計という数字の見方が、ご説明した時に、わからなかった、というのが第1点、気づいた点です。

確かに公会計というのは難しいです。難しいけれども、130万人のかじ取りをされる知事です。予算執行権もあります。予算の編成権もあります。いろんな力があるのにも関わらず、この公会計のイロハ自体が、まずわかっていなかったというのが一つです。それに伴って、後援会の会計システム、ここら辺も全く読めない方でした。ですから、知事は知事として。

私は嫌いな人じゃないです。これははっきりと申し上げます。憎い人でもないです。これもはっきりと申し上げます。

しかし、やっぱり130万人のトップが、選挙コンサルタントという職の方に全てをお任せし過ぎたんです、これは。これは一つ、知事のミスです。全てにおいて、選挙の開始から、あの通帳を。

1号証から13号証と書いたものの中に、事務局が貼っていただいた資料4の中に、令和3年の12月から、口座を開設されてから4月までの通帳の一式が全部あります。これを見ていただい

たらわかるとおり、本当にずさんなんです。4,800万円という選挙資金を冷やしています。本当であれば、これは制限額超過で、当選無効となります。その無効というものを消すために選挙コンサルタントが考えたものが、知事が知らなかったということ。

これは命取りになるんです。本当に命取りになるんです。この命取りになることを、「私は知りませんでした」と言うような130万人のトップというのはいません。ですから、その辺で、数字には非常に疎い方という印象は、私は持ちました。

【浅田委員】 事件性とは別として、数字に疎い方、公会計に疎い方、我々県民としてはいかがなものかということが、まず、今の印象ではございましたが、参考人の方がおっしゃるには、嫌いな方ではないと。

午前中のご答弁の中にも、守ろうと思っていた部分もおありだったのかなというふうに思ったところがあったんです。だけれども、それを聞き入れなかった知事がいた、みたいな答弁もあったかと思うんですが。

様々な方のお名前が、午前中、参考人から出ていました。何人もの方々、実態としてお会いした人はどれほどいらっしゃるのでしょうか。長崎の今回のこの様々な、2,000万円と286万円の事案に関してお会いした方、また、様々な状況の中で、県に関わっている流れの中で、訂正したりとかいろいろあったと思うんですけど、そういう中でお会いした方をまずお伺いできますか。

【参考人(元監査人)】 お会いした方というのは、286万円の迂回献金という形でお話が出ている県議、女性の県議一人。

それから、402万円であるとか、いろんな形

で今、検察庁の方に告発されている選挙コンサルタント、この方は電話で直接確認をしました、1回だけ。で、その時には確認事項を拒否されました。今、事件の捜査中なのでということで拒否されました。で、拒否されたことと、あと「関係ありません、私はやっていません」という回答で電話を切りました。

もう一人の県議さんについては、こちらの質問、こちらが求めたものについてはきちっと出させていただきました。ですから、この県議さんについては、いろんな電話でも話をしました。また、メールでも話をしました。これは間違いないです。

そのほか、知事さんの関係者とお会いしたのは、後援会の関係者のみです。

【浅田委員】その数名の方と電話とかお会いしたりとか、後援会の方とお会いした中で、会計人として参考人は、最初はきちっとそれを正そうとした部分があったわけですね。この中で、貸付けが最初は貸付けとあった。それが急に寄附になった等々。

私たちからすれば、そんなにね、2,000万円という額だったり、286万円という額を簡単に変えれば事足りるのかというのが、まずもっての県民の思いなんだと思うんですけど、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

【参考人(元監査人)】休憩をお願いします。

【石本委員長】 休憩します。

午後 1時 9分 休憩

午後 1時10分 再開

【石本委員長】 委員会を再開します。

【参考人(元監査人)】 まず、簡単に訂正というのは、普通はしないです。ただ、法律的にはできません。きちっとした疎明資料、説明等々が必

要であります。

私になぜ、この訂正はうそだと、虚偽だということをしきりに言うかということ、まずもって、知事さんの訂正報告というのは、普通は1+1が2になるんです。でも、1+1が3になったりとか、マイナスになったりとか、整合性が取れないんです。整合性が取れない収支報告の訂正というのは、いくら選挙管理委員会が、提出だけという形でもあっても、これは認められるものではありません。ですから、簡単にできるものではないということはお伝えいたします。

【浅田委員】 そうですね、私たちもそのような認識は当然ございますし、訂正すればいいという問題ではないと、それだったら、何だっただうにでもなってしまうわけですし。

先ほどおっしゃっていた、事の始まりは、先ほど参考人がおっしゃった4,800万円、超過したことを超過しなかったようにするために、2,000万円の架空が生じ、286万円の迂回が疑惑となりというような、そこが本当に大きな元となって、それによって多くの方たちが巻き込まれたのかなと。

私は、寄附をした医療団体の方とかは、まじめな思いで、この長崎県のために寄附をしてくださった方々だと思っております。寄附行為自体は、確かに法に触れるものでもございませんし、そこはそうかもしれない。知事がおっしゃるところもそうかもしれない。

だけれども、要は根本的なところが問題なのではないかなというふうに、参考人のお話を聞いて感じ入ったところですが、いかがでしょうか。

【参考人(元監査人)】 今、委員がお話しされたとおり、根本的な原因は、その制限額です。4,800万円。長崎県知事の制限額は3,100万少しです。

これを大きく超過したというのが、そもそもの間違いであった。

それを、選挙が終わった日に、スーパーのかごを3つ並べました。これは選挙コンサルタントの指示だったそうです。選挙が終わった日に、3つのかごを並べました。これは議員さんも知っていると思います。選挙のかごを並べて、そこに確認団体、後援会、選挙会計という形で並べたものに、4,800万円分の請求書、領収書を振り分けていったわけです。振り分けていきました。それを振り分けて、選挙会計に1,800万円、後援会に幾ら、確認団体に910万円弱を振り分けたわけです。

確認団体に振り分けるなんて、確認団体は運動の制限があるはずですよ。それにもかかわらず請求書を振り分けたという形なんです。それを振り分けて、全部、全て後援会の口座から振り込みをしている、という形がそもそも間違いなんです。

それで、確認団体についても910万円、振り分けたから、910万円の寄附が必要だと。寄附を計上しようということで、1月の何日に寄附を計上しておこう、という形で寄附を計上する。

でも、この寄附を計上したら、普通は領収書とかをいただくじゃないですか。でも、その領収書も、確認団体の後援会の方で、令和4年度分の報告を選挙管理委員会にして、選挙管理委員会の方から、この領収書が必要ですよということ。これを指摘を受けて初めて、慌てて選挙コンサルタントの指示で、後援会の職員さんが910万円のうちの500万円と410万円の領収書を作成して、慌てて選挙管理委員会の方に持って行くと、「私は持って行きました」という形でお話を伺うんですよ。ですから、本当にもう、その場その場で、お金を動かす領収書をつくる、請

求書を振り分けるという形の作業をしているから、今回こういう形になったんです。

ましてや、その3つに分ける時、税理士も一人立ち会っているんです。Mさんという税理士さんが一人立ち会っています。ですから、普通であれば、そこでストップがかかるはずなんです。でも、選挙コンサルタントが、これは選挙会計、これは後援会、これは確認団体という形で全てを振り分けているから、そこで、知事の後援会というのが、今委員がおっしゃったように全てがもう本当におかしくなっているんです。ですから、元凶はそこです。

【浅田委員】わかりました。元凶はやはりそこにあるんだなと。

本来であれば、その選挙コンサルタントに来ていただくことが一番よかったんですが、今回も残念ながら、今日もそれを拒否されてしまったことによって、なかなか解明できないことがあまりにも多くなってきているなというのが、午前中からの私の感想でもあります。

実際、私も9月定例会に一般質問をさせていただきました。聞いていただいたかもしれないんですが。その際に知事に、全協が終わってから1か月がたったと、いろいろと解明できたことがあるでしょうとお伺いしました。「確認したけれども、何もわからなかった」とおっしゃるわけです。そんなことはもう絶対あり得ないということですよ。

【参考人(元監査人)】委員の質問を私は聞きました。確かに1か月、間があって何も事実関係がわからないというのは、あり得ません。また、一番、今回の事情を知っているのは知事さんなんです。一番わかっているはずなんです。私よりも、証拠はたくさん持っています。まず、LINE、メール、私が知事さんに、このメール

はないですか、こういうメールはないですか、こういう連絡はなかったですかということで問い合わせをしたら、すぐに知事さんの方から、何月何日付のこういう借用書がありました、これがありました、全て返事があります。

ですから、知事さんの方から、メールとかLINEとか、そういうものを提出していただければ、全てが解明されるんじゃないかなと思います。

ただ、もう一つだけ言わせていただいたら、知事さんの性格上、もうすぐ出てきます、絶対に。これは、自分を守るといことは絶対されてきます。ですから、選挙コンサルタントは本当に、知事さんが、私もこれははっきり、知事さんが一番悪くないんです。一番悪いのは、本当に選挙コンサルタントなんです。これは私は断言できます。

【浅田委員】様々な状況、なかなか選挙に出たのも初めての方であった、ご自身もそうおっしゃっている。今、参考人の方も、知事自身は悪かった。当然それを。

私たち政治家というのは、倫理的な部分、感覚的な部分、価値観的な部分、先ほど午前中に参考人もおっしゃっていましたが、そこはやっぱり非常に求められるところであり、こうやって、我々もこの委員会を開かなければいけない、そして参考人もこうやって呼ばれる、この時間を割くことですら、そこは知事の問題だと思っているんです。そういうことをしたのでこうなってしまった。

それには、やはり参考人がおっしゃるように、全てをきちっと真実を語っていただくことしかないのではないかなということを改めて感じましたし、この後、知事が出てきていただける時に、そこをしっかりと聞かないと。

私たちもこの間から、一般質問で宮本委員も質問した、坂本委員も質問した、私も質問した、何だったのかと。議会をどれだけ軽視しているのかというのは、知事にしか向けられない問題なわけです。議場での問題を、いとも簡単にうそを言われてしまったのであれば、そこはコンサルの問題ではなくて、知事の問題になってしまう。そこは我々としては明確にする必要があると思いますし、いずれ、参考人がおっしゃるように、コンサルにしっかり聞かなければならないと思いますし。

とにかく、今回のこの様々な案件が、何十件もどんどん、どんどん出てきているものは、あまりにもそれぞれの方々たちの倫理観や、政治家としての価値観であったりとか、県民の目線でなかったりとか、議会を軽視していたりとか、そのようなことが全てかなというふうに感じました。

最後に、思うところがあれば、私の時間もこれまでだと思しますので、一言いただければ幸いです。

【参考人(元監査人)】長崎県のために知事になったわけです。本当に知事選挙の時には、いろんな話を聞きました。コロナで本当に大変だった。その時期に知事選挙をやられて、五百数十票差で勝たれた。知事は私に、知事室で話した時に、「このお金のことが出るのが一番嫌なんです」と。540数票、知事ははっきりと数字を言いましたけれども、「540数票、これをお金で買ったと、お金で買ったんだということを言われるのが、一番私は怖いんです」という話を私にしました。

確かにそうだなと。「でも、私は、長崎県民のために一生懸命これから仕事をやっていきたいんです」と、「ですから、収支報告の方もき

ちょっとした収支報告を出していきたい」ということを私に話をされました。

ですから、私も本当に、最初は1週間、10日は24時間、本当に寝ずに、ずっと、この収支報告を全部、全てを数字を並べ直して、全てやり直しました。全てチェックを入れました。それは、その時の知事のお話があったからこそなんです。

一番、悔しい思い、「540数票、金で買ったと言われたくないんだ」ということは、これは本心だと思うんです。これから、知事自身がどうなるか、私にはわかりません。しかし、初めに戻って、もう一度やれるのであれば、きちっと知事自身が考えて、本当に申し訳なかったということを県民の皆さんにお話をされて、それから1回出直していただきたいと、私はそう思います。以上です。

【石本委員長】ほかにご質問はありませんか。

【まきやま委員】まきやまと申します。今日はありがとうございます。

まず最初に、知事の選挙運動費用収支報告書の収入の部分なんですけれども、自己調達した2,000万円以外は記載されていなくてですね。なぜ寄附を受けていないように見せていたのか、ご存知でしたら教えてください。

【参考人(元監査人)】この寄附の問題ですけれども、そこに、先ほど言いました、口座を開設してから4月までの間の通帳の最初の部分を見ていただいたら、一番よくわかります。医師連盟から数回に分けて、大体1週間に1回ぐらい、100万円とか200万円とか500数十万円とか、630万円ですか、そういう形で次々とお金が寄附されています。まして、当選後に100万円、200万円という形でも入ってきています。これを医師連盟、医師、医師会で、この証拠の方に

ありますとおり、約3,000万円集めています。約3,000万円集まっています。

これは、私も調べました、今回。全国の知事選挙に出た方の収支報告書を調べました。で、いろんな県によって、あれは閲覧ですから、ネット上に出ている収支報告書を、知事選挙で出ている収支報告書を調べました。長崎県だけです。これだけの巨額のお金が医師連盟から入ったというのは、長崎県だけです。

同じ人口、同じ有権者数に近い奈良県の知事選挙は、そこまでじゃなくて全然ありません。ですから、何かがあったのかなという思いは、正直持っています。しかし、断定的なことは言えません。

ですから、今、委員がお話しされた、寄附がなぜ載っていないのかというのは、選挙コンサルタントが決めたことです。

【まきやま委員】恐らく今のが、ページ数でいうと215ページの、医療関係からの寄附金という資料になると思うんですけれども、確かにここに2,893万円、医療団体からだけ、これだけ集められています。

これ、確認ですけれども、この寄附が入っている先は後援会の会計でよろしいですか。

【参考人(元監査人)】後援会の口座に入ってきています。間違いありません。

【まきやま委員】そうすると、先ほど言われた、3つの箱を用意して、法定選挙費用3,196万700円を超えてしまったので、3つからうまく支出を計算して提出したということで間違いありませんか。

【参考人(元監査人)】先ほどお話ししたとおり、3つのかごで全てを、選挙が終わってすぐに振り分けたという形で、間違いありません。

【まきやま委員】そうすると、公職選挙法第

251条の規定に引っかかるということになりますね。

続きまして、206ページの資料ですけれども、恐らくこれが、選挙の後に収支報告をされていると思うんですけれども、ここに支出の合計で4,800万円とありまして、確認できております。

そこで、長崎市選出の県議の後援会と真ん中の下ほどにあるんですけれども、ここに286万円と書いてあります。ただし、資料で、そのこの横のメモ書きみたいなところが消えていて、よく見えないんですけれども、何かメモがあったのかどうか、わかれば教えてください。

【参考人(元監査人)】確かにここに、この県議後援会の286万円の右横に、メモはありました。このメモが、誰が書いたのかということを確認しました。これは、会計責任者とか、そういった者じゃなくて、後援会の関係者がメモ書きで書いたというのが事実です。ですから、知事が書かれたとか、そういうことはありません。

【まきやま委員】ありがとうございました。私からは以上です。

【大場委員】大場と申します。本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

私も質問を準備していたんですが、もうほとんど多くの委員の質問の中、また、参考人の方からも事詳しく答弁がありまして、ほとんどなくなりましたが、ここで1点だけ確認をさせていただきたいのが、要は、知事ご本人の認識度合いです。議会の答弁等々も含めても、ご本人に対しては非常にあいまいな答弁に終始されます。

そういった中で、知事ご自身の認識について、先ほど参考人の方からは、全て知事だというふうな発言がございましたが、この件に関して、知事の認識度、要は知事はそういうふうに全て

において認識していたんだということを少し確認させていただければと思います。

【参考人(元監査人)】認識について、ご説明します。

まず、286万円のことについてのお話です。

迂回寄附であったという認識は、当初からありました。これは、私も確認しました。私との間のメールにも「迂回寄附」ということで記載が何回かあります。

次に、事後買収、286万円の事後買収について、これの認識について、これは貸付けという形、寄附という形、二つを天秤にかけて貸付けという形にされたこと、これについて知事は認識があったのかどうかというのは、知事と選挙コンサルタントとの間での話し合いで決めたこと。県議さんの方には、その話は一切していません。これは間違いありません。

ですから、知事自身が286万円をお礼で返そう、お礼で返す。お礼で返してしまったら、そこで歩留まりするという形で説明を受けられて、その認識は持たれています。

また、286万に関して、田中愛国先生のところに行ったということについての認識も間違いなくあります。

次、2,000万円の認識です。

架空貸付けの認識については、間違いなく選挙コンサルタントの方にご相談をして、そして選挙コンサルタントから立案されたものについて承諾された。ですから、まずそれをもって認識があります。

そして、誤った振込みであったということで報道、また答弁の方でお話したことについて、このことについても間違いなく、自分で自ら、口座のLINEを事務の方に送ったり、また、2回目の195万2,000円の分についても、自分で選挙

コンサルの方に、支払いなんですけどということでご相談をしているんですから、誤った振込みということは絶対にあり得ません。

以上です。

【大場委員】 ありがとうございます。

また、参考人の方からの説明の中でも、あらゆる形で知事の方には確認をされているような旨の発言もございました。

ということを考えるならば、ご本人もそういった中で、ある意味の意思決定は、都度都度されていたんじゃないかということが推察されます。

ということであるならば、今回、このような事態になったことについての、いわば、まずはコンサルタントに対する責任については、参考人としてはどのようにお考えでしょうか。

【参考人(元監査人)】 コンサルタントについての責任ですけれども、私は、意見は持っています。しかし、それは捜査当局が決めることであって、今後、捜査当局が判断されると思います。

ただ、私は何回も申し上げますが、もしかしたら違う選挙コンサルタントさんが大石知事の担当であれば、こういった展開になってなかったんじゃないかなということは、私は知事にもお話しました。どういう経緯で、なんでこのコンサルタントが来たんですかということをお話を聞きました。これは後援会の事務の方も同じようなことを言っています。このコンサルタントじゃなかったら、知事は、こんな大きな問題に巻き込まれなかったんじゃないかと、ということも事実です。

以上です。

【大場委員】 ありがとうございます。

そしたら、全く同じ質問になります。知事に対する責任はどのようにお考えでしょうか。

【参考人(元監査人)】 知事に対する責任、これはやっぱり130万人のトップです。大きな職責があります。

また、やっぱりその責任を果たすということであれば、私は2つの方法があると思います。

1つは潔く辞任することです。2つ目は、きちっとこの疑惑という幾つかの疑惑について、正直にお答えして県民に頭を下げることです。そして、一からやり直しをさせてくださいということをお県民に述べて、県民から許しを受けるといって、この2つのどちらかしかないと思います。これが大石賢吾知事に与えられた責任だと思います。

以上です。

【小林委員】 今、参考人の見解として、大石知事のこれからのとるべき道、辞めるか、県民の皆さん方に土下座して、頭を下げて許しを請うと、こういう人情的な話が出ましたけれども、なかなか県民の皆様方は、そんな簡単なことではないかと思えますよ。なかなかやっぱり最近のそういう政治倫理については、非常に厳しい環境の中にあると、こういうことも考えて参考人も今日はお越しいただいているんじゃないかと、こう思っておりますから、その点については私見として申し上げておきたいと思えます。

今日は、第1回目の質問は、いわゆるあなたを告訴するという知事の動き、それから2番目に、いわゆる田中県会議員にあなたが質問をやめてもらう圧力をかけに行っただけではないかというようなことが、いわゆるごうさんの286万円、この質問について、田中県議が質問をすると。大分党内でも会派内においても、やめてもらいたいというような、そういう話があったらしいんだけど、田中県議は堂々と、立派に私はおやりになったと。さすが、やっぱり長老

県会議員として、それだけの実績を持つ、ちゃんとした人だということを改めて認識をしたわけでございます。

田中県議から、一般質問の前日、知事の後援会関係者、つまり、あなたが夜に田中県議の自宅まで行って、一般質問に対する質問封じをしたと聞いています。本件についての経過を、なるべく簡潔にお願いをいたしたいと思います。

【参考人(元監査人)】 田中県議の質問止めについて、認識とその経緯についてですね。

田中県議から、一般質問の前日、田中県議、知事の後援会関係者として4点あります。田中県議宅に訪問したことは事実です。約2時間4分間、IRのこと、そして収支報告のことを田中県議に話したことも事実です。

そして、知事には、行って止めてくれと、どうかならんかというお話がありましたけれども、お断りしました。参考人が田中県議にお話をすれば、少しは知事への追及が緩むかなと思ったことは確かなことです。しかし、議会制民主主義を愚弄するような圧力をかけるとか、そういったことについては一切ございませんでした。

次に、知事から相談を受けた以降の経緯を説明します。時系列に沿って説明いたします。

参考人が、田中愛国議員から知事に対して286万円の質問をすることを初めて知ったのは、6月15日、後援会秘書からの電話で知りました。その情報を与えてきたのは、ここに今、委員でいらっしゃる県会議員の方からの通報でした。

6月15日、午後8時6分、知事から参考人にメールがあった以降、知事は、田中県議から286万円の迂回寄附を追及されることが恐怖で、何とか質問を止められないかということで電話で

相談がありました。これはボイスメモに残っています。

知事は、参考人に対して、田中県議から質問を止める手段として、以下の3つの考えを電話やメールで示しました。

1つ、参考人が田中県議と会って質問を止める。2つ目、知事が自民党のS県議とT県議にお願いをして質問を止める。3番目、議長に相談して質問を止める。これには証拠があります。上記2つについては依頼済みであると聞きました。しかし、参考人は、それをしたら参考人が脅迫や強要でやられてしまうから無理ですということで、きっぱりとお断りしました。

しかし、日本国民の一人として、田中県議を調べて、その真実を話すだけならと申し入れを受け入れしました。

その後、知事は、電話やメールで田中県議の情報を参考人に送り、証拠書類をご確認ください、送ってきたメールとかLINEは全てここに出ています。知らせてきました。

20日、午後6時19分、午後6時28分のメールで、22日、田中愛国県議がハウステンボスのオークラで叙勲パーティーに出席等の情報の席次表等を私の方に送ってきました。

私は、6時35分、最悪そこで田中県議をつかまえてきっちり話をします。始まる前か後か旨伝えたことも事実です。

当日、田中県議が常任総務会を欠席したこと、叙勲パーティーには出席すること、叙勲パーティーには出席することについても、この場にいらっしゃる県議の方からの情報で全てを知りました。

叙勲パーティー中は、会場内の田中県議の様子について、知事は参考人に対してメールで伝えてきました。うろろろしていますとか、そう

ということです。全て証拠のメールをその証拠一式の中に入っています。

また、知事が田中県議に圧をかけたと誤解されたら面倒なことになるから、知らないふりをしておきます。要は、見て見ぬふりをするということであり、参考人と同行していた後援会関係者に対し、田中県議と面識はあるのか、上申者との同席などをして、田中県議に悟られないようにしてほしい旨、LINEで伝えています。これも証拠の方にあります。

同日、8時14分、参考人は、知事に対して、自宅に向かいます旨メールで知らせました。

同日、午後10時27分から電話で、田中愛国先生の自宅から出た後、10時27分から41分間、田中県議宅の状況を知事に報告しました。これはボイスメモで全て残っています。

同日、午後11時54分、知事から「お疲れさまでございました」というメールがありました。

参考人は、知事から依頼を受けて田中県議と接触したことについては事実です。質問をやめてほしいという旨は断じて口にしていません。本行動について、知事の依頼のもと、知事のために動いたことではありますが、26日、午前9時半から、長崎地検での聴取終了後、午後12時30分過ぎ、長崎県庁議会棟1階の第5会議室において、小林克敏県議仲介のもとに、田中県議に対して謝罪をしました。真実をお話してお許しをいただきました。

また、新たな証拠として、本日、一番最後の方に出ています、県議から内容を伺いました。S先生が、土曜日の夜に大石の監査人が田中の家に行ったとやる。田中が圧力をかけられたと言い出したら面倒くさいことになるんじゃないかということの、こういうLINEも昨日見つけてここに掲載をさせていただきました。

以上です。

【小林委員】K県議が仲介の労をとってくれたと。これはK議員だな。私のK。わかりますか。さっきからS君とか、T君とか言っているけれども、私はKだよ。どうぞよろしく。

そこで、実は大石知事に質問をしましたよ。田中愛国先生のいわゆる自宅に自分の後援会の直系を派遣したんじゃないかと。その狙いは、質問をやめてもらおうと。あなたは質問をやめてくれとは言わなかった。圧力もかけることはなかったけれども、現実に質問をやめてくれと、こういうことが狙いであったことは間違いなしと思うんだけど、そこはどうですか。

【参考人(元監査人)】先ほども申し上げたとおり、私が行ってお話をすれば、少しは緩むんじゃないかなと、質問が緩むんじゃないかなという気持ちで行ったことについては間違いありません。

【小林委員】だから、要は、その本当に言葉を出してないんだよ。やめてくれとか、そんなことは言ってないということはわかりますよ。ただ、そういうことで、あなたの気持ちはやっぱり大石知事から頼まれたことを、何とか一肌脱ぎたいという気持ちで田中先生のところに行ったということは間違いのないことでしょうか。はっきり。

【参考人(元監査人)】間違いありません。

【小林委員】ところが、やっぱり県議会の全協で私は質問したんです。こういうことで田中議員のところを人を派遣して質問をやめてもらおうという気持ちがあったんじゃないかと、こういう質問をしたら、大石知事はなんと答えたかということ、「田中議員に圧力をかけるとか、質問をやめてもらおうといったことは一切考えておらず、当然そのようなことをその人物に」、

つまりあなたに、「その人物に依頼した事実はございません」というようなことで、「全く依頼したことはない」と言っているわけ。だけど、あなたは、やっぱりこうやって286万円の迂回寄附を追及されることは恐怖で、何とか質問をやめられないかと電話で相談があった。証拠のボイスメモがありますよ。こうあなたはさっき答弁したんだよ。

だから、そこに天と地の差があるわけだよ。依頼をしたかということと、そういうようなことで知事は依頼をしてないと。あなたは知事から頼まれたから行ったんだろう。そういうところの大きな差がある。この点については、知事が、こういう議会の権威ある神聖なる場所の議会で、こういう虚偽の答弁をもししているとなれば、相当な問題点があると思うんだよ。その辺ははっきり、どうですか。知事から頼まれて行ったのか、自分で男気で行ったのか、どちらですか。

【参考人(元監査人)】 私は、田中愛国議員と縁もゆかりもありません。まず、第一はそれです。会う必要もありませんでした。大石知事から、はっきりと、どうにかしてほしいと。田中愛国議員からの質問は怖いと、286万円のことで聞かれるということは、もうこれは怖いということで、お話を受けました。

ですから、依頼があったか、なかったかという話は、依頼があったということについて、間違いありません。

【小林委員】 だから、そのために後援会の人、後援会の職員があなたを田中愛国先生の自宅まで連れていったと。

そして、お互いに知らない顔をしようとか、そういうことで大石事務所が誘導していると、こういうようなことがあってはならんと。こう

いうことを言いながら、実は叙勲のパーティーで、田中先生の動きを逐一あなたにメールで報告してきたと、こうおっしゃっているけれども、何回ぐらい、どんなことを田中先生のそういう動きをあなたの方に報告してきたんですか。1回、2回じゃないでしょう。どうですか。

【参考人(元監査人)】 もちろん、1回、2回ではありません。10回以上あったと思います。その内容についてですが、内容は、「今、敵艦隊うろろしています」とか、「今、行方不明です」とか、あと「元席に戻りました」とか、「今、パーティーが終わりました」ということです。そういう感じのことについて、細かく報告がありました。

それはなぜかということ、パーティー会場の状況を知らせてきたら、こちらの方が動きやすいからです。ですから、細かくその内容を伝えてきた。また、今、委員からお話があったとおり、後援会の職員さんの方にも絶対にばれないようにしろと、ということで、ここに、この中にあるとおり、LINE等において注意を受けると。

また、その前の段階で、私をその場所、叙勲場所、または自民党の総会場所ですかね、ニュー長崎にお連れするようになるとか、そういう形でのLINE等もこの証拠の中の一式に残っています。

【小林委員】 大体わかりますよ。今、あなたがおっしゃっていることは。

要するに、大石知事が、田中愛国先生のこういったホテル叙勲パーティーで動いている姿を何回もメールであなたに連絡すると。長崎県知事の大石さんですか。よその大石という名前ですか、こんなことをするのは、はい質問、答弁をお願いします。

【参考人(元監査人)】 長崎県知事 大石賢吾さ

ん、間違いありません。

【小林委員】それは即ち、あなたに田中先生を、そういうことで質問をやっぱりやめてほしいという思いがあればこそ、あなたにお願いしているからこそ、こういう行動に移ったんじゃないかと思いますが、いかがですか。

【参考人(元監査人)】間違いありません。

【小林委員】したがって、田中愛国先生の、いわゆる2時間に及ぶ突然の来訪だよね。田中先生はびっくりしたと思うんですよ。今まで会ったことがないわけだから。そうして、突然来てから、やっぱりなんだかんだとかということで、結局は田中先生がどう受け止めたかということが大事なんだ。田中先生は、やっぱり身も知らないような、ちょっと怖かったと。たまさか、そこに、ある新聞記者がおられたから話ができただけでもと。かなりやっぱりあなたは強面で結構話したみたいですよ。

質問が、何とか、どうにかならんかというような思いの中で、かなりやっぱり一生懸命に田中先生を説得したみたいだと、こういうことは間違いはないと。

それで、結局、何というか、田中先生の会が終わってから、あなたの資料を見ると、長崎の方向に帰られた。その間の佐世保から長崎までの小一時間、40～50分ぐらいの間に、全部田中愛国先生宅で田中先生と話したことを知事に報告をしたのですか。

【参考人(元監査人)】先ほどお話したとおり、午後10時27分から電話で41分間、状況についての説明を報告しました。

また、翌日、県庁の知事室の中で報告をしました。以上です。

【小林委員】そうするとね、先ほどからくどく申し上げておりますが、あなたは田中愛国先生

と、重ねて一回もお会いしたことはない、初めて見る顔だと。その家に夜の8時過ぎにあなたは乗り込んだわけですよ。それは知事から依頼を受けた、そういう286万についての質問を基本的にやめてもらいたいという思いを依頼されて、直接にはやめてくれとは言わないけれども、そういう気持ちのもとで田中先生のところを訪ねていったということは、あなたの個人的な思いつきじゃなくして、あくまでも知事から頼まれたから、そうやって行ったんだと。その証拠は幾らでもあなたはボイスレコーダーで持っているとおっしゃいますけれども、この点については間違いがありませんか。

【参考人(元監査人)】この点について、お答えいたします。

ボイスメモ、またLINE、あとメール、そのほかの記録について、あと後援会の職員さんと知事間のメール、すみません、LINE等の証拠が残っています。

ですから、今、委員のご質問のとおり、この私がとった行動については、大石知事の方からの依頼であったことについても間違いありません。

また、私がこの行動をとったことについては、心から反省しています。

以上です。

【小林委員】心から反省しているという謝罪を田中愛国先生に申し入れたいということで、たまさか、出会った私があなたからご依頼を受けて、田中先生を紹介したと。それであなたは私のおる前でも、田中先生の前でも、しっかり謝罪をされたと。大石知事から頼まれて、私が軽々に動いたということは実に嘆かわしいと、こういうことではなかったかと思うんです。

要は、まさに長崎県の大石知事から質問止め

を頼まれて、あなたが結果的に行ったと、こう
いうことで間違いはないということがはっきりし
ましたので、またこの点は大事に私も覚えてお
きたいと思います。

それで、次に、時間もありませんが、もう時
間か。

【石本委員長】 ほかにご質問ございませんか。

そしたら、審査の途中でありますけれども、
参考人への意見聴取は、一旦これにてとどめて、
知事の質問を受けた後に、再度再開したいと考
えますが、どういたしましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 それでは、そのようにさせてい
ただきます。

それでは、参考人退室のため、しばらく休憩
いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時12分 再開

【石本委員長】 会議を再開します。

これより、大石知事にご出席いただき、引き
続き、大石知事の政治資金等について審査を行
います。

知事におかれましてはお忙しい中、ご出席い
ただきまして、ありがとうございます。

なお、知事より、資料の提出があっておりま
すので、お手元にお配りをしております。

それでは、事前通告に基づき、質問を行いま
す。

ご質問はございませんか。

【松本委員】 それでは質問させていただきます。

先ほどから参考人からもいろいろな答弁があ
っておりますので、時系列で事実関係をまず確
認させていただきます。

今回の2,000万円の架空貸付について調べさ
せていただきました。発端が、令和4年3月7日
に提出した選挙運動費用収支報告書に、2,000
万円を自己資金として記載をしておられます。
しかし、その後、令和5年3月に提出した後援会
の令和4年度分の収支報告書には、その2,000万
円を知事個人からの借入金と記載をしております。

そもそもここが問題のポイントになります。
なぜ、自己資金で計上したものを、あえて借入
金と二重で計上したのでしょうか。

【大石知事】 まず初めに、県民の皆様にも、また
議会にもお時間をとっていただいて、このよう
にお話をさせていただくこと、これまで十分に
ご理解をいただけていないということにつきま
しては、申し訳なく思っております。そのうえ
で、ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、ご質問いただいたとおりでございます
けれども、令和4年分の収支報告書の訂正に際
しまして、2,000万円を、借り入れしたものを削
除したといったものについて、時系列に沿って
お話をさせていただきたいと思います。すみま
せん、直前に申し訳なかったですが、資料を
作成しましたので、見ていただければと思
います。

まず、初めにですけれども、令和4年2月20日
に知事選が行われました。この際、私が準備を
したのは、一番左上に青色で囲っております
2,000万円でございます。これを、令和4年1月
に2,000万円を口座入金をしております。一番左
上のオレンジのラインになります。これを、大
石賢吾後援会の口座に全額入金をいたしました。

この2,000万円につきましては、3月7日の時
点で、選挙運動費用収支報告書が提出されてお

りますけれども、その収入の部において、私の自己資金として記載をさせていただいております。それは、左下にあります「選対スタッフによる支出」と書かせていただいている部分になります。

ただ、その頃、私、これまでお話をしておりましたけれども、就任した直後といったこともあって、非常に忙殺をしておりました。この作成におきましても、大変お恥ずかしい限りではございますけれども、元選対のスタッフの方々にお任せをしましていて、その記載内容を詳細に確認をすることができておりませんでした。

そのため私が、今回、この件が問題としてご指摘をされるまで、選挙運動費用の収支報告書の記載内容については明確に認識ができていなかったという状況でございます。

その後、令和4年5月か6月の頃だったと思います。選挙コンサルタントの方から、この2,000万円について、大石から、私から後援会への貸付金という処理にすれば返金を受けられるというご説明、お話を聞きました。そのことについて、違法なことでもないし、問題もないということではございました。

今思えば、今回訂正に至っているわけですから、適切ではなかったというふうに思いますけれども、ただ、その2,000万円については、私自身も借金をして、借入れをして納めたものでございました。ですので、返していただけるのももちろんありがたいというふうに考えて、そのようにお願いをしたところでございます。

その判断に基づいてになりますけれども、元金を2,000万円、年利率を3%として、貸借の契約書も作成をしております。

このような次第で、知事選に際した準備した

この2,000万円を、私から後援会への貸付けと処理をしたために、令和5年3月に提出をいたしました後援会の令和4年の収支報告書にも、私から借入金として載ってしまったという時系列がございます。

その時系列につきましては、資料の右上、今お話ししたところが、一番目が自己資金として記載をしたもの、これ選挙運動費用収支報告書になりますけれども、これを提出したと。

その後、後援会に貸付として処理をするといった誤った処理が に当たります。そうですね、そういったところがありまして、両方に載ってしまっているという状況でございます。

【松本委員】ちょっと時間がないので、簡潔に。

わかりました。要するに知事本人が、2,000万円について、選挙コンサルから、後援会への貸付の処理が可能とアドバイスを後から受けて、既に選挙運動費用収支報告書に記載しているにもかかわらず、その認識がないまま、後援会に貸付をしたと処理したということですね、要するに。わかりました。

それでは、令和4年6月8日に提出した資産等収支報告書に貸付金として記載した2,000万円と、令和5年3月31日に提出した令和4年後援会の収支報告書から2,000万円の借入金の記載を削除した経緯を説明してください。

【大石知事】簡潔に申し上げますけれども、今、2,000万円の貸付けについて、経緯を、背景をお話しました。その認識に基づいて契約書を作成しておりまして、その収支報告書について、借入金として記載をさせていただいたところがございます。

それについて削除を行いましたけれども、これについては、今回、複数の専門家の方々にお話を聞く中で、2つ載っかってしまっていると

というお話で、どちらが適切かという話になります。それを見た時に、後援会にお貸ししたとするものですが、これについては、2,000万円を私が入金したのが1月でございますけれども、その時点において貸し借りの合意がなかったと、返していただくような思いがなかったというところを踏まえ、それはそちらが実態にそぐわないだろうということをご指摘を受けております。ですので、そちらを削除して、今回訂正を行ったということになります。

【松本委員】そしてもう一つ、後援会に貸借の契約をしていたというところに関しては、どのように対応されているのでしょうか。

【大石知事】資産等収支報告書でしたか、資産等収支報告書ですね、先ほどのものは、話、すみません、収支報告書の件でお話をさせていただきましたけれども、収支報告書にそういう認識で書いたものでございますので、資産等収支報告書にも、もちろんその旨、記載をさせていただきました。

今回訂正に当たりまして、その収支報告書を訂正しましたので、それに合わせて資産等収支報告書に関しましても訂正を行ったということでございます。

【松本委員】要するに後援会とは貸借の合意をしていなかったから、貸付という処理は事実即していないということですね。それで、記載を削除したという説明だと理解しました。

そうすると、今度は知事が後援会から、問題になっております令和5年3月に460万円と、令和6年3月に195万2,000円の支払いを受けたことは、本来ないはずの2,000万円から受け取ったことになり、矛盾が生じますが、この対応について、お尋ねいたします。

【大石知事】先ほどお話ししたとおり、この2,000

万円につきましては、借入れという認識のもとで契約書を作成して、収支報告等々を行っております。

今、お話いただいた返金でございますが、この655万円の支払いといったものは、契約書に基づいてお支払いを受けた元金と利息になります。今お話がありましたけれども、令和5年3月に460万円と、令和6年3月に195万2,000円ということで、合計655万2,000円を支払いを受けています。

ただ、先ほどもお話ししましたが、専門家の方の助言をいただいたところ、この貸付けとする処理が実態にそぐわないということで、これをなくしてしまっておりますので、この支払いを受けた655万2,000円についても、それは実態にそぐわないものだということになります。ですので、私の方から全額これは返金をして、収支報告書の訂正をしております。

この収支報告書については、本当に私の確認、認識不足ということだと、判断の誤りだということに思っておりますので、それについては心から反省をしている次第です。

【松本委員】収支報告書の、要するに間違った600万円以上の受け取りをしたのを、返済して、収支報告書を提出されたとおっしゃいました。それはいつされたのでしょうか。

【大石知事】返済でございます。返済につきましては、7月に行っております。今年の。

【松本委員】次に、286万円について質問をいたします。

資料もございますが、令和4年2月の知事選挙のさなかに、県議の後援会から大石賢吾後援会へ286万円の資金移動がなされております。この資金移動については、午前中もありませんでしたが、医療法人からの迂回献金であって、政治資金規

正法違反との指摘に対して、知事の見解をお尋ねいたします。

【大石知事】 これまでも、この286万円の資金移動についてご説明をしてきました。その中でも、迂回献金ではないかというご指摘も多数いただいていると認識をしています。

この286万円が資金移動がされた当時のことですけれども、これも大変恐縮ですが、これまで何度も申し上げておりますけれども、この令和4年2月といったもの、私は初めての知事選挙でございました。その中で一人でも多くの方々にお話を聞いていただくために、県内をずっと走り回っていたという中で、私は、先ほど申し上げたとおり2,000万円、自分で準備をして後援会の口座に振り込みましたけれども、それ以外のお金ですね、一体どういったお金が寄附で集まっているとか、どれくらい集まっているといったことは、この286万円も含めて、わかっておりませんでした。これは実際に選対のスタッフに任せてしまっていたといったことが事実でございます。

そのような状況でございましたので、この286万円が医療法人から入ってきていたといったことについても、もちろん認識はしてございません。もちろんそういった法人から私が寄附を受け取るといったことは、受けられませんので、そういったことをしたいと思ったことも全くありませんし、そのことについては否定をさせていただきたいと思います。

こういったことですので、政治資金規正法に関して迂回に当たると、違法なものであるといったことに該当する思いはありませんけれども、それに関して、そうなるかどうかといったところは、やはり司法の場で判断をされるものだというふうには理解をしています。

【松本委員】 令和4年2月の時点の資金移動の時点では、確かに知事本人は候補者として走り回っていたので、争点の中に誰が指示をしたのかという争点の様々な意見がありまして、選挙コンサルタントの指示だという、午前中も参考人の見解がありましたけれども、知事自身が直接知ったのは、恐らく令和4年12月に、後援会の収支報告書の提出の準備の際に、この資金移動が迂回献金の疑念を抱くおそれがあるという専門家からの指摘を受けて、後づけで12月に貸借契約を県議と交わし、その金額を県議へ返済したということですね。

そしてその後、令和6年8月2日に、その借入金を寄附に、返済を寄附の返金に訂正したのは、なぜですか。

【大石知事】 そうですね、286万円の流れにつきましても、これは資料をつくってきていますので、ぜひお手元に置いていただければと思います。

先ほど、お金が入ってきたというお話をしましたけれども、真ん中右側の赤丸で囲っているところでございます。令和4年2月に、県議の後援会から286万円が入ってきて、これを今、委員もお話しいただきましたけど、12月に返しております。

これにつきましては、令和4年の終わりごろになって、そのお話を聞いて、疑惑を持たれかねないと、招きかねないということでしたので、私の方では受け取りをしたくないと、返したいということをお話をしております。それに伴ってお返しをしたんですけれども、この記載につきましては、その当時、貸借とする考えが自然だというふうに思っておりました。これは、時系列の に書いております。

今般、このことについて一般質問でもご質問

いただきましたけれども、その際に複数の専門家にご相談をしたところ、先ほどもお話ししましたけれども、入ってきた時にその合意があったわけではないと、そういった状況でございましたので、それについては、双方が同意をしてお金の移動をさせる、貸借というわけではなくて、一方のご意向でお金の移動が行われる寄附といった方が実態に近いだろうということで、借入という形で返金していたものを寄附という形に変えた。

これについては、お金の動きがまた新たに発生するものでは全くございません。

【松本委員】 専門家から、やはりどう考えても後づけで、両者の合意がないことにより貸借とはいえないことを指摘されたことで、本来の寄附として訂正したと。ただし、もう返金はしているの、一連の流れは理解をいたしました。

今回の2,000万円と286万円の計上の在り方について、時系列で確認をさせていただいて、お金の流れ、そしてその後の対応について、知事本人から明確にご答弁をいただきましたが、いずれにしても、これはやはり知事本人がですね。いくら選挙中であったとはいえ、やはり経理上の知識のなさ、そして認識の甘さ、その部分が招いたことではあります。

そして、一般質問があった時も、これを最初からきちんと説明をしておけば、皆さん理解できたわけで、これだけ多くの時間と人を巻き込むこともなかったわけであり。ただし、これは本人が、後から判明して訂正をしているということですから、もう収支はわかったわけですが、これに関してはやはり、誤記載が修正済みであることは理解しましたが、しっかり今後は、ましてや自分の懐ですから、県民から疑われる、誤解がないように、正しく説明責任

を果たしていただきたいと思っております。

そして最後に、やはり午前中、参考人の方から様々なご意見をいただきました。ものすごい数の資料をつくって、そして参考人が印象的だったのは、知事のことを嫌いではないと、一生懸命に役に立ちたかったと、それでも、どうしてもこういう形になったのは残念で、そして期待もしていたのに、信頼関係が崩れてこういう形になったというふうにご答弁がありました。

そういったことに対して、元監査人に対して、どのような人物だと認識をしておられるか、最後にお尋ねいたします。

【大石知事】 まず、出会いですけども、今年の5月下旬ごろだと思います。でした。事務職員から、私が信頼している事務職員でございますけれども、その方から、総務省から委託を受けて、都道府県の会計監査をやっている方ということでご紹介を受けて、私はもう、選挙後、ずっとその事務職員は私の事務所を取り仕切ってくださいましたので、心から信頼をして、そういった方だということで認識を、信じ切っておりました。

そういったことでお話を聞いていただいて、お会いをしたんですけども、やはり知識に関しては豊富な方だろうというふうに印象を受けました。ただ、今日、午前のお話もありましたけれども、関係が終わってしまうということもございました。

その後、事務所の机の中、事務職員の机の中から、総務省と元監査人の方との間で締結をしているというような、締結をされているような体裁の書類が出てきましたけれども、特命委託契約書というものの、その真実について調べたところ、それは正しくはないというものでございました。

ですので、今現在の認識を問われると、本当に恥ずかしい限りですけれども、元監査人の方がどういった方なのかといったことについて、私も立場で把握をできていないというのが現状でございます。

【松本委員】先ほど午前中に私の方からも、総務省からの特別委託の件も参考人に聞かせていただきましたら、答えたくないとおっしゃっておられました。

先ほど知事の答弁に、事実関係を総務省に確認したら、それはなかったということでありましたけど、こちらについても最初から、お会いした時に確認しておけば、こういうことにならなかったわけですね。契約したかどうかは定かではありませんけれども、初対面の方にお話を聞いて、そして、長崎で働いたことがない方と契約を結ぶこと自体がやはり、申し訳ないですけれども、わきの甘さというか、その部分があったと言わざるを得ないというかですね。

結局、今回の件も、この件も含めて信頼関係、お言葉を信用されたんでしょけれども、その部分で、その方にとってもご負担をかけるようなことになってしまったことは事実であります。そういったことも、今後、事実関係がどうなっていくのかも含めて、しっかりと知事の方でやはり真実をですね。皆さんに聞かれる前に自ら。

県民は知る権利がございます。そして、知らないためにこれだけ多くのマスコミの方が集まるわけでございますから、そこはしっかりと、また改めて記者会見をして、今日言ったような事実関係を県民の方にお伝えして、そして謝罪をして、そして、これからもしっかりと頑張っていていただくよう要望して、質問を終わります。

【浅田委員】本日は、参考人という形でお越し

いただきまして、ありがとうございます。改めて、様々なご質問をさせていただきたいと思えます。

私は、13日に一般質問をしました。一般質問の時に知事からご回答をいただいた答弁について、先ほど、参考人の方にもお話を伺いました。多分、知事もしっかりと聞かれていたかと思うんですけれども、宮本委員、坂本委員も含めて、私たちが質問したことに、本当のことを答えていたのかなという疑惑が午前中に生じました。

知事は、議会での答弁というものを、まずはどうしてお考えか、お伺いしたいです。

【大石知事】議会での答弁は、非常に重要なものだとは認識をしておりますし、それについて私としても真摯に向き合って、これまで回答してきたと思っております。

ただ、言葉が足りないとか、そういったことがあった場合は、それはもう本当に指摘は受けたいと思います。

【浅田委員】全く同じような答弁を、私の議会質問の時にもしたのではないかと。真摯にこれまでも私は答えてきた、これからもそういうふうにしていきたいということをおっしゃった。

しかしながら、参考人の方が午前中に、知事の答弁は筋が通っていない、適格性に欠けているというようなことをおっしゃっていました。

その件に関しては、どのようにお考えですか。

【大石知事】参考人の方が、どういった思いで、そういったことをご指摘いただいたのかはわかりかねますけれども、先ほど来申し上げているとおり、私としては、真摯に向き合って対応すべきものだと思いますし、これからもそうしていきたいと思っております。

【浅田委員】では、重ねて、議会の時と同じ質問を繰り返します。

全員協議会の中から、いろいろなものに関してしっかりと受け止めて、それを解明する動きをしてほしいと、私は重ね重ね質問をしております。その件に関して、今回も当然質問されるという覚悟はおありだったと思いますが、これまでの状況の中で、誰が資金移動の指示をしたかわからないというような、これが一番問題なんですよ。本当に真摯に受け止めているのであれば、そこをしっかりと解明する。それがなくして、何をもってして真摯に受け止めたと言えるのか、県民説明をできたと言うのか、ここが全く理解できない。しっかりと受け止めて答弁してください。

【大石知事】これ、もう一度見ていただければと思います。私が、令和4年12月にこの資金移動のことを知った部分ですけれども、この赤丸の部分になります。今、浅田委員がご質問になったところについては、その前のところを含めて、誰がどういう判断でそれが起こったのかというご質問だと私は理解をしています。その件に関して、これまで議会での答弁、もちろん全員協議会の場合でもお話をさせていただきましたけれども、私ができる範囲で、いろいろな方々にお話を聞いてきています。その中で、出てきた答えとして、誰がそういう判断をしたのかはわかっていないということ、そのまま率直にお答えをさせていただきました。

全員協議会から後の話になりますけれども、また新たなお話とすれば、医療法人の方から政党支部にお金が寄附をされた、依頼があったというところについて、また改めてお話を聞いてきました。

それについては、医師連盟の会長から、これはやはりこれまで答えてきたとおりでございますけれども、報道によると、医療法人は大石賢

吾個人に寄附をしたと思いがあられるところがあつたというふうに伺っておりますけれども、やはりそれは医師連盟としては事実と違って、医師連盟も、お金を集めたところについては、政党支部にお願いをしたものであると。そこについては、もちろんファックスがあるというお話もご指摘をいただいておりますけれども、それについては、誤解を与える事務的なミスであるというふうにお話を、医師会長からお話を伺っています。その経緯については、私、先ほど申し上げたとおり、この当時、わかっておりません。その場にいたわけではございませんので、詳細、実際はどうだったのかというのはわかりませんが、医師連盟の会長からは、そういった経緯も含めて、もし、ご質問いただければ、ちゃんとお答えをしますというふうに伺っています。

【浅田委員】「この際にいなかったから、私はわからない」では、どなたかに責任をなすりつけているようにしか、私には、残念ながら聞こえないわけですね。

そして、私は、重ね重ね言っているんですけど、医師会の方々、医師連盟の方々は、本当に大石知事を応援したくて寄附を集めたんだと思います。10円や20円じゃないんですよ。募金箱を持って「入れてください」と、その10円でも大切なことではあります、何百万円が動いている。もっともっとほかに個人献金を入れると、すごい金額を大石知事に寄附をしている方々がたくさんいるんです。それは、長崎県の今後をあなたに担ってほしいという強い思いがあって、そうしている。なのに。

普通、寄附をもらった、私たちだって、「ありがとうございます」というお礼をします。そのお気持ちすらもない方なのかなというのも残

念ではありますし、知りません、知りませんでしたでは済まされないし。

先ほど、私が言うまでもなく、これは知事のお言葉をお借りして言うと、ファックスでそういう書面があった。ミスですか。大石知事の選挙のために集めたいから、それがたまたま入金する、政党支部が受け皿になっていた。それを資料ミスと言ってしまって、いいのでしょうか。

【大石知事】今、浅田委員からご指摘いただいた、感謝の気持ちといったことを、先ほどは事実関係を述べるところで申し上げておりませんでしたけれども、先ほどお話したとおり、今回、医師連盟の会長とお話をする中でも、やっぱりそういった大石を応援、どうにか、いろんな形があるけれども、どうにか応援したいというお気持ちがあったということは改めて伺っております。それについて私の方からも、感謝の思いを伝えるといったことが十分でなかったということもあると思いますけれども、これはもう本当に、この医師連盟の方々だけではなく、これまで応援してくださった全ての、全ての皆様に感謝をしております。そのことについては触れさせていただきます。

先ほど、ミスという話はありませんでしたが、そのファックスですね、これは会長の意図とは齟齬をしたものであって、事務的に作成をしたもの。とはいえ、誤解を与えるものだったというふうには会長からは伺っております。

【浅田委員】 ちょっとよくわからないんですが、もともと、その最初のファックスには、知事の応援のためにと書いてあった。ある一定、知事のことを一生懸命支えてくれているから、そこにという。当のご本人は、果たしてそれを寄附として受け取ったのか、どうなのか。

全く知らない人もいたと思うんですね、9

団体の中には、政党支部の方を直接的に知らないという方もいらっしゃいました。その方たちが、そこに入れるものでしょうか。知事のために入れたということなんじゃないのかなと、そう多くの方が疑問に思っていますし、当のご本人も、それを寄附じゃなくて、もともと借入れ、貸付けだと思っていたと。やっぱりその辺のお互いの違いがあるのではないかというのが払しょくできないんですが、そのあたりはどうでしょうか。

【大石知事】 お金を借入れにする、寄附にすると、そういう話とはこれは全く別な話だと思います。

ですけれども、先ほど来申し上げているとおり、医師連盟の方で寄附を募っていただけたということに関しては、本当にこれは知らないでは許されないとご指摘いただいたばかりではございませんけれども、実際にその詳細について、その当時、私は知っていたわけではございませんので、ここについては聞いた話でのご回答になってしまいます。

医師連盟の会長に今回お話を聞いたうえでございますけれども、やはり大石、私自身を応援する方々が多く所属をする政党支部にお願いをしたということは聞いております。

繰り返しになりますけれども、そういった細かな詳細について、私が把握していないところもあると思いますけれども、そういった経緯について、もしお尋ねをいただければ、会長ご自身からお話をするということは聞いております。

【浅田委員】 ここについては、多分また問答が続くだけで無駄だと思いますので、ほかの質問にかえさせていただきます。

今日、残念ながら、この場においていただけ

なかった選挙コンサルタントと知事の関係というものを、どのようなふうに捉えているか、教えてください。

【大石知事】選挙コンサルタントの方は、非常に、出会いは私の知事選挙の際にお会いをしました。そのコンサルをお願いするとか、人選といったところについて、その決定については私は関わってございません。ですけれども、お会いをした中で、非常にやっぱり選挙に関しても知識が豊富でございますし、いろんなこともアドバイスをいただいております。選挙後も、非常に信頼をしておつき合いをさせていただいてきております。

【浅田委員】選挙後も信頼を得ておつき合いを続けているとおっしゃいましたが、先日、私が伺ったら、弁護士を通じてでしか、今、その選挙コンサルタントとは会話をしてないというふうにおっしゃっていたと思うんですね。その辺がどうなのかということも1点と、例えば、その選挙コンサルタントの方は、知事の選挙の時のコンサルだけではなくて、その後行われた、私たちの県議選とか、そういう時にも一々全部知事に指導をする担当の方だったのかどうか。そういうふうなLINE等々も残っておりますが、そのあたりはいかがですか。

【大石知事】まず、1点目、その選挙コンサルの方との今の疎通の取り方と理解していますけれども、これはやはり刑事告発を受けているという観点から、弁護士ともお話をする中で、直接やり取りといったものがとるべき、必ずしも適切じゃないというふうに指導を受けておりますので、それはその指導に基づいて、弁護士を通じてお話をさせていただいているという状況です。

その後、私の行動に対して、指示といたします

か、どれくらい関わっていたのかといったことにつきましては、これは私自身、いろんな方々にももちろんアドバイスをいただくのが普通なことでございますので、その中の一人ということだと認識しています。

【浅田委員】では、時間もないので、別の質問に移ります。

参考人の方に対してですけれども、今、5,000件以上の脅迫電話などがかかっていると。その電話の一つは知事しか知らない電話番号もあると。そして、一番最後に知事に送った9月9日にメールにおいては、知事にこういう脅迫がきていると、ぜひともやめてほしいというような旨のメールを送っておりますが、その件に関してはどのように考えていますか。

【大石知事】もし、すみません、質問の内容があれですけれども、もし、私とその迷惑電話を何か起こすような指示をしているのではないかというご指摘であれば、それは事実無根でございます。

【浅田委員】9月9日のメールに関しては、9月9日に参考人の方から知事に、そういったことをやめてほしいというメール自体が送られているようですが、その件に関してはどうでしょう。

【大石知事】まず、事実無根ですので、何も、事実無根だということです。何もありません。（発言する者あり）

【浅田委員】今、応援の声が入ったような感じですが、その電話番号を知らない、知事しか知らないという電話番号があるということをはっきりおっしゃっていたんですが、その件はどうですか。

【大石知事】そう言われましても、どの電話番号のことか、私は今、この場でわかりません。

【浅田委員】わかりました。

それでは、これまで知事の中で、18件の不正、そして、16件の虚偽記載、26件だったかな、不記載がある。様々な不記載形態があります。こういった状況、そして、先ほども監査人のことがどういう人かもわからない。130万人の県民がいる知事ですよ。県民のトップとして、こういった方かわからない人を監査人に行っている危機管理のなさ、今もよくわからない、わからない、わからないというわからなさが多すぎる。私たちの質問に対しても、真摯に本当に受け止めているのかなというような思いがしてしまいますけれども、自分自身の危機管理のなさというのはどのように考えていますか。

【大石知事】先ほど、松本委員からもご指摘、同じ指摘を受けましたけれども、その確認が不十分だったといったことについては、本当にこれは私の未熟さだと思いますし、反省をしております。

数を挙げて不正といったものも先ほどお話にありましたけれども、それが一体どんなものなのかといったものはわかりませんが、私としては、しっかりとその問われたことに対して、できる限りしっかり事実を整理をしながら、説明を丁寧に繰り返していくといったことであると思っています。

【浅田委員】時間もないのに最後にもう1件。

6月26日でしたかね、知事が一番最後に参考人の方に送ったメールの中に、秘密事項を守るようにというお話、そして、その中に業務委託契約書に自分が印鑑を押している前に送金されたものに関しては詐欺罪に当たるみたいなことをおっしゃっているようなんですけれども、その送金とは一体何なのか、それがどういう形で詐欺罪に当たるのか、教えていただけますか。

【大石知事】まず、情報を漏洩しないようにといったことは、もちろんそれは事実でございます。それは秘密保持契約の中にもありますし、それによってそういったことはしないでほしいといったことはお願いをしています。

不正、お金の出金でございますけれども、確かに私の後援会から参考人の方へ数百万、出金がされているといったことは事実でございます。

その内容については、これは今、弁護士等々と相談、協議をしながら、その状況を総合的に判断しながら協議をしているところでございますし、これは情報提供を既に行っているところでございますので、これについては公表は控えたいと思います。

【浅田委員】その出金に関しては控えると。その参考人の方は、報酬はもらっていないというお話があったんですけれども、それは今のところ事実ですか。

【大石知事】監査業務に関してですけれども、その業務を委託している対価としてお支払いしているものはないと認識しています。

【浅田委員】時間がきましたので、いずれにしましても、やはりどんなに聞いても理解ができない点の多さ、そして、130万人のトップですよ。我々と違う。社長が崩れてしまうと会社が倒産して、社員が路頭に迷うのと一緒で、あまりにも危機管理能力のなさというのが、初めてだからでは許されない。その覚悟を持って知事に出られているわけですよ。その覚悟があって我々のトップに立たれている。それにしても、あまりにもお粗末としか言えないんじゃないかと思います。

まだ質問は、機会があればしていきたいと思っております。

【石本委員長】 ほかに。

【宮本委員】 それでは、私の方から幾つか質問をさせていただきます。

まず、知事におかれましては、本日、お忙しい中、総務委員会の求めに応じて集中審査にお越しいただきありがとうございます。

まず、午前中、そして先ほどまで、元監査人の参考人の質問、いろいろありました。質疑があつておりましたけれども、それを聞かれていたならば、どういったご感想をお持ちでしょうか。聞かれていなければ、いないで結構です。お願いします。

【大石知事】 全て聞けたわけではございませんけれども、おっしゃっていらっしゃることがどういったことなのかわからないこともありますし、ただ、私に対する感情的なところもお話をいただきました。支えたいというお気持ちがあつたということも、ちゃんと聞いております。そういったことについては、しっかり受け止めたいと思いますけれども、それ以上の所感は申し述べるのは控えたいと思います。

【宮本委員】 ありがとうございます。

先ほどの、本日お越しいただいた参考人とは後援会の事務の方、信頼ある事務の方からの紹介だということをちょっとお聞きいたしました。

大もとの選挙コンサルタントの方は、どの方の紹介だったのかというのを教えていただけますか。

【大石知事】 先ほど浅田委員のご質問の中でお話しましたがけれども、人選といったところについて、私が関わっていないので、詳細がどういった形でできているのかといったことは、私の立場でわかりません。

【宮本委員】 ありがとうございます。

それを信じて質問に移ります。

まず、2,000万の件です。

私も9月18日、一般質問させていただきました。先ほども参考人の方に質問をいたしました。

二重計上ではなく、意図的でありましたということが言われました。要は、医師会信用組合から借り入れた自己資金の2,000万を返済するために行ったものであるということで、知事から選挙コンサルタントに相談をして、知事の承諾を得て取り組んだものであり、これは二重計上というものでなくて、意図的なものだったということが参考人からありました。これについて、知事はどう受け止めておられますか。

【大石知事】 どういった経緯があつてそういうお話をされているのか、わかりませんし、当時、その場にいらっしゃらなかったと思うのでわかりませんが、私がその当時お話をしていた中で、また確認をする中で記憶をたどってお話をしますと、これまで申し上げてきたとおり、私、2,000万はもちろん選挙の際に、1月に後援会に2,000万振り込んだところでございます。それについて、選挙が終わって数か月したところだったと思いますけれども、それについて貸付けにすると、処理してお返すことが可能だというふうにお話を選挙コンサルの方から聞いております。ですので、それに基づいて、私はやっぱり適法であつて、返していただけるのであれば借金して入れたお金ですので、ありがたいという判断で、そのようにお願いをしたところでございます。

【宮本委員】 知事から提出していただいた資料に基づいて、これが真実ですということをおっしゃっていらっしゃいます。

午前中にいろいろ確認した中で、参考人から提出があつた資料の中に、後援会へ2,000万の架

空貸付けを決定するまでという証拠たるものがあります。ここには、いろいろ詳細に書いてあるんですが、これについて、知事は、これは偽物だと、こういったことは言ってないと、私はこういった認識はないと。これは見ているか、見てないかわかりませんが、そういった事実はなく、本日、今、知事が提出された資料、これこそが真実なんですというお考えですか。

【大石知事】資料は拝見しておりませんが、私が真実と述べていることは、この資料にまとめさせていただいているとおりでございます。

【宮本委員】今回、提出していただいた参考人の資料には、つぶさに日時と時間と知事の発言とLINEと、あとボイスメモもあるということも提出がっております。午前中もこれに基づいて、参考人からは様々な答弁、回答もあったわけではありますが、知事としては、こういったことは全くなくて、あくまでも本日提出したこの資料に基づいた上での2,000万というのはあくまでも二重計上であって、意図的なものではなく、全くこれを架空貸付け疑惑とは言えないと、言わないという認識でいいのか、再度確認ください。

【大石知事】全くそのとおりです。

いろんなお話が、恐らく一緒に助言を受けていた期間の中ではしていたと思います。いろんなお話をする中で非常に、事が多分難しいものもあったんだと思うんですが、非常にお話が難解なことになっていたこともあったと思うし、非常に話が長くなってしまいうことも、その事項によってはあった、事案によってはあったと思います。その中で、私自身、よくわからないことも、全て理解できたかということ、わからないところもありますけれども、ことさらこ

の2,000万の件に関しまして、こういった主張をされているのか、資料も拝見していませんので、わかりませんが、真実と申し述べているのは、この資料でご説明をしていることだと思います。

【宮本委員】ありがとうございます。

ということは、本日提出していただいたこの資料、この内容、このやり取りというのは、全て事実無根ですということになりますね。

ということは、これはどちらを信じればいいのかという問題にはなりますけれども、あくまでも知事としては、2,000万というのは意図的ではなかったということ、架空貸付けの疑惑はないということ、今、知事本人からお聞きをさせていただきました。後ほど、これもいろいろ確認をさせていただきたいというふうに考えております。

なかなか腑に落ちない点があります。果たしてこのやり取りが、つぶさに書いてあるやり取りが虚偽であったということ、どこをもって信じればいいのか。詳細に書いてある内容があるので、これについて、2,000万というのは意図的であったという裏付けとして出された証拠なので、あえて議会の集中審査の場で出された資料なので、これについては信憑性を問うところについては、信憑性たりうるものという思いで参考人は出されているという思いはありますけれども、改めてこの資料について、参考人がおっしゃった、言われたことについて、知事の見解、反論、ぜひ反論してください。

【大石知事】宮本委員がお話された中に全てが事実無根だというお話をされましたけれども、私は資料を見ておりませんが、そんなふうに見える立場ではございません。ですけれども、その内容と、私が言っていることが食い違うの

であれば、それについては何か齟齬があるんだろうとは思いますが。

ですけども、私が真実と申し述べていることについては、今日、説明をさせていただいておりますし、資料も提出をさせていただいております。

今まさに、何が真実なのかといったことについて、所感を述べられましたけれども、すみません、全ての何に対して告発を受けているのか、全てについて、詳細まで把握はできておりませんけれども、もし、この件も含めてそういった対応がされているのであれば、しっかりと判断がされるものであると思いますし、それに対して私が何か対応、協力を求められれば、それはもう本当に真摯に対応していきたいと思っています。

【宮本委員】 そうであれば、私が9月18日に一般質問いたしました、この答弁。午前中は、参考人は事実ではありませんと。事実ではないという話もありましたので、どちらを信用するかという話にもなりますし、このまま、知事のこの資料をもとに見て2,000万について考える。あるいは午前中の質問を受けて、答弁を受けて2,000万を考える。そういった時に非常に判断材料というのは複雑多岐にわたるんだろうというふうにちょっと考えるところもあるところであります。

どうか知事におかれても、知事がおっしゃったこの発言というのがつぶさに書いてありますので、これについては責任というのはあるかと思っておりますので、ここについては、いま一度ご確認いただければと思いますし、2,000万が知事がおっしゃるとおり、こういった形で記載不足であったということであれば、果たしてこれは謝って済む問題なのかというのを含めて、知事

の方でも再度、これについてはご確認をさせていただきたいというふうに考えております。

もう一点の286万についてですが、複数の方が、本日も午前中は、この資金移動については選挙コンサルタントの指示であったという答弁もありました。先ほどとちょっと重なるんですが、知事、これは、この資金移動については、本当に知りませんか。当時、一生懸命選挙活動に走っていたという状況の中で、全く知らなかったということやずっと言われていますけれども、それは真実ですか。誰がこういったものを指示したかもわかりませんか。再度お答えください。

【大石知事】 これまでも繰り返し述べてきたとおり、私は存じ上げておりません。皆さんも、もしかするとわかるかもしれませんが、毎日どんなお金が入ってきているか、つぶさにチェックできるような時間も恐らくないと思いますし、私は一回しか経験しておりませんが、そういった状況でございましたので、それについて、資金が入ってきたといったことを承知はしておりませんでした。

その判断を、この資金移動の判断を誰がしたかということについても、これまでもずっと繰り返しお話していますけれども、私の後からこれを、事実を知った立場で、関係の方々10名近くも聞いておりますけれども、そういった方々に聞いたところでも、やっぱりその判断したという者は誰かということについては、わかっておりません。

これまで、県議からコンサルの指示でそういったものをやったということを伺っておりますけれども、コンサルの方に聞いても、それは相談はあったけれども、その記憶はないと、一切の記憶ないということやございますし、そうい

った当時の記憶が曖昧だといったこともありますが、いろいろなものがあると思いますけれども、私の立場でどうにか説明しようと思ってお話を聞いてきた、調査をしてきた中では、解明には至っておりません。それについては、本当県民の方々に、すっきりとそこを説明ができていないことについては、本当心苦しく思っており、申し訳なく思っております。

【宮本委員】なかなかここは進みませんですね。嘘をついていると、当該県議、嘘をついているという話にもなりかねませんし、知事の方でも、それは何度も確認したけれども、わからなかったという、これは至って前回と一貫して変わらない答弁なので、これ以上聞いても出ないだろうと、ちょっと考えるところですが、これまで多くの方々が、選挙コンサルタントの指示であるというふうにおっしゃっているにもかかわらず、それがわからないというところは、果たしてどうなのかなって、ちょっとここは疑問に残るところでもあります。

2,000万円についても、午前中の参考人から出されたいろんな資料、莫大に及ぶ資料から見ても、ここも知事と意見が食い違うところなので、これをいかにして真相を究明していくかというのは、引き続き対応していかなければいけないというふうに考えているところです。

一方で、9つの医療法人から寄附がきたと。先ほどもありましたけれども、これは現に「大石けんご後援会の寄附金のご依頼について」という文面でなされているんですね。これはもう明らかに知事を応援するための資金であるということは、これは間違いないですが、医師連盟会長は、政党支部への寄附ですよということで終始一貫なさるんでしょうけれども、こういったファックスの事実がある以上、これは知事

への献金であるということに変わりはないと思います。これについて、繰り返しになるかもしれませんが、こういった書面が残っているんですね。これによって9つの医療法人の方々は寄附をされたわけだから、これは明らかに知事への応援と捉えるべき、捉えることが正当だろうと思いますけれども、これについて再度、知事お答えください。

【大石知事】この寄附を集めていただいた、募っていただいた者が、やっぱりそれはしっかりと説明するべきだとは思いますが、私の立場で言えないというか、勝手に答えられることは難しいと思いますけれども、何度も繰り返しお話を聞いている中で、やはり寄附を集めていただいた医師連盟の会長は、政党支部への寄附を募ったということをおっしゃっておりますので、ファックスの記載が、その意図とそこがあるといったことは今回もおっしゃっておりますけれども、それについて、私の立場でそれ以上のことを申し上げるのは難しいと思っております。

【宮本委員】この長崎県医師連盟委員長の名前で、具体的に日時も、そして分析をはっきりするための記号も、第44号という形で記された上で、令和4年1月21日にこういった依頼があったという事実は、これは消すことはできない事実でありますし、これをもって知事の応援への献金と、寄附と捉えることは真っ当だろうというふうに考えているところです。

なかなかここについても折り合いがとれないところではありますけれども、これについても286万については、医師会からこういった形で流れてきたのか、誰の指示かというのは、知事本人も再々度当たっていただくことが必要であると私は感じているところです。

知事、今まで、いろんな一般質問や全員協議会、あるいは今回の集中審査などがありました。私ももちろん4年に1回選挙があります。選挙活動となれば、候補者本人は一生懸命それは走り回ります。そういった資金というのはやはりお任せしてしまう。後で確認をするということになり得ましょう。

しかしながら、今、国でも問題となっている政治とカネの問題では、秘書がやったということで、私は存ぜぬ、それは通用しないということなんですね。秘書がやったことは自分本人がやったことだということは、やっぱり我々も申しているところです。よって、そういった認識になっていただいて、知らなかったというのは、やはりなかなかちょっと厳しいと私は感じておりますし、知事、今の感情は、気持ちは、被害者だなと。私もなんかいろんな人に頼んで、選挙コンサルも頼んで、すばらしい監査人も巡り合ったけれども、こういったことになってしまったと。知事本人は、今、被害者であると感じておりますか。それとも、いや、感じておりませんか。それをお聞かせください。

【大石知事】非常に一概に、まるっとお話するのは非常に難しいと思いますけれども、今、宮本委員がおっしゃったこと、しっかりと責任を持って適切な処理を担保すべきと、実施すべきといったことについては、全くそのとおりだと思っていますし、私の確認が不十分だった。そこについて、皆様にご迷惑をかけているといったことについては、本当にこれは申し訳なく思っております。

今後、しっかりとそういったことがないように、まずは今の目の前のことについて、できる限りのご説明をしていきたいと思っております。

また、今後につきましても、このようなことがないように、しっかりと専門家の意見を聞くとか、ご指導を仰ぐとか、いろんなことを講じながら、しっかりとした報告をできるように努めていきたいと思っています。

【宮本委員】ありがとうございます。

いずれにしても、知事が知らなかったところで、こういったものが出てきているという現状。しかしながら、繰り返しになりますけど、やはりそれは知事本人にやっぱり責任はあると私は考えているところです。よって、今後も調査を進めていくということでありまして、これ以上のものが何か出るかという思いはちょっとあります。今まで調べに調べに調べた結果がこれですということだから、今後も調べぬいた時に、何か成果物が出てくるのか、証明するものが出てくるのか、そこまでやっていただきたいという思いはあります。それについてどう、今いろいろ報道機関でも出てきておりますけれども、我々も報道機関から関知することがほとんどです。今後、もうこういう不祥事というか、疑惑を持たれるようなことは出てきませんか。それ、この2点お尋ねいたします。

【大石知事】まず、しっかりと対応はしていきたいと思っておりますし、責任が私にもあるといったことについては、ご指摘のとおりだと思いますので、これはもう本当十分注意をしながらやっていきたいと思っています。

後半のご質問で、今後何か出てこないかという話でございますけれども、これについては、もう本当に私としては、今の説明できることをちゃんとやろうとしていますし、これまで適切にやろうと努めてまいっておりますので、それについてはないと考えたいですけれども、それについては仮定の話なので、それについては今

の時点で何とも答えられないというのが現実だと思います。

【宮本委員】 すっきりとした形になりました2,000万円の午前中の参考人の答弁、そして、今の知事の答弁、食い違っているところもありますし、286万の件についても、誰が指示したかと、資金移動についてというところもお答えできないというところがありますので、引き続き、まだまだ時間ありますので、これについては違った角度から、また追及をさせていただきたいというふうに思います。

一旦終わります。

【坂本委員】 今日はお疲れさまです。私からも幾つか質問させていただきます。

午前中の今日の参考人の方からいろいろ聞いたことを含めて、今、知事から改めて説明があったこと等について、先ほど宮本委員からもありましたように、私もちょっとやっぱり相当乖離があるなというふうに、ものすごく感じました。私どもの手元には、今朝ですけれども、分厚い二百何ページのいろんな資料が出されておりました、つぶさには見れておりませんけれども、今日もらったばかりですから。また、これは回収されますから、恐らく全ては見れないんでしょうけれども、ただ、やっぱり一部分見るだけでも随分と違うなというふうに感じております。これをどうやって、埋めていくというのはおかしいですけれども、大変な作業だなということを改めて感じました。

それで、まず私は2,000万円の問題についての経緯について、お尋ねしますけれども、今日の午前中の参考人が、資料として68ページから74ページ、6ページぐらいずっとつぶさに経緯について書かれております。

時系列的には大体、タイミングは、今、知事

が出されている資料と合うんですけれども、ちょっと中身が違うなという感じがしていて、それでまずお尋ねしますけれども、この知事から今提出があった資料の、時系列ののところですね。これは選挙コンサルからこうした助言を受けて、貸付けとして処理することとすると。これは誤ったことであったというふうに赤で丸がついておりますけれども、これは時期的には、多分これ、午前中の参考人のものと照合しますと、令和4年の12月頃じゃないかというふうに思いますけれども、知事の記憶としては、こののところ、助言を受けたというところですね。これはそういう時期ということで間違いないでしょうか。

【大石知事】 少し多分、混同が入っているかなと思いますけれども、令和4年の12月に説明を受けた話は286万円の貸付けの方でございまして、2,000万円を貸付けとするかどうかというところは、選挙が終わって数か月だったと認識をしています。ですので、のところに令和4年の6月に資産等報告書を提出しております。この中でも貸付金というふうに記載をさせていただきますので、これについてはこの金銭消費貸借契約書を作成をしておりますけれども、その契約書に基づいて、その時は貸付けというふうな認識でございましたので、それでこういった報告をしております。

【坂本委員】 そうなんですね。286万は、もう知事もこれまでずっとそういう答弁をされてきていましたので、そうなんですけど、私はちょうどその2,000万の架空貸付けを決定するまでというふうな経過は、午前中の参考人が出された資料、これで令和4年12月頃に、この選挙コンサルに云々かんぬん相談をしたというふうなことがあるもんですから、時期的には一緒だろ

うというふうに思ったんですけども、数か月たってからということなんですね。わかりました。

それで、この助言を受けたとなっているんですけども、これは知事が相談をしたのか。午前中の参考人の資料によりますと、具体的に、これは知事から聞いた、ないしはボイスメモがありますというふうな資料なんですけれども、それによると、知事が選挙コンサルタントの方に、選挙運動収支報告書に自己資金として計上した2,000万円を返してもらう方法はないか旨相談をしたというふうなことなんですね。

これ、知事がそういう相談をしたということになっているんですけども、この に書かれているというのは、助言を受けたということで、その前段、助言を受けるまでの経過について、ちょっと教えてください。

【大石知事】その場にいたようにお話をされていたようには聞こえましたが、私がその場に実際にいて、また、その記憶をたどって、いろんな方々に聞いて申し述べますが、私の認識としては、コンサルの方から2,000万円をどうするかという中で、返すことも可能だというふうに聞いたと私は認識をしています。そのアドバイス、助言をいただいた時に、もちろん私として違法なものは、するつもりは全くございませんので、それについて大丈夫かということは確認をさせていただいて、問題ないということまでこの契約に至っているということです。

【坂本委員】そこら辺のスタートのところから、ちょっと経過の認識が違うんだなというふうに思います。

もちろん、知事もそういう助言を受けるに当たって、法令に抵触しないという大前提というのは、もちろんそのとおりですよ。その時点

で触れるということがあればおかしいわけですね。

午前中のやり取りの中では、現金をもともと持っていたことにしましょうみたいな、そういう協議がなされているということなんです。

それで、先ほど知事の方からも時系列でありました、自己資金で選挙運動費用の収支報告書には提出をされていて、これを貸付け、後援会に貸付けるということが可能なんだと。法令にも抵触をしないということで、これ 、 、 、書かれているわけなんですね。

で、やっぱり幾ら聞いても、これわからないんですよ。2,000万円を自己資金で出していて、それを後援会に貸し付けることが可能だという、この のところがどうしてもわからないんですよ。それが法令に抵触しないということなんです。これどう見ても、この2,000万自己資金で、例えば私たちも出しますよ、選挙の時はですね。それって自己資金ですから、そこで使うわけですよ、選挙で。これを後援会に貸し付けるということがあり得ないというか、なぜそういうふうな発想になるのかというのが、これ改めて聞いてわからないんですよ。むしろ、午前中の参考人の方が言われたようなのならわかるわけですよ、ああ、なるほどなど。だから、極端に言えば、医師会信用組合から選挙資金2,000万借りて、それを何とか返したいという、その原資にしたいって、午前中の方は言われましたもんね。したいんだろうと。決して、知事が私腹を肥やすとか何とかじゃないはずだと。やっぱり借りているから、2,000万。それを何とか返す、その原資にしたいということだろうというふうに思いますと、言われていました。それはすんとくるんです、なるほどな、そうなんだなというふうにはですね。

ところが、知事のこの説明では、どうしてもわからないんですよね。2,000万自己資金で、選挙で使っているわけですから、それをなぜ後援会に貸付けるというのが可能なのかなというのがですね、どうしてもわからない。（発言する者あり）だから架空なんですよね。だから、架空というふうに言わざるを得ないんですよ。二重じゃなくて架空なんですよ。そこについての認識はいかがですか。

【大石知事】これは、繰り返しこれまで述べてきているんですけれども、本当自己資金として選挙費用収支報告書、運動収支報告書の方に記載をされていたといったこと、これ詳細、本当私が認識できてなかったところもございます。

今、坂本委員がおっしゃってくださった、返していただけたらありがたいと思っていたことも、これはもう事実です。返せませうという話を聞いた時に、それはもう、私、借金していますから、それについて、もし返していただければ本当にありがたいということは思っております。

なので、そういったことについては整合するところもあるかと思えますけれども、私の認識として、本当、まず1月にお金を後援会の口座に振り込んだと。その後どういう支出がなされていたのか、処理がされていたのかということ、十分に私が認識できてなくて、選挙が終わった数か月後に、このお金に関して返せるけれど、どうしようかという話になった後、それに基づいて違法ではないということですので、契約を結んだといったことが事実でございます。

【坂本委員】これはもう同じやり取りにしかならないと思うんですけれども、その時点の、知事が選挙にだあっと突っ込んで、その時は

そうかもしれないんですけど、その数か月後なんでしょう。数か月後に自分が出した自己資金が、こうすれば入ってくるって、それを借金で都合したかどうかは別にしてですよ、別にして少なくとも自己資金という形で出している以上、それがこうすれば貸付けすることで返ってくるんですということ自体が、これは誰が考えてもおかしいんじゃないかなというふうに思うわけですね。だから、そこはちょっと知事と認識が違うなということを改めて感じました。

それで、あとこの令和4年6月8日に資産等報告書を提出して、貸付金としてここで2,000万円を記載をしているということなんです。それで、令和6年、今年の6月に、これは実態に即しないということで、今言われたように貸付けしないというふうな指定を受けたということなんですけれども、それで返済されとった655万を返しましたと。7月に返しましたということなんです。

ただ、少なくとも、この令和4年6月8日から今年の返すまでですね、この655万というのは返済されとったわけなんです。だから、2年間はそういうふうになっていたというふうな、これは事実事実として残るわけなんです。それが一つ。

それから、この2,000万円を今年の8月2日付けで訂正をしたと、記載を削除したとなってますけれども、同時に、追加寄附として390万何がしが入っているわけですね。これについて、この追加寄附、これは先般の宮本議員とのやり取りで、令和4年の2月21日付、選挙が終わった翌日ということになっているわけですね。選挙が終わった翌日に、選挙費用の残ったお金を記載したと。こういうのが物理的にあり得るのかなというふうに思ったんですけど、それについ

っていないというふうな状況があるかというふうに思いますので、ぜひ引き続き、今、出てきた。すみません。ちょっと時間がきているのに申し訳ないですね。まだ大丈夫ですかね。

もう一つありました。この間の一般質問での宮本議員とのやり取りの中で、今回、この2,000万円に関して、そういう経過が、答弁がありました。その中に、令和4年分の収支報告書の記載内容の見直しを進める中で、先だって提出されていた選挙運動費用収支報告書において2,000万につき自己資金と記載されていたことに気づきましたというふうな答弁だったんですけど、この記載内容の見直しというのは、いわゆる286万円に関連する部分だったんですかね。そこをちょっと確認したいなと思っているんですけど。

【大石知事】選挙運動費用収支報告書に関しては、後援会の収支報告書とは別ですので、その点では別だというふうに思います。

ですけども、今回、こういったご指摘を受けて、私の、私に関わるような、そういった収支に関するものについて、しっかりと見直しをするといった中で、それについて認識をしたということです。

【坂本委員】すみません、もう一回いいですか。この記載内容の見直しを進めている中というのは、これは2,000万の部分ということなんですかね。

【大石知事】様々なものを見直しをしていたという認識であります。その令和4年の後援会の収支報告書だけではなく、もちろん選挙運動費用収支報告書だけではなく、ほかの会計も一応見ていたということです。

【坂本委員】どちらにしても、これは答弁だけを聞くと、その記載内容の見直しを進めなかつ

たら、自己資金ということに気づかなくて、そのままだったということになってくるわけですよ。そういうことになるんですよ、見直しをしなかったら。

【大石知事】今回、発覚を、気づいた、認識をしたといったところについては、きっかけがそれであったということでございます。

それがなかった場合にどうなったのかといったことについては、仮定の話なのでわかりませんけれども、今回、先ほど宮本委員から、今後何もありませんかというご指摘もいただきました。そういったご指摘も踏まえて、しっかりと適正な資金管理ができるように努めていきたいと思っています。

【石本委員長】ほかにございませんか。

【小林委員】知事、座ったままで失礼します。

あなたは先ほどからね、要請がない、要請がないと。何が要請がないと言ってるんですか。いや、要請、要請と、要請がないからと、こういうことをしきりに言っているじゃないか。何が要請がないのか。わからないのか。

【石本委員長】休憩します。

午前 3時34分 休憩

午前 3時34分 再開

【石本委員長】委員会を再開します。

【小林委員】知事、あなたの方でね、6月24日、田中愛国議員が286万の質問をした。そして訂正をすると、そういうことを言いながら、6月いっぱい訂正しますと、こう言ったわけよ。ところが、実際に訂正を終えたのが8月2日だよ、7月もできてないわけよ、1か月以上もかかっているわけだよ。6月24日、なぜ6月いっぱいまでに訂正ができないのかと。それはまさに承認なく多額の出金となされと。要するに監査業務を

行っていたとかいう、そういう人のところに渡った可能性がある、こういったことは間違いありませんか。

【大石知事】まず初めに、一般質問の中で6月中に訂正をするという話について、予定だと言ったことについて、そのとおりできなかったことは、申し訳なく思っています。

ですけれども、これまで申し上げているとおり、時間がかかった理由ですけれども、これはもう本当に正確な記載にすべきだということで、多くの、複数の専門家の方にご助言いただきながら準備をしてきたところでございます。

私としては、県民の皆様には正確なものをしっかりとそれを説明をするといったことが必要だと考えましたので、そのようにしましたけれども、時間がかかってしまったことについては、本当に申し訳なく思っています。

【小林委員】私が聞いているのは、そのことじゃなく、これは私の意見だよ。問題は、そういう監査業務を行っていた者に多額の出金があった可能性がある、あなたが言ったことは間違いはないかと聞いているんだ。

【大石知事】私の後援会から元監査人の方へ出金があったことは、事実でございます。

【小林委員】じゃ、その事実は幾らですか、多額の出金というのは。

【大石知事】詳細については、控えたいと思います。これについては捜査機関にも情報を提供している状況でございますし、今後の対応についても、様々な状況を勘案しながら総合的に弁護士と協議をしながら判断をしていくことでございますので、事実に関しては公言すべきではないと考えています。

【小林委員】多額の出金かと、こう自分で言いながら、その金額を聞いたら、それは言えない

と。こんなつじつまが合わんことをずっとやってるから、あなたの発言は、なかなか信用性に欠けると、こう言われているわけよ。だから、この県政の忙しい、大事な問題が山積してるのに、こういう時間をとらなければいけないわけだ。よく自分で考えてもらいたい。

何で言えないのかと。あなた、今、刑事訴追を受けてるんですか、刑事訴追を受けてるんですか、どうぞお答えください。

【大石知事】何に関して刑事訴追を受けているかについて把握できておりませんのでコメントはできませんけれども、先ほど来申し上げているとおり、この件については、情報提供を捜査機関に行っておりますし、現在、そういう状況ですので、公言すべきことではないというふうに考えます。

【小林委員】それはおかしいよ。さっきから言ってるように、6月いっぱいまでに、ちゃんとこうやって借入れから寄附にしますと、訂正を6月いっぱい中にやりますと、こう言いながら、多額の出金が見つかったと、顔色を変えたようにして大変だと、こう言いながら、8月2日まで、そのいわゆる訂正をしなかったと。ならば、それだけ延ばしたんだから、多額の出金というのが幾らかと、何で言われぬのか、全く理解ができない。

何なんだ、何で隠すんですか。隠さなきゃいかん何か理由があるんですか、実際的に。あなたが言っている多額の出金が間違いなくいってると。しかも、事務職員と元監査人の、何かいかがわしい資料が出てきたみたいなの、さっき言い方をしよったと思うんだけど、多額の出金というのを、そういう金額を言わずにして、そういうなんかね、みんなの関心を引きつけるみたいな、そんな言い方は、あんまりね、県議会を

ばかにしてると思うよ。何のためにこういう会合をやってるんですか、はい、答えなさい。

【大石知事】先ほど来申し上げておりますけれども、この件について情報を提供している状況でございます、捜査機関に対して。それに関しても弁護士も含めて協議しておりますけれども、この件に関して発言すべきではないという指導も受けておりますし、私自身も公言すべきではない状況だと考えております。

【小林委員】ではね、あなたの言っていることが正しいか。例えば仮に午前中に参考人がいるんな問題をおっしゃいました。どっちが正しいのかと。これはどっちみち白黒つけんといかんです。それはまさしく司法の場でやるしかないんだと。そのためには我々県議会に、こういう多額の出金かと、こう言ってるんだから、それが幾らなんですかと、こう聞かれて、それを答えられないという、答えないとするあなたのその姿勢はね、実に嘆かわしいし、もうおかしいと、極めて不親切。こういうようなことをやっぱり言われても仕方がないと思うんです。

その上にあえて言えば、あなたはこう言っているんです。「被害届けの提出や刑事告訴も視野に確認を進めている」と、自分でこれだけのことを言っていることは覚えているか。「詐欺罪に当たる可能性も含め、被害届けの提出や刑事告訴も視野に確認を進めている」と。あれからもう1か月以上、2か月近くたつけれども、これはどうなってるんですか、これはどうなってるんですか。

【大石知事】先ほど来繰り返し申し上げておりますけれども、この刑事告訴、告発、刑事に関する件については、現在、情報提供を行っておりますし、様々な置かれた状況を総合的に勘案しながら判断をしていく必要があると思ってお

ります。

そういった中で弁護士と協議をしながら今後の対応を検討していく状況でございますし、それについて現時点でこういった状況になるとか、そういったことについて公言すべきではないというふうに考えます。

【小林委員】6月いっぱい田中愛国議員の質問に対して、貸付けをそうやって急に訂正しますと、G議員の了解を取ってるのか、取ってないのか。もともと286万は、あなたに対する献金だと、私はそういうふうに見てるから、当然あそこの議会でそういう答弁を、G議員の意見も聞きながらとか、相談しながらと、こんなことを言って、さっそうやってね、急に訂正しますと、こうやった。自分で何でそう言えるかということは、わかっていると思うわけです。

ただね、6月いっぱいまでにそういう訂正をしますということを、それが結果的にできないということは、多額の出金がなされ、こういうことから監査業務を行っていた者に渡った可能性があることが発覚したと。詐欺罪に当たる可能性も含め、被害届けの提出や刑事告訴も視野に確認を進めているから、そうやって訂正を待ってくれと。結局、8月2日までに延びてしまったんだということは、わかってますか。わかってないのか、わかっているのか。わかっているのか、わかってないのか、黙っているけれども。

【大石知事】繰り返しになりますけれども、お時間がかかってしまったことについては、大変申し訳なく思っています。ですけれども、その時間がかかった理由というのは、やはり正確な記載にすべきということで複数の専門家にご意見をいただきながら、より正確性を期すといったことに努めてまいりました。その中で時間が遅くなってしまったというご指摘を受けて、そ

れについて反省はしておりますので、それが事実でございます。

【小林委員】だから、そういう刑事告訴も視野に確認を進めていると。何で刑事告訴をしないんですか、何で刑事告訴をしないんですか。これだけ県議会に明らかにして、あなたの政治資金と後援会のお金と、いろんなことがこれだけ話題になって、大変県民の皆様方にご迷惑をかけているわけだよ。

そういう状況から考えてみて、ちゃんと法で、司法でこれは解決するしかない。午前中、元監査人が言っていることが正しいのか、あなたがもっともらしく言っているその内容が正しいのか。そういうことをやっぱり司法の場で明らかにする、あなたの使命があるんじゃないか、責任が。なぜやらないんですか。

【大石知事】本当、何度も同じことを聞かされている認識でございますけれども、その刑事に関する件につきましては、個別具体についてお話しをすることは、この場ではいたしませんけれども、今、小林委員がおっしゃった司法の場で判断がされるものも、もちろんあるというふうに思います。実際、どういった、私自身のことを見ても、どういった案件に告発がなされているのかと、全て詳細に把握できているわけではございません。

私としては、できることは、やっぱりしっかりと可能な限りの説明をしながら対応していくことだと思っておりますので、今後もそのように努めたいと思います。

【小林委員】説明をしながらと、説明せんじゃないか。今聞いている多額の出金とは幾らですかと、何で告訴しないんですかと、これだけの証拠があるのに、何でしないんですかと。そして、白黒は司法の場でつけなければいかんと。こう

いうこともわかっていると言いながら、何でそれを言わないんですか、何で告訴しないんですか。そこところが全然私はわかりませんし、不誠実だと思いますが、どうですか。

【大石知事】この件は、何度も同じことを申し上げておりますけれども、刑事に関することについて、この場で発言をするといったことは、すべきでないという指導も受けておりますし、私もそういうふうに思います。

ですので、この場では個別具体のものについて私の方からコメントはしませんけれども、それ以外のことについて司法の判断を得るということは、あろうかと思われま。

【小林委員】いや、これをしないというのはね、そう簡単に、ああそうですかというわけにいかんよ。やっぱり県議会に訂正を、時間をかけてちゃんと精査すると、ちゃんとやることはやると、刑事訴訟も、そういうことをやっぱり念頭に入れながらやりますよと、こう言ったから、ならばしょうがないなと。こういうあなたの発言を受けて今日まで待っておるわけだ。

だから、本当にやっぱりね、この問題を明らかにするためには、刑事告訴をしなければいけないと。例えば元監査人は刑事告訴を何回もやったみたいなことを今日も言った。あなたはね、元監査人から刑事告訴を何回か受けているわけだよ。どのくらい受理されているかは知らないが、告訴を受けてるわけだよ。

だから、告訴合戦をやれというんじゃないんだよ。ただ、真実を明らかにするために、やっぱりちゃんと告訴をやる、あるいは被害届け、そういうものを明らかにせんといかんではないかと、こういうようなことを言っているわけだ。そういうことが言えないということが、あなたをね、やっぱり少し疑いの目で見たりとか、な

んかどっかね、失礼な言葉だけれども、うさんくささを感じる、感じざるを得ないと。

こういうことについてはね、なぜそういうことで幾らかと、そういうことを言えないのか、何で告訴をしないのかと。告訴すればいいじゃないかと、これだけ。

あなたね、ちょっとね、自分がね、個人大石じゃないんだぞ、長崎県民の代表としての知事なんだよ。その知事がいろんなことを疑われているという状況からしてみても、今回のことは、なんか告訴すべきじゃないとか、あるいは出金の金額を言うべきではないと、何でそんなことを言うのかと。そういうところを今ね、あなたに言っているけど、この問題だけやったら時間がないけれども、ただ、あなたはそんなふうにして時間を稼いでね、結局、こちら側のいわゆる質問を諦めさせておるわけだよ。

だから、そういうやり方はよしなさいよ、もっとフェアプレイでやらんといかん、本当の正直者になってもらわんといかん。そういうような形を私は強調しておきたいと思います。

それからね、あなたは架空の2,000万円、そんなことをやってる。そしてね、なんとね、460万円と195万2,000円、約655万を自分で手にしてる、こういうようなことについてはどう思いますか。

【大石知事】これまでも繰り返し説明してきましたし、今日、資料でもお示しをさせていただきましたけれども、この2,000万円については、選挙が終わった数か月後、私としては貸付けという処理が適切だというふうに認識をしておりましたので、その認識に基づいて契約書を作成をして、その契約書に基づいて、私はこれまで返金を受けておりました。

ですので、それが事実とそぐわないというこ

とが、今回、見直しの中でご指摘を受けて、そのように訂正をさせていただきましたので、訂正をする中で私が返金を受けておりました655万2,000円につきましては、全額返金をしたという状況でございます。

【小林委員】2,000万円というのは、あなた、お金を持ったんですか、その時に。2,000万円の貸付けというのは、後援会に2,000万円を自分で納金しなければいけませんよ、貸付けということは。それをやってないというぐらいのことは、あなただってわかるでしょうが。それがね、やってないのに、お金を入れてないのに、入金になってないのに、そういう利息、それとこうやって返済金、460万と195万2,000円と、655万円だけをね、自分で受け取ってると。こんなことをしたらね、長崎県知事が、こんなことをやるのかと。そういうことでね、やっぱり県民はびっくりすると思うんだよ、私もびっくりしてるけれども。

今日はね、午前中の元監査人は、こういう2,000万については、これは架空貸付けとか、何かの間違いとか、そういうようなものじゃないと。意図的にこれは前の2,000万円を取り戻すためにやったことだと、意図的に。それはね、選挙コンサルタントが発案をして、あなたが了解してから、これはこうなると。そんなね、間違いとか架空とか、そんなもんじゃないと、もっと悪質な、意図的なと。この意図的というのは、もう失礼だけれども、詐欺、横領罪に当たるみたいな、そんな言い方をされてるんですよ。それに対しては、どう思われますか。

【大石知事】まず、今、お話しの中で2,000万円の入金がないとおっしゃいましたけれども、これで明示をしているとおり、令和4年の1月に2,000万円を振り込んでいます。この処理につい

てどうするのかといったことだと、今、争点は、論点はそう考えておりますけれども、私としては、選挙が終わった後に、それが返せるという、貸付けにして返せるという話を受けたので、そういう処理が適切なんだというふうに認識をして、そのお願いをしております。

その際に、先ほどお話があったように、選挙運動費用収支報告書の方に自己資金として載っているといったことを、認識が不足してたと、できてなかったといったことについては、それはもう本当に私の至らなさだと思っておりますけれども、それに基づいて行ったことですので、今のご指摘には当たらないというように思います。

【小林委員】 そういうふうなね、あなた一人の論理で、我々は一般の常識で、2,000万円という金を貸し付けてないのに、架空で貸し付けたと。午前中は、意図的にと、詐欺、横領的なことを言われておるわけだ。

2,000万円というのを貸し付けてもないのに、実態は。それでね、そういうなんというか、お金をね、655万もいただくと、こういうことを平気であなたはやっと思ったんだよ。もしこの問題が、これだけ大きくならなかつたら、ひょっとしたら、あなたは気づかなかつたと言うかどうか知らんが、そのまま2,000万円を、結局、後援会からおかしく受け取るというようなことで、この655万というのは、あなたの個人口座に入っているんでしょ、どうですか。

【大石知事】 私の口座で返金を受けています。

【小林委員】 だから、2,000万円の、そういう貸付けをしてないものが、何でこんなお金が自分のところに入ってくるのかと、そういうことは不思議に思いませんでしたか。

【大石知事】 繰り返し申し上げますが、

私は貸付けをしているという認識で契約書を作成をして、その契約書に基づいて返金を受けておりました。

仮定の話には答えられませんけれども、もし今回、訂正しなかったらどうだったのかといったところについては、答えられませんけれども、今回、訂正をする中で、それについてはしっかりと記述も、記載も適切なものにしてますし、それに伴って返金も全額させていただいております。

【小林委員】 返金した655万は、現金で払いましたか、どんなやり方で払いましたか。

【大石知事】 先ほど答弁をさせてもらいましたけれども、振込でお支払いしてます。

【小林委員】 振込で払った、そういうような状況にあるわけで、あなたがまず最初の医師会の銀行から借りてきた2,000万、これはいつ後援会に入金しましたか。

【大石知事】 正確な日付は、ちょっとこの場ですぐ即答できませんけれども、R4年の1月に私が信用組合からお借りをしました。

【小林委員】 1月5日ですよ、調べてみたら。それから架空とかいう意図的な2,000万円は、いつでしたか。

【大石知事】 架空というものはありません、答えられませんけれども、先ほどの貸借の話であれば、ここに記載しておりますけれども、6月の、ごめんなさい、違いました。すみません、日付が抜けておりますので、今、答えられません。

【小林委員】 正式に調べたら1月5日が最初の2,000万円。それから、あなた、架空ということは無いと言うけれども、架空じゃないか。その架空は1月の12日、わずか1週間後ですよ。そういう状況の中でやっているわけだよ。私はね、

非常にね、この5日と12日の1週間しかない。こういう状況からしてみても、なかなかね、やっぱり理解ができないわけです。

そして、この2,000万円をそうやって自分のお金を出してないのに貸し付けたと言って、そして詐欺、横領罪に当たるような、そんな利息と返還金を自分のものになっている。そういうのは果たして長崎県知事がやるような行為であるかどうか、この辺はどう考えてますか。

【大石知事】まず、収支報告書が正確なものではなかったことについては、本当にこれは反省をしております。ですので、今回しっかり訂正をさせていただきましたし、それにしっかりと整合がとれるように返金ももちろんさせていただいております。

そういったことをしっかりと今後も起こさないように努めていくことが、私の責任だと思います。

【小林委員】時間がないからね、申し上げるけれども、こうやってね、訂正すればいいと思ったら大間違いですよ。あなた、訂正することが、あなたの政治資金を選管で見ると、真っ先に2,000万が消してある、次は286万が消してある、こういうような状況になっているわけだよ。

今日は、もう時間がないから最後になるが、やっぱり私は繰り返して言うけれども、多額の出金と言っても、幾らかと言ったら言いきれない。あなたね、元監査人のそここのところに会社に460万円かお金をそこに流してるんじゃないか。多額の出金というのは460万円のことじゃないのか、あなたは言えないと言っているけれども。それは、460万というのは、最初にあなたが、そういう貸してもないお金から返してもらった460万円、この460万を処理するために架空のいわゆる迂回を、迂回返済をしようという

ことで、そういうようなことをやっている460万円が、ここでいうところのいわゆる多額の出金ということになってるわけだよ。

私は、この問題はね、もうちょっとやっぱりやって、あなた、弁護士代に幾ら金を使っているのか、今。全部、自分の個人で全部この弁護士代を払ってるわけだろうから、相当な金額ではなかろうかと。何人もの弁護士を抱えて、これを乗り越えていかんばいかんという、今置かれている状況みたいな感じかするけれども、弁護士、弁護士と、こうやって言うけれども、本当の話が、こういうね、我々は事実関係を明らかにしてもらいたい。そして、早くこの問題にけりをつけて、本来の県議会、本来の県政のあるべき姿、本来の県民の皆様からの期待に応えなければいかんと、それにはあなたの協力が必要なことだよ。

だから、当然、告訴すべきものは告訴して、司法の場で、どっちが言っていることが正しいのかと。これをせん限りはね、全然、いつまでもなっても疑惑が残るということになる。ここはひとつよおく考えて、県民の皆様方にご迷惑をかけていると言うならば、もっと本当に迷惑をかけてるような、そういう拳に出たらどうですかと。ここをしっかりとあなたに申し上げて、言葉だけであなたが乗り切ろうとしたら大間違いですよ。我々は、そんなにね、申し訳ないが、言葉だけに惑わされることはない。真実に真実を求めているということが一番大事なことだということ、よおくわかっておってください。

以上で終わります。

【石本委員長】ほかに。

【まきやま委員】知事、お疲れさまです。私の方からは、9月定例会で饗庭議員が質問した際に知事の答弁におきまして、「私は、説明責任

を果たすべく、これまで自分で、また、弁護士を通じてでございますけれども、当該の県議、また、今お話しがあった選挙コンサルの方、医師連盟会長のほか、選対メンバー、主要メンバーの関係者など、10名近くの方々に対して286万円の資金移動の経緯についてお話を伺ってきたところ」とおっしゃってましたが、この十数名を一人一人教えてください。

【大石知事】個人の特定は控えたいと思います。

【まきやま委員】これ、個人の特定といいますが、知事もこの時におっしゃってるんですけども、党内の県議の方、また、選挙コンサルタントの方、医師連盟の会長、選対の主要な関係者となっておりますので、特に問題はないかと思うんですけども。

【大石知事】選対の主要なメンバーというふうな括りでしてますけれども、それ以外の方々です、特定ができる形に恐らくなっていると思いますけれども、それについては、それまでにお話が出ている中で、恐らく皆様もご承知のとおりだというふうに認識はしています。それ以外の方については、やはり特定は控えるべきだと思います。

【まきやま委員】それでは、その話のこの前の答弁の中で、「関係者によっては当時の記憶が曖昧であったり、話が違っていた」という発言がありました。この「話が違っていた」という方は、どなたと、どなたになりますか。

【大石知事】個人の特定はしませんけれども、おやりになっているものもありますが、コンサルの方からご指示をいただいたというお話があったのも事実です。

ただ一方で、それに反して、相談はあったけれども、記憶にないということをおっしゃられていたり、そういった両者の意見とか、そうい

ったものを明確に指示をすとか、記憶がはっきりしているとか、そういったお話はありませんでしたので、そういったことを全て含めて、私の方では、どういった方が判断をして、これを、資金移動をさせていたのかといったことについては、詳細に把握できていないということをおっしゃりました。

【まきやま委員】細かくてすみません。話が違っていたという方は、選対の主要な関係者に含まれてますか。

【大石知事】個人の特定はいたしませんけれども、先ほどの具体的な例で話しますと、「そういった指示があった」ということをおっしゃっている方がいる一方で、それについては、「そういったことは記憶にない」と、「相談はあったけれども、記憶にはない」という意見もあったということです。

【まきやま委員】ありがとうございます。

それでは、選挙の当時、お金の管理は誰がしていたか、把握はできましたか。

【大石知事】一義的にどなたが把握していたか、管理をしていたかということについては、わかってませんけれども、選対のスタッフの中で任せっきりになってしまっていたので、いろんな方が関わってくださっていたとは思いますが。

【まきやま委員】通常、選挙において、お金を移動したりとか、おろしたり、送ったりする方は、もう1名か2名に限られると思うんですけども、それでも把握はできなかったですか。

【大石知事】それは本当に、本来であれば自分が全て把握すべきことなんだと、できないと思いますけれども、すみません、私の今の真実を話しますけれども、それについて任せっきりになっていたということで、誰がといったことについては、認識がありません。

【まきやま委員】 それでは、大石知事は、その当時、会計責任者が会計を担っていたという認識でよろしいですか。

【大石知事】 繰り返しになりますけれども、選対スタッフにお任せをしておりますので、それについてどなたがといったことが、どういった役割を明確にということについては、私の立場でコメントしかねるところがあります。

【まきやま委員】 では、ちょっと話を変えます。

選挙の直後に宣伝事業費約830万、印刷代400万と資金が使われているようなんですけれども、具体的に何に使われましたか。

【大石知事】 すみません、個別の、詳細についてはわかりません。

【まきやま委員】 830万円の支出で大体何に使ったかも把握できてませんか。

【大石知事】 何の830万でしょうか。

【まきやま委員】 宣伝事業費です。

【大石知事】 この場ではわかりません。

【まきやま委員】 では、寄附の議題に移ります。

参考資料212ページですね、ご覧ください。令和4年の1月に出されているものなんですけれども、長崎県医師連盟M会長さんをはじめ、長崎支部、佐世保支部、諫早支部、大村支部と多くの連名によって大石知事本人への寄附の依頼が書かれてあります。これは、各団体、確認を取らないと、こういった連名って、できないものなんですけれども、今回、医師連名会長は、「大石を応援する議員が多く所属する政党の政治活動を応援するための寄附ということで、大石さん個人の応援に寄附をしたわけではない」ということをおっしゃっているんですけれども、この文章を見る限りでは、ちょっと考えられないんですけれども、これ、弁護士さんと医師連盟会長と話をしたということでしたけれども、こ

の文面からいくと、医師連盟M会長さんが嘘をついていることになるんですけれども、この辺の知事の解釈については、いかがでしょうか。

【大石知事】 質問の意図が十分に理解できてないかもしれませんが、これまで申し上げてきたのは、そこの資金の募ったところに関して、私が詳細に、実際に関わっていないので詳細に答える立場にないといったのが、本当に一義的なお話でございます。

ですけれども、医師連盟会長に確認をしたところ、そういったこと、ファックスの件も聞きましたけれども、そういった意図と齟齬があるといったことはおっしゃっていました。ですが、目的としてお金を募ったといったことについては、政党支部に当てた寄附金であるということは間違いないと。

冒頭、最初の方に申し上げましたけれども、報道等で寄附をされた医療法人の中には、大石個人、私個人に対して寄附をされたと、そういうふうには認識をしているというような報道も、私も認識、それを見てわかっております。その件はどうかということについても伺っています。その件については、直接、寄附金を募った医師連盟の会長と医療法人ともお話しをされているというふうに伺っております。その結果で、そういったことだったということで理解が得られたというふうには回答をいただいております。

冒頭も申し上げておりますけれども、こういったことについて私が詳細に答える立場に本来であればないと。もちろん私の選挙にかかるとなので、私は、できる限りのことは説明をしたいと思っておりますが、こういった詳細の経緯について把握をされております医師連盟の会長、もし問われれば、しっかり説明させていた

できますということは、お話は聞いております。

【まきやま委員】ありがとうございます。ということは、次の集中審査に呼んでいただくことも可能ということですかね。わかりました。

では、大石知事が立候補してから当選するまでの間に、多くの寄附があっていたとの認識はありますか。

【大石知事】詳細に、いつ、お幾らといったことは全くわかっておりませんでしたけれども、寄附をいただいているといったことは、もちろん認識はありました。

【まきやま委員】候補者は選挙での当落ももちろん心配なんですけれども、選挙にかかる費用って、かなり心配なものです。ですので、選挙期間中においても、自己資金の2,000万円、これが、寄附が約3,000万入っているんですけれども、今回もらっている寄附と合わせて、何とか今回の選挙は足りるなという認識はありましたか。

【大石知事】私自身、初めての選挙でございましたし、それが知事選挙であったということもあるかもしれませんが、どれくらいかかるのかといったこともわかりませんし、そのあたりの感覚は、不安はもちろんありましたけれども、感覚はありません。

【まきやま委員】なかなか聞いても回答が返ってこないの、ちょっと難しいところなんですけれども。

じゃ、大石後援会のお金の管理は誰がしてるかは把握してますか。

【大石知事】いつの時点でございますでしょうか。ごめんなさい、質問しちゃいけないんですね。止めていただいて。

【石本委員長】休憩します。

午後 4時13分 休憩

午後 4時13分 再開

【石本委員長】委員会を再開します。

【大石知事】管理という言葉の定義が非常に難しいと思いますけれども、もちろん事務員も資金の管理に関わりますし、私自身も関わるのだと思います。もちろん収支報告に関して総会でしてますし、法令に基づく、政治資金規正法に基づく収支報告書もしております。それはその場面によって作成、作業すべき者がしているという認識であります。

【まきやま委員】選挙に使用していた口座は、幾つありましたか。

【大石知事】少なくとも選挙費用、運動費用、収支報告にかかるものと、後援会と、あと確認団体に関しては、1つでございます。

【まきやま委員】では、3つを1つで管理してたということですね。

今、現時点での大石後援会の通帳は、幾つありますか。

【大石知事】後援会の口座、私が、休憩いいですか、すみません。

【石本委員長】休憩します。

午後 4時15分 休憩

午後 4時15分 再開

【石本委員長】委員会を再開します。

【大石知事】今現在、私が使用したことがある口座で申し上げますけれども、1つでございます。

【まきやま委員】以上です。

ありがとうございました。

【石本委員長】ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】それでは、これで大石知事への

質問応答を終了いたします。

知事におかれましては、本日は大変お忙しい中、ありがとうございました。

知事退室のため、しばらく休憩します。

午後 4時16分 休憩

午後 4時35分 再開

【石本委員長】 それでは、会議を再開いたします。

引き続き、参考人からの意見聴取を行います。
ご質問はありませんか。

【宮本委員】 ちょっと不明な点を参考人にお聞きしたいと思います。端的に私どもも質問いたします。

まず、本来は後援会の政治活動費と選挙運動費用は、透明性の確保の観点から別々の口座で管理すべきであります。しかしながら、今回、知事選挙におきましては、選挙のプロ、いわゆる選挙コンサルタントが入っているながら、なぜ後援会の銀行口座で一元管理していたのか、なぜ分けなかったのか。

これ、参考人、何かご見解があれば、知り得ていることがありますならば、教えていただければと思います。

【参考人(元監査人)】 一元管理という形で今言われました、まさにそのとおりでした。私も、その点は何度も知事にも、後援会の事務の方にも聞きました。回答は、「わからない」だったです。

通常は、選挙は選挙、後援会は後援会で、請求書とかを見たらわかると思うんですけども、後援会の方に選挙の関連の請求書がいっぱい、たくさん挙がっています。これはまさに違法なんです。選挙運動の請求書が、A社をはじめ、たくさん挙がっています。これはまさに違

法であると。後援会は運動できませんから。でも、それでも後援会の方で処理をしていたことについては事実です。

【宮本委員】 わからないということですね。これは選挙コンサルタントの指示かどうかというのわかりませんか。（発言する者あり）了解しました。ちょっとここは謎ですね。なぜ一元管理をしていたのかというところは、解明できれば、お願いしたいと思いますが。

もう1点、286万円についてです。参考人は、午前中の我々との答弁の中で、286万円について、「借入よりも寄附の方がリスクは少ない」と。借入よりも寄附とした方がリスクは少ない旨の答弁をしていってしましました。

私の感覚で言えば、寄附とした方が迂回寄附とかになって、逆に疑われるのではないかと。借入という方が、貸借ということで、貸し借りということなので返すと。知事は実態に即したという答弁をされていましたが、参考人の方も、借入よりも寄附の方がリスクが少ないと。こう考えたのはなぜか、これを教えてください。

【参考人(元監査人)】 確かに、借入よりも寄附、迂回でずっと流しましたという形の方が、まあ、その方が普通の形になります。

でも、今回は特定寄附というものの、特定寄附というものがついていました。それで、特定寄附であれば。

今回、訂正しようとした。訂正しています、寄附に訂正しています。これは、まさに逃げられるからなんです。これは何という理由で逃げるかといったら、「当時、私は、選挙は初めてでした、その事実を知り得る立場にありませんでした」という言葉で逃げられます、寄附に変えた方が。それは私も考えました。

ですから、貸付けから寄附に変更したというのが、正直な考えです。借入れで、現状はやられていました。それを寄附に変えました。寄附に変えた方が、特定寄附者が実際に、Kという病院の特定寄附者がもう出ているんです。出ているから、それをもし追及された場合、「私は当時、初めての選挙でした」、また、「その件の情報について知り得る立場ではありませんでした」という話で逃げられるということで、私は考えました。

それで、私が当時、6月24日の時点でも、借入れから寄附に変えるという提案を知事の方にはしました。

【宮本委員】それを知事も了解したということの間違いないか、もう一回ちょっと確認させてください。

【参考人(元監査人)】今のお話は間違いありません。

【宮本委員】ありがとうございました。以上、私から2点確認させていただきました。

【石本委員長】ほかにございませんか。

【富岡副委員長】参考人、本日は大変な中、こうして長時間にわたり、ありがとうございます。

今回、ずっといろいろなお話を聞いて、本当にたくさんの情報があって、自分でもなかなか整理がつかないような状況なんですけれども、2点ほど確認をさせてください。

先ほどの宮本委員のご質問とも重なるんですけれども、先ほどの大石知事からのご答弁の中で、どなたかの質問の中で、通帳は幾つあるのかと、幾つか知事に関連する団体というか、後援会と知事個人のお金と、選挙というのはまさに個人するものと認識しているんですが、個人のお金ですと。それと、最近ですと、この資料にあったかわかりませんが、「新しい長崎

県をつくる会」ですが、そちらについても参考に。

参考人は、今回、大石知事から声をかけられたのは、ちょっと幅広い表現になってしまうんですけれども、今回、参考人がこうやって大石知事と関わられたのは、結局、知事のお金周り、会計周り、収支報告書周り、このあたりを上手に整理してもらえないかと、そういったご趣旨だったですか。そこから先にお聞かせください。

【参考人(元監査人)】知事の方が、とにかくまっとうにしたいという意思を持たれての話が当初にありました。まっとうにしたい。でも、正直、ここまでひどいとは私も思っていませんでした。普通に選挙会計、普通の後援会収支、確認団体という形できちっと、ある程度きちっとはされているとは思っていました。

ですから、これをきれいにするというのは、正直大変だと思います。18の不正を全部、すべてをきちっとするというのは並大抵の力では無理です。

必ず訂正を、選管の方に訂正をしないといけません。この訂正というのは、確かに税務署に修正申告というのはもっと大変です。もっと大変です。でも、彼自身は、そこまでの認識はなかったと思います。本当に訂正すれば、訂正さえすればいいんだという認識しかなかったと思います。本当に大変という認識はなかったと思います。

【富岡副委員長】そうした中で、参考人、多分、通帳であるとか、いろいろ見られていたと思うんですけれども、先ほどの大石知事との整合性の部分でいうと、大石知事の選挙周りの個人のお金と後援会のお金、そして「新しい長崎県をつくる会」のお金、こちらも一つの口座で管理されていたと、参考人もそういったご認識でし

ようか。

【参考人(元監査人)】 個人の口座は、別です。選挙、後援会、新しい長崎をつくる会、この3つの部については、大石賢吾後援会の口座1つありました。それだけです。

【富岡副委員長】 あと2点目で、ほかの方からもご質問のあった、参考人と大石知事との関係についてでございます。今回、最初のところの関係性のところ、あとは関係破壊のところ、さっとしか見られていないんですけれども、業務委託契約であると、委任であるとか、そういった言葉が出てきていました。

先ほど、参考人がどういった趣旨で大石知事との関係性が築かれたのかというところとも関わるんですけども、これ、一般的には委任契約、法律行為などを事務処理を行うというところと、準委任契約、非法律行為の処理の部分、それと請負、一定の成果物ですね、そういったものを出してもらう、一定の成果を受けて、それに対して対価を支払うのと、あとは雇用契約、普通に事務員さんとかと関係があるんですけども。

参考人は、こうした中で結ばれたのは、一般的に業務委託ということですが、どういった内容を結ばれようとしていたのでしょうか。

【参考人(元監査人)】 この業務委託というのは、先ほど申し上げました、大石知事を助けるために結んだ契約です。この2,000万円の架空貸付を消すために結んだ契約です。

この契約については、知事からのメールでの通知で、「一切結んでいません」ということです。ですから、「たとえあったとしても解除します」というメールが、この証拠にメールを出しています。

その後、それを読んですぐに送ったのが、私からの内容証明ですね、前編・後編という形で2部10枚をすぐに作成して送っています。

ですから、業務委託契約という形をとっています。

【富岡副委員長】 先ほどのお話ですと、まだ争いというか、そもそも契約が存在したのか、成立していたのかということと、成立していたとして解除されたのかと、そこは大石知事との部分で多分、食い違うところはあるかと思えますけれども、我々聞いていて、一般論で言うと、参考人もかなり知事のために一定の業務を行ったということで、何らかの対価は当然発生するような感覚に我々はなってしまう。契約がどうなっていたかというのはありますけど、一定の対価はあるのかなと思いますけど、先ほどのお話ですと、一切お金は現状もらっていないということですが、その部分を再度確認させてください。

それが、先ほど大石知事に、多額のお金が動いたと、そういったご質問があって、それはどうなんだというのに対して、大石知事は何もお答えになりませんでしたけど、その金額の分を、460万円というお話もありましたけど、そこを言える範囲でお聞かせいただけたらと思います。

【参考人(元監査人)】 その前にですけども、大石知事の方、また後援会の事務の方からも、「請求書を上げてください」ということで求めはありました。しかし、請求書は上げていません。

今回、不法給付の形で内容証明を打たせていただいた後、その460万円の振り込みを受けた分については、私どもの方で、別段の方でお預かりをしていると。

これはなぜかという、これから先、裁判、民事裁判があります。本日お話したように、もう6,000万を超えています、損害が。また、私に対する慰謝料。私に対する慰謝料も、私の昨年の年収から算出した慰謝料請求という形になります。ですから、1億円を超えます。ですから、その一部として充当すると。

今後、今、請求書を出したところで、そんなの支払うわけがないし、恐らく今はもう高い弁護士代も払っておられると思います。ですから、今請求したところで、切手代の無駄です。

ですから、これから先、きちっと民事の方で、刑事事件が終わった段階で、私が告発全て終わった段階で、民事の方の請求を。もう訴状はできていますから、あとはもうそれを待っているという形です。

【小林委員】 参考人、お疲れさまです。恐らく今、2時間、我々と知事とのやり取りを、テレビか何かで聞かれておったと思います。恐らく大石知事も、午前中の我々の、参考人との、あなたとのやり取りを全部聞いておられたようですしね。

そういうことで、どういう論議が我々と大石知事となされたか。大石知事が、全くあなたと真逆な、さかさまな答弁とかお答えをされているということもよくお聞きになったと思うんです。

それで、私は、さっき最後に知事に迫ったわけですが、聞かれたと思いますが、要するに令和6年6月28日、承認なく多額の出金がなされ、監査業務を行っていた者に渡った可能性があることが発覚したと。まずここだけでも、監査業務を行っていた者に渡った可能性があることが発覚したと。つまり、あなたに何かこういう多額の出金かと、こういうふうに読めるとする

んですけれども、これについてはどう思われますか。

【参考人(元監査人)】 申し訳ありません、私、知事とこの委員会とのやり取りは一切聞いておりません。すみません。記者の方と、記者会見というんですかね、そちらの方に行って、約1時間半、話をしてきました。

私自身も、聞きたいとか聞きたくないとかというのは、ありません。何を言われているかというのも、大体もう予想はつきますし、ですから、この空いている時間に記者の方に、時間をということで、行きました。

【小林委員】 そうすると、聞いていなかったとしても、改めて同じ質問をしますけれども、今年の6月28日に、承認なく多額の出金がなされ、監査業務を行っていた者に渡った可能性がある。つまり、あなたに何がしか多額の出金がなされたと、許可なくと、こういったことを言っているわけです。

それから、詐欺罪に当たる可能性も含め、被害届の提出や刑事告訴も視野に確認を進めていると、こんなことを言っているわけです。

それで、多額の出金をあなたが、後援会の誰かよくわかりませんが、その職員と一緒にやって、こういう多額な出金を勝手にやったかのような、そういう発言になっているわけです。

つまり、なぜこういう発言になったかということ、ご存じかと思うけれども、G議員のいわゆる286万円、これを借入れから寄附に変更すると。田中愛国議員の質問に対して、そうやって訂正するとさっと出てきた。じゃ、それを6月いっぱいまでにやると言いながら、結局、6月いっぱいではやれない理由として、こういう多額の出金が明らかになってきたと。そして、あなたに渡っていると、こういうことで。

私は大石知事に、多額の出金とは幾らのことですかと、こういう質問をしたけど、答えられないと、こう言うんです。

あなたは答えられますか。

【参考人(元監査人)】 460万円です。

【小林委員】 私もね、これは460万円ではないのかと、こう言ったわけです。つまり、あなた方は先ほどからずっとおっしゃっているように、大石知事の2,000万円を、何とか消さなくちゃいかんと。そしてそれを助けるために、大石知事と話をし、まず、655万円の利息から、これをまずやっつけようと、これを片づけていこうと。

まず最初にもらったのが460万円。これを、要するにお宅の会社に、個人じゃなくして、おたくの会社に大石後援会から送ると。そして、大石後援会から送られた460万円を、要するにあなたから、参考人から後援会に返す、戻す。そして後援会の人からもらったものが大石さんについて、大石さんがそうやって後援会に戻すと。ちょうど返済迂回だよ。迂回返済というのか、どっちかわからんけれども、そういうことをあなた方は実は内々話し合っているわけよ。

で、そういうことがあるものだから、私の考えでは、なんで告訴しないのかと、なんで、そうやって多額の出金になされて、それで元監査人といえば、あなたと事務員の方が共謀して、何かいかがわしいような契約が何かを結んで、そういうおかしなことをやっていることも判明したと、こんなことをさっき、後でまた議事録を読まればよくわかると思うが、大石知事が言っているわけよ。

で、多額の出金とは幾らかと、なんで告訴しないのかと。告訴するという、被害届を出すとやったじゃないかと、こういうことだけでも、

全然それには反応なし。答えられないと、こう言っているわけよ。

だから、あなたがいみじくも言った460万円、これは要するに655万の中の、最初にそういう架空の貸付けからもらったお金、これをまず返そうということで460万円があなたのところに、要するに多額の資金と言われるこの460万が、要するに大石さんを助けるために、その2,000万円のお金を、架空のものをちゃんと処理するために話し合っているわけだよ。こういうようなことについて、ちょっと明確に、時間はあんまりないんだけど、ぱっぱぱと上手にやってくれませんか。

とにかく460万円あるんですね。

【参考人(元監査人)】 はい。

【小林委員】 これは大石さんに返すためのお金でしょう。

【参考人(元監査人)】 はい、それは相殺しますが、最終的にはですね。

【小林委員】 だから、それは大石さんと。

【参考人(元監査人)】 間違いなく、今の現状は、別段の方に入って預かっております。それは間違いありません。

【小林委員】 そうすると、大石知事は、この460万円のお金で多額の出金とこう言って、我々に何か非常に期待を持たせるような、何か自分が、そういう後援会のお金が訂正できないと、こういう理由にしたんだけど、あなた方は、我々の知らんところで、ちゃんと大石さんも含めて、後援会の方も入れて460万円をまず処理しようと。そのためには、こういう返済の架空をね、いわゆる迂回献金じゃないけれども、迂回返済をやろうと、こういう話だったわけだな。

【参考人(元監査人)】 はい。

【小林委員】そういうことだったら、あなたを告訴しなさいと、我々が言っても告訴をしきらん。被害届を出しきらんというのは、関与しているからできないわけでしょう。どうですか。

【参考人(元監査人)】今お話があった460万円の件について、なぜ告訴できないのかというのは、自分が関与しているからです。もちろんです。そうです。

で、今日の午前中にお話をしたとおり、この件について、確かに18件の不正の中の1件ではあったんですけど、この中で一番本当に罰条の大きい詐欺、横領を、とにかく消すということで、3人で考え、3人でやった。私は私でいろんな提案をしました。2,000万用意できませんか、650万用意できませんかということで、いろんな話をしてきました。しかし、どれもこれも駄目ということで、後援会にあるお金を迂回で、さっき委員がおっしゃったように迂回寄附じゃなくて、迂回返済という形でとると。形をとるという形で、3人で話し合い、ズームで話し合いしました。以上です。

【小林委員】大変、あなたには失礼な話で申し訳ありませんが、今の話は、大石さんとあなただけでやったんじゃないかと、後援会のある方が入っているわけだね。だから、後援会のある方が、そこを証明できれば、どっちが言っていることが正しいかと。どっちが言っていることが本当かと。ある後援会の職員の方が、いきなり首を切られたというか、なんか自宅待機を命じられたと、こういうようなことになっているけども、この問題がまさにその自宅待機になっている方とあなたと大石さん、3人で460万の処理に、この2,000万円をまず処理するためにやったことで、結局こうやってあなたをね、被害届や告訴をできないまま、まさに自分が関与して

いるからと。こうすることで恐らく後援会の方に、いずれまた来ていただいて、そういう真実を明らかにしていただかないと、いつまでたっても真相の究明が、だから、知事が結局はうそを言っていると。明らかにうそを言っていると。普通だったら、知事の職にある者が、こういうふうなことをやられたら、真っ先にあなたの方はもう告訴してて、本人はまだそのことについて言われんとか、弁護士と相談してからとか、こんなことを言っているわけよ。だから、真相が明らかにならないわけよ。自らが責任を取ろうとしないわけよ。

そこで、最後にちょっと聞きます。

その460万円のお金が多額の出金で、まさに迂回返済をするための、まさにあなたの会社に預かったお金と、後援会からのと、このことがよくわかりました。これは重大な発言。そして、同時に後援会の方が、ある職員の方がやっぱり自宅待機されていて、その方が証言すれば、大石さんが言っていることが正しいのか、あなたが言っていることが正しいのか、これがよくわかるということになりますね。

それじゃ、時間がないから、またこれから大石さんの疑惑が新たに生まれてくるのかと、こうすることで質問しますが、結局こうやっているいる帳簿を見ておれば、車上ウグイス嬢、車上のウグイス嬢が、大体あれは幾らになっとっとな、普通ね。1万5,000円、失礼。1万5,000円がなぜか倍でお金を払っているような状態になっているとか、あるいは、後援会の幹部であると思うけれども、100万円ずつ、そういうお金を渡してあるとか、選挙の直前、あるいは選挙中かもしれませんが、こう調べますけれども、そういうようなものがあって、また新たな疑惑がここに生まれてくるような感じがありません。

すけれども、そのことについてはご存じですか。

【参考人(元監査人)】 今、委員の方からご質問があったんですけれども、まず、さっきお話があったウグイス嬢の件については、市民団体の代表が先日告発されています。内容は、私ももう自分も告発しようと、まさに告発しようとした件だったので、内容はもう押さえています。内容については、今お話があったように1日1万5,000円のウグイス嬢の料金です。これはもう法律で決まっています。

これが、ただ、ウグイス嬢に1万5,000円以上のお金を渡したのではなくて、このウグイス嬢さんは確認団体の方で選挙管理委員会に登録されていました。確認団体のウグイス嬢として登録されていた方なのに、実際は活動は大石知事の方について、ずっと選挙カーに乗られた方という形の方。ですから、費用は、確認団体から、確認団体から15万幾ら、こっこの選挙会計の方から15万幾らという形で振り分けられていました。振り分けの費用。でも、合計して31万幾らがしかの金額については後援会事務所から、大石後援会から31万円か32万円ぐらいをお支払いしていました。これ、実質、一日実働日数を計算したら、1日1万5,000円ははるかに超えていました。ですから、私もそれを告発しようと思ったら、市民団体さんの方が先に告発したという状況です。

もう一つ100万円の選挙買収については、これも不正の18件の中の一つでした。このことについては、100万円のことは、選挙前です。選挙前に小口現金から、大石後援会の小口現金が、その日、約350万ぐらいありました。その350万円ぐらいあった中で、小口現金から100万円、100万円、2人に対して100万円、100万円という形で現金で渡されています。小口現

金の明細は、選挙カーを借りるという名目で100万円出していました、一人の方には。

次に、もう一人の方には、アルバイト費用を払いますということの名目で100万円出ていました。

選挙が終わった後に、その100万円を、今度、選挙カーで持っていった、渡した100万円については、化粧品代とか、あとコンビニエンスストアの領収書とかを、100万円分ありませんでしたが、それを、これはもう名前が出ていますからいいですけど、選挙コンサルタントが入れてきました。

あと、もう一人の方についても、精算という形をとっていますけれども、実際にお金は入ってきてなかったです、調べたら。その領収書も全部調べました。ですけども、なかったです。ありません。領収書はありません。ですから、間違いなくありませんでした。

ただ、一つの情報として、当時に化粧品代とか、いろいろSNSを担当された女性の化粧品代とか、あとパン代とか食事代とか、そういうものの領収書は出てきたという形で証拠を隠蔽しているという判断を私は下しました。ですから、この100万円の分はあります。

ほか、大石後援会から一番大きいもの、今朝も話しましたがけれども、法人、会社の法人さんから寄附をいただいています。その法人から寄附をいただいているにもかかわらず、大石後援会は法人からの寄附を受け入れることはできません。ですから、そのことについて、大石後援会はどういうふうに処理したかといったら、個人名で、そこの会社の役員さんの名前で10口ですかね、10口に分けて振り込んでいます。これも不正の中の、18件の中の一つです。

ほか、まだ選挙、選挙期間中のことについて

も、私の方で出すか出さないかというのは、今、正直迷っています。証拠は全部あります。

【小林委員】参考人ね、せっかくですが、残念ながら時間が今日はないんです。

それで、また、皆さん方で委員間討議をしながら、やっぱり今日で、時間はたっぷりあって、いろんな意見の交換ができましたし、議論もしてきましたが、真相究明にどこまでつながったかということについては、何せ大石知事が全くあなたと逆の言い方ばかりされていると。だから、どうしても、なかなか真相は明らかにならないわけです。

特に、2,000万のそういう架空とか、意図的ということとは、詐欺、横領ですよ。そういうようなところをやっておきながら、あまり顔色を変えずに、なんかそこで答弁されているから、ちょっと納得ができないわけですよ。

ですから、そういう意味では、また改めてやっぱりいろいろとお越しいただいて、真相を明らかにしていただかなければ、やっぱり県民の皆様方のご期待に応えることができないんじゃないかと。とにかく、早くこの問題にけりをつけて、新しい長崎県の出発をせんといかんと。そういうことを考えておりますから、今後とも、ますますご指導賜りますように、知り得たことを正直に話していただいて、さっきの460万についても、後援会の方と一緒にいられて、ちゃんと証言できるものと確信の上で、これには大石さんも加わったわけだから、そういう意味からしてみても、やっぱり真面目な正しい方向でやっていくことをお願いして、とりあえず最後の質問として、今日はお疲れでございました。ありがとうございました。

【参考人(元監査人)】本日、これお持ちして事務局の方に、大変だったと思うんですけども、

まず、陳述書1、2、3は、1がその他でいろんなことを書かせていただきました。2については286万円、3については2,000万円の疑いのことについて書いています。

このシールを貼っている資料4、4というのは、私が2,000万円の詐欺事件で検察庁の方に提出した証拠をそのまま持ってきました。これは、まさにこの2,000万円の証拠の全てです。これ1号証からずっと13号証まで、全てこれは検察庁の方にも出しました。それを引きのばして、これ小さかったらいかんで大きいやつを引きのばしたやつが資料5ですね。

資料6が、昨日発見した証拠等です。

ですから、この辺をですね、これなんか回収という形なんですね。ですから回収を、もうお渡しするというのはできるんですか。

【石本委員長】休憩します。

午後 5時12分 休憩

午後 5時13分 再開

【石本委員長】再開します。

ほかに質問がないようですので、これで参考人に対する意見聴取を終了いたします。

参考人におかれましては、本日、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

本委員会を代表しまして、お礼を申し上げます。

それでは、参考人退室のため、しばらく休憩いたします。

午後 5時13分 休憩

午後 5時15分 再開

【石本委員長】それでは、委員会を再開いたします。

本日の参考人への意見聴取及び知事への質問

応答を踏まえ、今後の日程について協議したい
と思います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたし
ます。

協議につきましては、本委員会を協議会に切
り替えて行うこととしたいと存じますが、ご異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 それでは、そのように進めるこ
とといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に
切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午後 5時16分 休憩

午後 5時25分 再開

【石本委員長】 委員会を再開します。

本件に関する今後の審査日程につきましては、
10月2日、15時から委員会を開催し、協議する
こととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ご異議ないようですので、その
ように決定させていただきます。

次に、予算決算委員会総務分科会の決算審査
の日程について協議したいと思いますので、し
ばらく休憩いたします。

午後 5時25分 休憩

午後 5時26分 再開

【石本委員長】 再開いたします。

予算決算委員会総務分科会の決算審査の日程
については、お手元の資料に掲載のとおり、審
査日程のとおりとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ご異議ないようですので、その

ように決定をさせていただきます。

以上をもちまして、本日の委員会審査を終了
し、予算決算委員会総務分科会につきましては、
閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 5時26分 閉会

10月2日
(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年10月2日

自 午後 3時 2分
至 午後 3時56分
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	石本 政弘 君
副委員長(副会長)	富岡 孝介 君
委 員	小林 克敏 君
”	浅田ますみ 君
”	松本 洋介 君
”	吉村 洋 君
”	坂本 浩 君
”	大場 博文 君
”	宮本 法広 君
”	まきやま和 君
”	湊 亮太 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、審査の経過次のとおり

午後 3時 2分 開議

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動等について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 3時 3分 休憩

午後 3時53分 再開

【石本委員長】 委員会を再開します。

閉会中の委員会活動についてお諮りいたします。

まず、日程についてですが、大石知事の政治資金等に関しましては、引き続き審査が必要かと存じます。

日程につきましては、10月28日から30日の3日間とすることでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 それでは、そのように決定いたします。

次に、出席要請につきましては、大石知事、参考人につきましては、今回の政治資金問題に詳しい弁護士、大石知事の選挙コンサルタント、県医師会会長、寄附を行ったとされる9つの医療法人代表、令和4年の長崎県知事選挙において大石候補者が届け出た出納責任者、大石けんご後援会元監査人、大石けんご後援会元関係者、新しい長崎県をつくる会代表、元秘書課長、県建設業協会会長の18名を招致することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 それでは、そのように決定いたします。

なお、審査の進め方につきましては、参考人等の招致状況等を踏まえ、正副委員長にご一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 それでは、そのように進めさせていただきます。

なお、参考人につきましては、実名の公表を控えることが出席の条件となる場合がありますので、各委員におかれましてもご配慮をお願いいたします。

また、今回も審査を円滑に行うため、出席者

及び参考人に対して質問する内容を事前に示したいと思いますので、別紙により10月8日（火曜日）17時までに質問通告のご提出をお願いいたします。

そのほかの閉会中の委員会活動について、何かご意見ございませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

以上をもちまして総務委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 3時56分 閉会

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和6年9月27日

総務委員会委員長 石本 政弘

議長 徳永 達也 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 83 号 議 案	知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例（関係分）	原 案 可 決
第 84 号 議 案	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原 案 可 決
第 86 号 議 案	権利の放棄について	原 案 可 決
第 87 号 議 案	権利の放棄について	原 案 可 決

計 4 件 （原案可決 4 件）

委 員 長 石 本 政 弘

副 委 員 長 富 岡 孝 介

署 名 委 員 小 林 克 敏

署 名 委 員 松 本 洋 介

書 記 川 村 恵

書 記 阿 比 留 祐 太 郎

速 記 (有)長崎速記センター